

マーリーズ・レビュー研究会報告書

平成22年6月

財団法人 企業活力研究所

【本調査研究の要旨】

本調査研究は、グローバル経済の進展に伴い我が国税制を取り巻く環境が変化する中で、法人課税のあり方を中心に、今後の税制抜本改革の方向性について検討するものである。本検討に際しては、イギリスの税制改革の方向性について検討したマーリーズ・レビューを素材に、日本が直面している立地競争等の状況等を踏まえ分析するものである。

グローバル経済な経済下で抜本的な税制改正を行うには、格差・貧困問題に対応する公平な税制改革とセットで、法人税引き下げを含む効率的な税制改革を行う「タックス・ミックス」が必要となる。

公平な税制改革の内容としては、欧米諸国が広く導入している、税制と社会保障の一体改革（給付付き税額控除の導入等）によって低所得者層の勤労意欲も引き出しつつ経済支援を行うことが考えられる。

効率的な税制としては、自国の貯蓄を国内で効率活用して経済成長につなげるため、資本・貯蓄に対する税負担を軽減することが必要である。具体的には、法人税改革や金融所得の一体課税化（利子所得の損益通算等）を進めることである。特に、本調査研究の税制改革の提言としては、法人税改革として2段階のステップを踏むことを考える。

第1段の法人税改革は、課税ベース拡大を伴う「表面税率」（国・地方をあわせた法人税率）の引下げである。特に、リーマンショック以降、国内企業のコアな製造拠点や研究開発拠点の海外流出が進展しつつあり、我が国から付加価値及び雇用の一方的な流出を止めることは喫緊の課題である。課税ベースの拡大の方法としては、租税特別措置や減価償却制度の見直し、移転価格税制の改正、証券優遇税制の見直し等が考えられ、5%程度の「表面税率」の引き下げとパッケージで行う収支中立型の改革である。

第2段の法人税改革は、企業の法人税の実負担である「実効税率」を先進諸国並みの水準への引下げ（25%～30%程度への引下げ）である。我が国の立地の競争力を高めるとともに、企業の投資活動の活発化や雇用の更なる拡大を可能とすることを目的とする。

このためには消費税・所得税・資産税を根本から見直すといった税制全体の抜本改革が必要となる。その際には、EU諸国が一貫して法人税率を引き下げてきたにもかかわらず法人税収の対GDP比は上昇している傾向（「法人税パラドックス」）も重要となろう。

今回の調査研究の結果を踏まえ、「何を課税ベースとして」「どこで課税するのか」というマーリーズ・レビューが提起する根源的な視点を活かしながら、産業界、政府関係当局を中心に、我が国企業の持続的な成長につながる法人税制改革が検討されることを期待する。

なお、本報告書は、財団法人企業活力研究所が財団法人JKAより自転車等機械工業振興事業に関する補助金の交付を受けて実施した調査研究の成果を取りまとめたものです。

【本調査研究の概要】

第 1 部では総論として、世界的な税制改正の動向と日本の税制を取り巻く状況を分析する。

まず、経済のグローバル化と各国政府による法人税率引き下げの潮流、我が国の経済社会・財政状況、その中で政府が抱えるジレンマについて簡単に述べる

次に、我が国の税制を巡る議論について、我が国の税収構造、法人税負担、税制による再分配効果、中小企業税制、諸外国の税制改革などの観点から概観する。

最後に、前述の内容を踏まえた上で我が国考えられる課税方式等についてマーリーズ・レビューにも触れながら例示する。具体的には、イギリスのような小国開放経済モデルと日本の現状が異なることを認識した上でマーリーズ・レビューの議論を参考とすることが重要であることと、課税方式を考える際に税の中立性を検討することが重要であるとしている。

第 2 部では、マーリーズ・レビューの議論を踏まえて特に法人税制改革の潮流について議論する。

第 1 章ではキャッシュフロー法人課税、ACE 法人課税、仕向地主義法人課税などマーリーズ・レビューで議論されている法人課税がそれぞれどのような特徴及び課題を有しているかについて分析した上で、これらの制度がグローバル経済下でどのような意味を持つか説明する。特に、法人税制について税制の国際的中立性、投資への中立性、資金調達の中立性、事業体間の中立性などを考えることが重要である。なお、税収中立については、所得課税、消費課税も含めたタックス・ミックスで検討していく必要がある。

第 2 章では平均実効税率、限界実効税率、法定税率の概念を整理しながら、これが企業行動にどのような影響を及ぼすかを分析するとともに、主要国の法人税改革と実効税率の変化について説明する。本分析では、将来の投資プロジェクトに対する法人税負担というフォーワードルッキングな指標により限界実効税率と平均実効税率の変化を定量的に把握し、法人税改革の目的を明確にすることが重要であるとしている。

第 3 章では資本の国際取引が活発化する中で国際課税の観点からどのような課税方式が望ましいか議論する。ここでは個人と法人の事業体間の中立性と投資の中立性を確保するために二元的所得税と ACE 法人税を組み合わせた税制改革がマーリーズ・レビューの提案の一つであると評価すると共に、タックスヘイブン国の税務当局が英国居住者の投資情報を提供した場合には徴収所得税を折半するという提案も現実的な提案として評価している。

第 3 部ではマーリーズ・レビューがもたらす我が国税制への示唆を整理する。

第 1 章では再度マーリーズ・レビューで示されている課税方式を整理し、法人税制度の中での「自己完結」的な見直しに拘わることなく、ドイツの税制改革の例を参考に、所

得税、資本課税、消費税との関係も含めた包括的な税制改革のあり方を議論すると共に、日本の税制改革の方向性についてもこれを踏まえ提示する。

第 2 章では国際課税の観点から特に金融資本課税についてアメリカの税制改革案も参考にしながら検討する。他方、日本では、利子・配当・キャピタルゲイン等の所得区分による不公平が生じうる状況にあり、また、金融商品の保有について、外国人(非居住者)投資家の保有割合が高くなっていることなども踏まえつつ、日本の経済・社会の状況にあった国際資本課税改革を行うべきとしている。第 3 章では実効税率の引下げに焦点を当て、マーズ・レビューで検討されている課税方式や、研究開発税制など現実の政策減税を利用することによる課税負担の軽減が実効税率引下げにどのように作用するか検証する。特に、現行税制と比較して、課税ベースを拡大しながら法人税率を下げた場合、どの様に実効税率が変化するかについて試算し分析している。第 4 章ではマーズ・レビューで取られている課税方式を実際に採った場合の日本企業の課税負担について、公開されている財務諸表等から試算し、その含意について説明する。試算結果によると、C B I T の導入がもっとも現実性が高いとする。一方で負債利子控除を廃止する課税方式であることから借入に依存する企業の負担増には配慮する必要があり、また個人段階での所得課税も併せて議論すべきであるとしている。

第 4 部では消費課税に焦点を当てて、イギリスの V A T、オーストラリア・ニュージーランド・カナダの G S T について分析し、低所得者層に対する給付つき税額控除がもたらす税制上の効果について我が国制度へのインプリケーションも含めて議論する。また、金融取引に対する V A T 課税のあり方についても検討する。特に、消費課税については、幅広い課税ベースを持つことと単一税率を課することが重要であるとし、中低所得者に対しては逆進性対策として、給付つき税額控除等の社会保障政策で対応することが重要であるとしている。

最後に、第 5 部において現在の税制や経済環境、投資環境を整理した上で、現実的な法人税改革案について提言する。ここでは要旨で述べたような 2 段階の法人税改革により、我が国の立地の競争力を高めるとともに、企業の投資活動の活発化や雇用の更なる拡大を目指すとしている。

目次

第1部 総論	2
(佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授)	
第2部 マーリーズ報告にみる税制改革の潮流	25
第1章 グローバル化と法人課税改革	25
(佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授)	
第2章 法人税の実効税率	57
(鈴木 将覚 みずほ総合研究所政策調査部主任研究員)	
第3章 国際的資本移動に対する課税方法	78
(岩崎 政明 横浜国立大学大学院国際社会科学部教授)	
第3部 日本の法人税改革への示唆	89
第1章 我が国の法人税改革の論点	89
(佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授)	
第2章 経済のグローバル化と国際課税	116
(岩崎 政明 横浜国立大学大学院国際社会科学部教授)	
第3章 実効税率の引き下げに向けて	123
(鈴木 将覚 みずほ総合研究所政策調査部主任研究員)	
第4章 法人税改革試算	142
(阿部 泰久 日本経済団体連合会 経済基盤本部長)	
第4部 消費課税のあり方	166
(森信 茂樹 中央大学法科大学院教授)	
第5部 今後の展望	183
(森信 茂樹 中央大学法科大学院教授)	
おわりに	

第1部 総論

1. 我が国税制を取り巻く状況

1.1 経済のグローバル化

我が国の経済・財政を取り巻く状況は厳しさを増している。その1つが経済のグローバル化、つまり、国境を越えたヒト（＝ここでは「法人」企業）・モノ（＝製品）・カネ（＝資金）の自由な移動である。法人企業（＝ヒト）の移動、即ち、生産設備・事業所等の立地に関わる選択は人件費の多寡だけではなく、社会保険料や税負担に拠っても影響されるだろう。海外に比べて高過ぎる税負担は、企業（資本）の拠点の海外流出、海外からの資本誘致の阻害要因になり得る。¹国内に留まる企業についても、税は製品（＝モノ）の生産コストを高め、海外市場での競争力を損ないかねない。また、高い課税を逃れるべく資金（＝カネ）が国内に還流せず、海外に移転・留保されるかもしれない。実際、我が国の海外現地法人からの受取配当金の伸びは2001年から07年まで、2.2倍増に留まっている一方、2007年に現地法人で内部留保された利益（フロー・ベース）が01年の26.5倍増の3.6兆円を超えるなど、「我が国企業は、この海外利益の多くを国内に資金還流せずに海外に留保する傾向」が見受けられていた²。このため、平成21年度税制改正では海外子会社からの配当益金不算入制度が創設された。

他方、我が国の法人実効税率は依然として世界最高水準で高止まりしており、こうした税負担の高さは「企業の投資判断を歪め、国内に良質な投資機会があったとしても海外投資が選好されてしまうおそれがある。更には、・・・利益の源泉である無形資産等の海外流出を招くおそれもある。企業の税コスト意識が高まる中において、人材育成や研究開発環境の整備などに取り組み国内の投資環境をどれだけ魅力的なものにしたとしても、税負担が高ければ、そうした経済活性化努力の効果は大きく減殺されて」しまいかねない（経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」（2006年5月））

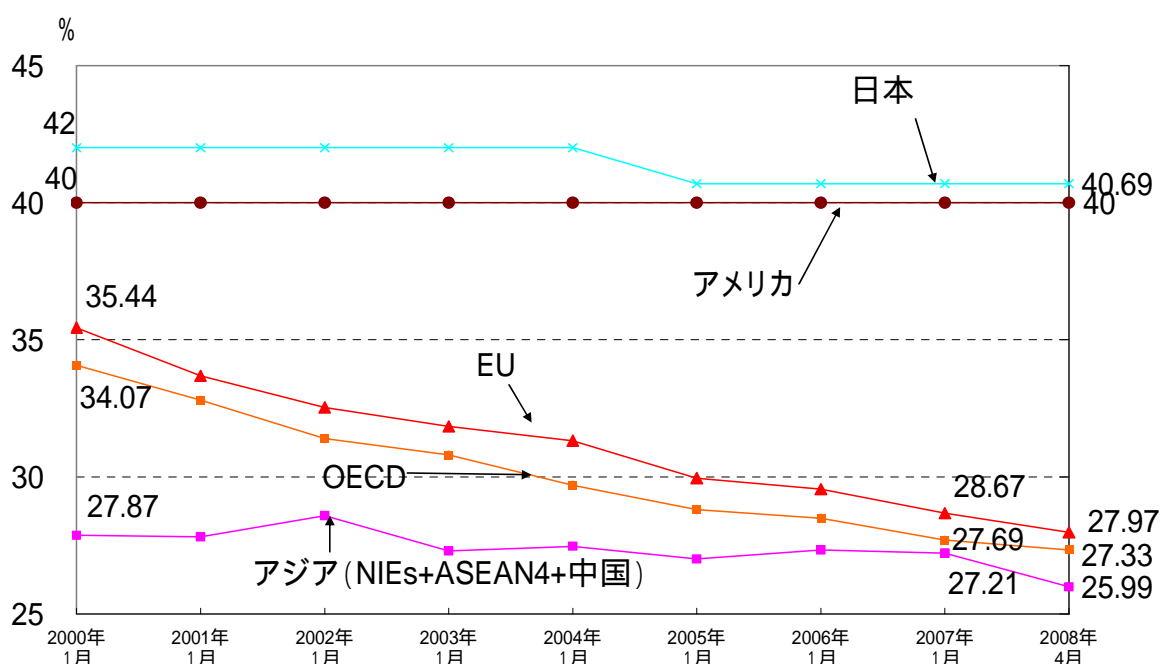
ヒト・モノ・カネを巡って、各国政府は法人税の切り下げ競争を展開してきた。いわゆる「国際的租税競争」である。実際、2000年から06年にかけて、OECD30か国中25カ国が法人税（法定税率）を切り下げた（Bert Brys（ ））。法人税率のOECD平均は2000年時点で33.6%だったのが、08年では27.3%まで低下している。2008年には法人税率が英国で30%から28%、ドイツでは39%から30%へとそれぞれ引き下げられている。中でも東欧・北欧諸国、ベルギー、スイスなど規模の小さな国では税率の引き下げが顕著である。これらの国々で

¹ 「法人税負担に関する法人企業へのアンケート調査」によれば、企業の立地に関して現時点で法人税の負担が判断材料となとした企業は「重要」、「ある程度参考にする」を合わせて4割程度に留まる一方、将来的には6割強が法人税負担は立地の選択に影響すると回答している。

² 経済産業省「海外事業活動基本調査」

は2000年平均が30.9%だったのに対して、06年は24.9%に下がっている（Bert Brys ()）。他方、我が国の法人税率は国・地方を合わせて40%と先進諸国の中でも最も高い水準に留まる。アジア諸国との比較では、その平均26%に対して際立って高い（図表1）。我が国でも「国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から」税率引下げの必要性が指摘されている。現政権は、現行税制について「世界との比較で法人税は高く消費税が極めて低いのは事実」であり、「税率を国際的な流れにふさわしいものにする」には「法人税は減税の方向に導くのが筋だ」（鳩山総理参院予算委員会答弁（2010年3月12日））としている。

図表1：法人税率の推移



出所：経済産業省資料

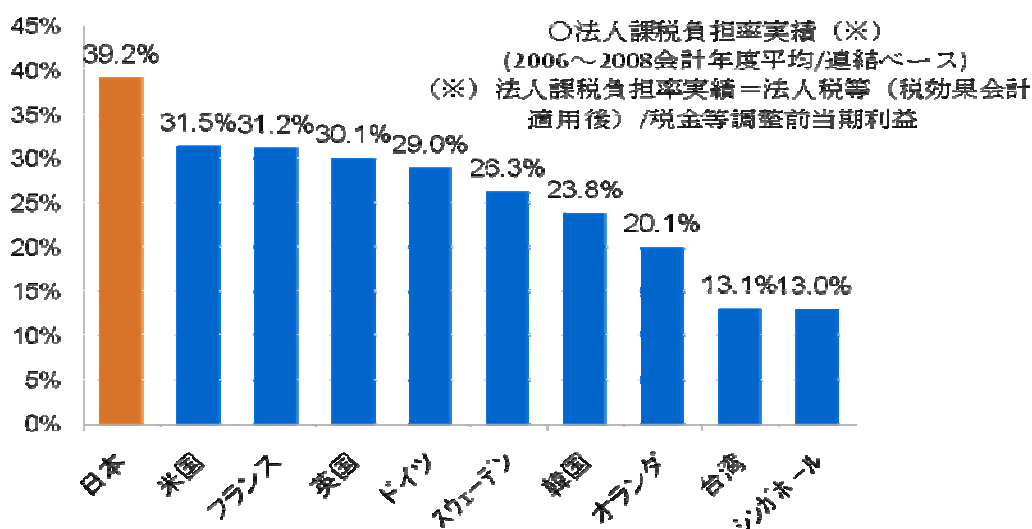
法人税負担の多寡は、法律上定められた税率（法定税率）だけに拠らない。負担の実態としての「実効税率」に依存するところが大きい。図表2は実効税率の国際比較をみたものである。具体的には、法人企業が実際に支払った法人税が企業収益に占める割合にあたる³。実効税率は一般に法定税率と一致しない。R&D 税額控除など政策税制（法律上、租税即別措置に分類される）や 減価償却控除、外国税額控除、欠損金（今期の赤字）の繰越期間等を反映するからだ。また、法人企業は利益の一部についてタックス・プランニングを駆使して海外の子会社等に移転させるかもしれない。あるいは含み損を実現させて課

³ 正確には実効税率は、実際の法人税支払いに拠る「事後的」税率と将来的に生じるネットの税負担の見通しに拠るという意味で、「事前」（フォワード・ルッキング）に算出された税率がある。図表2は事後的観点からの税率である。

税所得の圧縮を図ることもあり得る。それに応じて法人税の支払いも少なくなる。法定税率との乖離は、こうした節税行為を含むかもしれない。この実効税率を軽減するには、法定税率の他、政策税制や法人税の課税ベース自体を見直す必要がある。

本報告で展望する「マーズ・レビュー」では課税ベースの改革が重視されている。その理由としては、英国では、既に法人税の「法定税率」は28%と他の「先進諸国並み」の水準にあり、更なる切り下げの余地が限られてきたこと、よって、法人企業の負担軽減、投資・立地の促進には課税ベースの見直しによる「実効税率」の引き下げが求められていることがあるように思われる。他方、我が国の場合、国際的に高い法定税率の引き下げが、(実効税率の軽減を図る上でも)優先されるだろう。

図表 2：法人実効税率の国際比較



(注) 対象企業は、NIH-ei225(日経平均)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社が株価指数として利用・公表しているS&P500(米)(本社が米国以外にある企業を除く。)、Europe350、S&P ASIA PACIFIC100に採用されている企業のうち、財務データが取得可能な企業。(金融・保険業及び税金等調整前当期利益がマイナスの事業年度を除く。)
(出所) 実質税率については、NIH-ei225、S&P社のCompustat(企業財務の開示情報を収録したデータベース)により集計。

出所：経済産業省資料

1.2 我が国の経済社会事情

しかし、この法人税率の引き下げには幾つかの困難がある。所得格差はその一つに挙げられる。政府は「税制も、社会保障によるセーフティ・ネットを財源面から支えることに加え、それ自体として再分配機能を適切に発揮して」、「人々が持つ将来への不安を拭い去りながら希望を高めていくことが重要である」(政府税調(2007年11月)とされる。具体的には、「人的控除等の課税ベースのあり方の議論を併せて」、現行(国と地方を合わせて)50%の「最高税率について・・・所得再分配の観点から見直すべき」とした(政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(2007年11月))。現政権も所得税の

最高税率引き上げを検討するとしている(日本経済新聞(2010年2月18日))。こうした「格差問題への意識の高まり」の中、法人税の減税は「金持ち・大企業優遇」との批判が高まるかもしれない。

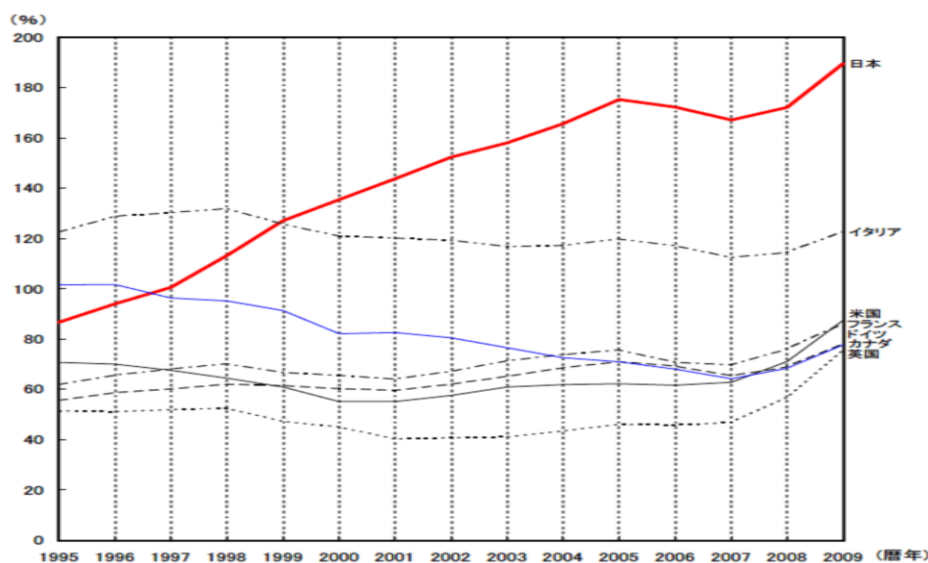
また、法人税改革にあたっては法人税収を中立に保つことが要請されてきた。この背景には、国・地方の厳しい財政事情がある。我が国の財政は90年代を通じて悪化の一途を辿ってきた。借金の残高は2009年度には国・地方を合わせて、800兆円を超え、GDP(国内総生産)の1.7倍あまりに上る。図表3は政府債務残高の対GDP比を国際比較したもののだが、日本の財政が世界でも際立って深刻な状況にあることは明らかだ。なお、債務から政府が保有する金融資産を差し引いた「純債務」ベースで比較しても、我が国は2010年にはイタリアを抜き、対GDP比でも100%を超えるなど、主要先進諸国の中で最悪なことになりはしない。政府は「無駄な歳出」を洗い出し、財政再建に繋げるべく、「事業仕分け」を実施したが、2010年度の予算に反映できた歳出カットは(当初の3兆円という目標からは程遠く)7千億円に留まった。信用不安に見舞われたギリシャの財政危機(2010年)も決して対岸の火事ではない。米国の格付け会社S & Pは日本国債の格付け見通しを「安定的」から「引き下げ方向」に変更した(2010年1月)。

そのため政府には財政的に減税を行う余地はない。仮に法定税率を現行の40%「諸外国並み」に10%程度引き下げた場合、約5兆円の減収と試算される。他方、政策減税を全て廃止して見込める増収額は1.1兆円程度に留まる見通しだ。これを法人税の減税に充てるとしても、法人税率の引き下げは約2%分に過ぎない⁴。

更に、日本では高齢化が進んでいる。65歳以上が人口全体に占める割合は2007年11月時点で21.5%、2050年度には約2倍に達する見通しである。人口の高齢化に伴って増加するのが年金、医療、介護の社会保障費だ。厚生労働省の見通し(2006年度版)によれば、年金、医療、介護を含む社会保障費は2006年度89.8兆円だったのが、2025年度には141兆円まで膨らむことになる。この増大する社会保障の安定財源の確保が急務だ。前政権は

⁴ 経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」(平成20年9月)に基づくもので、試算は平成19年度ベースの数値による。

図表3：国・地方の財政悪化



出所：財務省HP

「中期プログラム」(2008年12月24日)において「消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する」とある。

一方、現政権も、「消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、用途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討」するものとしている(政府税制調査会(2009年12月)「平成22年度税制改正大綱」)。ただし、医師不足や待機児童の解消など「社会保障機能の強化」を図るとすれば、消費税の増税率は2015年度までに1.4~1.6%、保険料の未納が問題になっている国民年金(基礎年金)を全額税方式にするならば、合計6%から11%に上るものと試算されている(社会保障国民会議(2008))。こうした消費税の増税に伴う国民の負担増とバランスを保つため、法人税率の引き下げに慎重な向きもある。

1.3 政府のジレンマ

このように我が国の政府はジレンマを抱えてきた。冒頭で述べたようにグローバル経済と国際的租税競争に対処するには国際的に高い(国・地方合わせた)法人課税の減税が必要となる。他方、所得格差の拡がり、財政の悪化、及び増大する社会保障費の財源確保が、その減税を財政的・政治的に難しくしている。

こうした中、既に我が国の経済の足元は既に揺らいでいる。2006年の国民経済計算(経済の活動水準・規模を測定する統計)によると、世界の総所得に占める日本の割合は10%を割り、国民一人当たりGDPはOECD加盟国中18位まで下がっている。中国をはじめ新興

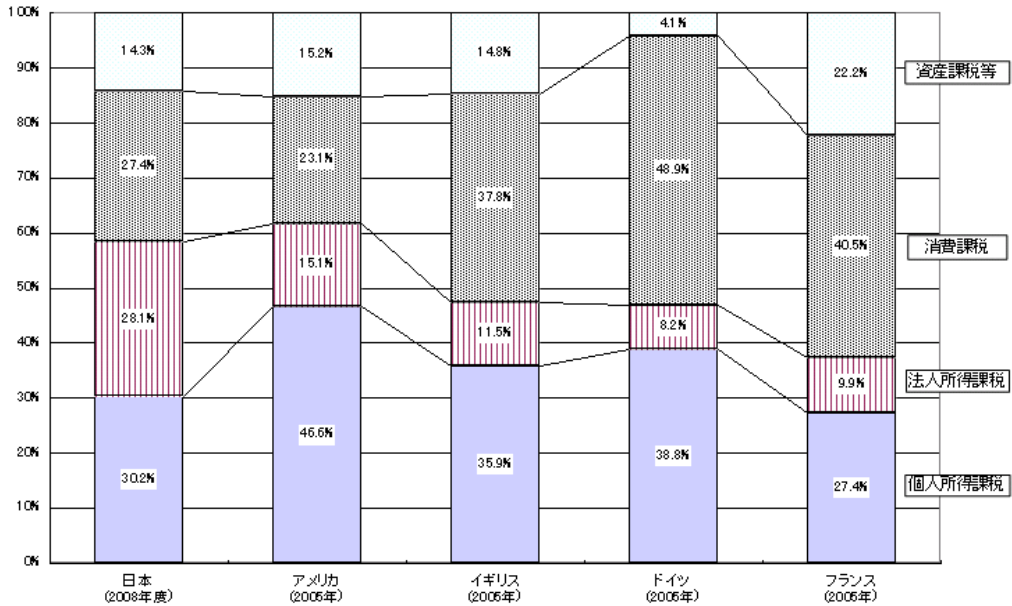
国の経済成長も著しく、世界経済における我が国の存在感は揺らいできた。「もはや日本は、経済は一流と呼ばれるような状況ではない」のである。高い経済成長を当然視できる時代はとっくに過ぎている。むしろ、経済成長を促す制度・施策の整備が急がれる。法人税の抜本的な見直しを含む税制の再構築はその一環である。他方、08年秋のリーマン・ショックに始まる金融危機は市場経済への信認を大きく揺るがせてきた。政府は、労働規制の強化など反市場的に（「コンクリートからヒト」への）再分配の拡充を図っている。しかし、市場メカニズムは経済の付加価値を創造する源であり、経済成長の原動力である。成長なくしては再分配も持続しない。税や社会保障の負担は経済の「身の丈」に合わなくなるからだ。

2. 税制を巡る議論

2.1 我が国の税構造

本節では、今後の税制の在り方を考える上で前提となる我が国の税構造の特徴について、国際比較等を通じていきたい。その一つには法人税への高い依存が挙げられる。図表4は税収構成を国際比較したものである。課税は大きく所得課税、消費課税、資産課税に区別される。このうち所得課税は所得税や法人税を含む。他方、消費税、酒税・たばこ税などは消費課税であり、相続税や固定資産税は資産課税に分類される。図表から欧州諸国が付加価値税（我が国の消費税）等消費課税に拠った税構造を有しているのに対して、我が国は米国と並んで所得課税の比重が高いことが分かるだろう。所得課税の中でも法人税の占める割合は28.1%（2008年度）に上る。これは米国の15.1%、英国11.5%、ドイツ8.2%（いずれも06年の数値）など主要先進国に比べて際立って高い。「国民との負担のバランス」を勘案しても、課税は国民ではなく法人企業に偏っているのが現状だ。

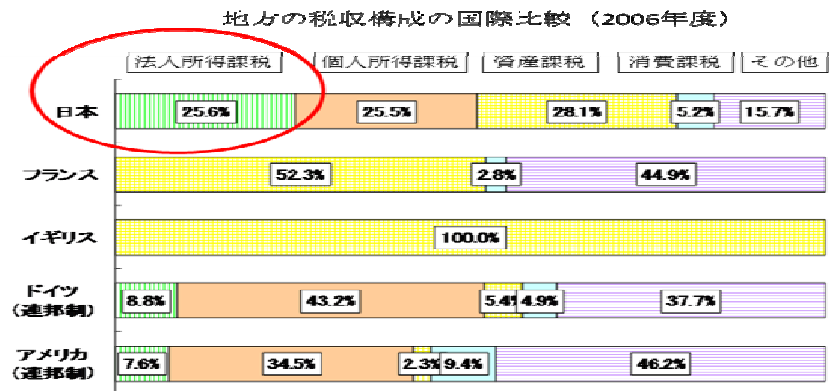
図表 4： 税収構造の国際比較



出所：財務省HP

法人課税に依存しているのは国だけではない。国税でみれば、我が国の法人税率（標準税率）は30%であり、「既に先進諸国並み」とも言える。しかし、法人企業には地方自治体も課税を行っている。これが地方法人二税と呼ばれる法人事業税、法人住民税だ。これを合わせると法人税率は40%あまりに達する。地方税（都道府県・市町村）全体で地方法人二税のシェアは2割強で推移している。2007年度決算でみると地方税40兆3千億円のうち24.4%、金額にして9兆8千億円あまりの税収が地方法人二税による。これは個人住民税（30.6%）に次ぐ大きさだ。地方税収に占める法人（所得）課税のシェアで比較したのが図表5である。分権化の進んだドイツで8.8%、米国でも7.6%（数値はいずれも2006年度）に留まる。英国にいたっては法人所得に対する地方税はない。なお英国では（法人企業などが所有する）商業目的の資産に対する課税はあるが、国税として徴収の上、地方に配分する仕組みになっている。同じ基準で比較すると、我が国の場合25.6%に達している。

図表 5：地方法人課税の国際比較



出所：経済産業省資料

地方自治体は「法人企業も地域社会の一員であり、受益に応じた負担をすべき」としてきた。もっとも、「地方において法人所得に課税することについては、徴税しやすい税源に安易に依存していること・・・選挙権を持たない法人への課税は・・・住民への説明責任を曖昧にする」(経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」(平成17年8月))との反論もある。加えて、地方法人課税への依存は地方の税収を不安定にするほか、地域間での(人口一人当たりでみた)税収格差を助長している。いずれにせよ、法人税の抜本的な見直しにあたっては、国税に留まらず、地方税制の改革が必要だ。グローバル経済(国際的租税競争)への対応と合わせて、「地域主権」(地方分権改革)にも関わる。

我が国の(国・地方を合わせた)法人税率は国際的にみて高いとされる一方で、「法人所得課税の負担に社会保険料事業主負担をあわせてみると、国際的にも必ずしも高い水準ではないという見方」(政府税制調査会(2009年12月))もある(図表6)。しかし、法人税に社会保険料を合算して、法人企業の負担と定義するのは(政治的方便になっても)経済的合理性に欠いている。法人税及び社会保険料(事業主負担)のいずれも法人企業の「支払い」ではあるが、当該企業の異なる経済活動(意思決定)に関わるコストだからだ。

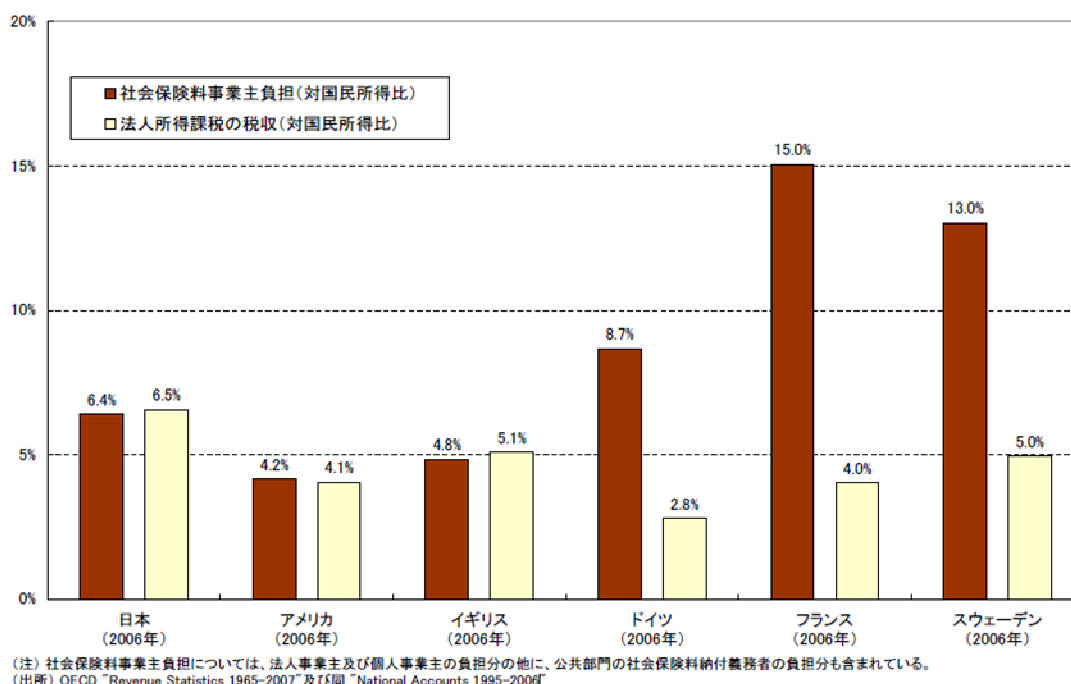
法人税は株式で資金調達した投資からの(人件費等を控除した後の)収益を課税対象とする。その直接的な効果は企業の資金調達(資本)コストの増加であり、設備投資の減退である。他方、社会保険料は労働者の雇用に伴う負担であり、企業にとっては労働コストの一部である。⁵法人企業はその負担を軽減するよう雇用水準、あるいは(社会保険の掛からない非正規労働への)雇用形態を変える誘因を持つことになる。結果、制度上の事業主負担が実質的にも事業主の負担に帰するとは限らない。社会保険料の負担は最終的に労働者の賃金の低下という形で彼等に「転嫁」されるかもしれない。経済学では良く知られた

⁵ 経済学的に言えば、資本と労働は生産における異なったインプット(投入物)である。

話だが、法律上・制度上、税を支払う主体が経済的に負担するわけではない。税の最終的な負担先は法律の条文ではなく、需要・供給の（価格弾力性をもって表される）構造に大きく依存する。社会連帯・支え合いを理念として掲げる社会保険料であっても例外ではない。事業主負担が部分的に労働者の負担になっている（彼等の手取り賃金を減じている）という実証研究もある（岩本＝濱秋（2006））。

図表 6：法人税・社会保険料負担の国際比較

社会保険料事業主負担及び法人所得課税の税収の国際比較(対国民所得比)



出所：平成 22 年度税制改正大綱

無論、企業が社会保険料の負担を全て回避できるわけではない。ネットでは負担増となって企業収益を圧迫するはずだ。⁶ただし、事業主が最終的に負担する社会保険料は賃金を合わせた労働コストに織り込まれる。よって、法人企業の負担の如何は、労働コストの多寡に関わる。この労働コストを国際的に比較すると、我が国の企業の負担は決して低くはない。国際比較によれば、単身で子どもの居ない平均賃金の労働者について、日本の労働コストは平均 48,862 ドル（購買力平価）となる一方、スウェーデンは 49,796 ドルと僅かに高い程度、デンマークでは 41,710 ドルと日本以下に留まっている（OECD（2008））。

図表 7：労働コストの国際比較

⁶ 社会保険料は設備投資の拡大に伴う実効税率の増加（「限界的」実効税率）には影響しないが、平均的な税負担である「平均」実効税率に反映されるだろう。

	労働コスト	所得税	社会保険料労働者純負担	社会保険料事業主負担	純賃金
2008年	\$ (購買力平価)	%	%	%	%
デンマーク	41,710	30	11	1	59
フランス	51,279	10	10	30	51
ドイツ	61,635	19	17	16	48
日本	48,862	7	11	12	70
スウェーデン	49,798	15	5	24	55
英国	56,764	15	8	10	67
米国	44,039	16	7	7	70
単純平均					
OECD	41,714	14	9	15	63
EU-15	48,834	15	10	18	58
EU-19	43,235	14	10	19	57

注: 社会保険料労働者純負担は、労働者負担から現金移転を差し引いたもの

出所: Taxing Wages (2007-08)

以上をまとめると、社会保険料(事業主負担)は部分的に労働者に転嫁され得るため、単純な国際比較はミスリーディングであり、実質的な事業主負担というならば、労働コスト全体で国際比較するのが、企業の雇用や立地に関する誘因を理解する上で妥当といえる。北欧諸国の場合、保険料は我が国よりも高いものの、それが労働コスト増には繋がっていない(概ね労働者に帰着している)ことが伺える。

2.2 法人税の負担

法人税の負担も、(社会保険料同様)他の経済主体に転嫁するだろう。ここで一つ断言できることは、企業自体は税を「負担」しないということだ。最終的に税の痛みを被るのは(血の通った)人間であって、(法律上の人格は与えられていても)企業のような組織ではないからだ。法人企業には、その顧客(製品を購入する消費者等)、労働者、投資家(株主・債権者)等、様々な経済主体が関わる。法人税の負担は掛かる時間は違っても彼等の間に分散していく。法人税も結局は国民の負担になるということだ。

法人税が新規の設備投資を阻害するならば、長い目でみれば企業の生産規模は縮小、これに合わせて雇用も減ることになるだろう。雇用減は労働者にとっての損失だ。あるいは法人税を支払うキャッシュをねん出するよう製品価格を引き上げることもあり得るシナリオだ。この場合、高い支払いを求められる顧客(消費者)が法人税を肩代わりしているようなものだ。さもなければ、法人税は株主に対する配当及び(内部留保を減らすことで)キャピタルゲインを減じる。法人税を株主課税の代用と捕えれば、最後の帰着が、その意図に即するところとなる。これに関連して、「公的負担と企業行動に関するアンケート調査」(経済産業省 2007年)によると、法人税の実効税率(実質的な法人負担)が引き下げられた場合、減税分を新たな投資に回すとした企業が68.7%、社員等の給与や雇用に反映させ

るとした企業が 37.3%（複数回答）に上る。換言すれば、税率の引上げは投資や雇用に悪影響を及ぼすことが示唆される。

ただし、グローバル経済では話はここで終わらない。投資家は国内企業に投資しても、低い収益（配当やキャピタルゲイン）しか見込めないとすれば、海外に資金を移転するかもしれない。企業本体も高い法人税や（自身に帰着する）社会保険料の負担を嫌って海外に生産・資金管理の拠点を移動させることはあり得る。経営が地域に密着した中小企業はともかく、国際的に事業を展開する大手企業・多国籍企業であれば、このオプションを行使できるだろう。工場・事業所が海外に移れば、その分、雇用がなくなる。その負担は結局、労働者に及ぶことになる。仮に最終的に税を負担するのが、（国境を越えた移動の効かない）労働者・消費者であれば、最初から彼等に課税する方が、合理的となるだろう。即ち、個人所得税や消費税を強化することが筋といえる。前述の「公的負担と企業行動に関するアンケート調査」（経済産業省 2007 年）は、企業の立地に関して現時点で国内の法人税の負担が判断材料となるとこたえる企業が「重要」、「ある程度参考にする」を合わせて 4 割程度に留まる一方、将来的には 6 割強が法人税負担は立地の選択に影響するとしている。

図表 8：法人税の転嫁

法人税の経済効果		法人税負担の帰着先
製品価格の引き上げ		消費者・仕入れ企業
賃金の低下・雇用の縮小		労働者
配当（投資収益）の低下	短期	株主
	長期	海外への投資資金の流出・ 生産拠点の移動 雇用の縮小 労働者に帰着

法人税に限らず税負担の転嫁は一般的には知られていない。しかし、課税の経済的帰結は制度の（こうあるべきとの）「理念」や（こうあって欲しいといった）「希望的観測」によって決まるものではないことに政策論はもっと留意すべきだろう。本来、重要なのは理念ではなく理論（ロジック）、希望ではなく実証（エビデンス）なのである。

2.3 再分配機能の強化

「いわゆる格差問題への意識の高まり」を踏まえ、政府税制調査会（2008 年）は「真に必要なセイフティー・ネットは社会保障によって担保されるべき」としつつも、「税制も・・・、それ自体として再分配機能を適切に発揮していくべきである」と答申している。

もっとも、個人住民税（地方税）と合わせて 50%という現行の最高税率の水準は、「個人の勤労意欲・事業意欲の点からみて基本的に妥当」との見解もある。むしろ、給与所得控除、公的年金等控除を含めた所得控除を縮減することで課税所得を拡大することで個人所得税の再分配機能を回復できるだろう。これに関連して、田近・八塩（2006）は「国民生活基礎調査（2001）」の個票データから、我が国では給与所得控除や公的年金等控除など一連の所得控除により課税所得が著しく浸食されており、特に中所得層、年金世帯への所得課税（所得税・住民税）が低い水準に留まってきたことを明らかにしている。換言すれば、課税ベースを拡げる余地は大きいはずだ。加えて、「高齢者世代内の資産格差が次世代へ引き継がれる可能性」に対処するよう、「年間死亡者数のうち相続税の課税が発生する割合が 4%程度まで減少」した「相続税の資産再分配機能の回復」を図ることもあり得る選択肢だ。

所得課税・資産課税に代えて、消費税による再分配を強調する向きもある。「消費税の社会保障財源としての位置付けをより明確にする場合には、受益と負担を通じた全体で所得再分配に寄与するという消費税の役割について、より積極的な意義付けが行われるべき」（政府税制調査会（2007年11月））というわけだ。とはいえ、消費税には（年間所得で評価して）逆進性の批判が伴う。こうした「格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること」が要請されてきた。「給付付き税額控除」は、課税最低所得以下の世帯への所得移転を税制の枠内で行うことに特徴がある。現在、税制と社会保障の制度間で分離している課税と移転の一元化を実現するものだ。政府は、納税者の所得を把握する「納税者番号制度」と一体で給付付き税額控除の将来的な導入を目指している。

本報告は法人税を税制の再分配機能の一環としては位置付けない。形式上、利益を上げている企業に対する課税であっても、その負担の実態は労働者・投資家を始め、他の経済主体への転嫁と見なせるからだ。無論、再分配機能自体を軽視する立場でもない。むしろ、「個人」間の所得格差を是正する再分配は「個人」レベルでの課税、及び所得移転でもって充足することが効率・公平に適うものと考ええる。

2.4 中小企業税制

約 420 万に上る「我が国の中小企業者は・・・全企業の 99.7%を占め、雇用の 7 割以上を支えている」（経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」（平成 20 年 9 月））とされる。「我が国において地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている・・・中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つ」と位置づけられてきた。そのために「中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要」とされ、「課税ベースの見直しによる財源確保など合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討」することが求められている（政府税制調査会（2009 年 12 月））。

軽減税率（現行 22%）の引き下げは見送られたが、2010 年度税制改正では「地域経済や雇用を支える中小企業の支援」として、中小企業投資促進税制の 2 年間延長、中小企業等基盤強化税制の拡充が図られている。加えて、「一人オーナー会社課税制度」（特殊支配同族会社の役員給与における業務主宰役員給与の損金不算入制度）は廃止された。ただし、このオーナー給与にかかる課税の在り方については、「二重控除」の問題を解消するよう給与所得控除を含めた所得税の在り方について抜本的に見直し中で 2011 年度税制改正において対策を講じるものとされる。

ただし、中小企業の経営環境に影響する政策は税制に留まらない。雇用規制もその一つだ。政府は所得格差を「行き過ぎた市場原理」や規制緩和に起因するとし、労働市場を規制する方向に舵を取っている。金融危機以来、「雇用情勢が急激に悪化して、いわゆる「派遣切り」が多く発生する」事態を受け、新たな労働派遣法の改正法案では、登録型派遣、製造業務派遣、日雇派遣の原則禁止を掲げるのもその一例だ。しかし、中小企業は従来、非正規雇用が多く依存してきた面もある。中小企業への支援というならば、「柔軟な労働市場」を確保するのが筋だろう。中小企業の法人税を軽減させる一方、規制でもって労働コストを高めるのは、中小企業に対する政策体系としては一貫性に欠く。そもそも、中小企業には赤字法人が全体の 7 割余りを占める。こうした企業は軽減税率の恩恵を享受することはない。その一方で雇用規制による労働コストの増加は彼等にとって経営上、負担となってしまう。

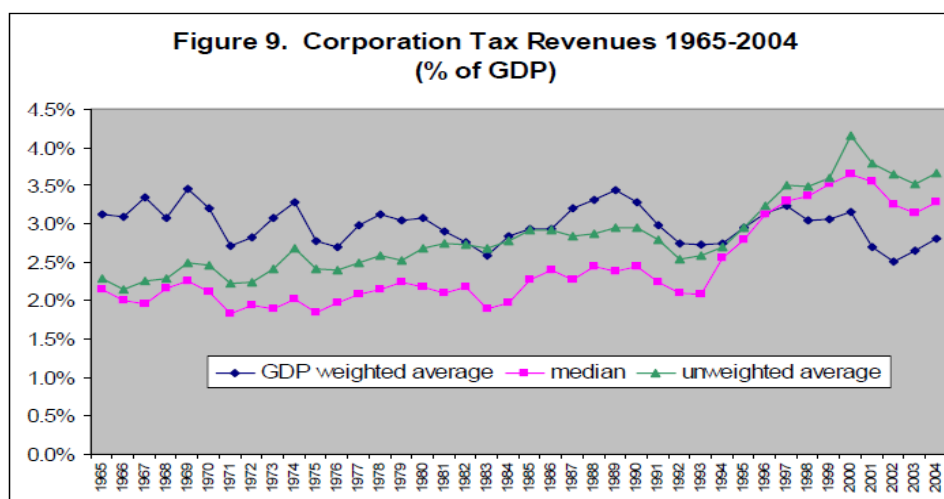
そもそも、一口に中小企業といっても、その実態は多様である。新興（ベンチャー）企業については、その資金調達コストを軽減するようベンチャー・キャピタルの育成や「エンジェル税制」の拡充などリスク資産への投資を喚起する措置があり得る。リスクの大きい（高い収益を上げる可能性もあるが、損失リスクが高い）事業を抱える新興企業にとっては、軽減税率よりも今期の赤字を将来の課税所得から控除できる「繰越欠損金」の制度の延長（現行 7 年）などが、リスクの分散に寄与するだろう。（ここで政府は実質的に企業と投資リスクをシェアする「サイレント・パートナー」になっている。）規模は小さくとも国際競争力のある技術・技能等を有した中小企業の場合、課税や規制が彼等の経営を阻害しない「中立性」がむしろ要請されるはずだ。政策減税を含めて税制が複雑になれば、その納税コストが高くなる。合わせて税制の簡索性も重要となる。他方、政府からの保護がなければ、市場からの撤退を余儀なくされる類の中小企業に関しては、（政治上、配慮が必要となれば）別途、対策を講じれば良い。

2.5 諸外国の税制改革

OECD 諸国の法人税の推移は（1）1980 年代以降、法定税率の引き下げ、（2）1980 年～90 年代末にかけて減価償却等控除の縮減による課税ベースの拡大によって特徴づけられる（Devereux and Sorensen (2006)）。いわゆる「税率の引き下げ・課税ベースの拡大」型の

改革だ。法定税率が低下したにも関わらず、法人税収は必ずしも減っていない。OECD 諸国の法人税収の対 GDP 比は単純平均でみて 1982 年の 2.5%から 2004 年には 3.5%まで増加してきた。特に小国における法人税収の伸びは顕著で同じ時期に 2.3%から 3.8%まで増加、日本を除く大国（米国、英、独、仏、伊）も 2.3%~3%で推移している。⁷税収に占める法人税収比率も増加傾向にあり、OECD の単純平均で 7.5%（1982 年）から 9.9%（2004 年）に伸びている。小国の法人税収比率は 6.7%から 9.9%へ、カナダ、スペイン、豪州など中規模国の比率は 7.6%から 12.1%にそれぞれ増加した。日本を除く大国（前述）の税収比率は同じ期間、6.3%~8.5%の範囲にある。これは「法人税のパラドックス」と呼ばれる。

図表 9：法人税比率の推移



Notes: Average weighted by GDP in US\$. Portugal has been excluded from the average in every year due to missing data in some years. All taxes levied on profits and capital gains of corporations are included. Source: OECD.

出所：Devereux, M. and P.B. Sorensen (2006)

このパラドックスは、課税ベースの拡大だけでは説明できない。Devereux, Griffith and Klemm(2004)は 1980 年から 2004 年にかけて、英国の法人税収の増加の要因を分析、課税ベースの拡大は一部に過ぎず、経済に占める法人部門の割合の拡大、金融セクターの利益の増加が法人税収増に寄与したとしている。このうち前者は累進性のある個人所得課税から（税率が相対的に低い）資本所得への所得の変換も示唆される。加えて、法人税の軽減が起業活動を促進したことも一因に挙げられることがある。かつての「ラッファー曲線」（減税が経済の活性化を通じて増収に繋がるという「サプライサイド経済学」の考え方）のような楽観論ではないまでも、法人税率と法人税収の関係は単純視できないことが伺える。

⁷ 他方、日本の法人税収はバブル経済崩壊後の不況の影響もあり、82 年の対 GDP 比 5.2%から 04 年には 3.8%まで減少している。

また、欧米諸国では包括的な税制改革が図られてきた。例えば、ドイツの税制改革は法人税に留まらず、付加価値税（消費税）や個人所得税の増税をパッケージとした「包括的」改革だった。具体的には、2008年の法人税率の引き下げ（約39%→30%）と定率償却制度の廃止等、課税ベースの拡大からなる法人税改革に先行して、2007年に付加価値税率の引き上げ（16%→19%）及び所得税の最高税率の引き上げ（42%→45%）を実施している。引き上げた付加価値税率のうち1%相当は失業保険料の引き下げに充て、残りの2%が財政再建の財源に回される。

我が国でも、法人税改革において、税率の引き下げ・課税ベースの拡大」が重視されてきた。政府税制調査会は、「租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、・・・課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していく」（政府税制調査会「平成22年度税制改正大綱」（2009年12月））方針を打ち出している。しかし、法人税の中で税収中立を図る限り、前述の通り、引き下げられる法人税率には限りがある。加えて、法定税率を下げても企業のキャッシュフローを増やしても、配当や負債の返済に充当されるならば、減税を享受する法人企業への（「棚ぼた」的な）一括移転に過ぎないと効果に懐疑的な向きもある。

法人税率の軽減が政治的・財政的に難しい中、我が国では企業優遇があからさまでなく、かつ財政コストが低く済む租税特別措置（政策税制）が多用されてきた。「政策税制は、我が国経済の将来の発展の基盤となる技術革新のための積極的な投資を促し、・・・持続的な経済成長に寄与しているものと考えられる」わけだ。「当面」としつつも「中小企業も含め企業部門全般を通じた生産性の向上や事業の効率化等に真に有効な投資を促進する観点から、研究開発税制をはじめとする政策税制の効果的な活用に重点を置く必要がある」（政府税調（2007年11月））としている。我が国の法人税改革論議は、「法人税収中立」の枠内で、法定税率を引き下げべく、既存の租税特別措置の縮減を含めて課税ベースの拡大を図るか、さもなければ、対象を絞った政策減税に軸足を置くかのいずれかの選択に「矮小化」されてきた傾向がある。法人税制度の中での「自己完結」的な見直しを前提としてきたからだ。ドイツのように個人所得税や消費税まで包括した税制改革のパッケージを提示するという視点はこれまでなかった。

3. 我が国の選択肢

3.1 法人税の課税根拠

国際的にみて、我が国の国税・地方税収に占める法人税の比重が高いことは前述の通りである。しかし、「そもそも論」として法人税の課税根拠は何だろうか？この問題については、長らく、「法人実存説」と「法人擬制説」という（神学的）論争があった。法人

実存説によれば、法人企業はそれ自体、投資家（株主・債権者）等から独立した主体であり、あたかも（真に）「ヒト」のようにみなすことが妥当とされる。応じて、その担税力も投資家等から切り離して評価される。この観点に立てば、高い収益を上げている企業は高所得者と同様であり、累進的に課税されることが税の「応能原則」に適用。配当所得に対する法人税、個人所得税の「二重課税」も問題視されない。法人企業と（その所有者としての）株主は別個の存在だからだ。

課税原則は異なるが、法人企業を「地域社会の一員」として地方自治体の提供するインフラ等からの受益に対して応分の負担を求める地方法人二税の「応益原則」も、法人企業を個別の受益主体と捉えている。これに関連して、2004年から法人事業税の一部が「外形標準化」されたときも、地方税の現状は「個人・法人とも税負担をしない者の割合が大きく地方税の応益的性格が損なわれかねない状況」であり、「税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化」が必要なことを改革の根拠として挙げていた（政府税制調査会・地方法人課税小委員会（1999年7月））。

他方、法人擬制説に立てば、法人企業は株主・労働者等利害当事者の集合体であり、税の応能原則という担税力も、応益原則が強調する公共サービスの受益も、究極的にはこれら利害当事者等に帰属することになる。この場合、配当所得への二重課税は株主（個人）段階で個人所得税が適正に課税されている限り、解消されなければならない。（さもなければ、法人段階で控除される利子所得に対する課税とのバランスも取れない。）地方税における応益課税についても、法人企業よりも個人（地域住民）への課税強化が優先となろう。税負担の転嫁・帰着を重視する経済学の立場は法人擬制説に近い。ただし、これは法人企業を税法上、どのように位置付けるかという「理念」ではなく、法人税は究極的に第三者（真のヒト）の負担になるという「事実認識」に拠ることに留意されたい。

図表 10：法人税の課税根拠

法人企業への認識	
実存説	応能課税 応益課税
擬制説	源泉徴収機能（所得税を補完） 国内レント課税

ただし、法人擬制説であっても、法人税の課税根拠が失われるわけではない。その一つに個人所得税の補完機能が挙げられる。個人所得税は「実現主義」による。仮に株式を保有する企業が利益を上げたとしても、当該利益が配当として分配されるか、株式を売却してキャピタルゲインを実現させない限り、個人所得税の課税対象にはならない。一方、法人税であれば、この利益に予め課税ができるわけだ。また、税務執行上、（納税者数が相対的に少なく、帳簿記録等が比較的整っている）法人段階で課税を行った方が個人レベル

で課税するも徴収率は高く、徴税コストも安く済む。いずれにせよ。法人税は個人所得課税の取りこぼしを抑える「源泉徴収機能」を果たすことになる。これは消費税（付加価値税）の「多段階課税」の性格に類似する。小売売上税、消費税とも原則、最終消費を課税ベースとすることに変わりはない。ただし、小売売上税が徴収されるのは小売段階のみで、同段階で徴税を逃すと税収は上がってこない。他方、消費税は取引ごとに徴税（と還付）がなされるため、仮に小売段階で課税できなくても、（非課税事業者は仕入れに係る消費税の還付も受けられない以上）それ以前の取引（卸売）段階で徴収された税は留保できる。

加えて、法人税は立地環境（市場へのアクセス等）や技術力、人的（労働者の質）・天然資源等から生じる経済固有のレントへの課税でもある。こうしたレントを経済学では「超過利潤」と呼び、投資から通常（平均的に）期待できる「正常利潤」と区別している。⁸ 経済のグローバル化は外国投資家の比率が高まることで国内企業（資産）の所有構造を変えることになる。例えば、2004年、英国では国内上場株式の外国投資家保有率が全体の3分の1あまりに上っている。この開放経済において、（源泉地主義の課税地原則に拠る）法人税は、さもなければ外国投資家に帰する国内経済活動からのレントに対する課税となり得る。⁹

3.2 課税のグローバル・スタンダード

歴史的に徴税は安全保障と合わせて、国家主権の柱として位置づけられる。しかし、経済のグローバル化は、対外関係（国内企業の国際競争力、我が国の立地競争力等）と独立に課税権を行使することを困難にしている。諸外国は法人税を切り下げ、企業・資本の誘致（あるいは国内企業・資本の流出の抑制）を図ってきた。我が国もこうした「国際的租税競争」の圧力に晒されているのが現状だ。

この問題については、率先して租税競争に参加するのではなく、我が国は国際的な租税協調を牽引すべきという主張もあるだろう。租税競争が、競合する国々にとって必ずしも利益にならない（法人税の引き下げで税収が減る一方、他国も対抗して減税を実施するため、意図したように投資・企業の立地が進まない）ならば、むしろ、協調が望まれるはずだからだ¹⁰。もっとも、法人税の法定税率を（最低税率を設けるなど）協調できたとして、

⁸ 経済学では法人企業は利潤を最大化する経済主体としてモデル化されることが多い。ここでいう利潤とは厳密には「超過利潤」を指す。正常利潤は投資家から請求される収益でもあるため、企業の観点からすれば、投資の機会コストとなる。第2部で紹介するACE課税は、このコストを課税ベースから控除する。

⁹ Huizinga = Nicodeme(2006)は1996 - 2000年の欧州21カ国における企業レベルデータから、法人税負担と外国株主所有割合との間に強いプラスの相関関係があることを見出した。具体的には外国株主所有割合が1%高まると平均法人税率は1.5%高まると推計されている。これは国際的租税競争とは対照的に「租税輸出」を含意する。

¹⁰ 規範的にいえば、税率切り下げ競争としての租税競争は「自己破滅的」で「囚人のジレンマ」(協調の

その有効性は疑わしい。各国政府が国内投資（資本配分）に影響力を行使できる手段は、法人税率に限らないからだ。法定税率での協調に合意しても、減価償却控除や投資税額控除など他の政策を通じて「実効税率」（実質的な法人税負担）の軽減を図るかもしれない。企業の立地・投資行動は（課税ベースを反映した）実効税率に依存する（実効税率の誘因効果については第2部で詳述）。査察確率など税務執行上、手加減をする、敢えて企業の脱税行為を容認することで、税負担を実質的に軽減することもあり得る。

無論、上の指摘は租税条約を通じた国内納税者に関わる情報交換など「税務執行」上の協調まで排除するものではない。しかし、法定税率を含む税制の「デザイン」まで国際的に調和を図ることは難しいというのが本報告の認識である。よって、国際的租税競争の当事者になっていることを前提に税制の在り方を考えていかなければならない。

国際的租税競争との関係上、（実効）税率と合わせて、課税地原則が重要になってくる。同原則は、大きく居住地主義、源泉地主義、及び仕向け地主義（最終消費地課税）に区別される。このうち、居住地主義は生産活動の拠点の如何に拠らず、居住する地域・国に課税権が発生する。我が国の個人所得税は、この原則による。「全世界所得課税」とも呼ばれるが、法人税も従来、居住地主義課税に拠ってきた。従って、国内法人が海外で受け取った（子会社からの配当を含む）所得も課税対象だった。他方、源泉地主義課税は生産活動の行われた地域・国における課税となる。この場合、国内法人であっても海外で上げた収益に対して法人税は課されない。（逆に国外法人であっても国内所得は課税対象となる。）我が国では2009年度税制改正において、海外に留保された資金の国内還流に向けた環境整備のため、従来の間接外国税額控除制度に代え、外国子会社（持ち株比率25%以上）から受け取った配当の95%を益金不算入とする措置を講じた。（外国子会社の）国外所得を免除することで、課税地原則を「源泉地主義課税」に近づけた改革となっている。（ただし、海外支店からの利益には居住地主義が適用されるため、純粋な源泉主義課税とは一致しない。）しかし、源泉地主義課税は企業の立地（生産活動の誘致）を巡った租税競争を喚起する。

経済学的には居住地主義が理想的とされる。厳格な居住地主義に従う（国内法人が外国で支払う源泉地主義課税については無制限に外国税額控除を認める）ならば、国内企業や投資家の最終的な税負担は、生産地に依存していない。彼等の投資国の選択を歪めないこと（「資本輸出中立」）は「生産効率」に適う。ここで生産効率性とは（世界全体の）潜在的生産力を最大限発揮させることを指す。仮に課税が企業の投資先・立地国の選択を歪め、生産性が低くとも、税負担が低水準な地域・国に投資・立地が偏る（さもなければ高い生産が見込まれる地域・国に投資が回らない）ならば、この潜在的生産力の実現が妨げられていることになる。一方、源泉地主義課税の場合、投資が生産性は高くないが、税負担の低い（よって課税後の収益率が高い）地域・国に多く投下されるため、この生産効率には即さない。

失敗)に類似する。望ましくない競争の1つに挙げられることが多い。

ただし、制度上、居住地主義であっても、海外子会社に課税権が及ばない限り、実態は源泉地主義課税に近くなる。国内法人企業が海外子会社の所得を内部留保させることで、（配当時に掛かる）居住地の法人税を先送りできるからだ。2009 年度税制改正による居住地主義（全世界所得）課税から「国外所得免除方式」への転換も、実態を追認したものといえよう。

この問題は、個人・法人所得の認知が「実現主義」でもって課税されていることに関連する。ここで実現主義とは、配当所得であれば、配当の支払い時、キャピタルゲインであれば株式の売却時に課税が生じることを指す。従って、収益が発生しても配当支払いがなければ、あるいは株式を売却しなければ（含み益を実現させなければ）課税を免れることができる。これに対して、「発生主義」は（企業会計同様）収益（所得）・経費控除を発生ベースで認識する。居住地主義が真に理想的となるのは、発生主義と組み合わせられたときだ。もっとも、発生主義課税は執行コストが高かつき、実効性に乏しい。

図表 11：課税の理想と実態

課税所得の認知 課税地	実現主義	発生主義
居住地主義	実態は源泉地主義（課税の先送り）	理想的
源泉地主義	国際的租税競争	

3.3 「仕向け地主義課税」としての消費税

我が国では、社会保障の安定財源として消費税が期待されてきた。「消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する」（政府「中期プログラム」（2008 年 12 月））とされる。実質的に勤労世代が多く負担する所得税から老年世代も負担する消費税への比率の変更は、社会保障に関わる「世代間格差」（若年世代ほど受益に比して多くの負担を被る不公平）の是正にも繋がるだろう。

この消費税は仕向け地主義に従う。課税は企業の所在地や生産地ではなく、最終消費地で生じる。輸出にはゼロ税率が適用されるため、税負担は海外に転嫁されない。他方、輸入は課税対象となる。この仕向け地主義の性格が、消費税を「国際的整合性の確保及び国際競争力の強化」とも整合的にする。輸出非課税・輸入課税の性格により、法人税率は企業の立地選択に影響しない。海外に生産拠点を移しても国内に輸入すれば、課税される一方、国内生産でも海外に輸出すれば税負担を負わないからだ。課税上の扱いは生産地の

如何に抛らない。 移転価格の操作による利益移転も生じない。輸出は非課税のため、課税ベースを圧縮するよう海外子会社への中間財輸出の価格を引き下げる必要はない。輸入課税（経費として控除されない）から海外子会社からの中間財輸入の価格を引き上げて課税所得を圧縮する誘因も解消される。

仕向け地主義は経済のグローバル化に即した課税原則といえるだろう。税負担が国内に帰着する結果、 社会保障や地方財源など国内の財政需要の充足を グローバル化への対応（企業の国際競争力の確保・海外からの直接投資の促進など）から切り離すことが可能になる。

3.4 マーリーズ・レビュー

本報告が概観するマーリーズ・レビューは「ミード報告」の後継として、同報告以降の新たな経済状況と学術研究を織り込んだ抜本的な税制改革を新たに提言している。その特徴は、理論と実証（エビデンス）に基づく分析と徹底的に経済学的な観点（公平・効率）から望ましい税制を議論しているところにある。政治的な実行性（現行の利害関係）に配慮した現行制度からの漸進的改革ではなく、「最適課税」の理論に従った望ましい税制のデザインに焦点を当てる。レビューは課税ベースのあり方から個別税目（所得税、法人税、VAT、環境税、税務執行など）まで包括的となっている。本報告は、このマーリーズ・レビューを我が国の税制改革の指針の1つと位置付ける。

無論、マーリーズ・レビューの「処方箋」が、そのまま我が国の税制改革に妥当するわけではないだろう。同レビューは英国を「小国開放経済」モデルで模している。開放経済の含意は、国内投資が海外からの資金でもって多く賄われており、国際的な資本移動に顕著に晒されているということだ。他方、我が国の場合、個人金融資産は 1400 兆円に上り、国内投資は概ね国内資金で調達できる状況にある。しかし、人口の高齢化に伴い我が国では一貫して貯蓄率が低下している。新規の資金供給が乏しくなっているのが現状だ。加えて、国・地方の債務は増加の一途を辿ってきた。いずれ、我が国の金融純資産の全てを公債が食いつぶす事態にもなりかねない。国内の資金需給がひっ迫すれば、いずれ、政府・民間とも海外市場での資金調達の必要に迫られる。このとき、小国開放経済モデルが仮定する資金の自由な移動が現実味を帯びてくるだろう。

また、金融業が重要な役割を占める英国経済に対して、我が国は製造業が国際競争力を持った産業である。もっとも、製造業のウェイトが高い我が国では、マーリーズ・レビューが重視する法人税の「実効税率」が大きな意味を持つ。この実効税率の多寡は、法定税率だけではなく課税ベースに依拠する。この課税ベースをキャッシュフロー化するのはミード報告の主張だったが、マーリーズ・レビューでは、これと税等価な課税ベースとして ACE を提言している。また、仕向け地主義型のキャッシュフロー課税も改革案の1つに挙げられる。（詳細は第2部で述べる。）いずれも、実効税率の軽減を図るものだ。

なお、雇用・経済の両面で中小企業の比重が高いことは我が国も英国も変わりはない。ただし、マーリーズ・レビューは中小企業を、その規模が小さいことを持って税制上、特別に配慮する必要性は見出していない。前述の通り、ベンチャー企業を含む新興企業や国際競争力のある（熟練技術を有した）中小企業については、その資金調達や投資活動を阻害しない税制が望まれる。法定税率の水準や設備投資の減価償却控除に留まらず、今期の損失（赤字）を将来の収益（黒字）から差し引くことができる「繰越欠損金」の繰越期間（現行 7 年）などにも留意が必要だ。ここでは税の「中立性」が重要視されるだろう。この中立性はマーリーズ・レビューが重視する課税原則に他ならない。

マーリーズ・レビューが重視する 80 年代以降の新たな経済環境としては、前述の通り、経済のグローバル化に伴う企業・投資の国境を越えた移動と国際的租税競争である。多国籍企業の発展や外国人投資家の増加もグローバル経済の顕著な特徴といえよう。法人税の誘因効果としては、資金調達・投資水準の選択に加えて、企業の立地（国際的資本移動）や租税回避が重要になってきた。移転価格など多国籍企業のタックス・プランニングは高税率国から低税率国への利益の移転・留保をもたらしている。

従来の税体系は 国の内外、負債と株式、実物取引と金融取引、法人と非法人(労働所得と資本所得)との間で境界線を設け、税率・控除などを変えてきた。しかし、新しい経済環境の中で、その境界線が不明瞭になりつつある。(マーリーズ・レビューで紹介されるデータに基づく分析は第 2 部第 3 章を参照。) 実際、居住地主義（全世界所得課税）を原則にしても、国内法人が海外子会社に留保する利益には課税は及ばない。研究開発を含めて国境を越えた経済活動が活発になる中、生産地や居住地の特定化が困難になりつつある。実際、ロイヤリティーなど移転価格などを駆使すれば、海外に利益を付け替えて、企業は国内の課税を避けることもできてしまう。この問題に対して、各国政府は現行の課税地原則（居住地主義（全世界所得課税）あるいは源泉地主義（国外所得免除方式））の徹底を原則に、個別の問題ごとに対処してきた。結果、移転価格税制を含めて税体系が複雑化したことは否めない。多様化する経済活動への措置ではあるが、税制の原則である簡素性に反する他、その公平や中立性も損ないかねない。

また、国際資本市場の発展と合わせて、新たな金融技術が開発されてきた。証券化やデリバティブなどは典型例である。金融取引は 株式のように収益が将来的に実現する状態に依存する取引と 負債のように契約でもって予め取り決められた取引に大別される。金融技術の発展により、性格が中間的なハイブリット金融商品が登場している。株式に近い債券としては転換社債・劣後債などがある。定額利息払いなど税制上、債券とみなされる性質を有している一方、通常の株式と代替性を有するような派生的性質も併せ持つ金融商品も考えられよう。また、デリバティブを組み合わせれば、一方のタイプを他方に転換することも可能になる。これは、「コール・プット平價定理」として知られる(Boadway and Keen (2003))。現行の法人税はこうした株式と負債を（前者は課税、後者は利払い費控除でもって）差別的に扱ってきた。中間的な金融ファイナンスに対する税制上の措置はアドホック

にならざるを得ず、租税裁定（租税回避）の余地を広げている。この問題はミード報告とも無縁ではない。同報告が主張した R+F ベースのキャッシュフロー課税は金融（負債）取引と資本（株式）取引を区別している。両者の境界が不明瞭になると、その実効性が危ぶまれてしまう。

実物取引と金融取引の境界も曖昧になってきた。資金の決済や（資産運用等に関する）助言・コンサルティングといった金融サービスはその典型例だ。金融機関はこうしたサービスへの対価を価格ではなく預金・貸出金利に反映させるかもしれない。金融サービス分、預金金利は引き下げられ、貸出金利には上乘せされる。金利は金融取引であるため、実態としては実物取引があっても、その確認は難しい。消費者が自動車等、耐久財を購入する際、金融機関から借入をしたとしよう。耐久財を販売する事業者と金融機関が一体的であるならば、（消費者の支払い総額は変わらないよう）耐久財の価格を下げ、ローン金利を上げることもありうる。これは VAT(消費税)など実物取引への課税を回避する手段となる。¹¹

事業体の多様化も税体系の再構築を迫っている。米国では LLC など法人格を有しながら、法人税を課されない（パス・スルー課税となっている）事業体が広がっている。投資家の様々なニーズに応えている面もあるが、税制上の優遇措置や租税回避など、経済価値以外に要因が考慮されているならば、事業体の選択が歪められかねない。配当への二重課税が事業の法人化を阻害したり、逆に「法人成り」でオーナー（同族）企業の経営者が労働所得を資本所得（配当）にさせることで税負担の軽減（労働所得への累進課税を回避）を図ったりするのも税制の中立性（効率性）の原則に合わない。これに関連するが、労働所得と資本所得の境界線も明らかでないことが多い。自営業者やオーナー経営者であれば、自身の労働への対価としての労働所得と投資からの資本所得を裁量的に分類できる。そこには税負担への配慮があるだろう。北欧の二元的所得税の「アキレス腱」とされるが、彼等の所得を客観的に分割するルールがなければ、労働所得への累進課税を避けるべく、収入の多くを（税率が相対的に低い）資本所得として計上する誘因が働くことになる。

図表 12：4 つの境界

境界	マイリースレビューで議論されている 対応策
居住地・生産地の境界	「仕向地主義」を視野に入れた法人税改革
負債と株式の境界	(Rベース) キャッシュフロー課税へ
実物取引と金融取引の境界	F+Rベース課税(ACE)
法人と非法人(労働所得と資本所得)の境界	ASE課税等

〔参考文献〕

¹¹ 我が国を含め、付加価値税を導入した多くの国々では金融機関は免税となっている。EU 加盟国の間では、これは EU 指令による共通ルールである。

岩本康志・濱秋純哉（2006）「社会保険料の帰着分析 経済学的考察」季刊社会保障研究
42号3巻 204-18

田近栄治・八塩裕之（2006）「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」貝塚
啓明・財務省財務総合政策研究所編著「経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く」
中央経済社

Bert Brys () "Fundamental reform of corporate income tax and OECD countries", OECD
center for Tax Policy and Administration.

Devereux, M. and P.B. Sorensen (2006) "The Corporate Income Tax: international trends
and options for fundamental reform", European Economy, European Commission.

Devereux, M. R. Griffith and A. Klemm, (2004). "How has the UK corporation tax raised
so much revenue?," IFS Working Papers W04/04, Institute for Fiscal Studies.

（佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授 著）

第2部 マーリーズ報告にみる税制改革の潮流

第1章 グローバル化と法人課税改革

1. マーリーズ・レビュー

1.1 マーリーズ・レビューの位置づけ

「ミード報告」(1978年)は所得課税から消費(支出)課税への転換を提言した。そこでは、課税の公平感として納税者の担税力を(年間ベースの)所得ではなく、(生涯所得を反映する)消費支出に求めている。我が国でも、「稼得された所得はいつかは消費されるとの考えに立てば、消費は「一時点の所得」よりも生涯を通じた経済力をより正確に反映していると考えられる。これに比例的に負担を求める消費税は、むしろ負担の公平に資するとの見方も可能である」(政府税制調査会(2007年11月)とする向きもある。また、利子・配当等資本(金融)所得は、既に所得税が課された労働所得等他の所得から派生する(消費されなかった残余が貯蓄に回されることで稼得される)所得であるから、当該所得に税を課すことは、「二重課税」になっている。この結果、今期の稼得所得が等しくとも、その所得を全て消費に充てる個人と貯蓄する個人の間では生涯を通じた税負担が異なる(前者は今期のみ課税される一方、後者は今期に加えて、将来にも課税される)という意味で(生涯ベースで)「水平的」に不公平でもある。

効率の観点からも、所得課税は貯蓄・投資(資本ストックの形成)に減退効果を及ぼすことが懸念されてきた。特に、全ての所得を合算して「総合課税」を行う包括的所得税の場合、限界税率が高くなってしまう。(所得課税は労働供給も阻害しかねない。しかし、今期の労働供給の低下が影響するのは今期の生産量に留まるのに対して、資本ストックの減少は現在に留まらず、将来に渡る生産を減じることになる。従って、資本所得課税は、労働(賃金)所得課税より経済活動に対するマイナス効果が相対的に大きくなる。)他方、消費課税であれば、「二重課税」はなく、貯蓄(資本形成)も阻害しない。「中長期的視点に立ち安定的・持続的な成長を実現」するよう「我が国の潜在力と知恵を引き出すことにより新たな需要の創出と生産性の向上を両立」させる上で、所得課税より消費課税が優位といえる。

経済学の「最適課税論」の観点からも消費課税を志向する理由がある。消費税であれ、(法人税を含む)所得税であれ、課税は家計の消費選択、あるいは企業の生産選択を「歪める」(非効率にする)。これについて、最適課税論が導く「生産効率性命題」は、課税の歪みは消費サイド(最終財の配分)に留め、生産活動(中間財の投入)に対しては中立的であることを要請する。経済の生産性は最大限発揮させる(「生産可能性フロンティア」上に位置させる)のが望ましいということだ。法人税のような特定の部門(法人部門)の投資コスト

トを高める、よって、資本の（法人・非法人部門間での）配分を非効率にする税制は、この「生産効率性命題」には適わない。他方、生産過程に介入しない（中間財には課税しない）消費税は、同命題を満たしている。

図表 1：所得課税対消費課税

	所得課税	消費課税
公平感	年間所得	生涯所得
貯蓄への二重課税	あり	なし
生産効率性命題	満たさない（法人税）	原則満たす

この消費課税は消費税（付加価値税）のような間接税に限らず、所得と貯蓄の差額に対する「支出税」の形をとることで直接税として実現できる。直接税であるから課税は累進的にもなり得る。あるいは、「前納勘定方式」の支出税として賃金課税と企業のキャッシュフロー課税の組み合わせることも可能である。生涯ベースでみれば、賃金課税は消費課税と「税等価」になることに拠る。¹²ここで税等価とは、制度上、異なる課税が、経済効果が等しいことを指す。（課税の転嫁・帰着を含め、経済学では、制度ではなく、その経済的な実態に着目し、税を分類していく。）従って、所得課税から消費課税への転換は、資本所得課税を廃止して、賃金所得税及びキャッシュフロー課税を組み合わせることで達成可能となる。

こうした（間接税としての）消費税と（直接税たる）支出税、および賃金所得税・キャッシュフロー課税の間での税等価は、所得分配と生産（GDP）及び総支出が一致する「マクロ経済の三面」の関係からも導かれる。¹³ 即ち、

$$\begin{aligned} \text{賃金 (W)} + \text{資本所得 (R)} &= \text{所得 (Y)} = \text{消費 (C)} + \text{投資 I} \\ C &= Y - S = W + (R - I) \end{aligned}$$

ここでC (=消費) は消費税の課税ベース、支出税の課税ベースはY - Sにあたる。他方、賃金所得税はW、キャッシュフロー課税はR - Iをそれぞれ課税対象とする。仮に税率を比例的（フラットタックス）にすれば、いずれに対する課税も等しい税収を挙げることになる。（無論、マクロ（経済全体）における税等価は個々の納税者にとっての等価を必ずしも意

¹² 生涯ベースでみれば、家計の予算制約式は

$$\text{消費の現在価値} = \text{稼得（労働）所得の現在価値}$$

与えられる。消費課税は左辺を、賃金課税は右辺を各々課税対象とするが、その現在価値は等しい。

¹³ 上式は対外貿易を捨象した閉鎖経済を仮定している。このとき、国内貯蓄(S)は投資(I)に等しい。

味しない。賃金所得の稼得する（よって賃金所得税が課される）時期と消費を追い行う時期が同じではないからだ。また、支出税や賃金所得税の税構造を累進的にすれば、個人間での再分配の程度も、（税率が一律な）消費税とは異なってくる。）

ミード報告は法人税改革として、このキャッシュフロー課税を掲げていた。（同課税の詳細は後述。）結果、新株発行・負債（借入）、内部留保に対する課税の相違、具体的には配当課税、負債利子控除が解消されることで、財源調達（ファイナンス）に対する税の中立性が確保される。また、投資費用が全額、即時控除されるため、課税は投資水準を歪めない。

もっとも、英国の税制の変遷はミード報告とは異なるものだった。英国の法人税は法定税率の引き下げに合わせて減価償却控除の縮減による課税ベースの拡大を図ってきた。投資の100%即時償却を求める「ミード報告」からは乖離した改革である。もっとも、ミード報告当時8%だった標準税率が17.5%に引き上げられるなど付加価値税（VAT）が拡充され、税体系における消費課税の比重が高まってきた。加えて、個人貯蓄勘定（ISA）のように拠出時に課税、運用・取り崩しを非課税とする口座が拡充されてきた。これは「前納勘定方式」の支出税に相当する。

ミード報告以降の新たな経済状況（経済のグローバル化等）と学術研究を織り込んだ抜本的な税制改革を新たに提言しているのがマーリーズ・レビューである。その特徴は、理論と実証（エビデンス）に基づく分析と徹底的に経済学的な観点（公平・効率）から望ましい税制を議論しているところにある。政治的な実行性（現行の利害関係）に配慮した現行制度からの漸進的改革ではなく、最適課税論に従った望ましい税制のデザインに焦点を当てている。また、課税ベースのあり方から個別税目（所得税、法人税、付加価値税、環境税、税務執行など）まで包括的な分析が行われている。

マーリーズ・レビューは法人税を含む資本所得課税自体の廃止は求めている。また、「成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上」の観点から、法定税率の引き下げを主張しているわけでもない。むしろ、その焦点は課税ベースと課税地原則にある。また、企業の経済活動（投資、立地等）に対する法人税の中立性を重視する立場で、政策税制による誘導は強調されない。この背景には、英国では、既に法人税の「法定税率」は28%と他の「先進諸国並み」の水準にあり、更なる切り下げの余地が限られてきたこと、よって、法人企業の負担軽減、投資・立地の促進には課税ベースの見直しによる「実効税率」の引き下げが求められていることがあるように思われる。そもそも、同レビューの狙いはグローバル経済に対応する税体系の再構築にある。「成長戦略」など特定の政策目的を念頭に置いたものではない。政策税制のように「市場の失敗」を前提とした税制の積極的な関与を求める立場ではない。無論、経済に中立的な税制は（市場の健全な機能を前提にすれば、あるいはそれを補完する諸政策が適切に実施されていれば）「結果」として国内投資の喚起、成長の促進に繋がるだろう。

1.2 実効税率

マーリーズ・レビューは法人税の「実効税率」を重視する。この実効税率は大きく「事前」と「事後」に区別される。投資・立地に対する「誘因効果」に働きかけるのが、将来的に生じるネットの税負担の見通しに拠るという意味で、「事前」(フォワード・ルッキング)に算出された税率の方である。事前の実効税率は、更に追加的投資に課される限界実効税率と(非限界的)投資からの収益に対する平均実効税率に区別される。他方、「事後」の実効税率は企業の法人税支払いが企業収益(企業会計ベース)に占める比率である。誘因効果に代え、法人税負担の実態を評価する指標となる。

いずれの実効税率とも法定税率と一般に一致しない。R&D 税額控除など租税特別措置(政策税制)(利子率や投資財価格に影響する)インフレ率、減価償却控除などを反映するからだ。ここで、税制上、認められる法定減価償却は一般に真の(経済的な)減価償却に一致しないことに留意されたい。前者が相対的に小さければ、法人税は投資費用を十分に控除していないことになり、実効税率が高くなる。逆に、即時償却など法定減価償却が高いとき、実効税率は低められる。負債で資金調達をしているとき、即時償却の場合、実効限界税率はマイナスになるかもしれない。投資コストが減価償却に加えて、利子控除の形で二重に課税ベースから差し引かれるからである。

また、事前の実効税率が時間を通じた純税負担の現在価値として計算されるのに対して、事後の実効税率は所定の一時点(例えば2010年度)の実績に拠る。事後的に企業は利益の一部についてタックス・プランニングを駆使して海外の子会社等に移転させるかもしれない。あるいは含み損を実現させて課税所得(の圧縮を図ることもあり得る。それに応じて法人税の支払いも少なくなる。従って、事後の実効税率と法定税率の乖離は、こうした節税行為に起因した税収ロスを含むかもしれない。このほか、事前の実効税率は、機械設備、建物など投資対象別に算出されるのに対して、事後の実効税率は法人企業別に計算されるという違いもある。¹⁴

図表2：実効税率

		含意
事前 = 誘因効果	限界	投資水準・資金調達に影響
	平均	立地選択に影響
事後 = 分配効果	平均	企業に対する実質的な課税状況

¹⁴ 事後の実効税率は、納税企業ではなく課税当局の観点から算出されるかもしれない。外国税額控除は法人企業が海外で支払った法人税を(限度額付きで)還付する。事後の実効税率を企業の課税前収益に占める我が国の法人税支払いと定義すれば、この外国税額控除分、同税率は低められる。しかし、企業にとってみれば外税控除は既に海外で支払った法人税相当分であり、負担が軽減されているわけではない。

以下では、事前の実効税率の誘因効果について説明する。ミード報告（及び後継のマールーズ・レビュー）は、株式と負債の税制上の扱い、すなわち実効税率を等しくすることで、財源調達の違いを是正することを求めている。現行の法人税の実効税率（平均・限界）は、投資コストを負債で賄った方が、利払い費控除が認められる分、低くなってきた。このことが、企業が株式に比して負債（レバレッジ）を高くする要因であり、過剰な負債を抱える結果になりかねないとされる。また、負債によるファイナンスは企業の危険投資（リスクテイキング）を過度に促すかもしれない。事業に成功して収益を上げていれば、その収益から予め定まった額の返済を行う（残余利益は企業に留保される）一方、有限責任の原則から倒産時には負債の返済は免じられる（企業の損得はゼロになる）からだ。

ファイナンス以外にも法人税の実効税率が企業の誘因に及ぼす効果は多岐に渡る。ここで、その誘因を立地選択、投資水準、及び利益（所得）の移転（付け替え）に階層化しよう。例えば、米国の多国籍企業は、自国に留まるか、欧州に進出するかを決め、後者の場合、欧州内で立地する国を選ぶ。一旦、国が決まれば、次に工場設備等の規模を選択する。更に経済活動の後、得られた利益を移転価格などで、（税率の低い）他の国に移転させるよう税務戦略を実施するといった具合だ。（定率国の子会社が高率国のグループ企業に資金を貸し出すことで利払いの形で後者の利益を前者に移転することもできる。）ここで立地と投資の選択の違いに留意してもらいたい。前者は一定規模の資本の投下に関わるため、選択は「離散的」である。他方、後者であれば「連続的」な選択が可能かもしれない。このとき、法人税率・実効税率は各々、企業の異なった誘因に働きかけることが知られている。つまり、企業の立地（離散的）選択には平均実効税率、投資水準の（連続的）選択にとっては限界実効税率、利益移転には法定税率が、それぞれ決定要因となる。このうち、利益移転は金融取引であり、実物取引を伴わないため減価償却控除などの影響を受けない。そのため、法定税率の多寡だけが重要となる。

これに関連して、Devereux=Griffith(2003)は米国の多国籍企業の企業立地について実証、米国と欧州との間での選択には税制は大きく影響しないものの、欧州内での立地選択には平均税率が効果を及ぼしていることを明らかにした。国際競争においても、限界実効税率ではなく平均実効税率や法定税率を通じた競争が顕著となっている、つまり税率間に有意な依存関係が見出されている（Devereux, et al (2008)）。これらは企業立地、所得移転を巡る競争関係を裏付ける。

2. 二つのキャッシュフロー課税

ここでキャッシュフロー課税の対象について言及しておきたい。同課税には実物取引のみを対象としたRベースと実物取引と金融取引(負債)を含むF+R+Fベースがある。(制度上、間接税になる)付加価値税はRベース課税にあたる。現行の法人税制度に即して言えば、減価償却控除と利払い費控除を廃止して、投資支出の即時償却を認めることでRベ

ースのキャッシュフロー課税に転換できる。キャッシュフローとしては、資本（株式）取引（S ベース）があるが、資金取引の恒等式から、R+F ベースと S ベースは等価となる。実物取引の付加価値と ネットの借入資金への課税は 株式資金の純流出に対する課税に等しいからだ。

付加価値税（消費税）を含めた R ベース課税の場合、金融取引に課税が行われなため、企業は同じ顧客と金融・実物の両取引を行う際、実物取引からの利益（売却価格）を低め、金融取引からの利益（受取利息）を高く設定する誘因を伴う。加えて、金融取引を法人税から除くことは多くの税収減に繋がりがねない。実際、英国・米国では金融セクターの発展に伴い、法人税に占める金融機関からの税収比率が、1980 年代の 5~10%から増加、2003 年には 25%以上を占めるに至っている（Auerbach, A.J, M. Devereux (2008)）。近年の金融危機で利益が大きく低下したとはいえ、金融は多くの先進諸国における主要産業であり、重要な税源となっていることに留意は必要だ。

一方、R+F ベースであれば、金融取引を網羅した課税が可能になる。しかし、その場合、株式と負債が区別されなければならない。上述のように金融技術の発展で両者の境界は曖昧になってきている。デリバティブを組み合わせれば、株式と負債の利得構造を同一にもできる。また、企業が同じ投資家と株・債券の両方で取引を行うとき、課税対象の配当を低め、控除となる利払いを増やすような裁量を働かせるかもしれない。R ベース課税であれば、株式と負債の扱いは均等になる。加えて、R+F ベースの場合、今期の借入に対して課税が発生する。これは（手元に十分な現金を持ち合わせない）企業の資金繰りを困難にしかねない¹⁵。

図表 3：キャッシュフロー課税の比較

	Rベース	R + Fベース
キャッシュ・フロー(+)	財貨・サービスの売却	Rベース + 借入
キャッシュ・フロー(-)	借入原材料・賃金、固定資産への支払い	Rベース + 借入の元利払い
実物取引と金融取引の区別	あり	なし
借入と株式の区別	なし	あり

ただし、いずれのキャッシュフロー課税にも課題が残る。第 1 に、将来的に税率の変化が見込まれるとき、投資に対する中立性が成立しない、将来の税率の引き上げは即時償却（還付金）後の投資コスト（ $= (1 - \text{今期の税率}) \times \text{投資}$ ）に比して将来の課税後収益（ $=$

¹⁵ 利払い費控除を行わないキャッシュフロー課税やその税等価は、外国において法人所得税とはみなされないかもしれない。従って外国税額控除が適用されない可能性もある。

(1 - 将来税率) × 収益) を低めることになるからだ。

第 2 に、利払い費や減価償却の控除が認められなくなるため、キャッシュフロー課税への移行時、既に投下された資本(「古い資本」)に対する課税が増加することになる。対して改革以降の「新しい資本」(新規投資)であれば即時償却が認められる。このため、既に減価償却控除を受けてきた古い資本を売却し、新しい資本として改めて全額控除を受ける節税行為も横行しかねない。古い資本の負担増、あるいは新しい資本への付け替えを防ぐには、移行措置(既存の設備には従来の控除を延長する一方、第三者が中古の設備を購入したときは即時償却を認めない)として両者を税制上、区別する必要がある。

第 3 に投資時点で多額の還付金が発生することも課題として挙げられる。税を還付された企業は、収益が生じる以前に清算の上、資産を国外に売却して課税を免れるようとするかもしれない。この点については、還付(即時償却)に代えて現行の繰越欠損金を拡充、

繰越期間を原則、無制限にするとともに、控除し切れなかった投資コストは利付きで繰り越すことがありえよう。後述する ACE 等キャッシュフロー課税の税等価はこの仕組みに当たる。

3 . ACE 課税

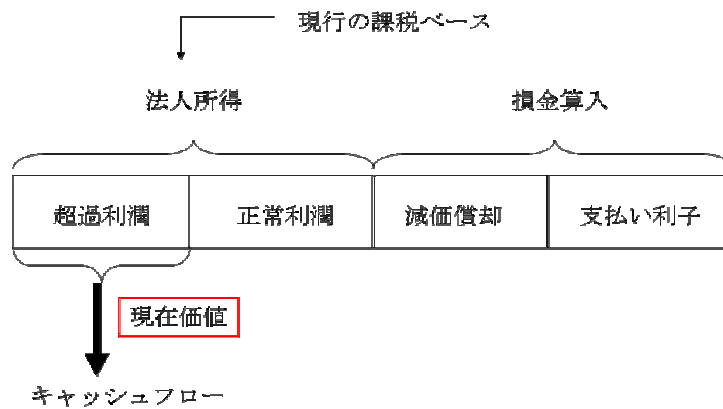
3.1 キャッシュフロー課税との税等価

マーリーズ・レビューは、R+F ベースのキャッシュフロー課税と「税等価」な課税に着目する。この税等価は将来に渡る法人税額の(割り引かれた)「現在価値」がキャッシュフロー課税と等しいときに実現することになる。ここで鍵になるのは、超過利潤と正常利潤の区別である。結論からいえば、毎期の「超過利潤相当分」に対する課税が現在価値でみて、キャッシュフロー課税と一致することになる。

経済学では企業の利益を正常利潤と超過利潤に区別する。正常利潤は平均的な投資から見込まれる収益を指す。例えば、10 億円の資金を資本(債券等)市場で運用したときの平均的な利回り(市場金利)が 5% だったとしよう。企業が同規模の設備投資を行うべく、資金を(株式)調達するとなれば、投資家は、この 5% 分(5 千万円)の収益を求めはずだ。

投資家にとって、5% の収益は(企業に資金提供をすることで他の投資機会を失うという意味で)「逸失利益」(「機会コスト」)にあたる。他方、企業の観点に立てば、5% は、投資家から最低限支払いが要求されるという意味で資金調達のコスト(資本コスト)を構成する。これに対して、超過利潤はリスク・プレミアム、経営資源(例:技術力)投資先特有のレント(例:天然資源や市場へのアクセス)などから成り、企業・投資家にとってはいわば「ボーナス」に相当する。(経済学では、企業は「利潤最大化」を図る(擬制的)経済主体と想定される。厳密に言えば、ここで最大化されているのは「超過利潤」にあたる。一方、正常利潤相当分は投資の「機会コスト」として費用に含まれる。)

図表 4：超過利潤と正常利潤



従来の法人税は正常利潤と超過利潤の双方を課税対象としていた。このうち正常利潤への課税が 企業の資金（株式）調達コストを高めることで、投資の誘因を損ねるほか、利払いが損金算入される（課税対象にならない）借入に偏った資金調達を助長してきたのである。対照的に「ボーナス」に過ぎない超過利潤への課税は、原則効率を歪めない。マイリス・レビューでは法人課税を超過利潤に限定、正常利潤部分に対する課税は、その税率を含めて個人所得税に委ねている。

課税ベースに超過利潤のみを反映させるには、投資に関わる「機会コスト」(正常利潤相当)を差し引く必要がある。収益率は市場金利(上記では5%)を適用するとして、問題は、これに乗じる投資の「残存価値」の算定だ。上の例では、10 億円が投資価値にあたるが、一般に投資は複数年に渡って行われ、新たな価値が加わる一方、生産活動によって減価も進む。つまり、

$$\text{設備投資の残存価値} = \text{従来の新規投資合計} - \text{減価償却}$$

ただし、会計上、あるいは税務上の減価償却（定率・定額等）は、必ずしも真の（経済的）減価償却に等しくならない。税務上の減価償却には（加速度償却など）政策的配慮が反映されるかもしれない。あるいは定額法のように実務上、簡便な方式が好まれるだろう。他方、経済的減価償却は（制度上、加味されない）設備の稼働率など経済要因に依拠するからだ。これについて、Boadway and Bruce (1982)は、残存価値を正常収益に対応する利回り（5%）で繰り越し、これを課税ベースから控除する仕組みを提言している。ここで鍵となるのは、今期、控除仕切れなかった投資コストを利付きで（一定の収益率を掛けて）将来に繰越していくという方式だ。税務上の減価償却を中立化することが可能になる。

3.2 ACE の特徴

株式調達と負債調達に対する課税上の差別を解消するとともに、税務上と経済的な減価償却の乖離の影響を除くことが ACE (Allowance for Corporate Equity) の狙いである。ACE は英国の Institute for Fiscal Studies(1991) によって提唱された。その特徴は 既存の法人税制度同様、負債の利払い費控除を認める一方、株式(新規発行・内部留保)に関わる「機会コスト」(株式控除)を合わせて控除することで、課税上、負債と株式の扱いを均一化するところにある。理論上、課税ベースは「超過利潤」に等しい。法人レベルでは投資からの正常利潤は非課税となる。

図表 5 株主基金の計算¹⁶

今期の株主基金				
(+)	前期の株主資金			投資 - 借入
	新株発行			
	前期の課税所得 + ACE	(-)	減価償却	
		(+)	企業収益	内部留保に相当
(-)	税額 純配当支払い			

株式控除 (ACE) の算出に用いられるのが、「株式基金」と帰属(みなし)収益率である。株式基金に所定の帰属収益率を乗じた額が株式控除にあたる。このうち、株式基金の具体的な計算は図表 5 で示される通り。簡単にいえば、内部留保とネットの株式発行額が株式基金に積み立てられる一方、減価償却は同基金から差し引かれていく。ここで、減価償却は法定ベースに拠る。他方、内部留保は企業の課税所得に株式控除を加算(よって、同控除前の企業収益を導き)法人税額及び配当の純支払を差し引いた金額に等しい。内部留保とネットの株式発行額の合計が、借入以外の資金調達による投資支出にあたる。帰属収益としては、ACE が確実に還付されるものであれば、企業にとっては確実なキャッシュフローであるから、国債等の(課税前)安全利子率が適用できる(Bond=Devereux(1995))。収益率は時間を通じて変動していても構わない。(名目ベースであれば、インフレに応じて

¹⁶ 株式基金は次のように計算される。

次期の株式基金 - 今期の株式基金

= 新株発行 + 今期の課税所得 - 課税額 - 配当支払い

= 新株発行 + 今期収入 - 利払い費 - 減価償却 - 課税額 (キャッシュフロー + 新株発行 - 課税額)

= 今期の収入 - 利払い - 減価償却 - キャッシュフロー

= 投資 - (借入 - 元本返済) - 減価償却

自動的に引き上げられるため、控除額の決定にあたって、物価調整をする必要もない。)

ACEにおいて今期の課税ベースから控除されるのは、当該期の減価償却と株式調達に関わる機会費用(=正常利潤相当)である。従来の法人税同様、利払い費も控除される。

投資支出のうち、借入で財源調達された額を除いた(内部留保と新株発行が充てられた)コストについて「株式基金」に算入される。この計算上、減価償却は税務・企業会計によって(定率・定額など)任意に決めて構わない。資本経費関連の控除額の現在価値は投資支出の現在価値に等しくなることが示される。このACEはR+Fベース課税である。負債の返済は控除される一方、所定の投資支出に対して、今期の借入が増えると、相当額(内部留保・株式による財源調達が減るため)次期に繰り越される株式基金は減少、株式控除額が小さくなる分、将来の課税額が高くなる仕組みになっているからだ。借入課税・返済控除と税等価である。

簡単な数値例で、ACEの効果について説明したい。図表6にあるように、0期に100の投資をすれば、第1期と第2期に70の収益が挙げられるとする。投資資金のうち30は借入、残りは新規株式の発行で調達するとしよう。法定上の減価償却は定額方式により、第1期、第2期に各々50が計上される。簡単化のため、第1期以降の投資はなく、利払い費、法人税を差し引いた後の利益は全額、配当に回されるものと仮定しておく。借入金利は10%で、ACEのみなし収益率もこれに等しい。法人税の税率は30%で与えられる。第1期、第2期の法人所得は収益70から利払い費と減価償却を差し引いた17に等しい。現行の法人税はこれに税率30%を課す。他方、ACEは17から、のみなし収益率10%で株式控除をする。第1期の株式基金は0期の新株発行額70であり、その10%の7が株式控除される。第2期の場合、株式基金は20に等しく、よって控除額は2(=10%*20)となる。同期の株式基金は前期の同基金から第1期の減価償却50を減じた値である。なお、第2期以降の残存価値はゼロとなる。(第2期の減価償却50から借入元本の返済分30を差し引いた20が第2期の株式基金20を相殺する格好となる。)このとき、ACEの課税ベースの現在価値はキャッシュフロー(R+F)の現在価値21.9に等しい。他方、現行の法人税の課税ベースの現在価値は29.5となる。

図表 6 : ACE 数値例

		期間			残存価値
		0期	1期	2期	
収入	A	0	70	70	
投資	B	100	0	0	
新株発行	C	70	0	0	
借入	D	30	0	0	
利払い(金利10%)	E	0	3	3	
元本償還	F	0	0	30	
R+F型キャッシュフロー	$G=A-B+D-E-F$	-70	67	37	
減価償却	$H=A-D-G$	0	50	50	0
課税所得(従来型)	$I=A-E-H$	0	17	17	
株式控除(みなし収益率10%)	$J=10\%*N$	0	7	2	
ACE課税ベース	$K=I-J$	0	10	15	
ACE課税額(税率30%)	$L=30\%*K$	0	3.0	4.5	
配当(課税後)	$M=C+G-L$	0	64.0	32.5	
株式基金	$N(+1)=N+C+I-L-M$	0	70.0	20.0	0.0
	キャッシュフロー		21.5		
現在価値(割引率10%)	ACE課税ベース		21.5		
	(従来型)法人税		29.5		

ACE 課税は借入額の影響を受けない。借入が増える(よって新株発行額が減る)ならば、その分、株式基金が少なくなり、将来の ACC 控除が減じられるからだ。実際、図表 7 は 0 期の借入を 30 から 40 に増額(新株発行を 60 に減額)したときの、キャッシュフロー、(従来型)課税所得、株式基金の変化等を表している。現在価値でみると、R+F キャッシュフロー及び ACC 課税ベース(よって税率 30%で一定とする限り、課税額)に変化はない。一方、現行の法人税の課税所得の現在価値は 1.7 少なくなる。負債の引き上げが税負担の軽減に繋がっていることが確認される。

図表 7 : 借入額の変化

		期間		
		0期	1期	2期
新株発行	C	-10.0	0.0	0.0
借入	D	10.0	0.0	0.0
利払い(金利10.01%)	E	0.0	1.0	1.0
元本償還	F	0.0	0.0	10.0
R+F型キャッシュフロー	$G=A-B+D-E-F$	10.0	-1.0	-11.0
課税所得(従来型)	$I=A-E-H$	0.0	-1.0	-1.0
株式控除(みなし収益率10%)	$J=10\%*N$	0.0	-1.0	-1.0
ACE課税ベース	$K=I-J$	0.0	0.0	0.0
ACE課税額(税率30%)	$L=30\%*K$	0.0	0.0	0.0
株式基金	$N(+1)=N+C+I-L-M$	0.0	-10.0	-10.0
	キャッシュフロー		0.0	
現在価値(割引率10%)	ACE課税ベース		0.0	
	(従来型)法人税		-1.7	

減価償却に対しても、ACE 課税は中立的である。図表 8 は、第 1 期の減価償却を 50 から 60 に引き上げる(合わせて、第 2 期の減価償却を 40 に減らす)ときの変化を示す。再び R+F キャッシュフロー及び ACC 課税ベースの現在価値に変わりはない。対照的に現行の法人所得の現在価値は 0.8 ほど下がっている。応じて法人税は軽減されることになる。

図表 8：減価償却の変化

		期間		
		0期	1期	2期
減価償却	$H=A-D-G$	0.0	10.0	-10.0
課税所得(従来型)	$I=A-E-H$	0.0	-10.0	10.0
株式控除(みなし収益率10%)	$J=10\%*N$	0.0	0.0	-1.0
ACE課税ベース	$K=I-J$	0.0	-10.0	11.0
ACE課税額(税率30%)	$L=30\%*K$	0.0	-3.0	3.3
株式基金	$N(+1)=N+C+I-L-M$	0.0	0.0	-10.0
現在価値(割引率10%)	キャッシュフロー		0.0	
	ACE課税ベース		0.0	
	(従来型)法人税		-0.8	

ここまですをまとめよう。ACE(株式控除)は、キャッシュフロー(超過利潤)課税と税等価を実現、限界実効税率はゼロとなる。負債と株式の差別を解消することで、財源調達にバイアスを与えない。企業にとって資金調達としての新株発行、内部留保、借入は限界的に無差別となる。キャッシュ・フロー課税(と税等価)の性格上、配当支払いのタイミングへの歪み(ロックイン効果)もない。(ただし、この結果は個人所得税を考慮していないことに留意せよ。)加えて、帰属収益率を名目タームで与え、一定期間ごとにインフレを反映するよう見直す(収益率を市場の名目利率とすれば、自ずとインフレに連動する)ならば、課税ベースの決定においてインフレ調整を行う必要もない。(さもなければ、インフレは設備投資の更新費用を増加させる。その分、(企業会計上、更新投資に充当する経費の積立である)減価償却費も引き上げられなければ、同控除の実質価値は減じられ、企業の税負担が大きくなる。)また、課税上の(法定)減価償却の影響を受けない。加速度償却など今期の高い控除は将来に繰り越される株式基金を減じることで、その効果を相殺できるからだ。

キャッシュフロー課税にはないメリットもある。投資経費を即時、全額控除する必要がないため、還付金の問題が発生しない。景気による投資の変動が時間を通じて平準化されるため、税収も安定的になる。また、(繰り越された)投資支出の控除と収益が発生するタイミングが近くなる結果、純粋なキャッシュフロー課税に比して、投資に対する税率変化の影響が緩和するだろう(Auerbach, A.J, M. Devereux(2008))。また、現行の利払い費控除や法定減価償却はそのままにできるから、(新たに株式の機会コストの控除以外に)改革として大きな課税ベースの変更を要さない。

なお、ACEの中立性は倒産リスクがあるときにも拡張できる。Bond and Devereux (2003)は資本市場が完全であり、超過利潤(レント)が企業にすべて帰着する、よって貸手(=投資家)が超過利潤を受け取らないならば、帰属利率として安全利率が適用でき、

ACEは(期待ベースでみた)キャッシュフロー課税と税等価であり続けることを理論的に示した。投資家の裁定条件から、各企業の借入利率の(リスクを織り込んだ)「確実性等価」

はこの帰属利率に一致する。

3.3 ACE の実例

ACE の実例としては、1994 年から 2000 年までクロアチアで導入された利潤税が挙げられる。税率は 35%で、帰属利率は 5%プラス工業製品価格上昇率（2000 年時点で 11.2%）が採用された（Keen and King（2002））。株主基金は前年の同基金に内部留保（利益マイナス配当）に新株発行を加えて算出した。課税利益がマイナスの場合、帰属利率付きで損失繰越されている。（個人企業の場合、個人所得税と利潤税との間で選択制となっていた。）制度への理解が浸透しなかったこと（大企業に対する優遇税制という批判もあった）から、2001 年に廃止されたが、法人税制度としては「概ね良好に機能していた」とも評価されている。¹⁷

イタリアは 1997 年から 2003 年にかけて、ACE タイプの法人税を導入した。ただし、純粋な ACE とは違い、株式の帰属収益（正常利潤）に対して軽減税率（25%）を適用したことが特徴である。法人税率は 34%で、株式基金は改革後に発行される株式が原則とされた。なお、イタリアでは地方レベルで IRAP（地域生産活動税）が創設されている。これは源泉地主義・所得型 VAT であり、我が国の外形標準課税（付加価値税割）に相当するだろう。中央政府の ACE 型法人税とは対照的に IRAP は利払い費も課税することから CBIT としての性質もある。

¹⁷ ACE は株式控除分、課税ベースが小さくなる。これが税収減をもたらすことへの懸念も多い。実際、クロアチアでは 2000 年時点で税収は従来型法人税に比して半減したとの推計されている。もっとも帰属利率を控除しないとき、外国資本誘致のため、政府は 35%よりも低い法人税率を選択していたかもしれない（Keen and King（2002））。

図表9 ACEの導入例

国	期間	株式基金	みなし収益率	備考	法人税率
オーストリア	2000～04	(改革後)新規株式の帳簿価格	公債流通利回り+0.8%	みなし収益に軽減税率(25%)	34%
ベルギー	2006～	帳簿価格	過去2年間の公債利回り平均	みなし収益控除	34%
ブラジル	1996～	帳簿価格	長期金利	みなし収益を上限に配当支払い控除	30.7%
クロアチア	1994-2000	帳簿価格	5%プラス工業製品インフレ率	みなし収益控除	35%
イタリア	1997-2003	(改革後)新規株式の帳簿価格	7%(1997～2000) 6%(2001)	正常利潤部分に軽減税率(19%)	37%

出所：Klemm(2006)に加筆

近年、ACE型法人税改革を試みたのが、ベルギーである。同国では2006年からみなし利子控除を実施、控除の対象となる企業の株式基金は前年末時点の株式(資本+内部留保)である。¹⁸ 帰属利率は10年物政府債の利率の平均(09年は07年の実績値)に拠る。この帰属利率は6.5%を超えることはできない。また、前年の同利率の1%を超えて変更されることもない。なお、ACEによる税収減は、改革前税収の10.4%に相当すると推計される(Albi E. (2009))。にも関わらず、ACEの導入に踏み切った背景には、国内で展開されている資金管理事業体への課税(株式費用を控除したCoordination center Regime)が2003年のEU委員会の決定で違法な国家補助に当たるとみなされたことが挙げられる。株式控除を一般化することで、特定部門への補助との批判をかわす狙いがあるという。

3.4 ACEの課題

前述のBond and Devereux (2003)は市場裁定が成り立つ完全な資本市場を前提に、倒産リスクがあるときのACEの中立性を示した。しかし、資本市場が完全でなく、情報の非対称性や取引費用の存在が裁定を妨げているならば、ACEを含めたR+Fベース課税は投資選択に対して中立的(実効限界税率がゼロ)にはならない(Boadway, Bruce and Mintz(1983))。

¹⁸ ただし、配当・内部留保が利払い比率を超えた超過配当・留保利潤については従来の法人税同様課税される(Gerard (2006))

加えて、R+F ベース課税のボトルネックは、株式と負債の区別にあることは、これまで繰り返し述べてきた通りである。ACE 課税は みなし収益率を適用する株式と 実際の利払い費を課税所得から控除する債券で一律になっていない。このとき、株式として資金を調達（よって株式基金に算入させることで課税を軽減）、返済時には負債に転換する（利払い費控除を受ける）取引も有り得るかもしれない。

この問題に対処すべく Kleimbard(2007)は、企業負債にも帰属収益率を適用する法人資本控除（ACC）を提言している。株式同様、負債の費用も（利払い費控除のような実額ではなく）みなしで控除する仕組みだ。税務上、株式と債券の区別は必要としない。資本控除は 株式（簿価ベース）と純負債の合計に みなし収益率を乗じることで算出される。株式基金に適用される帰属収益率を、企業の借入れ利息に一致させることで、資金調達として株式と債券が無差別になる。この対称性により、株式・債券の定義づけが困難なハイブリット型の金融商品の扱いも容易となる。いずれに区分しても税制上の取り扱いが等しくなるからだ。¹⁹ただし、R ベース課税における実物取引と金融取引の区別、ここでは、みなし控除される金融取引と 実費控除の実物取引の区別が残る。

類似の提言は、Boadway = Bruce（1984）にもある。ここでは、 今期の減価償却と合わせ、資本ストックの残存価値（実物資本価値）に関わる機会費用（正常利潤相当）が控除される。 ACE 同様、減価償却は税務・企業会計によって（定率・定額など）任意に決めて構わない。 企業が所有する実物資本価値は、帳簿価格で評価され、各期の投資（新たな資本の追加）から法定減価償却を控除した額でもって調整される。すなわち、

$$\text{次期の実物資本価値} = \text{今期の価値} + \text{今期の投資} - \text{減価償却}$$

なお、企業のバランスシート上、Kleimbard(2007)の法人資本（=負債+株式）と Boadway = Bruce(1984)の実物資本価値は原則等しい。いずれも、従来の法人税や ACE とは異なり、利払い費は控除されない。課税ベースから控除されるのは減価償却と上記の機会コスト（ACC）のみである。法人税率が一定である限り、課税ベースの現在価値は R ベースのキャッシュフローと同じ（よって、R ベース型キャッシュフロー課税と税等価）であることが示される。

金融資産（株式・債券）に対してみなし収益率を乗じる仕組みは、オランダのボックス・システムに近い。このオランダの所得税では資産の純保有額（保有額 - 債務）にみなし収益率を掛けて課税している。実際、企業段階では控除される（正常利潤に相当する）ACC に応じて個人段階で所得税を課すことも有りうる選択肢である。正常利潤は個人レベルでのみ課税される。他方、金融所得（配当・キャピタルゲイン、利子）の実額が ACC を超える部分は超過利潤として別途課税（法人段階と合わせれば二重課税）することで税体系の累

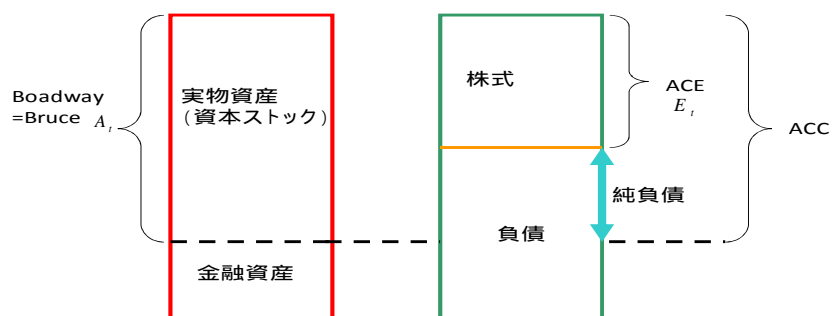
¹⁹ Kleimbard(2007)の ACC は法人・非法人の区別なく事業体に対して適用することで組織形態の選択への中立性も確保できる

進性（公平）も確保できる。配当所得についてこれを当てはめたのが、後述するノルウェーで 2006 年から導入された ASE（株主控除）の制度である。

図表 10：ACE と ACC（その 1）

	ACE	ACC
利払い費	控除	控除しない
減価償却	法定ベース	法定ベース
課税ベース	収益 減価償却 利払い費 (みなし収益率) * 株式基金	収益 減価償却 (みなし 収益率) * 法人資本
キャッシュフロー課税	R+F ベース	R ベース

図表 11：ACE と ACC（その 2）



ACE であれ、ACC であれ、企業段階での課税を超過利潤に限定する（正常利潤を非課税にする）ため、課税ベースが小さくなり、税率を据え置くなれば、大幅な減収に繋がる懸念も多い。もっとも、正常利潤への課税を除くことによる税収損失について、現行においても実態として資本所得から十分な税収は上げられていないとの指摘もある。Gordon et al (2004)の試算では 1995 年時点の制度と経済状況を前提に米国で法人税を R ベース型のキャッシュフロー課税に転換するならば、税率を変えないとしても税収減は 180 億ドル、現行法人税収の 16.3%に留まることになる。無論、法人税の歪みを除く（中立化を図る）ことで企業の投資や立地が促されれば、法人税の増収にも繋がる。

4. 仕向け地主義課税

4.1 課税地原則

マーリーズ・レビューは源泉地主義に拠る ACE(R+F ベース課税)を提言の一つに掲げる。R+F(=S)ベース課税はミード報告の提言でもあった。しかし、源泉地主義課税は国際的租税競争や多国籍企業の利益移転に直面することになる。そもそも、租税競争は源泉地主義

課税に起因していた。仮に全ての国が厳格な居住地主義に従う（国内法人が外国で支払う源泉地課税については無制限に外国税額控除を認める）ならば、企業の最終的な税負担は、生産地に依存していない。従って、その立地が課税に影響されることはない。（08年まで）我が国を含めて、全世界所得課税を原則とする国々も国際的租税競争に晒されたのは、海外子会社に留保される利益に課税権が及ばないなど、課税の実態が源泉地主義に近かったからだ。我が国でも 2009 年度税制改正で、「海外に留保された資金の国内還流に向けた環境整備」のため、外国子会社（持ち株比率 25%以上）から受け取った配当の 95%を益金不算入とする措置を講じた。本税制改正の結果、我が国の法人税の課税地原則は源泉地主義課税に近づいた（海外支店は居住地で課税されるため純粋な源泉地主義課税ではない）が、租税競争の圧力はむしろ増すものと考えられる。

実際、経済のグローバル化と税務戦略の発展で、経済価値の生じる生産地の確認は困難になっている。例えば、研究施設は A 国と B 国に所在、資金は C 国の子会社から調達、開発製品は D 国で生産され、E 国の子会社から販売される。A、B 両国の研究施設（を管轄する現地法人）は C 国企業からの借入に利子を払い、D 国現地法人は A、B 国のグループ企業にロイヤリティーを支払い、E 国子会社から対価を受け取る。これらの取引が各々で発生した経済価値を正確に反映しているとは限らない。取引では、高税率国での利潤を低めに計上し、低税率国に立地する企業に移転することでグループ全体の課税を軽減するように計らうかもしれない。源泉地主義課税の下、各国の税務当局は外国企業の所得に対して課税権を行使することはできない。無論、移転価格税制など租税回避を規制する試みはあるが、実態との乖離は却って非効率（税に起因する歪み）を助長しかねない。

前述の ACE は限界実効税率をゼロにしても、平均税率が低められるわけではない。特に株式控除に伴う課税ベースの縮小を法定税率の引き上げで補填するならば、平均実効税率は低下しないまま、企業の立地を促さない（資本を誘致できない）ほか、高い法定税率に対抗した税務戦略（租税回避）が活発化する可能性がある。源泉地主義に従う ACE は企業の投資・財源調達の選択には中立的であっても、立地や利益移転の誘因に対しては中立的にはならない。

4.2 仕向け地主義へ

源泉地主義に代わる課税地原則として挙げられるのが、仕向け地主義（最終消費地課税）である。我が国の消費税を含めて、付加価値税（VAT）はこの原則に従う。輸入には課税をする一方、輸出にはゼロ税率を適用するということだ。法人税の文脈に即していえば、原材料等、投入物としての輸入財は費用として控除を認めず、輸出財については、その生産コスト分を還付する仕組みとなる。

ACE のほか、もう一つのマーリーズ・レビューの法人税改革の提言が VAT 型キャッシュフロー課税である。R ベース課税であり、徴税は現行の付加価値税に従う。具体的には、その

課税ベースはVATの課税標準である売上マイナス(設備投資を含む)仕入れから、更に(法人税で控除される)労働費用(賃金)を差し引くことで求められる。ただし、(インボイスによって)取引ベースで課税するVATとは異なり、課税は年間を通じたキャッシュフローによる。(同じ付加価値税でも、控除法に近い。)売上がゼロ税率である輸出企業は仕入れ控除に加えて労働コスト分、還付を受けることができる。キャッシュフロー課税の問題として還付金(負の課税ベース)の発生があった。投資が少なくとも輸出産業には還付金が生じることになるだろう。この場合、還付金に代えて、社会保険料など企業が納税義務を負う他の税との通算を認めることもありうる(Auerbach and Devereux(2008))。²⁰

ACEとの対比は図表12の通りである。法人税の帰着は概ね付加価値税と同じになる。労働が課税されないことを除けば実態は消費課税に近い。マクロ経済でみれば、このキャッシュフロー課税は、非労働所得からの国内消費に対する消費課税と税等価になる。源泉地主義課税とは異なり、国内生産に関わる超過利潤(レント)のうち、輸出財ならば、VAT型キャッシュフロー課税の対象とならない。例えば、国内生産を全て輸出に当てる多国籍企業は超過利潤を含めて課税を免れることになる。逆に、輸入財価格に織り込まれる海外の超過利潤には課税がなされる。レントの帰属は仕向け地(最終消費地)に拠る。

図表12 ACEとVAT型キャッシュフロー課税

	ACE	仕向け地主義課税
課税対象	超過利潤(レント)	
税収の帰属	源泉地主義	最終消費地
課税ベース	法人所得(現行)－株主資金×みなし収益率	付加価値(VAT)－賃金
利払い	控除	控除せず
限界実効税率	ゼロ	ゼロ
キャッシュ・フロー	R + F	R
税収確保	既存の法人税よりも課税ベースが小さくなる(政策減税分を除く)ため税率の引き上げが必要	
重視する誘因効果	投資選択 + 資金調達	+ 立地選択

仕向け地主義課税のため、法人税率は企業の立地選択に影響しない。海外に生産拠点を移しても国内に輸入すれば、課税される一方、国内生産でも海外に輸出すれば税負担を負わないからだ。課税上の扱いは生産地の如何に拠らない。移転価格の操作による利益移転も生じない。輸出は非課税のため、課税ベースを圧縮するよう海外子会社への中間財輸出の価格を引き下げる必要はない。輸入課税(経費として控除されない)から海外子会

²⁰ VAT型キャッシュフロー課税は米国大統領税制諮問委員会の「成長及び投資税制案」でもある。

社からの中間財輸入の価格を引き上げて課税所得を圧縮する誘因も解消される。

その税率の引き上げは国際的資本移動や利益移転のコストを伴わない。仕向け地主義はグローバル経済において、社会保障など国内の財政需要充足の要請を企業の国際競争力・立地競争力の確保から切り離すことができる。法人課税とグローバル化への対応を遮断するわけだ。

4.3 仕向け地主義の課題

この仕向け地主義課税にも課題はある。輸出産業に巨額の還付金が発生すれば、課税ベースは大きく縮小する。また、移行時の一時的な為替レートの変化が挙げられる。ゼロ税率の輸出価格が下がり、輸入価格が増加する分、為替が増価する。この変化は対外債務負担を下げる一方、対外負債価値も減じることになる。この他、WTO（世界貿易機構）によって「輸出補助金」（輸出が非課税）とみなされたり、（その課税ベース・課税原則とも現行の法人税制度から大きく乖離するため）居住地主義課税を行う外国政府からは法人税とみなされず、同国企業が支払ったキャッシュフロー課税が「外国税額控除」の対象にならなかったりする可能性がある。

加えて、Rベース課税は金融取引を免税にする。しかし、実物取引と金融取引の区別が困難なケースも多く見受けられるだろう。形式的にはローンの返済など金融取引であっても、実態は金融サービスに対する対価（実物取引）かもしれない。経済に占める比重が高まっている金融機関に課税されないという（税込確保、課税の包括性、及び公平性の観点からの）問題もある。もっとも仕向け地主義はR+Fベースに拡張できる。この場合、海外（金融機関）からの借入は課税されない一方、海外への元利償還は控除の対象にならない。また、対外貸出は控除されず、同貸出からの収益は課税を伴わない。課税は国内融資からの経済レントに限定されるのである。ACEと同様、借入・融資に即時課税・控除するのではなく、利付きで繰越しする仕組み（TCAなど）を作ることも可能だろう。ただし、R+F課税であるため、株式と債券の区別が必要となる。その問題は前述の通り。

5．法人課税と個人所得課税

5.1 資本所得課税再論

（法人税・所得税を通じた）配当所得への二重課税が企業の資金調達費用を増し、投資活動を阻害するというのが「伝統的な見解」であった。これに対して、投資資金を内部留保から賄う場合、配当所得への課税は企業の「限界的」資本コストを引き上げない（よって、投資を阻害しない）というのが「新しい見解」（New View）である（Auerbach(1983)）。ここで企業は法人課税後の資金を配当か設備投資のいずれに充当するかを選択する。配当

(例えば A 万円)を払えば、株主段階で所得課税が生じる。一方、内部留保として投資に当てれば、株主は今期の配当課税を免れる。しかし、いずれ配当(= (1 + 投資収益率) A 万円)は支払われ、投資収益が加わる分、所得税額も多くなる。先送りされた課税の現在価値は今期の配当所得課税に等しい。株主の資金は既に企業内にある(「閉じ込められている」)以上、配当への所得課税は不可避というわけだ。この場合、二重課税は問題視されない。ただし、新規株式で資金調達を行う新興企業については、この新しい見解は妥当しない。二重課税はその資本コストを高めることになる。

他方、閉鎖経済・代表的個人を仮定した経済学の標準的な「動学モデル」の中で、(法人・個人段階とも)資本所得税自体をゼロにする最適性を示したのが Chamley(1986)である。具体的には、差別的な賃金税率と資本税率が実行可能なとき、定常状態において代表的個人の厚生を最大化する最適資本所得税はゼロに等しい。(ただし、課税の当初は既に蓄積された「古い資本」に対して高率な税を課するのが効率に適っている。)ここで資本所得税は法人課税も内包する。閉鎖経済と代表的個人の仮定から、モデル上、法人段階での課税と個人段階の課税を区別されない。

もっとも、このモデルは頑健性(一般性)に欠くことが多く指摘されていた。税制には所定の税収確保の他、再分配の機能がある。資本所得税はこの再分配の観点から要請されるかもしれない。貯蓄行動について所得稼得能力(労働生産性)が高い個人とそれが低い個人との間で違いがある(時間選好率が異なる)ならば、資本所得税は(労働所得税の「歪み」が存在する次善において)前者への課税を強化する手段になるかもしれない(参考文献)。また、無限に生存する(より現実的には利他的動機による遺産を通じた王朝モデルが成り立つ)家計に代えて、重複世代モデル(世代間の遺産は捨象)を前提にすれば、最適な資本所得税率は必ずしもゼロにはならない(Bank and Diamond(2008))。ここでは若年期と老年期など年齢ごとに価格弾力性の異なる消費に対する差別的な課税(ラムゼー・ルールの一環)として資本所得税は利用されるからだ。

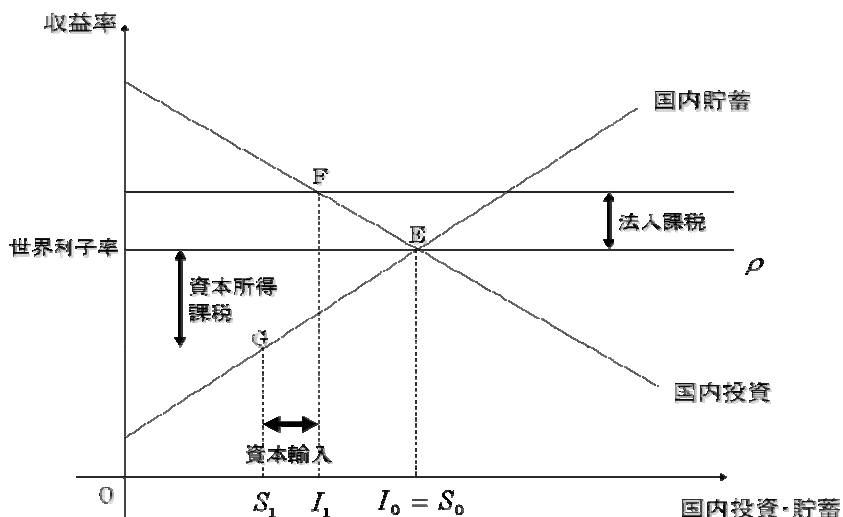
5.2 閉鎖経済対開放経済

投資家段階(個人レベル)の課税(個人所得税)が企業の投資選択等の誘因に及ぼす影響は、国内投資と国内貯蓄が等しい(投資が貯蓄によって制約される)閉鎖経済と両者のリンクがない(国内投資に海外資金が充当、国内貯蓄を海外投資できる)開放経済の間で大きく異なる。閉鎖経済、開放経済各々における資本市場の均衡は図表 13 で与えた通り。閉鎖経済の場合、資本コストは国内需給を均衡させるように決定される。他方、開放経済では国内貯蓄と国内投資は一致しない。そのかい離は資本の輸出入でもって埋め合わされる。

閉鎖経済の場合、法人税がキャッシュフロー・ベース(あるいはその税等価)であっても、個人所得税に起因する資金調達や投資水準への「歪み」は残る(Boadway, Bruce and

Mintz(1983))。個人所得税の実効税率の違いから、企業が負担する資本コストは資金調達
 の形態（新株発行、内部留保、負債）の間で異なってくるからだ。これは、国内投資家の
 裁定が働く結果である。実現ベースで課税されるキャピタルゲインは先送りで税負担を軽
 減できるため、その実効税率は利子所得税率より低い。このため、キャッシュフロー課税
 の場合、（現行制度とは逆に）株式の方が債券よりも有利な資金調達方法となる。株主は配
 当を受け取るより企業に内部留保させ、所得をキャピタルゲインに転換することを好むだ
 ろう。ただし、この問題は法人税ではなく、実現主義に拠る個人所得課税に起因する。個
 人所得税の非効率を法人税で是正すべきか否かは議論の余地があるだろう。法人税改革は
 個人所得税と一体化した中立よりも、同税が「新たな」歪みの原因ならないという意味で
 の中立化を図ることが妥当との見解もある（IFS(1991))。

図表 13 法人税と個人所得税（閉鎖経済と開放経済）



他方、資本の国際的移動が自由な開放経済、特に一国の税制が国際資本市場に影響を及
 ぼさない小国開放経済モデルでは状況は大きく異なってくる。外国投資家の比率が高まっ
 ていくからだ。2004年、英国では国内上場株式の外国投資家保有率が全体の3分の1あま
 りになっている。（ミード報告のあった1978年時点では5%に過ぎなかった。）こうした外
 国投資家は国際資本市場の中で裁定行動（投資決定）を行う。応じて、企業が直面する課
 税前利子率や株式収益率も同市場において決まってくる。資本コストは国内株主に対する
 個人所得税の影響を受けない（Boadway, Bruce and Mintz (1984))。

従来、配当所得への法人税と所得税の二重課税は企業と個人レベルを通じて是正が図ら
 れてきた。その実施例が欧州諸国のインピュテーション方式である。ただし、このインピ
 ュテーションは国内企業が国内株主に支払う配当のみを対象とし、同企業から外国株主へ
 の配当、あるいは海外企業から国内株主への配当には適用されない。このため欧州裁判所
 （ECJ）は国内企業・国内投資家のみ適用されるインピュテーションを EC 協定違反とし

た。このため、英国、ドイツ等 EU 諸国は配当所得への軽減税率に転換してきた。厳密には法人税とキャピタルゲイン課税との間にも二重課税が生じる。キャピタルゲインには企業の（法人税で課税された）内部留保が反映されるためだ。ノルウェーでは 06 年まで保有する株式に帰属する内部留保分、株式価格を評価替え（RISK）することで二重課税の排除を図っている。しかし、配当税額控除など二重課税の調整は開放経済における企業の資本コストを変えることはない。むしろ、個人の貯蓄への「補助金」となる（Boadway = Bruce (1992)）。

だから「二重課税」が問題視されないというわけではない。むしろ、国内投資家を対象とした配当税額控除やインピュテーションでもって法人税・個人所得税を通じて（特に正常利潤への）「二重課税」を排除する効果が乏しいということだ。（閉鎖経済とは違って）法人税と個人所得税の負担者が厳密に一致しない以上、この問題は法人・個人の各々の段階で対処されなければならない。ACE において支払い利子控除に加え、株式調達の機会コスト（相当）を控除したり、あるいはキャッシュフロー課税のように投資を即時償却する一方、配当・利子とも控除したりしない措置はその一環である。

5.3 Clientele 効果

北欧の二元的所得税やわが国の金融所得課税の一体化は、制度上、税率の一律化（我が国であれば本則税率 20%）を図ってきた。しかし、実現主義ベースのキャピタルゲインは（課税の先送りが可能なことから）個人所得税の実効税率は低くなる。従って、配当課税を伴う新株発行とキャピタルゲインの形で利益を得る内部留保とでは課税後収益率に違いが残る。このとき、（国内外の）投資家は各々の（自国の所得税を織り込んだ）課税後収益率を高めるような投資・ファイナンス、配当政策を求めるだろう。

もっとも、開放経済において企業が勘案すべき個人所得税は必ずしも明らかではない。株主は国内投資家ではないかもしれない。裁定条件を満たす「限界的」株主が企業内で多数派を占めるとも限らない。所有が分散して企業内で決定的な影響力を行使できる株主が存在しないかもしれない。この場合、（経営者の自己利益の追求する「エージェンシー問題」という意味ではなく）投資選択に当たって個人所得税を加味しない形で、法人税後の企業価値の最大化を計ると仮定するのが妥当といえる（Sorensen (2004)）。

むしろ、各国の個人所得税の相違は（各々の投資家が税制上有利な資産形態に特化していく）Clientele 効果となって現れてくるかもしれない。非課税団体（機関投資家）や居住地所得税が低い（あるいは課税を免れている）外国投資家などが国内株式を多く保有するといった具合だ。

6 . ASE

6.1 中小企業課税

グローバル経済における法人課税の経済効果は 国際資本市場からの資金調達（株式・借入）が可能な大企業・多国籍企業と 資金調達先が国内市場に限定される中小企業との間では異なるかもしれない。前述の通り、配当所得課税を含む個人所得税は前者の資本コストに影響することはない。しかし、個人所得税は中小企業の資金調達には制約を課す。また、所有と経営が未分離な中小企業の場合、経営者兼投資家が賃金と配当支払いの間で裁量を利かせ、所得税（法人格があれば、プラス法人税）の軽減を図ることがあり得る。

個人事業者・オーナー企業（同族会社）の資本所得の算定は二元所得税の「アキレス腱」とされている。労働所得税が累進的・高率であれば、経営者は自身に対する賃金を低め、投資家（所有者）として受け取る配当（資本所得）に比重を高める誘因を持つだろうからだ。北欧の二元所得税では、個人事業者・同族会社について、事業資産に一定のみなし利回りを掛けて、帰属資本所得を算出するという所得分割ルールを設けてきた。帰属資本所得を超過する部分は労働所得として累進課税される。分割ルールで算定される資本所得が正常利潤に相当するとすれば、この超過部分はレント（超過利潤）にあたる。

ノルウェーの所得分割ルールは個人事業、組合、所有者（株主）がアクティブ（一定時間以上企業で勤務、3分の2以上の株式を保有）な（同族）企業を対象としている。しかし、株の所有を分散させるなどして、形式上、株式保有比率を下げ、所得分割ルールの適用を回避する行為が横行した。結果、1992年から2000年にかけて、分割ルール適用法人の割合は55%から32%まで減少している（Sorensen(2005)）。資本所得に転換される労働所得（超過利潤相当分）に対して、労働所得並みの課税をすることで仕組みが求められている。

そこでノルウェーは2006年1月から国内株主の配当所得・（実現ベースの）キャピタルゲインから正常利潤相当分を差し引いた収益に対して課税を行う新たな株主所得税を導入している。この控除はASE(株主控除)と呼ばれ、企業レベルで適用されるACEにあたる。ACEは法人段階で超過利潤に課税（正常利潤は個人レベルで課税）するのに対して、ASEの狙いは（正常利潤は既存の法人税で既に課されているとして）配当・キャピタルゲイン課税を超過利潤に限定するところに特徴がある。

ASEは 株式取得（企業でいえば投資）と マイナスの課税ベースを利付きで繰り越し控除する仕組みである。キャッシュフロー課税とは異なり、取得価格は即時控除されないが、ACE同様、正常利潤が課税ベースから控除される仕組みである。課税ベースは当該期に支払われる配当から、「株主基金」(ACCの株式基金に相当)にみなし収益率を乗じた額を控除する。株式を取得すれば、取得額が同基金に算入され、売却時には差し引かれる。これに以下で説明する調整が加えられる。なお、ACEとは異なり、みなし収益率としては「課税後」の収益率が適用される。ノルウェーのASEでは政府債（3ヶ月物）課税後利率の年平均が

用いられており、06年時点での同収益率は2.1%である。ノルウェーの場合、資本所得税は28%で法人税率に等しい。課税ベースがマイナスの場合、税還付の代わりに還付相当分が「未使用のACE」として、翌期の株主基金に算入される。前期に控除仕切れなかった分が繰り越され、利付きで控除される格好となる。

$$\text{ASE 課税ベース} = \text{今期の配当} - \text{未使用のACE} - \text{みなし収益率} * \text{株主基金}$$

ただし、

$$\text{来期の株主基金} = \text{今期の株主基金} + \text{未使用のACE}$$

6.2 ASE の効果

簡単な数値例で、ASE の効果について見てみよう(図表 14)。第 0 期に投資 100 を行うと、第 1 期と第 2 期にそれぞれ 20 の収益(法人税後)を上げた上で、第 2 期末に 100 が回収される(減価償却はゼロ)ものとする。支払われる配当は第 1 期が 5、第 2 期は 15 である。第 1 期の収益 20 は市場金利 10%で運用され、第 2 期に回される。第 0 期に 100 で株式を購入した投資家は、配当を受け取るほか、第 2 期末に株式を売却してキャピタルゲインを得ることができる。このキャピタルゲインは

$$1.1 * (\text{第 1 期収益} - \text{第 1 期配当}) + (\text{第 2 期収益} - \text{第 2 期配当}) = 21.5$$

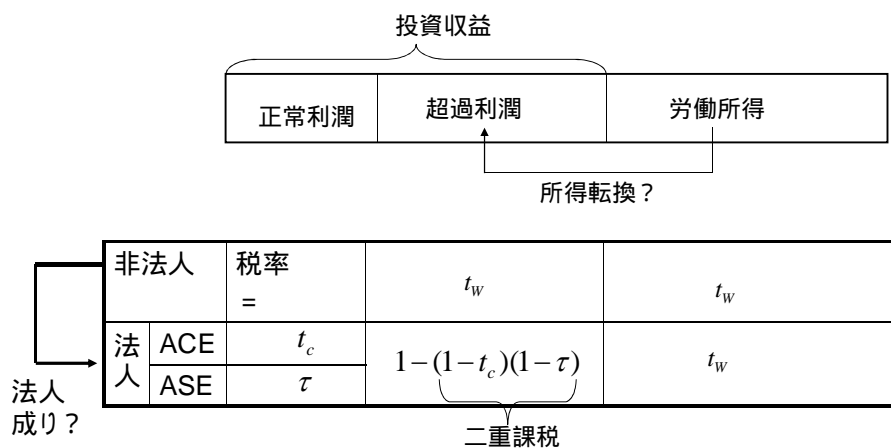
に等しい。通常の配当・キャピタルゲイン課税であれば、第 1 期の配当 5、第 2 期の配当 15、およびキャピタルゲイン 27 に対して課税をする。課税所得(配当・キャピタルゲイン)の(第 0 期からみた)現在価値は 34.7 と計算される。他方、ASE の場合、第 0 期末(第 1 期初)の株主基金は 100 であり、第 1 期の ASE 控除はこれに市場金利 10%を乗じた 10 となる。しかし、当該期の配当は 5 であるから、控除は 5 (= 10 - 5) だけ超過する。これが未使用の ASE として株主基金に加算され、第 1 期末(第 2 期初)の株主基金は 105 で与えられる。第 2 期に投資家は、配当 15 に加え、前述のキャピタルゲイン 21.5 を受け取る。ASE では、その合計 36.5 (= 15 + 21.5) から、未使用の ASE 5、および ASE 控除 10.5 (= 10% * 第 2 期初の株式基金) を差し引く。よって課税ベースは 21 (= 36.5 - 5 - 10.5) に等しい。ここでは ASE 課税は第 2 期のみが生じており、その現在価値は 17.4 となる。これは、当該投資に関わる投資家のキャッシュフロー(株式投資、配当、売却額)の現在価値に一致する。(投資収益の現在価値でもある。)

図表 14 : ASE の数値例

		期間		
		0期	1期	2期
株式購入	A	100	0	0
売却	B	0	0	121.5
収益	C	0	20	20
配当	D		5	15
株主基金(期初)	E	0	100	105
キャッシュフロー	F	-100	5	136.5
ASEベース(みなし収益率10%)	$G = \text{Max}(0, D - 0.1 * E - H(-1))$		0	21
ASE課税(税率30%)	$H = 0.3 * G$	0	0	6.3
未使用のASE	$I = \text{Max}(0, I(-1) + 0.1 * E - D)$	0	5	
株主基金(期末)	$E = E(0) + I$	100	105	
従来の配当・キャピタルゲイン課税(税率30%)	$J = 0.3 * D + 0.3 * (B - A)$	0	1.5	10.95
現在価値(割引率)	配当・キャピタルゲイン		34.7	
	ASEベース		17.4	
	キャッシュフロー		17.4	
	(参考) 投資収益		17.4	

ASE 課税は 株主（個人）レベルでキャッシュフロー課税と税等価である。²¹税は配当支払いのタイミング、株式投資の選択に影響しない。また、キャピタルゲインの先送りの誘因（ロックイン効果）も引き起こさない（Sorensen(2005)）。ACE 同様、キャッシュフロー課税に伴う（ここでは株式購入時の）還付金の発生はない。（初期の投資（株式購入）費用は、利付きで将来の課税から控除されていく仕組みになっている。）後者は、今期の課税の繰り延べが将来の課税を利子付きで増加させることによる。これは Auerbach(1991)の Retrospective capital gains tax に類似している。キャピタルゲインの実現を将来に伸ばしても、（現在価値でみて）課税を軽減しない。

図表 15 : 超過利潤への二重課税



二元所得税では原則、法人税率 = 資本所得税率、みなし資本所得 (= 正常利潤に相当) を超過した部分は労働所得課税

所得転換の誘因を除くよう超過利潤への課税は個人・法人段階を合わせて労働所得税の最高税率に等しくなるように設定される。このとき、中小企業の経営者（兼投資家）は、法人成りをし、所得分割ルールを回避しても、個人事業（非法人）のまま分割ルールによって課税したときと税額に変わりはない。どちらのケースであっても、正常利潤は法人税率（＝利子所得税率）で課税され、超過利潤はいずれも労働所得税率（最高税率）で課税される。組織形態の選択に対する中立性が確保される。

$$\text{所得税の最高税率} = 1 - (1 - \text{法人税率})(1 - \text{金融所得税率})$$

6.3 ACE との比較と課題

ASE と ACE の違いは次のようにまとめられる。第 1 に源泉地主義課税の ACE とは異なり、居住地主義により、国内投資家が保有する外国企業株式にも適用されるから、投資先を国外に移しても ASE を回避することはできない。国内外の投資を問わず資本所得（配当・キャピタルゲイン）の実現の先送りは将来課税額の現在価値を軽減しない。よって、海外子会社に利益が留保される現行の法人税のようなロックイン効果は伴わない。

第 2 に ASE は個人所得税の改革であり、法人税制度に変更はない。従って、正常利潤は法人段階で課税され続ける。ASE は個人段階で非課税となる。一方、ACE の場合、正常利潤は法人段階で非課税、個人段階で課税だった。超過利潤はいずれにおいても二重に課税されている。利子所得が個人所得税でもって課税されるのは、ASE と ACE と同じである。ただし、資本所得課税を一律にするには、法人税と利子所得税の税率は等しく設定されなければならない。国際的租税競争による法人税率の軽減と合わせて、利子所得税率も引き下げられなければならない。租税当局の自由度（裁量）がその分減じられる。

第 3 に、ASE で用いられる帰属収益率は利子所得課税後の市場金利である一方、（クロアチアやベルギーで実際に導入されている制度を含め）ACE で勘案される帰属収益率には所得税は反映されない。国際資本市場から資金調達できる多国籍企業などの場合、国内の所得税に重要性が低いことは前述の通りである。これに対して国内市場のアクセスを前提にすれば、ASE のように所得税率を含むことになる。このとき、前述の通り、キャピタルゲインの実現に対して、ASE（配当課税）の税率自体は中立的となるが、利子所得税の税率は株式の保有期間に影響する（ロックイン効果をもたらす）ことになる。安全資産で運用する収益率が株式資産に比して低められるからだ。

第 4 に、ACE における「株式基金」は帳簿価格ベースで算出される一方、ASE の「株主基金」は取得（市場）価格ベースに拠る。市場価格に基づく分、ASE は景気の影響を受けやすく、税収を不安定にしかねない。加えて、ASE の場合、株式基金の算出のためには株主個人への配当支払い実績の記録が欠かせない。居住地主義のため外国企業からの配当や外国株のキャピタルゲインについての情報も必要となる。株式の非上場企業にも適用されるが、

(市場で取引実績のない)非上場企業株式の評価には困難を伴うだろう。もっとも一旦評価できれば、その後はボックス中の式に従い、帰属収益率と配当の実績で評価替えしていけば良い。

図表 16 ACE 対 ASE

		個人所得税		法人税	
		現行	ASE	現行	ACE
利子		課税	非課税	非課税	非課税
配当・キャピタルゲイン	正常利潤	課税	非課税	課税	非課税
	超過利潤	課税	課税	課税	課税

また、株式の取引で ASE の株主基金の構成が年内に変わることもあるが、ノルウェーの場合、評価は年末時点となる。居住者は、株式を売却してしまえば、年末に RRA (株式収益控除) を使えないため、その機会コストが株式価格に反映される (資本化する) ケースも指摘されている。非居住者は元々、株式控除を受けられないため、彼らが売却する株式には控除分が資本化されない。同じ投資家 (売り手) でも居住者と非居住者との間で税制上の待遇が異なることから、租税裁定が発生する可能性がある (Sorensen(2005))。

7. 課税の中立性

マーリーズ・レビューが重視するのは、法人課税の中立性である。ただし、一口に中立性といっても、その中身は多様だった。中立性は、株式、借入等資金調達に関わるかもしれない。この場合、配当は課税対象とする一方、負債の利子払いの控除を認める現行の法人税の下では、借入が税制上有利であった。結果、企業の過剰債務 (レバレッジ) を助長してきた可能性がある。この歪みを解消するには、課税における資金調達に対する扱いを「対称的」にする必要がある。ACE は、株式に係る機会コストを課税ベースから控除することで、これを実現している。同じ対称性は配当と同様に利子払いも控除しない CBIT によっても実現する。ただし、CBIT においては、限界実効税率はゼロにならない。よって、設備投資を阻害する効果が働くことになる。投資水準に対する中立性は (R ベース、あるいは R+F ベースの) キャッシュフロー課税、および同課税と税等価な ACE などによって確保される。

ただし、企業は設備投資に先だって、立地 (生産拠点) の選択を行う。このとき、重要になるのは平均実効税率の方だ。立地選択を歪めないためには、平均実効税率が抑えら

れなければならない。同税率は、限界実効税率と法定税率の（事業の収益性に応じた）加重平均として与えられる（Devereux and Griffith (2003)）。²² キャッシュ・フロー課税や ACE は、現行の法人税よりも課税ベースが狭くなることから、法人税収の中立性を確保する（「狭い税収中立」）観点から法定税率の引き上げが要請されるかもしれない。「平均」でみた実効税率が却って引き上げられるならば、企業の立地を阻害する（資本の国外への流出を招く）事態になりかねない。また、法定税率は、（複数の国に渡って事業を展開する）企業の利益移転の誘因に影響する。法定税率の引上げは、移転価格等を介した節税行為を助長しかねない。立地選択、利益移転に対する歪みを（解消できないまでも）是正するには、むしろ法定税率の引き下げが必要となる。

²² 純収益がゼロに近づく（「限界的」プロジェクトにあたる）ほど、平均実効税率は限界税率に、純収益が高くなるほど、法定税率に近い水準になる。

図表 17： 法人税改革案と中立性
法人税改革案の論点整理(概要)

制度の概要 (課税ベース)	二元的所得税	ACE	CBIT	キャッシュフロー法人税		VAT型仕向地主義 キャッシュフロー法人税	
				実物取引(R)ベース	実物・金融取引(R+F)ベース (資本取引(S)ベース)		
	・所得を労働所得と資本所得の2つに分けて課税する方式。労働所得に対しては累進的に課税を行うのに対し、資本所得に対しては一律の低税率で課税を行うもの。	・新株発行に対して支払利子控除に相当する株式控除を設けることで、株式調達と負債調達に対する中立性を確保するもの。 ・株式に係る概念上の金利を設定し、それを前期末の株主基金に乗じることで株式控除を算出。	・株式調達と負債調達に対する中立性を確保するため、支払利子について損金不算入とするもの。 ・一般に、個人所得を資本所得に転換するインセンティブを排除するため、「CBITの税率=個人所得課税の最高税率」とされる。	・収益から投資を含む費用を全て差し引いたもの(キャッシュの流入-キャッシュの流出)を課税ベースとするもの。実物取引のみが課税対象となり、支払利子控除が認められない。	・収益から投資を含む費用を全て差し引いたもの(キャッシュの流入-キャッシュの流出)を課税ベースとするもの。実物取引及び金融取引も課税対象となる。	・付加価値税(VAT)の課税ベースから資金を除いたものに対して課税するもの。 ・執行についてはVATと同様、国内市場から上がる収益のみに課税。	
課税原則	源泉地主義	源泉地主義	源泉地主義	源泉地主義	源泉地主義	仕向地主義	
現 行 の 法 人 税 に 対 す る 批 判	批判1: 投資への中立性(資本コストへの影響)						
	批判2: 株式調達と負債調達(支払利子控除による負債調達の優遇)						
	批判3: 法人段階と個人段階に対する二重課税(配当)	(1)	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)
	批判4: 新株発行と内部留保(実現したキャピタルゲインと未実現のキャピタルゲインの中立性)	(1)	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)
	批判5: 組織形態に与える影響						
	批判6: 国際的な経済活動に対する中立性	×	×	×	×	×	
金融取引と実物取引の区別の必要性	必要	不必要	不必要	必要	不必要	必要	
株式と債券の区別の必要性	必要	必要	不必要	不必要	必要	不必要	

「中立性」は法人税だけで達成できるものではない。特に国内貯蓄で国内の投資を賄う閉鎖経済においては、個人所得税が前述の資金調達や設備投資等に影響を及ぼしかねない。実際、株主は即、所得税の対象となる配当の分配よりも、「実現主義」の性格上）課税を先送りできるキャピタルゲインとしての収益の還元を志向するだろう。結果、内部留保として資金は法人企業内に滞留することになる。いわゆる「ロックイン効果」である。（課税逃れになるだけでなく、資金の円滑な運用の阻害要因でもある。）

他方、資金の運用や調達が国際化する（国内貯蓄と国内投資が分離した）グローバル経済においては、実効税率（平均・限界）に対する国内の所得税の影響は小さくなるだろう。しかし、資金の調達先が国内市場に限られる中小企業にとって所得税は無視できない。このとき、個人所得税は資金調達や設備投資の選択に加えて、法人・個人間の事業形態の選択や稼得所得の転換の誘因を歪めかねない。具体的には、利益の分配に裁量を利かせることができる同族企業・オーナー企業の経営者が本来の労働所得を資本（配当）所得として申告することで、前者への累進課税を回避することが挙げられる。（もっとも、我が国では、給与所得控除が受けられる労働所得の方が、税制上有利になるかもしれない。この場合、経営者には法人段階での事業経費の控除に加え、自らの給与所得についても概算控除が認められるという「二重控除」が発生することになる。）こうした所得転換ができるよう個人事業者は敢えて、事業形態として法人を志向するかもしれない。この誘因を除くには、法人・個人の両段階における「超過利潤」に対する課税の合計を労働所得の最高税率に合わせる工夫が求められる。

従来、法人税と個人住民税の統合といえば、配当所得への二重課税を是正するためであった。他方、ACEのように法人段階、あるいはASEであれば個人段階で正常利潤を非課税とすることで、同利潤に対する二重課税が解消されたとすれば、両税の統合で要請されるのは、超過利潤への課税と労働所得税の税率との整合性の確保となる。

無論、法人税改革が全ての中立性を厳密に満たすことは（法人税本体を廃止しない限り）難しい。どの中立性の実現を優先するかという政策判断は問われるかもしれない。もっとも、中立性は互いに背反するわけではない。ACEなど課税ベースを見直すことで限界税率を軽減すると合わせて、法定税率も引き下げれば、投資選択のほか、立地選択、利益移転への対応となる。二元的所得税を前提にすれば、個人段階での資本（金融）所得税率を調整することで、所得転換の誘因に対処できる。

むしろ、満たすのが難しいのは「税収中立」の制約の方だろう。第3部でも言及するように、この制約は法人税の中で「自己完結」させるのではなく、法人税・所得税（所得課税）と消費税（消費課税）のタックス・ミックスの見直しを含め、税制全体で充足していくことが、むしろ「全体最適」に適うはずだ。

〔参考文献〕

- Albi E. (2009) "The challenges of corporate income taxes in a globalised world," Conference on Tax Systems; Whence and Whither
- Auerbach, A.J (1991) Auerbach, A.J. (1991), "Retrospective capital gains taxation." American Economic Review, vol. 81, pp. 167-178.
- Auerbach, A.J, M. Devereux(2008) "Taxing corporate income", Mirrlees Review, Institute for Fiscal Studies.
- Bert Brys () Fundamental reform of corporate income tax and OECD countries, OECD Center for Tax Policy and Administration.
- Bank, J. and P. Diamond (2008) "The Base for Direct Taxation, " Mirrlees Review, Institute for Fiscal Studies.
- Boadway, R. and N. Bruce (1984) "A general proposition on the design of a neutral business tax," Journal of Public Economics 24(2) pp. 231-239.
- Boadway, R., N. Bruce and J Mintz (1984) "Taxation, inflation and the effective marginal tax rate on capital in Canada," Canadian J of Economics 62-79.
- Boadway, R. and N. Bruce (1992), ' Problems with Integrating Corporate and Personal Taxes in an Open Economy ', Journal of Public Economics 48, 39-66.
- Boadway R and M Keen (2003) "Theoretical Perspectives on the Taxation of Capital Income and Financial Services," in P. Honohan ed Taxation of Financial Intermediation; Theory and Practice for Emerging Economies, World Bank, Oxford Press.
- Bond. S and M.P. Devereux (2003) "Generalized R-based and S-based taxes under uncertainty," Journal of Public Economics 87 1291-1311;
- Chamley, C. (1986) Optimal Taxation of Capital Income in General Equilibrium with Infinite Lives, Econometrica 54, pp. 607-622.
- Devereux M. and R. Griffith 2003, "Evaluating Tax Policy for Location Decisions," International Tax and Public Finance 10, 107-126
- Devereux, M., B. Lockwood, and M. Redoano (2008) "Do countries compete over corporate tax rates?," Journal of Public Economics 92 (2008) 1210-1235.
- Gerard, M. (2006) Belgium moves to dual allowance for corporate equity, European taxation
- Gordon, R., L. Kalambokidis, J. Slemrod (2004) "Do we now collect any revenue from taxing capital income?," Journal of Public Economics 88, 981-1009.
- Griffith, R., J. Hines and P.B. Sorensen(2008), "International capital taxation," Mirrlees Review, Institute for Fiscal Studies.

Institute for Fiscal Studies (1991) Equity for Companies: A corporation tax for the 1990s, " A report of the IFS capital tax group.

Keen M and J King (2002) The Croatian Profit Tax: An ACE in Practice, " Fiscal Studies 23(3) 401-418

Kleinbard, E.D.(2007?) " Designing An Income Tax on Capital, "

Klemm, A. (2006) Allowances for Corporate Equity in Practice, IMF Working Paper

Sorensen, P. ed(2004) Measuring the Tax Burden on Capital and Labor, CESifo

Sorensen P. (2005) " Neutral taxation of shareholder income, " International Tax and Public Finance 12(6) 777-801

(佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授 著)

第2章 法人税の実効税率

1. はじめに

企業の法人税負担は、「法定税率（表面税率）×課税ベース」として計算される。このため、日本の法人税負担の高低を議論するためには、法定税率のみならず課税ベースについて検討を加えることが必要であることは言うまでもない。表面税率が高くても課税ベースが小さければ、実際に企業が負担する税負担は小さいかもしれず、逆に表面税率が低くても課税ベースが広ければ、その分だけ実質的な税負担は大きくなる。このため、日本の法人税負担が諸外国と比べて大きいかどうかを判断するためには、課税ベースを加味した実効税率の比較が必要である。

マーリーズ・レビューでも、法人税負担が実効税率の観点から捉えられており、実効税率と企業活動との関係が論じられる。日本でしばしば「法人実効税率」と呼ばれるのは、前年度の法人事業税（地方税）が法人税（国税）の計算において損金算入されることを考慮に入れた国・地方の合計税率である。しかし、この指標には減価償却等による課税ベースの変化が全く考慮されておらず、本来の意味での実効税率ではない。このため、国・地方の合計税率はしばしば本来の実効税率と区別するために、「表面」実効税率と呼ばれる。「表面」実効税率は、基本的に国・地方の法人税を合計しただけであるという意味で法定税率そのものであり、実効税率を構成する1つの要素にすぎない。実効税率は、法定税率のみならず課税ベースを反映し、企業活動で発生する実質的な税負担を示すものでなければならぬ。

課税ベースを反映する実効税率の概念は様々であり、その意味するところは異なる。限界税率と平均税率、フォワードルッキングな税率とバックワードルッキングな税率の区別があり、どの実効税率に着目するかによってその税率水準が同じでも企業行動への影響が異なる。また、法人税改革の影響を適切に捉えるためには、改革後の法人税が新しい資本と古い資本のどちらに課税するものかを見分けることも必要である。どのような実効税率がどのような企業活動に影響を及ぼすのかを知ることは、法人税改革のあり方を考える上で欠かせない。そこで以下では、法人税の実効税率に関する概念を整理し、Devereux and Griffith (1998a, 2003)のフォワードルッキングな平均・限界実効税率を用いて日本、米国、英国、ドイツの実効税率を実際に計算する。

2. 実効税率の概念整理

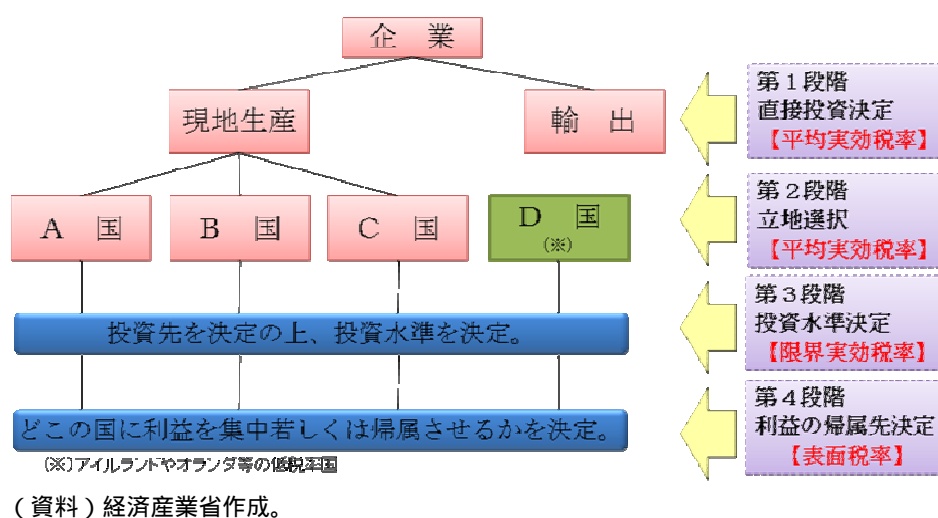
まず、法人税の実効税率について簡単な概念整理を行う。実効税率をみる上で大切な点は、平均実効税率、限界実効税率、法定税率の企業行動に及ぼす影響がそれぞれ異なること、企業行動に対する税制インセンティブを把握するには、「バックワードルッキング

な」実効税率ではなく、「フォワードルッキングな」実効税率をみる必要があることである。

2.1 各税率の企業行動への影響

マーリーズ・レビュー (Auerbach, Devereux and Simpson, 2007) では、Horstman and Markusen (1992) の考え方を基に、企業が海外市場への進出や所得の配分を考える際には次の4段階に分けて判断が下されると整理されている(図表1)。まず第1段階として、企業は海外市場へ製品を供給するにあたって、対外直接投資(FDI)によって現地生産を始めるか、もしくは国内生産品を輸出するかの判断を下す。製品を現地で生産すれば、それを輸出する場合よりも輸送費は大きく軽減されるが、海外生産拠点を設けるにはコストが必要のため、企業は国内生産と海外生産にかかる全体的なコストを比較考量して立地選択を行うと考えられる。現地生産に伴うコストはその生産規模にも依存するため、第1段階の判断は現地生産の規模を決める第2段階~第4段階にも依存する。

図表1 多国籍企業の意思決定とそれに影響を及ぼす法人税率



こうした離散的選択 (discrete choice) に対する税制の影響としては、現地生産品を国内に輸入する際にかかる関税、現地で発生する利益にかかる法人税、(全世界課税方式の場合は) 国内送金税などが挙げられる。企業は、こうした税制を全て考慮に入れた上で、税引き後の利益が最も大きくなる場所を選択すると考えられる。税引き前利益がわかっているとき、現地生産と輸出の判断 (第1段階の判断) に対する課税の影響は平均実効税率で捉えられる。現地生産が決まった後、第2段階として、企業はどの国に投資するかを決定する。この判断も第1段階と同じ離散的選択であり、課税の影響は平均実効税率で捉えられる。

第3段階として、企業は現地における投資規模を決定する。投資規模は、伝統的な投資

理論に基づいて限界的な判断 (marginal decision) が下される。すなわち、資本の限界生産性が資本コストに等しくなるまで投資が行われる。課税の影響は、資本コストの上昇として表れ、限界実効税率で測られる。キャッシュフロー法人税や ACE 型法人税の場合は、限界実効税率がゼロであり、投資規模の決定に対する課税の影響はない。また、Auerbach, Devereux and Simpton (2007)によれば、多国籍企業が既にいくつかの海外拠点で生産しているという別のモデルにおいて、どの拠点の生産を増やすかという判断に限界実効税率が影響を及ぼす (但し、そのモデルでは資本の限界生産性が各地域の資本コストに等しくはならない)。

第 4 段階として、企業は各生産拠点がどの地域で収益を計上すべきかを考える。多国籍企業は、低税率国にあるグループ企業と高税率国にあるグループ企業間の収益を操作することによって、グループ全体の税負担を軽減することができる。例えば、企業はグループ内取引において、高税率国の拠点から低税率国の拠点へ輸出品価格を低く設定する (移転価格操作を行う) ことによって、高税率国から低税率国への所得移転を行うことができる。グループ企業間の取引価格と第三者企業との取引価格の乖離は、移転価格税制によって制限されるものの、比較対象となる取引が存在しない場合など移転価格税制の適用には限界があるため、多国籍企業には所得移転の余地がある。こうした多国籍企業の所得移転に影響を及ぼす税率は、法定税率と考えられる。生産拠点の選択に影響を及ぼす税率は減価償却制度などを反映する平均実効税率であるが、各拠点の生産構造が与えられた後のグループ企業間の所得移転には法定税率が影響力を持つ。

以上のような 4 段階の意思決定モデルに従えば、法定税率そのものが直接影響を及ぼすのは、多国籍企業の租税回避行動に対してのみであり、企業の立地選択や投資規模に対する法人税の効果を把握するためには平均実効税率や限界実効税率を計算する必要があることがわかる。その意味で、法定税率のみに着目した法人税改革の議論は、法人税の企業活動全体への影響という観点からみてミスリーディングである。また、伝統的には法人税改革としてキャッシュフロー法人税のような投資に中立的な法人税 (限界実効税率がゼロ) の必要性が論じられてきたが、グローバルな世界ではこうした法人税では事足りない。限界実効税率がゼロの場合でも、平均実効税率や法定税率が異なれば企業立地や所得移転に対する影響が生じてしまう。法人税の企業立地や所得移転に対する影響を避けるためには、全ての国の平均実効税率と法定税率が等しくならなければならないが、こうした条件を満たすことは現実的ではない。

2.2 「フォワードルッキングな」実効税率

次に、「フォワードルッキングな」実効税率と「バックワードルッキングな」実効税率の区別を考えよう。「フォワードルッキングな」実効税率とは、ある仮想的な投資プロジェクトを実施した場合にどの程度の税が課せられるかを捉えたものである。標準的な King and

Fullerton (1984)の限界実効税率は、Hall and Jorgenson (1967)の資本コストを利用して計算される「フォワードルッキングな」実効税率である。Gordon, Kalambokidis and Slemrod (2004)の限界実効税率 (GKS 指標) のように、限界実効税率は税込データを用いて計算する方法もないわけではないが、現在主流となっている指標は一定の投資プロジェクトを想定して計算される限界実効税率である²³。

これに対して、平均実効税率は税込データを用いて、税額を税引き前所得で割って求められることが多い。このように計算される平均実効税率は、実効税率が過去の税制や企業行動の結果を反映しているという意味で、「バックワードルッキング」な税率である。税引き前所得は、過去の投資行動や減価償却制度の影響、そして損失繰越の影響などを受ける。これに対して、「フォワードルッキングな」実効税率は、過去の税制の影響から切り離されていることから、現在の税制の企業行動への影響を測る指標として適切である。「フォワードルッキングな」実効税率は、企業行動の結果から計算される税率ではなく、企業のインセンティブに対する税制の影響を示すものと解釈される。

「フォワードルッキングな」実効税率が低下すれば、国内投資や国内への企業立地が増えることが期待される。これは、「フォワードルッキングな」実効税率の低下によって、今後投資されるプロジェクトの収益力が高まり、その結果として企業の投資行動や立地判断が変化すると考えられるからである。「フォワードルッキングな」実効税率は、特定の投資プロジェクトを想定することから、現実の細かい税制を全て実効税率の計算に反映させることができないという限界もあるが、企業行動に対する税制のインセンティブを考える際にはやはり「バックワードルッキング」ではなく、「フォワードルッキングな」実効税率を判断基準とするのが望ましい。

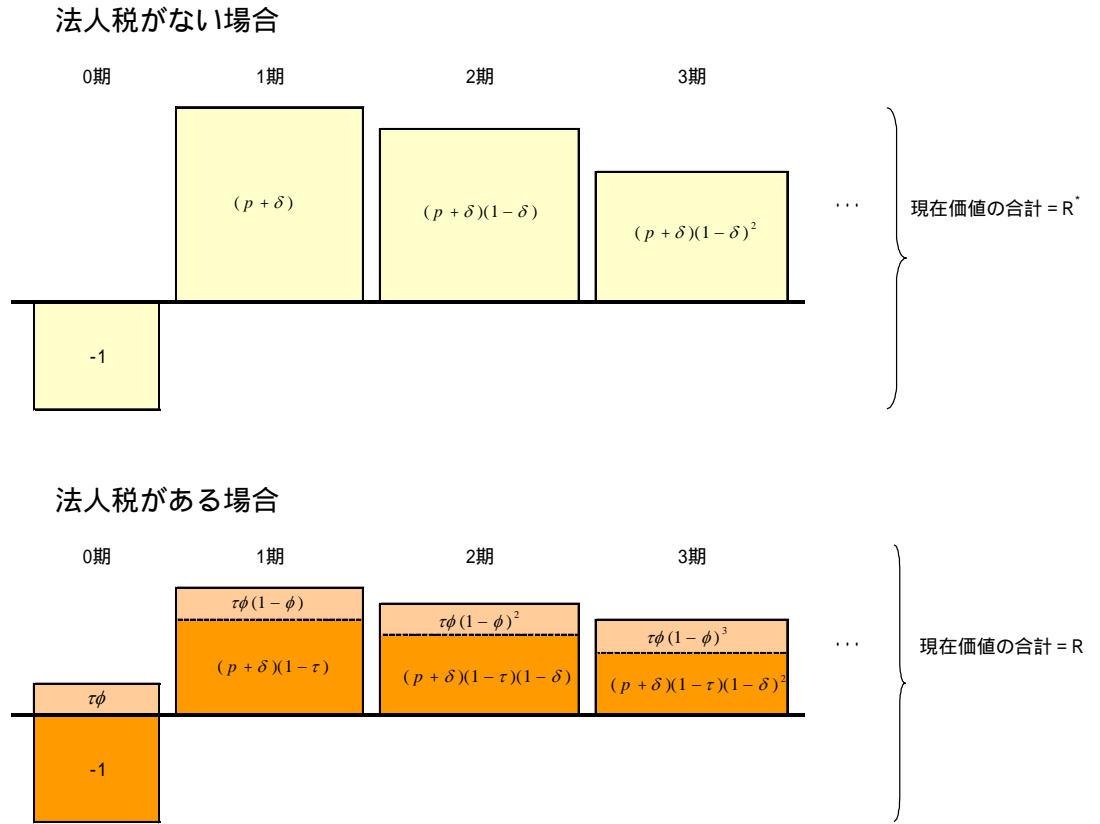
「フォワードルッキングな」平均実効税率の具体的な計算方法としては、Devereux and Griffith (1998a, 2003)の手法が挙げられる。彼らの計算方法を説明しよう²⁴。0 期に企業が1ドルの投資が行われるものとする (インフレはなし)。税引前の純収益率を p 、経済的な減価償却率を δ 、企業の割引率 (= 実質金利) を r とすれば、法人税がないとき、将来にわたる収益の合計 (現在価値ベース、 R_t^*) は(1)式のように表される (図表 2)。

$$R_t^* = -1 + \frac{p + \delta}{1 + r} \left[1 + \frac{1 - \delta}{1 + r} + \left(\frac{1 - \delta}{1 + r} \right)^2 + L \right] = \frac{p - r}{r + \delta} \quad (1)$$

²³ GKS 指標は一定の条件の下で「フォワードルッキングな」限界実効税率になることが知られている。Gordon, Kalambokidis and Slemrod (2004)を参照されたい。

²⁴ 以下の説明は、Klemm (2008)による Devereux-Griffith 型の実効税率の拡張版に基づく。

図表2 投資に伴うキャッシュフローの動き



(資料) みずほ総合研究所作成。

法人税があるとき、将来にわたる収益の合計（現在価値ベース、 R_t ）は法定税率を τ として、(2)式のように表される。

$$R_t = -1 + \frac{(p + \delta)(1 - \tau)}{1 + r} \left[1 + \frac{1 - \delta}{1 + r} + \left(\frac{1 - \delta}{1 + r} \right)^2 + L \right] + A = -1 + \frac{(p + \delta)(1 - \tau)}{r + \delta} + A \quad (2)$$

但し、 A は減価償却の現在価値であり、(3)式のように表される（ ϕ は税務上の減価償却率）。

$$A = \frac{\tau\phi}{1 + r} \left\{ 1 + \left(\frac{1 - \phi}{1 + r} \right) + \left(\frac{1 - \phi}{1 + r} \right)^2 + L \right\} = \frac{\tau\phi}{r + \phi} \quad (3)$$

EATR は、税の現在価値 ($R^* - R$) を純収益の現在価値 ($p/(r + \delta)$) で割ることで求められる。

$$EATR_t = \frac{R_t^* - R_t}{p/(r + \delta)} \quad (4)$$

$\phi = \delta$ (税務上の減価償却率 = 経済的な減価償却率) のとき「フォワードルッキングな」平均実効税率は法定税率に等しくなる。また、EATR は税引前の純収益率 (p) を限界収益率 (\tilde{p}) に代えることで、「フォワードルッキングな」限界実効税率 (Effective Marginal Tax Rate, EMTR) に変換することができる (EMTR は(5)式を(4)式に代入、または(5)式を(6)式に代入して求められる)。

$$\tilde{p} = \frac{(1-A)(r + \delta)}{(1-\tau)} - \delta \quad (5)$$

$$EMTR = \frac{\tilde{p} - r}{\tilde{p}} \quad (6)$$

EATR は、EMTR と法定税率の加重平均として、(7)式のように表される。(7)式より、 $p = \tilde{p}$ となる限界的な投資プロジェクトについては $EATR = EMTR$ が成り立ち、高い収益率が見込めるプロジェクトについては EATR が法定税率に近づくことがわかる。このため、収益率の高いプロジェクトほど、法定税率の引き下げが EATR に及ぼす影響が大きい。

$$EATR = \left(\frac{\tilde{p}}{p}\right)EMTR + \left(1 - \frac{\tilde{p}}{p}\right)\tau \quad (7)$$

以上が、Devereux-Griffith 型の「フォワードルッキングな」実効税率の計算方法とその性質である。

3. 税率設定に関する着目点

税率設定に関して、3つの点が注目される。第1に、グローバルな資本移動が法人税率にどの程度反応するかという実証的な問題である。第2に、グローバルな資本移動を考慮して EATR を引き下げの場合に、それが新たな租税競争を招く可能性があるかどうかである。第3に、法人税が古い資本と新しい資本のどちらに課されているかという区別である。こ

の問題は、しばしば EMTR を引き下げるときに税率引き下げと投資減税のどちらが望ましいかという議論のなかで整理される。

3.1 法人税の企業立地に対する影響の実証研究

法人税のグローバルな資本移動への影響は、通常は法人税率の FDI に対する影響として検証されるが、必ずしも図表 1 のような理論的な整理がなされた上で実証分析が行われているわけではない。Devereux (2007)によれば、過去の実証研究をデータの特性と分析に使用した法人税率の観点から分類すると、図表 3 のようになる。個別企業のデータを用いた研究は多いとは言えず、EATR や EMTR のような「フォワードルッキングな」税率を用いた研究となるとさらに限定される。「バックワードルッキングな」税率は、前述のとおり、一定の税制を前提に企業が行動した結果として得られるデータ（税額と税引き前利益）から計算されるものであるため、「バックワードルッキングな」税率を説明変数として投資の回帰分析を行うと内生性の問題が生じる。例えば、投資が活発な時期には、大規模な減価償却が納税額を減らし、結果として投資と税率の間に負の相関が生じる。しかし、因果関係は投資が活発なゆえに税率が低くなるという方向となり、税率と投資の関係を求める分析の方向とは逆になる。こうした問題を避けるために、法人税の投資への影響を捉える際には、「フォワードルッキングな」平均実効税率を用いるのが望ましい。

個別企業データによる実証研究をみると、Devereux and Griffith (1998b)が米国企業の立地場所の選択（図表 1 の第 1 段階）に関して EATR をよる分析を行い、企業立地に影響を及ぼす税率が EMTR ではなく EATR であることを指摘した。また、英国の 1% の EATR の低下によって米国企業の英国での立地の可能性が 1%高まるとされた。Stowhase (2002)は、ドイツ企業に関して生産企業と（所得移転が行われやすい）サービス・金融・R&D 企業に分けて分析を行い、生産企業は EATR に、サービス・金融・R&D 企業は法定税率に影響を受けることを示した。Bettner and Ruf (2006)は、ドイツ企業について Devereux and Griffith (1998b)と同種の分析を行い、企業立地には EMTR ではなく EATR が影響するとの結論を得た。但し、企業立地に最も影響を与える税率が法定税率であるとの結果も得られた。

全体として、法人税率引き下げの企業立地に対する定量的な影響についてはバラツキがみられており、確たるコンセンサスが形成されていない。過去の実証研究に関する分析を行った De Mooij and Ederveen (2003)によれば、法人税率 1%の引き下げが対内 FDI を 3.3% 増加させる（semi-elasticity が 3.3%²⁵という意味）との暫定結果を得た。しかし、推計結果に用いられた法人税率はまちまちであるため、その結果については相当程度幅をもって解釈する必要がある。

²⁵ $Semi - elasticity \equiv \frac{\partial \ln FDI}{\partial t}$ (t は法人税率)

図表 3 企業の立地判断に関する先行研究におけるデータと説明変数

	EMTR	EATR	平均税率	法定税率等
時系列データ (集計データ)	Slemrod (1990)		Hartman (1984) Boskin, Gale (1987) Newlon (1987) Young (1888) Murthy (1989)	Jun (1994) Billington (1999)
二国間 FDI (集計データ)	Devereux, Freeman (1995) Buettner (2002) Gorter, Parikh (2003) Benassy Quere et al. (2005)	Benassy Quere et al. (2005) Bellak, Leibrecht (2005)	Buettner (2002) Gorter, Parikh (2003) Benassy Quere et al. (2005)	Wei (2000)
米多国籍企業の資産配分(集計データ、クロスセクション)			Grubert, Mutti (1991) Hines, Rice (1994) Swenson (1994) Mutti, Grubert (2004)	Wheeler, Mody (1992) Hines (1996)
多国籍企業に関する個別企業データ		Devereux, Griffith (1998b)	Kemsley (1998) Stowhase (2002)	
多国籍企業の資産配分(子会社データ、クロスセクション)	Cummins, Hubbard (1995)	Buettner, Ruf (2006)	Altshuler et al. (2001) Grubert, Mutti (2000) Altshuler, Hubbard (2003)	Desai et al. (2004b)

(注) 1. EMTR は、フォワードルッキングな限界実効税率。

2. EATR は、フォワードルッキングな平均実効税率。

3. 平均税率は、税収データから計算されるバックワードルッキングな税率。

(資料) Devereux (2007)より、みずほ総合研究所作成。

3.2 国際的な租税競争

法人税率の企業活動への影響が特定されたとして、そこから政策的なインプリケーションを得ようとする際には、国際的な租税競争にも気を配らなければならない。企業がグローバルに活動する世界では、各国が自国企業の国内引き止めや外国企業の国内誘致を目的として法人税率の引き下げ競争を繰り広げる可能性がある。その結果、自国企業が税率を引き下げても近隣諸国が同様に税率を引き下げることによって、最終的にいずれの国の法人税率もゼロに向かう状況に陥るかもしれない(race to the bottom)。

このような国際的な租税競争の存在を実証的に突き止めることは容易ではない。過去 30 年間、大部分の OECD 諸国では法人税率の引き下げが行われたが、それが国際的な租税競争によって引き起こされたものなのか、近隣諸国の動きを真似るヤードスティック競争によって引き起こされたものなのか、それとも法人税率を引き下げることが経済成長にとって望ましいとの理論的な考え方の普及から生じたものなのかの判別が難しい。先行研究によれば、欧州では各国の法人税率の引き下げ傾向が国際的な租税競争によってもたらされた

との傍証が得られている。Devereux, Lockwood and Redoano (2004)は、各国における法人税率の反応関数を推計し、国際的な法人税率の相互依存関係から国際的な租税競争が生じていると解釈した。他の研究でも、人や資本の可動性の高い地域（EU 等）で税率の相互依存の度合いが大きいことや、資本の開放度が高い国ほど税率が低いこと等を理由として、国際的な租税競争の存在が指摘されている²⁶。

但し、国際的な租税競争が行われていることを前提としても、その政策的インプリケーションは必ずしも明確ではない。アジア諸国で租税競争が行われ、法人税率の引き下げが激しくなっているのであれば、日本でも資本の海外流出を防ぐための法人税率引き下げ圧力が高まるであろう。しかし、日本が法人税率を引き下げて、それに反応してアジア諸国が再び法人税率を引き下げるのであれば、日本が法人税率を引き下げる実質的な意味は乏しい。このため、アジア諸国で租税競争が繰り広げられているのであれば、日本が積極的に税率を引き下げるよりも、国際的な調和の下で慎重な行動をとる方が賢明であるとの見方も出てくる（国枝，2007）。

3.3 「新しい資本」と「古い資本」に対する課税

法人税改革の結果、「新しい資本」に対する課税と「古い資本」に対する課税がどのように変化するかという視点も大切である。キャッシュフロー法人税が経過措置なしに導入される場合、キャッシュフロー法人税では設備が即時償却されるため、キャッシュフロー法人税の下で投入される「新しい資本」に対する課税はゼロになる。しかし、一方で減価償却制度が廃止されるため、それ以前に投入された「古い資本」に対する課税は重くなる。このため、キャッシュフロー法人税を導入する際には、「新しい資本」に対する優遇と「古い資本」に対する増税の影響を考慮して十分な期間の経過措置をとる必要がある。

「新しい資本」と「古い資本」に対する課税の区別は、法人税の EMTR を引き下げて企業の投資インセンティブを刺激する方法を選択する上でも重要である。EMTR を引き下げる手段としては、法定税率引き下げと課税ベース縮小（特別償却や投資税額控除の拡大）の 2 つが考えられるが、同じだけ EMTR を引き下げるのであれば、税率引き下げよりも課税ベース縮小の方が税収減のコストは小さい。これは、（償却率引き上げ等の）課税ベース縮小が今後行われる投資、すなわち「新しい資本」のみを対象とした減税であるのに対して、法定税率引き下げは「新しい資本」のみならず「古い資本」に対しても減税を行うことになるからである。つまり、法定税率引き下げは、「古い資本」に対して「たなぼた的な利益」（winfall gain）をもたらす。このため、同額の減税を実施した場合、投資減税の方が法人税率引き下げと比べてより大きな投資インセンティブを企業に与えることができる。

Summers (1981)は、法人税率引き下げと投資減税（税額控除拡大または特別償却拡大）が株価と設備投資それぞれに及ぼす効果に関するシミュレーションを行った（税額控除率

²⁶ Besley, Griffith and Klemm (2001)、 Bretschger and Hettich (2002)等。

を 5.6%から 11.2%に引き上げる場合と法人税率を 46%から 40%へ引き下げる場合)。その結果、長期 (steady state) における増加率が、税額控除拡大のケースでは資本ストックが 17.3%、株価が 12.4%であったのに対して、法人税率引き下げのケースは資本ストックが 9.0%、株価が 17.4%となり、法人税率引き下げのケースでは資本ストックの増加率よりも株価の増加率をはるかに大きいという結果になった。Summers (1981)は、法人税率引き下げが富裕な既存株主に利益をもたらす、最終的な個人の税負担構造において富裕層が有利になることに懸念を表明した。

投資減税が法人税率引き下げよりも大きな投資刺激効果を持つことについては、米財務省が今年 7 月に開催した法人税に関するコンファランス向けのペーパー (U.S. Treasury Department (2007)) のなかでも指摘されている。U.S. Treasury Department (2007)は、法人減税の投資刺激効果に関して、初年度 30%の特別償却、法人税率の引き下げ、配当・キャピタルゲイン税率の引き下げ、非課税貯蓄口座の拡大の 4 つのケースを比較し、各ケースにおいて 1 ドルの法人減税がどの程度の投資を刺激するか (Bang-for-the-Buck) を計算した。その結果、初年度 30%の特別償却による投資刺激効果を 100%とした場合に、法人税率の引き下げは 60%、配当・キャピタルゲイン税率の引き下げは 60%、非課税貯蓄口座の拡大は 65%の効果をもつにとどまることがわかった。

4 . 主要国の法人税改革と実効税率の変化

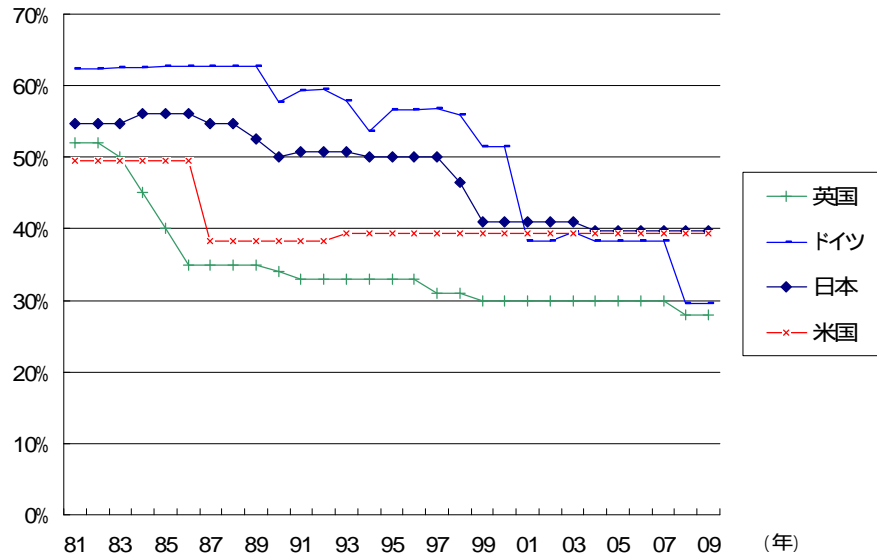
では、Devereux and Griffith (1998a, 2003)の「フォワードルッキングな」実効税率を用いて、実際に日、米、独、英 4 カ国について EATR と EMTR を計算してみよう。ここでは、個人段階の配当・キャピタルゲイン税を無視して法人段階のみの課税を考え、企業が内部留保 (または新株発行) によって資金調達を行うこととする²⁷。このとき、EATR と EMTR は法定税率と減価償却制度の 2 つによって決定される。

4.1 主要国の法人税改革 (概観)

まず、EATR と EMTR を計算するための下準備として、各国における法定税率と減価償却制度の変遷を整理しよう。80 年代以降の法定税率をみると、米国と英国では 80 年代に法定税率が大きく引き下げられたのに対して、日本とドイツでは 2000 年前後まで高税率が続いた (図表 4)。日本では、1998~99 年に実施された抜本的な法人税改革のなかで法定税率 (国税) を国際水準まで引き下げることが目標とされ、法定税率 (同) がそれまでの 37.5%から 30%に引き下げられた。その結果、国と地方を合わせた法定税率 (以下、単に法定税率と記す) は 50%から 41%に低下し、米国とほぼ同水準になった。

²⁷ 法人段階のみを考える場合には、内部留保ケースと新株発行ケースの実効税率は同じになる。

図表 4 法定税率の推移



(注) 国と地方を合わせた表面実効税率。

(資料) 05年までは The Institute for Fiscal Studies (IFS) のデータ。06～09年は KPMG Japan (2008)、財務省資料等を利用。

米国では 86 年の税制改正によって法定税率が 50% から 38% に大きく引き下げられたものの、86 年以降は大きな税制改正は行われていない。逆に、クリントン政権時代の 93 年には若干の法人税率引き上げがあったことから、今では米国は OECD 諸国のなかで日本とともに最も法定税率の高い国となっている。ドイツでは、2000 年に法定税率が 52% から 39% へ引き下げられ、さらに 2008 年に 30% まで引き下げられた。これによって、直近時点でドイツは英国に迫る低税率国になっている。英国は、80 年代後半以降の断続的な税率引き下げに加えて、2008 年には法定税率を 30% から 28% に引き下げたことから、4 カ国のなかで最も税率水準が低い。

次に、80 年代以降における減価償却制度の改正状況をみてみよう(図表 5)。日本の減価償却制度は、諸外国と比べると改正が少なく、2007 年度に行われた減価償却制度の抜本的な見直しが主な制度改正である。それまでの日本の減価償却制度では、償却資産に対して 10% の残存価値が設定され、残存価値がある分だけ償却ペースが遅かった。また、減価償却は残存価値を超えて続けられるものの、耐用年数経過時点の償却可能限度額が 95% に制限されていた。2007 年度の減価償却制度の改正では、残存価値が廃止され、償却可能限度額がそれまでの 95% からほぼ 100% に拡大された(備忘価額の 1 円まで償却可能)。

同時に、DB 法 (declining-balance method, 定率法) について、償却率が SL 法 (straight-line method, 定額法) の償却率 (1 / 耐用年数) が 2 倍から 2.5 倍に変更された (200%DB から 250%DB へ)。さらに、DB 法よりも SL 法が有利になる時点から残存年数 (耐用年数から経過年数を控除した年数) による均等償却への切り替えができるようにな

った (DB switching to SL)。これによって、新 DB 法では耐用年数 8 年の機械設備は 8 年間でほぼ 100% の減価償却が行われるようになった。2007 年度改正以外で重要なものとしては、98 年度に建物の償却方法が SL 法に一本化されたことがある。97 年度まで日本では建物の償却方法として SL 法のみならず DB 法が認められていたが、98 年度からは建物の法定耐用年数が 1~2 割短縮される一方で、SL 法のみ適用に変更された。これによって、建物の償却率はそれ以前よりも低下した。

米国の減価償却制度改正の重要なものとしては、81 年の経済復興税法 (Economic Recovery Tax Act of 1981, ERTA) で導入された加速度減価回収制度 (Accelerated Cost Recovery System, ACRS)、86 年の税制改正法 (Tax Reform Act of 1986, TRA) による ACRS の廃止と修正加速度原価回収制度 (Modified Accelerated Cost Recovery System, MACRS) の導入、2002 年以降断続的に導入される機械設備の特別償却制度の 3 つが挙げられる。ACRS では、耐用年数が資産の種類によって 3 年、5 年、10 年、15 年に分類され、税務上の減価償却が加速的に行われるようになった。86 年の TRA では、ACRS と 10% の投資税額控除が廃止され、新たな減価償却制度として MACRS が導入された。MACRS では、回収期間が ACRS よりも長く設定されて、資産の種類によって 3 年、5 年、7 年、10 年、15 年、20 年、27.5 年、31.5 年とされた。

それ以降の改革としては、2002 年に導入された機械設備に関する特別償却制度が挙げられる。機械設備に関する特別償却制度は、9.11 同時テロを背景に悪化した経済状況に対応するために講じられた措置で、2002 年に特別償却割合 30% として導入された (3 年間の時限措置)。翌年には、ブッシュ減税の拡充 (JGTRRA) の一環として特別償却割合が 50% に拡充された。50% の特別償却制度は 2 年間の時限措置として導入されたものであったことから 2004 年に期限切れを迎えたが、サブプライム問題を契機とした世界同時不況を背景に 2008 年に再び時限措置として復活した。

英国では、伝統的に機械設備の償却率が 25%、産業用建物やホテルの償却率が 4% に設定されてきた (商業用建物等に関する減価償却は認められていない)。80 年代初頭には、こうした償却制度の枠組みに加えて、機械設備に対しては初年度償却 (first year allowance)、産業用建物に対しては期初償却 (initial allowance) が認められていた。機械設備に対する初年度償却は通常の減価償却の代わりに用いられるもので、83 年まで 100% の償却が認められていた。産業用建物に関する期初償却 (initial allowance) は、通常の減価償却に加えて認められるもので、83 年まで 75% の償却が認められていた。こうした償却制度は、84 年に行われたサッチャー政権による税制改革において段階的に廃止され、機械設備の初年度償却割合は 84 年に 75%、85 年に 50%、86 年に 0%、産業用建物の期初償却割合は 84 年に 50%、85 年に 25%、86 年に 0% とされた。これによって、機械設備と産業用建物の減価償却のペースは 84~86 年にかけて大きく低下した。

図表 5 主要国における減価償却制度の改正

	法定税率の改正	減価償却制度の改正
日本 1989年 1990年 1998年 1999年 2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 55% 53%。 ・ 53% 50%。 ・ 50% 46%。 ・ 46% 41%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の償却方法を SL 法に一本化。法定耐用年数は 1～2 割短縮。 ・ 減価償却限度額：95% ほぼ 100%。 ・ 機械設備の減価償却：200%DB 250%DB。
米国 1981年 1987年 2002年 2003年 2008年 2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50% 38%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 81 年経済復興税法（ERTA81）の下での ACRS 制度の導入により、耐用年数が資産の種類によって 3-5-10-15 年に短縮。 ・ 86 年税制改革法（TRA86）の下での MACRS 制度の導入により、耐用年数が資産の種類によって 3-5-7-10-15-20-27.5-31.5 年に。投資税額控除（10%）は廃止。 ・ 30%の特別償却制度導入。 ・ 50%の特別償却制度導入（04 年まで）。 ・ 50%の特別償却制度が復活（08 年限り）。 ・ 50%の特別償却制度の延長（09 年末まで）。
英国 1983年 1984年 1985年 1986年 1992年 1993年 1997年 2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 52% 50%。 ・ 50% 45%。 ・ 45% 40%。 ・ 40% 35%。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 33% 31%。 ・ 30% 28%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械に対する 100%の初年度償却と産業用建物に対する 75%の期初償却の段階的な廃止。84 年：機械 75%、建物 50%、85 年：機械 50%、建物 25%、86 年：機械、建物ともに 0%。 ・ 機械設備：初年度償却 40%。産業用建物：期初償却 20%（1992 年 11 月～1993 年 10 月）。 ・ 機械設備の償却率：25% 20%。5 万ポンドまで 100%の償却を認める年間投資償却制度の導入。 ・ 産業用建物の償却率：4%から段階的にゼロ（2011 年度）へ。
ドイツ 1985年 1990年 1994年 1999年 2001年 2006年 2008年 2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 63% 58%。 ・ 56% 52%。 ・ 52% 38%。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 38% 30%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備の償却率は、定額法の 3 倍（30%が限度）、建物の償却率は、1985 年 3 月までは 1～8 年目が 5%、9～14 年目が 2.5%、15 年目以降が 1.25%とされていた。85 年 4 月以降は、1～4 年目が 10%、5～7 年目が 5%、8 年目以降が 2.5%。 ・ 建物が 4%の均等償却に。 ・ 機械設備の償却率：30% 20%。 ・ 建物の償却率：4% 3%。 ・ 機械設備の償却率：20% 30%（07 年まで）。 ・ 機械設備が定額法に一本化（耐用年数 8 年の機械設備の償却率が 30%から 12.5%に縮小）。 ・ 機械設備に関する償却率 25%の DB 法（10 年までの時限措置）。

（資料）みずほ総合研究所作成

86 年以降は、93 年の 1 年間（92 年 11 月～93 年 10 月）に限って機械設備の 40%の初年度償却と産業用建物の 20%の期初償却が認められたほかは、基本的に機械設備は償却率

25%、産業用建物は同 4%のみの適用となった。しかし、2008 年の税制改革によって法定税率引き下げとともに課税ベース拡大が図られ、機械設備の償却率は 25%から 20%に引き下げられた。産業用建物の償却率は、4%から段階的に引き下げられることになり、2008 年には 3%、09 年には 2%、10 年には 1%、2011 年以降はゼロになる予定である。

ドイツでは、伝統的に DB 法における機械設備の償却率は SL 法の 3 倍または 30%の小さい方と定められ、耐用年数 8 年の機械設備であれば 30%の償却率が認められてきた。2000 年の税制改革では「法定税率引き下げ+課税ベース拡大」が進められたことから、機械設備の償却率が 2001 年以降 30%から 20%に引き下げられた。その後は、2005 年に誕生したメルケル政権の下で投資拡大を促すために機械設備の償却率が再び 30%に引き上げられたものの、2008 年の改革では課税ベース拡大の手段として機械設備の償却が SL 法に一本化された。これによって、耐用年数 8 年の機械設備の場合、その償却率は 30%から 12.5%に低下した²⁸。

建物については、ドイツでは 85 年 3 月までに設置されたものについては、最初の 1~8 年目が 5%、9~14 年目が 2.5%、15 年目以降が 1.25%とされ、85 年 4 月以降に建てられた設備については最初の 1~4 年目が 10%、5~7 年目が 5%、8 年目以降が 2.5%と償却期間によって償却率が細かく規定されていた（または償却率 4%の SL 法）。それが、1994 年から建物は償却率 4%の SL 法に一本化され、2001 年の税制改正では償却率が 4%から 3%に引き下げられた。2008 年の税制改正では、建物の償却率に変更はなかった。

4.2 フォワードルッキングな実効税率の計測

以上のような法定税率と減価償却制度の変化を踏まえて、Devereux-Griffith 型の「フォワードルッキングな」実効税率 (EATR、EMTR) を計算すると、次のようになる²⁹。

a. 平均実効税率 (EATR)

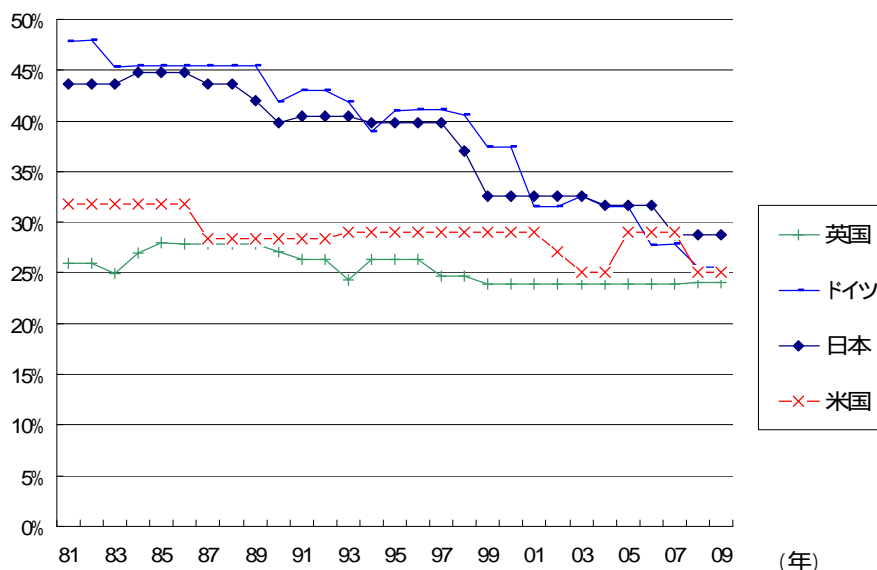
まず、機械設備に対する EATR からみてみよう。機械設備に対する EATR は、2005 年時点では英国が 24%、ドイツが 28%、米国が 29%、日本が 32%であったのに対して、2009 年の

²⁸ 09~10 年には、景気対策として償却率 25%の DB 法が時限的に認められることになったが、これはドイツの法人税改革の趨勢から外れているので、以下の分析では無視した。

²⁹ 実効税率の計算式については、鈴木 (2009)の補論を参照されたい。計算の前提として、資金調達には内部留保(または新株発行) 経済的な減価償却率は機械設備が 12.25%、建物が 3.61%、実質金利が 10%、インフレ率が 3.5% (すなわち割引率が 13.5%)、超過収益率が 10%とされている。2005 年までのデータについては、原則として Devereux, Griffith and Klemm (2002)のデータ (IFS の HP にて 2005 年までデータ更新されたもの) を利用し、2006 年以降のデータは近年における各国の税制改正を踏まえて筆者が独自に計算した。但し、前述のように、日本の 98 年以降の建物の PDV については、筆者の計算による。

EATR は過去数年間の法人税改革を反映して大きく変化した（図表 6）。まず、ドイツでは 2006 年の機械設備の償却率引き上げと 2008 年の法定税率引き下げ（約 10%）によって、2009 年には EATR が 26%まで低下した³⁰。2009 年時点で EATR が最も低いのは、2005 年と変わらず英国（24%）であるが、ドイツの EATR は英国に迫る水準まで低下した。

図表 6 EATR（機械設備）



（注）超過収益が 10% のケース。

（資料）05 年までは IFS データ。06 年以降は筆者の計算による。

米国の EATR は、50% の特別償却が導入されていない期間（2005～07 年）には法定税率の高さを反映して 4 カ国のなかで最も高くなり、50% の特別償却が導入されている期間（2003～04 年及び 08～09 年）には英国に次いで低くなる。2009 年における米国の EATR は 25% まで低下した。日本の EATR は、2007 年の減価償却制度の改正によって 29% まで低下したものの、その後は横ばいで推移しており、2009 年時点で 4 カ国のなかで最も高い水準にある。

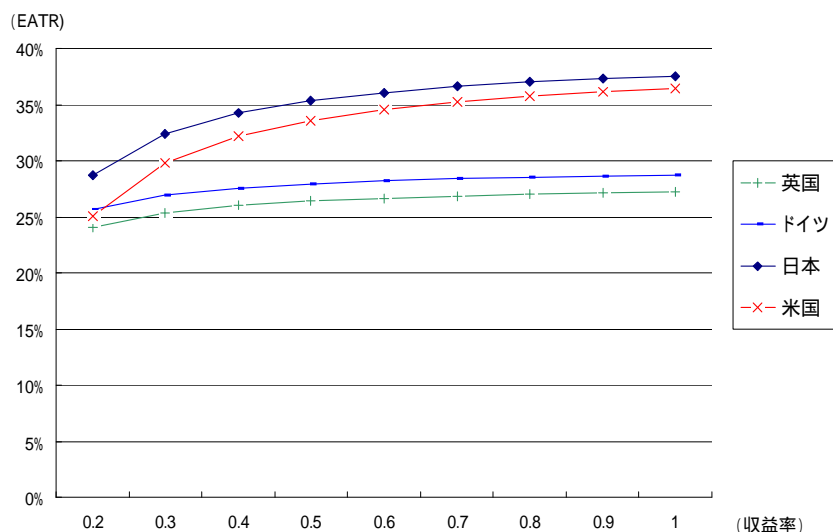
以上より、ドイツは法定税率引き下げによって、また米国は特別償却によって EATR を引き下げていることがわかる。通常、償却率拡大は投資を促進するための措置であるが、米国は特別償却制度によって投資インセンティブのみならず企業立地インセンティブも与えていることが興味深い。英国は、引き続き法定税率引き下げによって低水準の EATR を実現しており、日本は減価償却制度の改正の EATR の引き下げ効果が限定的である。

Devereux-Griffith 型の「フォワードルッキングな」実効税率は、収益率の高い投資プロジェクトのときには EATR が法定税率に近づくという性質がある。このため、米国のように特別償却によって EATR を低下させている国は、収益率の高いプロジェクトについては EATR

³⁰ 景気対策として導入された償却率 25% の DB 法（09～10 年度）は計算に含めていない。

が高まる可能性がある。これを検証したのが図表 7 である。ここでは、収益率の前提に応じた各国の EATR が描かれている。収益率が 20%（超過収益率 10%）から 30%（超過収益率 20%）に上昇すると米国の EATR は大きく高まり、ドイツよりも高くなる。日本の EATR が最も高いことは、収益率の前提には依存しない。

図表 7 EATR（機械設備）

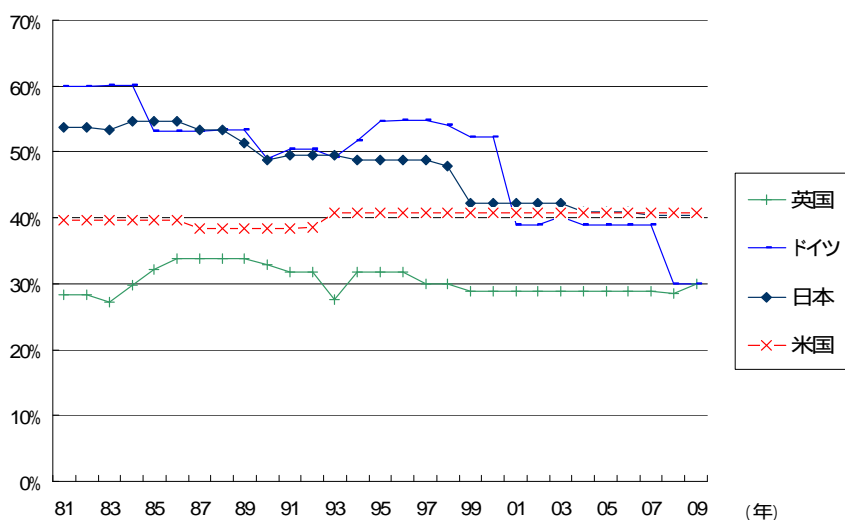


（資料）みずほ総合研究所作成。

建物に関する EATR には、2008 年におけるドイツの法定税率引き下げの影響がより強く現れている（図表 8）。2008 年のドイツの税制改革では、建物の償却率に変更されなかったことから、建物の EATR に対しては法定税率引き下げの影響がそのまま反映された。2005 年時点では、英国の EATR が 29%と最も低く、それを 10%程度上回る水準に米国、ドイツ、日本の 3 カ国が集中していた。これが、2009 年になるとドイツの EATR が英国と同じく約 30%まで低下し、日本と米国の高税率グループから脱した。ドイツでは、それ以前の 2001 年にも法定税率が 52%から 38%に約 15%引き下げられたため、EATR が大きく低下した。この際は、建物の償却率は 4%から 3%に引き下げられたものの、法定税率引き下げの効果が償却率引き下げの効果を上回った。

米国では、機械設備と異なり、建物に対しては特別償却が認められないため、法定税率の高さがそのまま EATR に反映されている。日本では、2007 年の減価償却制度改正において建物の償却率は機械設備ほど変更が大きくなかったため、EATR はあまり低下しなかった。英国は、2009 年時点ではまだ EATR が低いものの、2008 年度の税制改正によって 2011 年度までに産業用建物の償却率はゼロになることが決まったため、（図表 8 には描かれてないが）2011 年度には EATR が 33%まで上昇する見込みである。

図表 8 EATR (建物)



(注) 超過収益が10%のケース。
 (資料) 05年まではIFSデータ。06年以降は筆者の計算による。

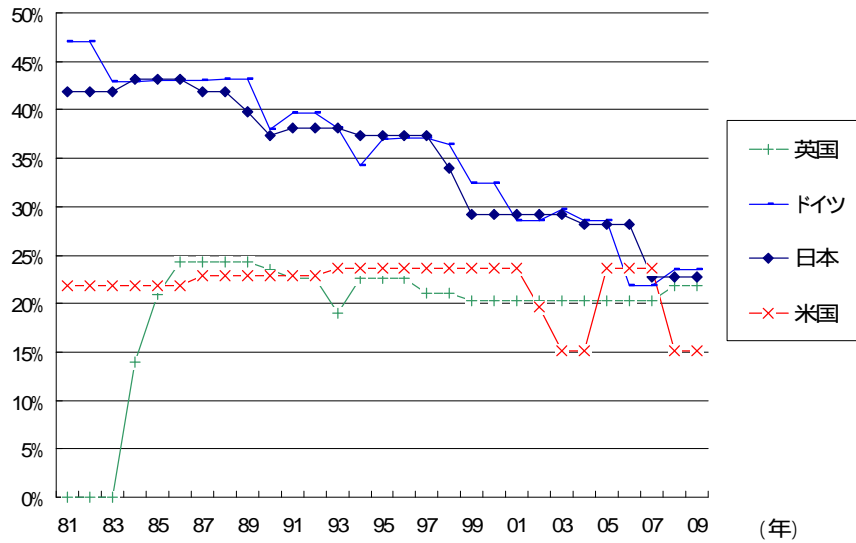
b. 限界実効税率 (EMTR)

法人税改革のEMTRに対する影響は、EATRに対する影響とやや異なる。機械設備に関するEMTRをみると、2005年には英国のEMTRが20%と最も低く、それに米国(24%)が続き、日本とドイツは28~29%と高い水準にあった(図表9)。2008年には、50%の特別償却の復活によって米国のEMTRが15%まで低下し、4カ国で最も低くなった。日本のEMTRは、減価償却制度の改正により2007年以降は23%まで低下した。

ドイツのEMTRは、2005年のメルケル政権誕生後の償却率引き下げによって一時22%まで低下したものの、2008年の償却率引き下げによってやや上昇に転じている³¹。英国でも、2008年の改革で法定税率引き下げ(30%から28%へ)の効果よりも償却率引き下げ(25%から20%へ)の効果が大きく、EMTRが上昇した。EATRとEMTRの動きから判断すれば、2008年に行われたドイツと英国の税制改革では、法定税率引き下げの一方で国内投資インセンティブが犠牲にされたと考えられる。

³¹ 景気対策として導入された機械設備に関する償却率25%のDB法(09~10年)の影響は、計算に含まれていない。

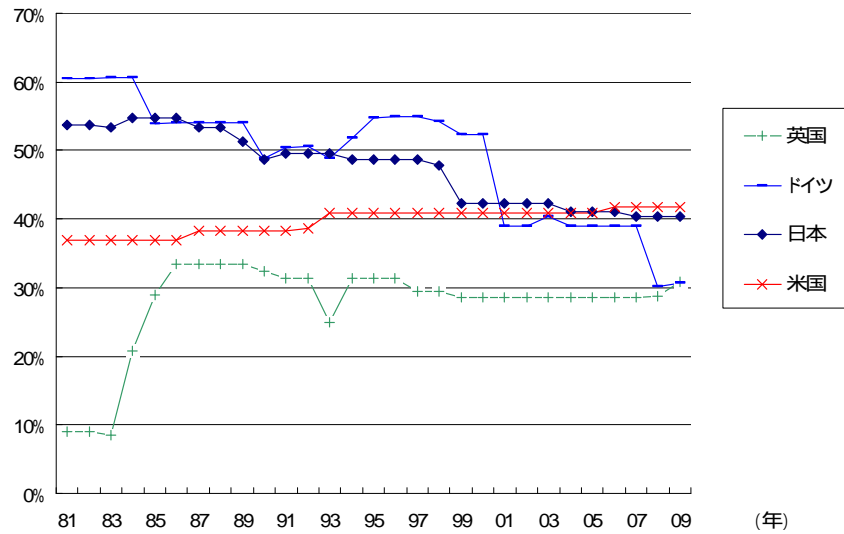
図表9 EMTRの推移（機械設備）



（資料）05年まではIFSデータ。06年以降は筆者の計算による。

建物に関するEMTRの動きは、EATRのそれと似ている。2005年には英国が約30%、ドイツ、日本、米国が約40%と二極化していたが、2009年にはドイツのEMTRが英国とほぼ同じ水準まで低下した（図表10）。また、英国で2008年より産業用建物の償却が段階的に廃止されることで、（図表10には描かれていないが）英国における建物のEMTRは今後大きく上昇し、2010年には35%に達する見込みである。

図表10 EMTRの推移（建物）



（資料）05年まではIFSデータ。06年以降は筆者の計算による。

5 . おわりに

このように、実際に日、米、英、独における 80 年代以降の「フォワードルッキングな」実効税率を計算すると、次のようなことがわかる（機械設備について）。米国では特別償却制度によって EATR と EMTR の双方が低下し、英国とドイツでは 2008 年に国際的な資本移動を意識した「法定税率引き下げ + 課税ベース拡大（償却率引き下げ）」によって EATR が低下した。また、英国とドイツでは、そうした改革の結果 EMTR が上昇し、投資インセンティブが犠牲にされたと考えられる。日本では、2007 年度の減価償却制度の改正によって EATR と EMTR がともに低下したものの、EATR は未だに 4 カ国のなかで最も高い水準にある。一方で、EMTR については日本は英国やドイツと近い水準にある。

以上より、日本では（機械設備に関して）投資インセンティブは他の主要国と遜色なく与えられているものの、企業立地については不利な状況にあると考えられる。このため、EATR を引き下げることが今後の日本の法人税改革の主な目的となろう。EATR の引き下げ方法としては、法定税率引き下げと課税ベース縮小の 2 つが考えられるが、税収懸念や多国籍企業の所得移転インセンティブなどを考え合わせると、英国やドイツのような「法定税率引き下げ + 課税ベース拡大」戦略が有力な選択肢になるのではないと思われる。

いずれにせよ、マーリーズ・レビューでも述べられているように、法人税の企業活動への影響を捉えるには、法定税率のみならず平均及び限界実効税率の変化を捉えることが大切である。また、実効税率は「バックワードルッキング」な指標ではなく、「フォワードルッキング」な指標によって、企業に対する税制インセンティブを把握する必要がある。抜本的な法人税改革案の現実への適用を検討する際には、EATR と EMTR の変化を定量的に明らかにする作業が欠かせない。

〔参考文献〕

- 国枝繁樹(2007)「企業税制改革：限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から（レジメ）」(政府税制調査会資料、7月13日)
- KPMG JAPAN(2008),「2008年各国法人税率調査」(08年9月)
- 鈴木将覚(2009)『主要国における法人税改革の効果 実効税率の変化に着目して』(みずほ総合研究所「みずほりポート」)
- Auerbach, Alan, Michael Devereux, and Helen Simpson (2007), "Taxing Corporate Income," Paper Prepared for The Mirrlees Review, Reforming the Tax System for the 21st Century
- Besley, Tim, Rachel Griffith and Alexander Klemm (2001), "Empirical Evidence on Fiscal Interdependence in OECD Countries," Institute for fiscal studies mimeo

- Bretschger, Lucas and Frank Hettich, "Globalisation (2002), Capital Mobility and Tax Competition: Theory and Evidence for OECD Countries," *European Journal of Political Economy*, vol. 18, pp. 695-716
- Buettner, Thiess and Martin Ruf (2007), "Tax Incentives and the Location of FDI: Evidence from a Panel of German Multinationals," *International Tax and Public Finance*, 14(2), pp. 151-64
- De Mooij, Ruud and Sjef Ederveen (2003), "Taxation and foreign direct investment: A synthesis of empirical research," *International Tax and Public Finance*, vol. 10, pp.673-93
- Devereux, Michael (2007), "The Impact of Taxation on the Location of Capital, Firms and Profit: A Survey of Empirical Evidence," Working Paper 07/02, Oxford University Centre for Business Taxation
- Devereux, Michael and Rachel Griffith (1998a), "The Taxation of Discrete Investment Choices," Working Paper 98/16, Institute for Fiscal Studies
- Devereux, Michael and Rachel Griffith (1998b), "Taxes and the Location of Production: Evidence from a Panel of US Multinationals," *Journal of Public Economics*, 68, 335-67
- Devereux, Michael and Rachel Griffith (2002), "The Impact of Corporate Taxation on the Location of Capital: A Review," *Swedish Economic Policy Review*, vol. 9, pp. 79-102, 2002
- Devereux, Michael and Rachel Griffith (2003), "Evaluating Tax Policy for Location Decisions," *International Tax and Public Finance*, 10, pp. 107-26
- Devereux, Michael, Rachel Griffith and Alexander Klemm (2002), "Corporate Income Tax Reforms and International Tax Competition," *Economic Policy*, October, pp. 451-95
- Devereux, Michael, B. Lockwood, and M. Redoano (2008), "Do Countries Compete over Corporation Tax Rates?" *Journal of Public Economics*, 92, pp. 1210-35
- European Commission (2001), *Company Taxation in the Internal Market*, COM(2001)582 final, Brussels
- Gordon, Roger, Laura Kalambokidis and Joel Slemrod (2004), "A New Summary Measure of the Effective Tax Rate on Investment," in Peter Birch Sorensen (ed.), *Measuring the Tax Burden on Capital and Labor*, MIT Press, London
- Hall, Robert and Dale Jorgenson (1967), "Tax Policy and Investment Behavior," *American Economic Review*, 57, pp. 391-414
- Horstman, Ignatius and James Markusen (1992), "Endogenous Market Structures in International Trade," *Journal of International Economics*, 32, pp. 109-129

- King, Mervyn and Don Fullerton (1984), *The Taxation of Income from Capital: A Comparative Study of the United States, the United Kingdom, Sweden, and West Germany*, University of Chicago Press, Chicago
- Klemm, Alexander (2008), “Effective Average Tax Rates for Permanent Investment,” IMF Working Paper 08/56
- Stowhase, Sven (2002), “Profit Shifting Opportunities, Multinationals, and the Determinants of FDI,” Munich Discussion Paper, No. 2002-11, University of Munich
- Summers, L., “Taxation and Corporate Investment: A Q-theory Approach,” *Brookings Papers on Economic Activity*, vol. 1, pp. 67-127, 1981
- U.S. Department of the Treasury (1992), *Integration of the Individual and Corporate Tax System: Taxing Business Income Once*, Washington DC, U.S. Government Printing Office
- U.S. Department of the Treasury (2007), “Treasury conference on business taxation and global competitiveness,” background paper, July 23

(鈴木 将覚 みずほ総合研究所政策調査部主任研究員 著)

第3章 国際的資本移動に対する課税方法

1. 問題の所在

本章においては、資本から生ずる所得（すなわち資本の運用益）に対する課税は、どこでどのような方法により行われるべきかを検討する。より詳しくいえば、課税管轄地については、資本の所在する国とすべきか、出資者の居住する国とすべきかという問題であり、また国際的資本移動に中立的な、資産の運用益に対する所得課税制度としては、どのようなものが望ましいかということが検討課題となる。

投資家と投資先が同一の国に所在する場合においては、比較的の問題は単純であるが、両者が別々の国に分かれている場合、それぞれの国の課税制度が異なったり、租税負担に大きな差があると、納税義務者間に不公平が生じ、ひいては、国際的投資に歪みが生ずる。また、このような歪みを放置すれば、資本を必要とする国においては、資本を吸引するための租税優遇措置が様々に考案されることになり、国家間の租税競争が生じ、ひいては、一国の税制や経済活動の根幹に重大な影響を及ぼすことになる。

このような問題は、経済活動のグローバル化が進んだ今日においては、極めて重要な検討課題であるといえる。にもかかわらず、一国だけの努力によっては、解決できない課題でもある。

マーリーズ・レビュー(The Mirrlees Review)³²においては、主要経済国における共通所得課税制度として、資本から生ずる所得、具体的には利子所得、配当所得、有価証券等に係るキャピタルゲインといった、いわゆる金融所得に係る課税管轄地と課税方法について、新しい提案を行っている。

資本から生ずる所得という場合の「資本」には、本来は、金融資産の他に、不動産も存在する。そして、不動産から生ずる所得としては、不動産所得と不動産に係るキャピタルゲインとがあり、不動産の証券化の手法により、不動産と金融資産との区別が曖昧になっている今日においては、金融資産の運用益に係る課税と不動産の運用益に係る課税とは同じ負担になっていないと、資産選択に歪みが生ずることになる。しかしながら、マーリーズ・レビューにおいては、この両者に係る共通の所得課税制度の構築についてまでは深くは検討されていない。これらは、将来的な課題ということなのかもしれない。

そこで、本稿においても、金融資産から生ずる所得について、法人段階（投資先）と個人

³² Report of a Committee chaired by Professor James Mirrlees, Reforming the Tax System for the 21st Century : The Mirrlees Review, IFS. マーリーズ・レビュー（マーリーズ報告ないしマーリーズ・レポートともいう）は、当初、2009年中に、2巻本として出版されるはずであった（第1巻は個別研究編、第2巻は提言編とされる予定である）。しかし、2010年3月末時点で未刊行のため、本稿は、個別研究編のうち、2008年3月にWEB-Page版として公開されている内容に依拠して執筆した。公開されている研究については、<http://www.ifs.org.uk/mirrleesreview/index.php> からダウンロードすることができる。

段階（投資家）との両面において中立的な所得課税制度（法人税制と個人所得税制）のあり方を、マーリーズ・レビューの提案に基づき、検討することにする。

なお、マーリーズ・レビューにおける税制改革のデザインは、EU共同体の一員としての英国において企図されたことからして、共同体市場の中立性を確保するという観点が重要な意味をもっていることを忘れてはならない。したがって、マーリーズ・レビューの提案がグローバルに妥当するかというと、タックス・ヘイブン国等の無税国家や軽課税国家が多数存在する現状においては、そうとはいえない、という限界がある。

2. ミード・レビューからマーリーズ・レビューへ：経済・社会はどのように変化したか

金融資産から生ずる所得については、前述したように、投資先段階である法人所得に対する法人税制と、当該法人所得の分配先である投資家の個人所得に対する所得税制の両面から、課税のあり方を検討する必要がある。

まず、投資先に係る課税としての法人税制のあるべき姿を考えると、その現代的特徴と問題点はどこにあるといえるであろうか。マーリーズ・レビューにおいては、まず、この点について、30年前の1978年に提案された税制デザインであるミード・レビュー(The Meade Review)と比較して、分析をしている。この分析は、マーリーズ・レビューの構成部分である<Taxing Corporate Income>の章において、Alan J. Auerbach、Michael P. DevereuxおよびHelen Simpsonの共同研究として行われている(Auerbach, Devereux and Simpson, Taxing Corporate Income, 2008 March, <http://www.ifs.org.uk/mirrleesreview/index.php>よりダウンロード可能)。この分析のうち、法人課税改革そのものに関する検討は、本書第2部第1章および第2章で取り上げられることになっているので、本章においては、法人所得の分配、すなわち配当課税のあり方について、利子所得等の他の金融所得とのバランスをどのようにとるか、投資先である法人において課税すべきなのか投資家である個人において課税すべきなのか、そして執行可能性をどのように図るかといった観点を中心に、マーリーズ・レビューの内容を整理することから始めよう。

出発点は、ミード・レビューにおける税制改革案である。ミード・レビューというのは、Report of a Committee chaired by Professor J.E.Meade, The Structure and Reform of Direct Taxation, 1978, IFSのことをいう³³。ここでは、個人所得税および法人所得税（これらを併せて「所得課税」という。）を中心に、直接税制の新しいデザインが示された。

ミード・レビューの提唱する直接税制案の要点は、課税ベースの拡大と、消費型（支出型）所得概念(consumption or expenditure type concept of income)への移行（究極目標）

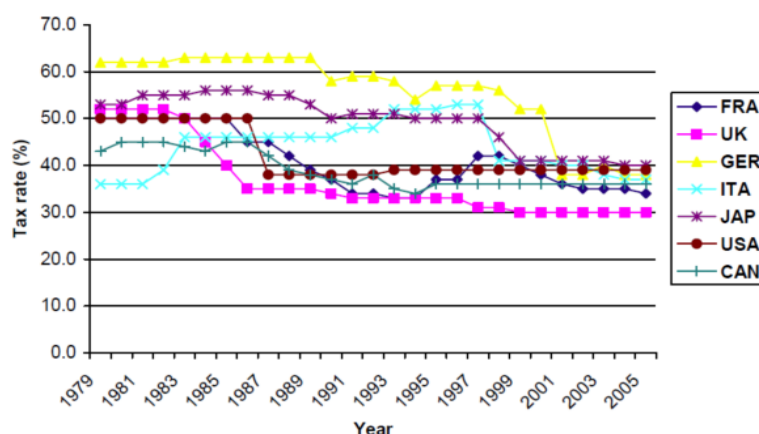
³³ Report of a Committee chaired by Professor James Edward Meade, The Structure and Reform of Direct Taxation: The Meade Review, 1978, IFS, George Allen and Unwin(London).なお、本報告書は、我が国では、ミード報告ないしミード・レポートと呼ばれることもある。

であったが、後者については、その次善の策として、キャッシュ・フロー法人税の導入が提案された。特に、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースとしては、金融取引も対象とする「R+F型」の法人税か、付加価値税に近い形の「R型」の法人税かの選択がありうるとされたが、結論的には、「R+F型」法人税（ただし、投資については最低税率としてゼロ税率を採用する）が提案された³⁴。

この直接税制案は、いわゆる包括的所得概念が主流とされていた1978年当時においては、画期的内容であった。しかし、その後30年の経過により、経済・社会は、次のように大きく変化してきており、2009年に公表されたマリーズ・レビューにおいては、その点の修正が必要であるとされている³⁵。

第1に、国際的資本移動の増加に伴い、資本を吸引したい国と資本を引き止めたい国との間で、法人税の引き下げ競争が起こり、その結果、法定法人税率は低下するとともに、経済先進国においては、ほとんど差がないレンジに収まるようになってきたことがあげられる。

Figure 1. Statutory corporation tax rates



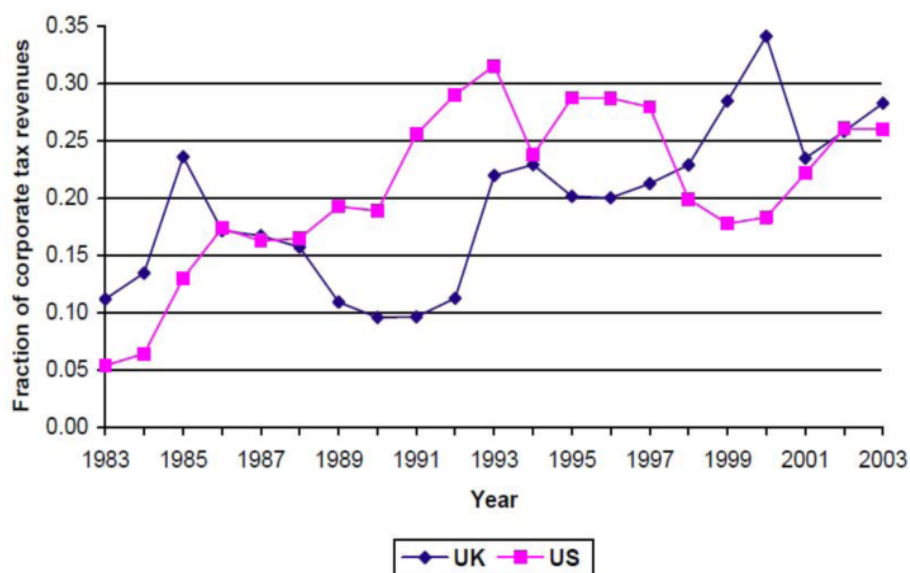
Source: Devereux, Griffith and Klemm (2002), updated, table A1. For countries applying different rates the manufacturing rate is used. http://www.ifs.org.uk/publications.php?publication_id=3210

第2に、法人税収に占める金融業の重要性が増してきたことがあげられる。金融業の主要顧客である投資家は、利子・配当に対する税制に敏感に反応して投資先国を変更する傾向があるので、利子・配当に対する租税負担を重くすると、資金の国外移動が生ずる結果、単に所得税収を失うだけでなく、金融業からの法人税収も失うという負の連動が生ずることになる。

³⁴ 詳しくは、The Meade Review, Supra note 2, 497-518.の Summary and Conclusions を参照。

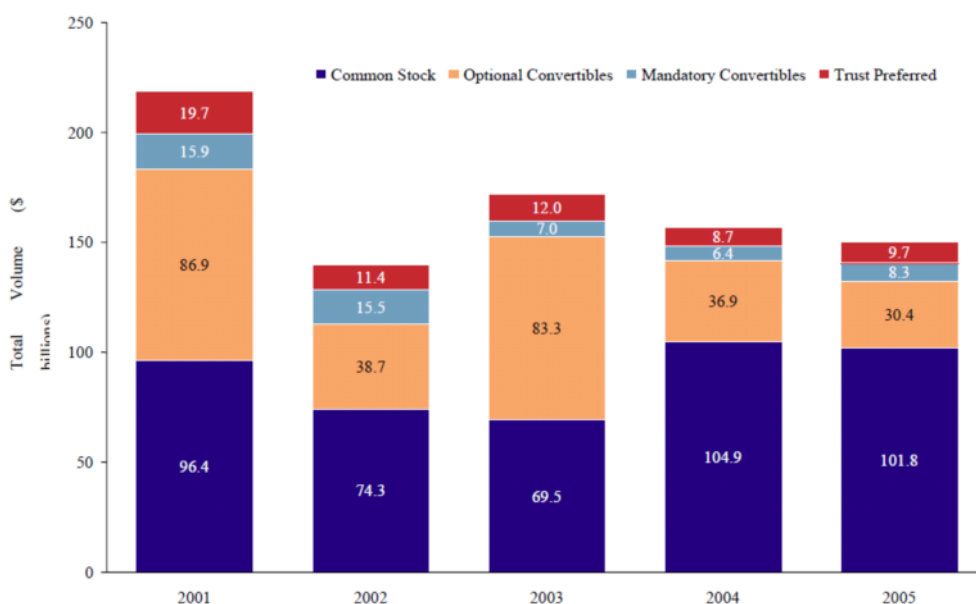
³⁵ なお、モード・レビュー後の30年間には、様々な直接税制（特に所得課税制度）の改革案が公表されてきた。代表的な課税方式としては、CBIT、Flat Tax、X-Tax、GIT、ACE、BEITと略称されるものなどがあるが、これらの特徴、長所・短所の比較については、Alvin C Warren, The Business Enterprise Income Tax: A First Appraisal, 118 Tax Notes 921(2008).を参照。また、同論文の解説と、これに関連する検討について、岡村忠生「これからの法人課税と税法学の課題」税研146号（2009年）15頁を参照。

Figure 5. Taxes on financial corporations as a share of corporate tax revenues, UK and US



第3に、いわゆる金融規制緩和等の改革の進展により、新しい金融商品が開発され、金融業の収益に占める新金融商品の売上比率が高まってきている。新しい金融商品は、ハイブリッド商品といわれ、利子・配当・キャピタルゲイン等が混合した金融収益から成り立っているが、いわゆるデリバティブ商品に代表されるように、組成内容をコンバートできるのが特色である。そこで、利子・配当・キャピタルゲインに係る課税制度に差があったり、あるいはある種の金融所得についてだけ非課税や租税軽減措置が設けられていると、最も租税負担の軽い所得区分へと組成が変更されることが起こる。このような歪みをなくすためには、少なくとも、利子・配当・キャピタルゲインといった代表的な金融所得に係る課税制度は共通であることが望ましい。

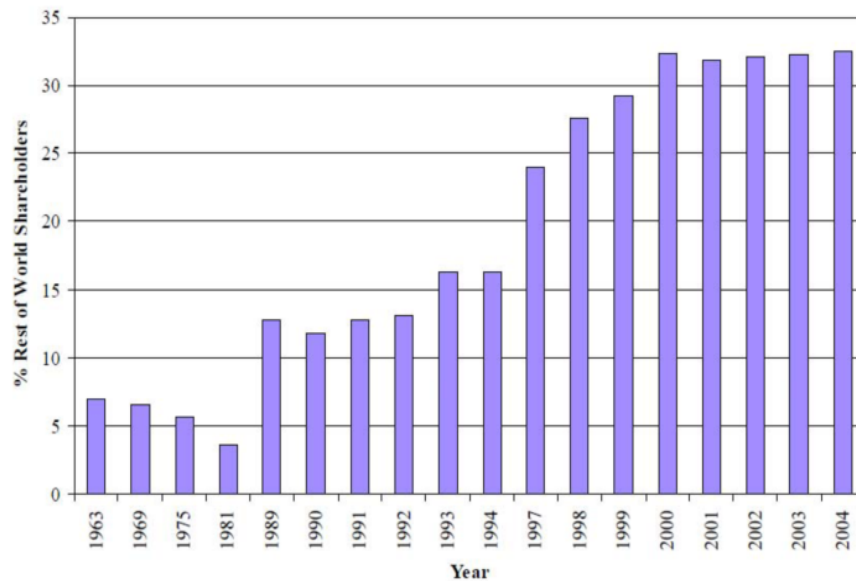
Figure 6. Issues of U.S. Hybrid Securities



Source: Goldman, Sachs; issues of common stock include primary and combined (primary + secondary) issues but exclude purely secondary issues

第4に、当該金融商品の保有について観察すると、外国人（非居住者）投資家の保有割合が高くなってきていることが指摘できる。外国人投資家は、金融商品からのリターン（利子・配当・キャピタルゲイン等の金融収益）に対する租税負担が他の国と比べて重いと、当該軽課国に資金移動をする傾向が高いので、英国経済における金融業の比重が高くなっている今日、金融所得には重い租税負担を課すことは難しい。

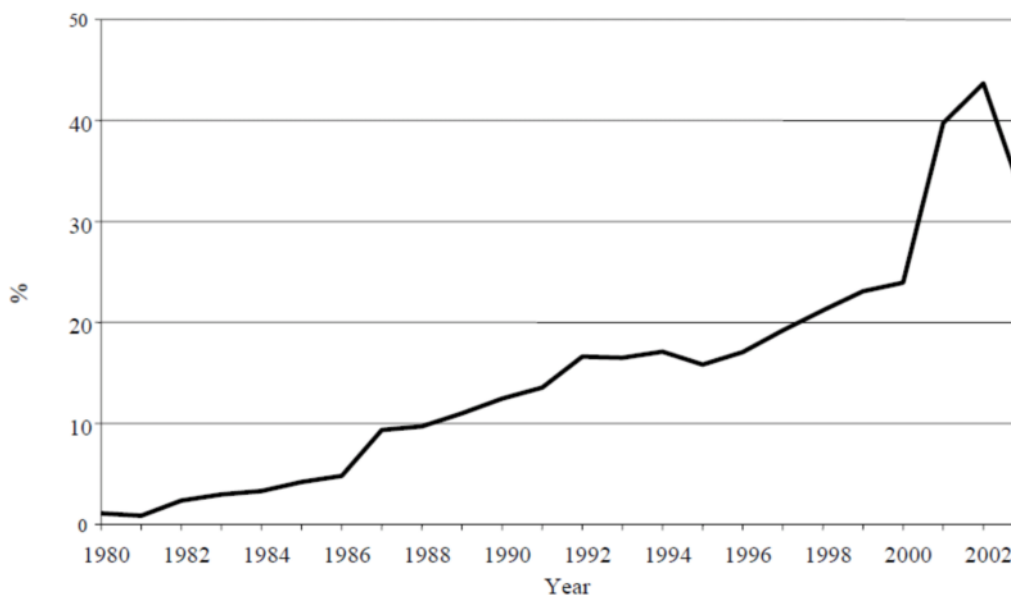
Figure 7. Ownership of UK listed shares by Rest of the World



Note: Figure shows % of UK listed ordinary shares owned by Rest of World. UK offshore islands were re-classified to RoW in 1997
 Source: ONS, Share Ownership 2004.

第5に、事業体選択の自由化が進み、法人事業所得に占めるS Corporation（構成員につき組合課税が行われる事業体）の割合が高くなってきていることが指摘できる。この結果、従前であれば、法人からの配当という形で分配された事業体利益が、配当といった金融所得ではなく、事業所得の分配に転換される傾向にあるといえる。これは、金融所得と事業所得とで、必要経費や損失の控除の可否・範囲に差があると、事業体の法的性質を変更することにより（たとえば、法人から組合等へと変更することにより）、所得区分のコンバートが行われる傾向があることを意味している。

Figure 8. S Corporation Share of U.S. Non-financial Corporate Income



Source: Internal Revenue Service, *Statistics of Income*

以上、ミード・レビュー以後30年の経済・社会の変化からいえることは、次の3点にまとめることができる。

まず、法人税の負担を重くすることは難しいということである。それは、法人税が重ければ、法人ではない事業体にシフトしたり、資本が外国に逃散する傾向がみられるからである。

次に、法人所得の計算にあたって、debt（他人資本：利子）とequity（自己資本：配当）とで異なる課税取扱をすることは、租税中立性の観点から、困難となってきたことから、両者を同じ課税制度にすべきである。両者に差があると、デリバティブ等の金融操作が行われる傾向にある。

最後に、金融所得については、たとえ投資に最低税率としてゼロ税率を採用しても、投資家の居住地の移動により歪みは生ずるので、ミード・レビューの提案は現在ではうまく機能しないといえることである。

そこで、次に述べるように、マーリーズ・レビューにおいては、こうした経済・社会の変化を踏まえて、新たな金融所得課税の提案が示されたのである。

3. マーリーズ・レビューの提唱する国際的資本課税制度：公式要約の紹介

国際的資本課税制度に関するマーリーズ・レビューの提案は、その構成部分である < International Capital Taxation > の章において、Rachel Griffith、James Hinesおよび Peter Birch Sorensenの共同研究として行われている (Griffith, Hines and Sorensen, International Capital Taxation, 2008 March, <http://www.ifs.org.uk/mirrleesreview/index.php>よりダウンロード可能)。
同章は87頁に及ぶ大部の内容であるが、主張のポイントは、冒頭の公式要約(Executive Summary)に的確に整理されているので³⁶、以下にこれを全訳し、その後若干の解説を付すことにしたい。

< 国際的資本課税制度：公式要約 >

グローバリゼーションは、ほとんどの課税システムに重大な影響を及ぼした。これは、英国の課税システムに止まらず、閉鎖経済国の多くにまだ残っている課税システムにも影響を及ぼした。この章の目的は、租税政策が国際経済環境の変化にどのように影響力を持つかということ述べることにある。モノ、サービス、資本及び(これらよりは影響は少ないものの)労働の移動に対する制度的バリアは、ミード・レビューが発表された1978年に比べると、劇的に崩壊している。課税管轄地間で行われる実物取引と課税利益の移動コストも激減している。このような変化は、資本と課税利益が以前よりも課税管轄地間を移動することをより容易にしていることを意味する。我々は、資本課税に焦点を当てているが、その主要な結論は次のとおりである。

資本から生ずる所得は、当該元本資本の所有者が居住する国において課税されるか(居住地国課税)、または当該所得が稼得された源泉地国において課税されるべきであろう。理想的には、個人投資家レベルにおいては、居住地国原則によって、資本所得に対して課税することがよいのであろう。その例外は、無リスク資産に関する利子率が適用される、預金者が大切にためている貯蓄に対する正常利益(the normal return)だけである。このような課税制度は、人々が課税制度のいかにによりその居住地国を移したりしない限り、かつリターンの「正常」利率を正しく認識できる限りにおいて、人々の行動に歪みを与えないであろう。しかしながら、帰属法人所得(imputing corporate income: 訳者注・内部留保金のこと)や、とりわけ外国法人が個人株主に対して支払う配当については、国境を越えた大量の投資額に鑑みれば、実現不能(infeasible)であろう。

そこで、これに代わる課税制度は、法人段階で、資本所得に対して居住地国課税を行うことであろう。すなわち、法人の全世界所得に対して、当該法人のヘッドクォーターの所在

³⁶ Griffith, Hines and Sorensen, International Capital Taxation, 2008 March, pp.2-4, <http://www.ifs.org.uk/mirrleesreview/index.php>

する国が課税することである。しかし、そのような課税は複雑で、かつ不効率(ineffective)である。というのは、会社が、内国課税を避けるため、比較的容易にそのヘッドクォーターを海外に移転するであろうからである。このような理由から、また会社が非居住者に係る国内源泉所得について課税しようとすることから、政府は主として事業所得課税におけるソース・ルール(the source principle)に依拠して課税するのである。ただ、残念ながら、源泉ベースによる資本所得課税は、会社が国内よりも外国に投資することによって回避することができることから、企業行動を歪めてしまう。

国際協調をすれば、これらの課税の歪みは軽減されようが、幅広い協力の合意は、様々な理由から、近い将来実現する見込みはない。すなわち、第1に、個々の国家政府は、OECDやEUのような共同体に対して、その財政自主権を感情的に守ろうとする。第2に、この章における分析によれば、国際課税制度の協調から生まれる実質的な利益はそれほど多くはなく、国家によって不均衡に配布されるであろう。第3に、欧州裁判所はヨーロッパ内の国境を越えた投資に対してより統一的な課税をすることを確かなものにしようとしているので、最近の裁判ルールでは、歪みの少ないEU課税制度が必要であるとは主張されていない。

このようなバックグラウンドとは裏腹に、この章では、経済の国際化の進展の中で、英国(UK)は独自の課税制度をもっと効率的かつうまく執行できるようにすべきことを論ずる。事業所得に対する課税に関する限り、正常利益(the normal return)を課税免除する源泉地国ベース課税(a source-based tax)に賛成する。この課税方法は、次のことにより実行可能である。すなわち、法人にその株式に対する帰属配当分を控除することを認めることであり、それはちょうど法人がその負債に係る利子を控除することができるのと同じようにすることである。これは、ACE制度(Allowance for Corporate Equity: 訳者注・株式配当(損金算入)控除制度のこと)であり、すなわち、英国開放経済において、国内投資を抑制する傾向のある、資本に対する正常利益(the normal return)に対して源泉地国ベース課税を行うということである。このことは、国内の労働力や土地に対する需要を減じ、労賃や地代を引き下げる効果を持つ。資本に対する正常利益を課税免除することは、国内投資を増加させ、英国における実質賃金や国内所得を増加させるであろう。

我々が提案する、事業所得に対する源泉地国ベース課税という方法によれば、英国の多国籍企業がもはや外国子会社からの配当に課税されることはなくなる。このことにより、英国の多国籍企業についての外国税額控除の制度は廃止されることになる。さらに、英国会社の国際市場における会社統制に係る競争力が増すであろう。というのは、OECD諸国の政府は、すでに当該国の多国籍企業に対する外国からの配当について課税除外(exempt)しているからである。法人所得に対する重複課税を緩和するACEにより、個人所得税における現行の配当(税額)控除もまた、歳入減を補うために廃止されるべきであろう。配当所得は、他の貯蓄性所得(savings income: 訳者注・公的年金等雑所得のようなもの)と同じく、個人段階で課税されることになる。

個人所得税の目的の一つが所得の再配分にあることから、個人所得税は、居住地におい

て、その全世界所得に対して課税されるべきであろう。実務においても、居住地課税は、執行が容易ではない。それは、国外源泉所得を捕捉することが困難だからである。そこで、我々は、国外源泉地国の政府が英国租税法を適用するために有効な租税情報を英国課税当局に提供したときには、英国（Britain）が国外源泉所得からの税収を当該源泉地国の政府と分け合うことを提案すれば、この困難さが緩和されるであろうと思料した。しかしながら、資本流動性の国際化が進展した状況の下では、自己の資産をタックスヘイブンに隠そうとする投資家の行動を誘発しないようにしながら、資本所得に課税するには一定の限界がある。このように、資本逃避のおそれや、それ以外の様々な理由により、我々は、個人資本所得に対しては、北欧の二元的所得税の制度に沿って、労働所得に対する累進税率よりも、比較的軽い比例税率により課税されるべきであると合意した。

我々が提案する英国型二元的所得税は、英国政府が資本に対する正常利益に対してある程度の個人所得税を課税し続けようとするを前提としている。ただし、もし政策立案当局者が支出型個人所得税(a consumption-based personal tax)に移行しようとするのであれば³⁷、ACEが法人レベルでの正常利益を課税除外としていることから、個人レベルにおいては貯蓄性所得からの正常利益を控除したうえで、ACEと同様の制度を導入することがありえよう。特に、支出型個人所得税制度は、個人レベルでは利子所得を課税除外し、かつ株主については、課税前配当利益及びキャピタルゲインから、持分により計算される帰属正常利益(an imputed normal return)を控除することを認めることにより、実現可能であろう。利子所得の課税除外は、居住地国課税の実施に伴う問題を減少させるであろう。法人化していない事業体の持分権者は(Owners of unincorporated firms)、事業持分に対応する帰属分配利益(an imputed return)を課税事業所得から控除することができよう(ただし、強制はされないが)。このことは、ACEが法人に対して認めているのと同じである。残りの事業所得は、稼得所得(earned income：訳者注・勤労所得と同様に扱われるということ)として課税されることになる。

<公式要約の翻訳完了>

以上のように、マリーズ・レビューにおいては、資本（特に金融資産）から生ずる所得については、事業体段階では、利子・配当の区別なく、正常利益分をすべて損金に算入し（課税方式としては、いわゆるACE方式³⁸を採用する）、課税対象とされるのは、超過利益分についてだけとする（一種のrent課税ということもできよう）。これに対して、投資

³⁷ 訳者注：ここで、究極の制度として想定されている支出型個人所得税というのは、ノルウェー型二元的所得税に似た制度といえよう。この点については、野村容康「ノルウェーの二元的所得税」証券税制研究会（代表：馬場義久）編『二元的所得税の論点と課題』（日本証券経済研究所、2004年）31頁を参照。

³⁸ ACE方式に関する検討としては、木村弘之亮「法人税体系と所得税体系の統合」武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』（木下和夫・金子宏監修『21世紀を支える税制の論理3』）（2訂版、税務経理協会、2007年）253頁を参照。

家の個人段階では、二元的所得税制度を導入したうえ、金融所得については、勤労所得等の他の種類の所得に対するよりも低率で分離課税を行うことにより、資本逃避の防止を図ることが提案されているのである。

4. まとめ

本章においては、マーリーズ・レビューにおける資本（特に金融資産）から生ずる所得に対する課税方法について考察してきた。研究担当者とされたGriffith, Hines and Sorensenの提案は、投資家と投資先の両面から一貫した所得課税方式を提案している点で非常にユニークなものである。

また、個人段階の金融所得課税の方式として、次善の策として、二元的所得税制度の導入を提案しながらも、究極の課税方式として正常利益分に関する金融所得の課税除外方式をも提案していることからすると、投資家および投資先を一貫する所得課税方式としては、ACE方式を基調としていると評価することも可能であろう。

さらに、本章では深くは検討を加えなかったが、公式要約の中で、タックス・ハイブン国に対する対策として、英国居住者の投資情報を通報してきた国との間では、当該投資所得分に係る徴収所得税額について、英国とタックス・ハイブン国との間で折半する方法を提案していることなどは、マーリーズ・レビューが単に純粋租税理論の提唱に止まらず、現実的な妥協策をも含む実現可能な方式を発信しようとしていることの証ともいえよう。

しかしながら、最後に、問題点を付け加えれば、マーリーズ・レビューの提案する国際的資本課税の方法を導入する国があるとすれば、その国は、（おそらくは、現状ではほとんどの国が採用しているであろう）取得型（発生型）所得概念 (accrual type concept of income) に基づく所得税制度による所得税収と比べて、相当程度、税収を失うであろうことがあげられる。マーリーズ・レビューの公表が、いわゆるリーマン・ショックによる世界的金融不況の時期に重なってしまったことは、租税理論のあり方を考えるうえで、不運であったといえよう。

（岩崎 政明 横浜国立大学大学院国際社会科学科教授 著）

第3部 日本の法人税改革への示唆

第1章 我が国の法人税改革の論点

1. 我が国の法人税改革

1.1 改革を巡る議論

第1部で言及したように、グローバル経済の進展（ヒト・モノ・カネの国境を越えた移動）に伴い、国際的な租税競争が激しくなってきた。アジア諸国を含む各国とも、海外投資（企業立地）の誘致、あるいは（多国籍企業等による）利益移転の抑止の観点から、競って法人税の法定税率を引き下げている。合わせて（減価償却控除の縮小など）課税ベースの拡大が図られていることから、法定税率の引き下げほど顕著ではないものの、（事前の限界・平均）実効税率も OECD 平均でみて低下傾向にある（OECD(2007)）。

こうした国際的潮流に対して、我が国でも「国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から」法人税率の引き下げを求められてきた。高い法人税率が続けば、「税負担の高さが企業の投資判断を歪め、国内に良質な投資機会があったとしても海外投資が選好されてしまうおそれがある。更には、・・・利益の源泉である無形資産等の海外流出を招くおそれもある。企業の税コスト意識が高まる中にあるには、人材育成や研究開発環境の整備などに取り組み国内の投資環境をどれだけ魅力的なものにしたとしても、税負担が高ければ、そうした経済活性化努力の効果は大きく減殺されて」しまいかねない（経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」（2006年5月））。現政権も、現行税制について「世界との比較で法人税は高く消費税が極めて低いのは事実」であり、「税率を国際的な流れにふさわしいものにする」には「法人税は減税の方向に導くのが筋だ」（鳩山総理参院予算委員会答弁（2010年3月12日））としている。

しかし、法人税の減税に充てる財源は明らかではない。財政が逼迫する中、「社会保障を支えるため広く国民に負担を求めていくこととの関係」を踏まえ、法人税率の引き下げに慎重な意見が多い。政府は「法人税率については、既に他の先進諸国並みとなっており、引き下げる状況にはなく、また、国際競争力維持の観点を踏まえれば、当面、現在の水準を維持することが適当」（政府税制調査会（2005年11月））との立場だった。社会保険料（事業主負担）を含むとすれば、「我が国の企業負担は現状では国際的に見て必ずしも高い水準にはない」（政府税調 2007年11月）とも言われている。

もっとも、「他の先進諸国並み」になっているのは、国税としての法人税であり、地方法人二税（法人住民税・法人事業税）を含めれば、法定税率は40%余りと「他の先進諸国」の中でも高い水準にある。また、国内企業の立地、あるいは海外からの投資を巡って、我が国が競合しているのは欧米諸国ではなく、アジアの新興国である。アジア諸国の法人税

率は既に我が国の水準を大きく下回っている。社会保険料を含む「企業負担」についても、保険料を織り込んだ人件費の企業負担への留意が必要だ。「制度」上の事業主負担が「経済」(実質)的に概ね労働者に帰着している(労働者の受け取り賃金が下がっている)ならば、企業の負担増にはつながらない。逆に、料率としては低い事業負担であっても、(賃金が下方硬直的で)支払い賃金にそのまま上乘せされるならば、企業の負担は重くなる。

1.2 二つの中立性

法人税改革を巡っては研究者、政治家・官庁、企業等の中で「同床異夢」の感がなくもない。その一つが、「中立性」に対する認識である。中立性は税の基本原則(公平・中立、簡素)の一つに挙げられている。ここでいう中立性とは、法人課税の場合、法人企業の設備投資・立地、資金調達を選択(誘因)を歪めないこと、利益移転等租税回避を助長しないことに他ならない。(資金調達方法の如何に拠らず)限界実効税率をゼロにするキャッシュフロー課税(あるいは ACE を含む税等価)は設備投資、資金調達に対する中立性を満たしていた。無論、現実には、厳密に中立性を満たすことは難しい。キャッシュフロー課税についても、個人所得課税を勘案すれば、「歪み」は残っていた(第2部第1章参照)。しかし、「可能な限り」歪みを小さくする(経済学でいう「次善」(セカンド・ベスト)に即する)あるいは法人課税が新たな歪みを助長しないという観点からすれば、中立性を強調する意義はある。

他方、政策の現場では改革の前後で税収を不変に保つという意味で「税収中立」が重視されてきた。この背景には、国・地方の厳しい財政事情のほか、消費税の増税など今後、「社会保障を支えるため広く国民に負担を求めていくこととの関係」を踏まえ、「大企業優遇」との批判をかわす狙いがある。無論、指針として「所定の税収確保の要請」(政府の予算制約の充当)を掲げることは、税制改革の規範(最適課税の考え方)にも適っている。しかし、我が国の場合、税収中立を法人税制の中で「自己完結」させること、個人所得税、消費税など他の税制や社会保険に波及させないことが求められてきた。税収中立は改革の「指針」というよりも、法人税改革にとって「制約」となってきたのである。

法定税率を現行の40%から「諸外国並み」に10%程度引き下げた場合、約5兆円の減収³⁹と試算される。仮に政策減税を全て廃止して見込める増収額は1.1兆円程度(法人税率約2%分)に留まる見通しで、この制約を満たすことは困難だ。そもそも、政策減税の半分はR&D税制で、国際競争力の観点からも全廃することは難しい。他の課税ベースをみても、引当金のうち賞与引当金、退職給与引当金等は既に廃止されており、残った主な引当金は貸倒引当金1.4兆円分となる。交際費は中小企業を除き既に損金不算入で、仮に全ての企業について損金不算入としても増収は2千億円に留まる見通しだ(経済産業省「経済社会の

³⁹ 経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」(平成20年9月)に基づくもので、試算は平成19年度ベースの数値による。

持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」(平成20年9月))

この「狭い税収中立」が法人税改革の要件になってきた理由として、同改革の位置づけが曖昧だったことが挙げられよう。ミード報告、及びマーリース・レビューは、所得課税から消費課税への転換が改革の基本的な理念であり、法人税のキャッシュフロー課税化(税等価としてのACEの導入)は、その一環となっている。従って、税収中立を法人税の中で完結させる必要はない。一方、我が国では法人税改革は個別に論じられてきた。法人課税と個人所得課税、あるいは所得課税と消費課税の間での「タックス・ミックス」の見直しという視点に欠いている。「抜本的な税制改革」(政府税制調査会(2007年11月))を掲げているにも関わらず、(縦割り行政の例にもれず)各々の税目の見直しが個別に論じられてきたのが現状だ。付加価値税率・個人所得税の最高税率の引き上げと法人税の減税を組み合わせたドイツの税制改革(2007年)のようなパッケージも提示されていない。

図表1：税制改革の同床異夢

改革の方向性		重視されている要因	要請される改革
中立性	経済活動	課税に起因する歪み	タックス・ミックスの見直し
	法人税収		課税ベースの拡大等法人税制で自己完結
政策減税		市場の失敗	政策税制の活用

そもそも、いずれの「中立性」でもなく、企業の投資活動に対する積極的な関与を要請する観点から法人税改革を求める向きもある。R&D税制をはじめとした政策税制の活用だ。「成長戦略」としてみれば、直接的には法人企業の手元現金を増やすに過ぎない法人税率の引き下げよりも、投資コストを低下させる(経済学でいう「価格効果」を働かせる)ような減税の方が、設備投資等の喚起に繋がるということわけだ。

ここで重視されているのは、税制(タックス・ミックス)の「見直し」ではなく、経済成長の促進(地域経済の活性化・雇用の創出)といった政策要請に向けた税制の「活用」である。前者は現行の税制が経済活動(具体的には法人企業の投資、立地、資金調達、利益還流など)を損ねているとの認識に基づいており、こうした「歪み」の是正を基本的な狙いとする。これに対して、政策減税が問題視するのは、雇用創出や技術開発に関わる「市場経済の失敗」(例えば、技術開発が開発企業に留まらず、他の企業や産業、将来の研究・開発にプラスの効果をもたらすことを当該企業が織り込まない結果、開発努力が社会的にみて「過少」になってしまうなど)であり、税制はその「矯正」を意図している。低い経済成長(経済の低迷)の原因を 税制に求めるか(よって中立化が望まれる)あるいは「市場の失敗」に帰するか(逆に政府の積極的関与が要請される)の違いといえよう。

(無論、両方が低成長の原因といえるかもしれない。ただし、原因に応じて対処が異なることには留意が必要だろう。既存の税制の「歪み」を別途、(本来、市場の失敗に対処すべ

き) 政策税制で是正しようとするのは、税体系全体を複雑にするに過ぎない上、想定外の「副作用」を経済に及ぼしかねない。))

2. 課税ベースの拡大

2.1 改革の潮流

法人税改革の国際的な潮流は「課税ベースを拡げて、法定税率を下げる」ことにある。実際、各国とも、法定税率の引き下げと合わせ、租税特別措置、減価償却控除の縮減等によって課税ベースの拡大を図ったところにある。例えば、英国の場合、1980年代、法定税率の削減と合わせて機械・設備への初年度100%の控除(即時償却)、建物への50%の初期控除が漸減・廃止した。⁴⁰ ただし、減価償却控除で軽減される法人税額の「現在価値」は物価上昇率の影響を被る。インフレ率が高い分、割引率は上昇、取得価格(原価)をベースに評価される減価償却控除の現在価値は低下することになる。逆にインフレ率が低下すれば、その経済価値は高くなる。90年代以降、各国の物価水準の安定化(インフレ率の低下)は、減価償却控除の縮減をほぼ相殺する効果を発揮してきた。OECD諸国の単純平均でみると減価償却控除の現在価値は概ね一定水準で推移している(OECD(2007))。法人企業の観点から減価償却控除の低下は、必ずしも資本コストの増加に繋がっていないことが伺える。

我が国では2007年度の税制改正において、減価償却控除の見直しが行われた。償却可能限度額(取得価額の95%相当額)及び残存価額が廃止され、「残存簿価1円」まで償却可能になったほか、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された、新たな「定率法の償却率」が適用され、従前の制度に比して早い段階において多額の償却を行うことができるようになった。(設備の耐用年数の規定等も勘案すると)償却率は「ほぼ主要先進国並み」とされる。

法人税改革にあたって、(狭い)「税収中立」に依るとすれば、減価償却控除を再び縮減する(償却率を抑えて、課税所得を拡げる)ことがあり得る選択肢とされている。この見直しが、企業の投資行動に対して中立的になるか否かは、当初の実効税率の如何によるだろう。極端な例を挙げれば、借入で財源調達した設備投資に対して、加速度償却など早期の償却が認められている一方、借入金について支払い利子控除が続けられるとすれば、投資コストは(減価償却と利払い控除でもって)二重に控除されていることになるかもしれない。この場合、ネットで見ると投資に対する補助(負の課税)が行われているこ

⁴⁰ 英国では08-09年時点で、機械・工場設備への減価償却は定率25%(中小企業は初年に50%の償却が可能)、産業建物は4%の定額償却である。一方、研究開発経費の控除率は125%、中小企業であれば150%が認められている(Auerbach, A.J, M. Devereux(2008))。これは産業構造が第2次産業から金融セクターを含む第3次産業に移行する中、工場・機械設備への減価償却の重要性は低下し、研究開発への税制措置に重要性が増していることによる。

とにあたり、限界実効税率はマイナスとなる。(外部性等、市場の失敗に関わる要因がないとすれば)企業の設備投資を過剰に喚起しかねない。もっとも、こうした事態が実際に起きているか否かは実効税率の推計による検証が必要なことはいうまでもない。(なお、インフレが減価償却の実質価値を減じるのとは対照的に、デフレはその価値を高める方向に働くことになるにも留意が必要だ。これが調整されない分、投資に対する実効税率は低められる。)

無論、減価償却控除自体が非効率なわけではない。仮に同控除が、生産活動で失われる設備の経済価値(真の減価償却費)に見合っているならば、利払い費控除を含む法人税は、借入調達の投資に対して中立的(限界実効税率はゼロ)になることが知られている。実際のところ、税法上規定される減価償却と経済的減価償却とは等しくならない。(後者を課税当局が把握して、きめ細かく課税ベースに反映させることは不可能に近い。)このことが、(法定)減価償却を通じた(実効税率を限界的にゼロから乖離させた)法人課税の「歪み」の一因となってきた。

いずれにせよ、他の租税特別措置と合わせて、(加速度償却等)寛大すぎる減価償却が法人税の課税ベースを狭めるほか、企業の設備投資や資金調達の選択を歪めてきた(過剰投資や過剰借入れを助長してきた)とすれば、その縮減による課税ベースの拡大は、税収上の中立性の要請に留まらず、経済的な意味での税の「中立性」にも適うだろう。しかし、経済的合理性を超えて償却率を引き下げれば、実効税率を高め、設備投資や立地を損なってしまうかねない。

2.2 CBITによる課税ベース拡大

課税ベースを拡大する手法として、続いて支払い利子控除について考えてみよう。以下ではCBIT(包括的事業所得税)を取り上げる。利払い費に加えて株式の機会コストを控除するACEとは対照的に、CBITはいずれも課税ベースからの控除を認めないのが特徴である(米国財務省(1992))。⁴¹その意味で課税上の株式と債券の扱いが対称的となり、企業の資金調達の選択に中立的となる。このCBITは「税収中立」の面からも好まれる。利子支払い控除が無くなる分、課税ベースは拡大するため、法人税収を不変に保ちつつ、法定税率を現行の水準以下に引き下げる余地が大きくなるからだ。

ただし、CBITは法人部門に係る配当・利子等資本所得に対する課税を法人段階で一元化することを意図する。このため個人段階での資本所得税は廃止となる。応じて個人所得税は減収となる。CBIT自体、法人税制で自己完結する改革にはなっていない。所得課税全体で税収中立にする(さもなければ、改革後の税収はネットで減少となる)には、法人税で

⁴¹ ただし、既にCBITを支払った他企業からの配当・利子は課税ベースに含まないことで二重課税を除く。

個人所得税の減収が補填されなければならない。よって、法人税率への効果は、個人所得税の減収分と課税ベース拡大に拠る増収効果の比較に拠る。

税収中立を満たしても、CBIT 税率の引き下げが難しい理由がある。ACE は超過利潤を法人税と個人所得税でもって二重に課税する（一方、正常利潤は個人段階のみの課税に留める）のに対して、CBIT は超過利潤・正常利潤とも企業段階のみの課税となる。この場合、受け取る所得形態に裁量を行き可能なオーナー経営者や同族企業経営者による（個人段階で累進税が課される労働所得からの）所得変換を回避するには、CBIT の税率を賃金所得税の最高税率に一致させておくことが望まれる。（他方、ACE や ASE は、法人税率と（個人）資本所得税率を合わせた水準が最高税率に等しければ良かった。）

図表 2 : CBIT 対 ACE

課税地	課税ベース		正常利潤		支払い利子	
	課税	控除	課税	控除	課税	控除
居住地主義	現行制度				現行制度	
源泉地主義	CBIT	ACE	CBIT	ACE		
仕向地(最終消費地)主義	キャッシュ・フロー課税					

CBIT が実効税率（平均・限界）に及ぼす影響も定かではない。利払い控除が認められないことは同税率の増加要因となる。他方、個人段階での資本所得税の廃止は、投資コストを下げる方向に働くだらう。法人税の法定税率の変化は前述の通り、個人（資本）所得税の減収や所得変換の誘因への対応に拠る。仮に CBIT を法人税制で自己完結させて、個人資本所得税は現行制度とすれば、法定税率が十分に下がらない限り、借入に係る実効税率は高くなる。特に借入に依存する中小企業の経営を悪化させかねない。⁴²

国際資本市場から借入調達をする企業にとって「限界」的投資家は外国投資家となるだろう。彼らの居住国で個人資本所得税が課されるとすれば、当該投資家は企業と個人の両段階において利子所得に課税されることになりかねない。応じて、彼等の要求する収益率（利回り）も引き上げられるだろう。法人税率が十分に低められない限り、企業の借入コスト（よって実効税率）は高く付くことになる。そもそも CBIT は源泉地主義課税のため、実効税率が高まれば、企業の立地にも悪影響を及ぼしかねない。

税収中立の枠内で、法定税率の引き下げを重視する立場から、CBIT を志向する向きがあ

⁴² いずれにせよ、ACE とは違って、実効税率が限界的にゼロになることはない。

る。実際、法定税率が低くなれば、多国籍企業の利益移転の誘因は抑制され、国内資金の確保にも繋がる。しかし、個人所得税の減収を加味すれば、法定税率引き下げが見込める幅は明らかでない上、実効税率ベースで増税になれば、立地競争力にもマイナス要因となる。

2.3 課税ベースと税制の理念

課税ベースの定義は税制の「理念」に拠る。法人税の消費課税（キャッシュフロー課税）への転換を図るとすれば、課税ベースもそれに応じることが望ましい。ACEのように株式の機会コストを課税所得から差し引く改革が求められるだろう。他方、CBITは資本所得課税を企業段階で一元化するもので、その理念に即すれば、個人所得税も合わせて改革することが必要だ。実効税率（平均・限界）は課税ベースの定義（投資コストの即時償却・支払い利子不算入、利払い費控除・株式の機会コスト控除等）によって影響される。法定税率と合わせて、この実効税率が法人課税の経済的帰結（企業の立地、投資、資金調達、利益移転等）を決定づけることに留意が必要だ。狭義の「税収中立」と法定税率の引き下げの要請から、その辻褄合わせに課税ベースを操作することは少なくとも公平・効率の観点には適わない。改革の理念も不明瞭になるだろう。

支払い利子控除の制限については、ドイツの法人税制改革（2008年）が引き合いに出されることが多い。同国では、企業の（受取利子を超える）支払利子の損金算入についてEBIT（＝利息調整前の課税利益＋支払利息－受取利子）の30%までに限って認められる。（ただし、ネットの支払利息が100万ユーロ未満等、所定の要件に該当する企業は適用外となる。）しかし、同国における支払い利子控除の制限は、（結果として増収効果が見込まれたにせよ）多国籍企業グループによる租税回避（いわゆる「過少資本」の問題）への対処だった。無原則な課税ベースの拡大ではない。

「課税ベースを拡げて、法定税率を下げる」は課税の経済的中立性に即する範囲で妥当といえよう。このとき、税収中立の制約から課税ベースを拡大するとしても、対象となる課税ベースを法人課税に限るべき理由は（少なくとも規範的には）ない。個人段階の金融・資本所得税の改革も視野に入れるべきだろう。本報告では、法人税の課税ベース拡大の議論を「法人税」に限定しない。むしろ、現行10%に留まる配当・キャピタルゲインに対する税率を本則の20%に戻すなど金融所得課税の強化（による課税ベース拡大）も議論に組み込むべきと考える。後述する法人税と二元所得税における資本・金融課税との連結もその一環だ。

3. 政策税制の位置づけ

3.1 政策税制の経済効果

我が国では、「国際競争力」や経済活性化の観点から、主要先進諸国の中で最も高い法人税の法定税率を引き下げるか、あるいは政策税制を拡充するかについて議論がある。法定税率を下げて企業のキャッシュフローを増やしても、配当や負債の返済に充当されるならば、減税を享受する法人企業への（「棚ぼた」的な）一括移転に過ぎない。他方、設備投資や研究開発のコストを直接的に減じようとする政策税制の方が価格効果は働きやすいだろう。

実際、国・地方の法人税率を5%ほど引き下げた（減収額は2.7兆円）ときの投資拡大効果が2.4兆円なのに対して、同じ減収額を政策税制に回せば投資拡大は4.1兆円に上り、合わせて実質GDPの押し上げ効果は高いとの試算もある（経済産業省資料）。政府税調も2003年度以降、実施された研究開発（R&D）税制によって、「これまでに研究開発投資の額が10%を上回る規模で増加しているなど一定の効果が見られる」と評価している。であれば、「政策税制による企業負担の軽減に積極的に取り組む」価値はあろう。「政策税制は、我が国経済の将来の発展の基盤となる技術革新のための積極的な投資を促し、・・・持続的な経済成長に寄与しているものと考えられる」わけだ。「当面」としつつも「中小企業も含め企業部門全般を通じた生産性の向上や事業の効率化等に真に有効な投資を促進する観点から、研究開発税制をはじめとする政策税制の効果的な活用」に重点を置く必要がある」としている。

図表3：政策減税の効果

	政策税制 (R & D・IT税制)	実効税率引下げ
出典	経済財政諮問会議提出資料 (H17.4)	内閣府 「短期日本経済マクロモデル (2006年度版)の構造と乗数分析」
減収額	2.7兆円：法人実効税率約5%引下げ	
投資増加額(合計)	4.1兆円	2.4兆円
実質GDP 押し上げ効果	6.1兆円	2.6兆円
法人税増収効果 (合計)	0.18兆円	0.08兆円

出所：経済産業省資料

法定税率の引き下げ同様、政策減税は実効税率を下げることで設備投資等を喚起する働きがある。ただし、ここでいう実効税率は追加的投資に関わる「限界的」税率である。換言すれば、設備投資・研究開発を積極的に実施する企業のみが低い限界実効税率を享受できることになる。また、法定税率とは異なり、全ての企業の実効税率が減じられるわけで

はない。税負担が軽減されるのは、優遇対象となる産業分野、企業、あるいは設備、研究開発に限られる。(従って、優遇された投資・企業とそれ以外の投資・企業間で限界実効税率にバラつきが生じ易い。)
「我が国経済の将来の発展の基盤となる技術革新」などが予め明らかならば、分野・企業を絞った支援が可能となる。減税幅も小さくて済むだろうから、財政的にも措置しやすい。(税収中立は大きな制約にならない。)

3.2 規範と実態

政治的にも法定税率の引き下げとなれば、大企業優遇との批判は免れないが、ターゲットを限定した政策税制であれば、(成長戦略の一環、努力している企業への支援など)減税の説明も付きやすいかもしれない。しかし、経済合理性ではなく、政治的な配慮に政策税制が充てられるならば、法人税制を不透明にしかねない。これに関連して、民主党政権は政策税制を含む租税特別措置に対する批判を高めてきた。「税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進める」必要があるというわけだ。新しい政府税制調査会(2009年12月)は、現在、国税で241項目、地方税で286項目に上る政策税制措置の全てを「ふるい」にかけ、2010年度税制改正から始まる「今後4年間で抜本的に見直し」を図るものとしている。

この問題は政策の規範と実態の違いに関わる。「規範」に即して言えば、経済の活性化・成長に寄与し、かつ、市場経済ベースでは自律的に十分な投資が見込めない(「市場の失敗」を伴う)分野・産業については、それをターゲットにした政策税制は経済合理性に適っている。具体的には将来に渡って外部便益を生じるような研究開発があり得るだろう。しかし、政策税制の有効性は政府が「効果的な活用」を予め正しく理解していることが条件となる。市場経済で潜在的なニーズ・可能性がある分野に対して重点的な政策減税を施すべきところ、逆に、政府が優遇する分野に市場経済が反応することもあり得るだろう。「我が国経済の将来の発展の基盤となる技術革新」には繋がらないかもしれない。(無論、政策減税の実施にあたって、政府は関係事業団体からの要望をくみ上げるだろう。しかし、こうした要望に反映されるのは「既存」の企業の意向であり、新規参入(を図っている)企業・振興企業の便宜に適っていないかもしれない。)あるいは特定の産業・企業に対する政治的利益誘導の「隠れ蓑」として(一見尤もらしい名目を立てて)政策税制が利用される可能性も排除できない。まさに「税制における既得権益」と化すわけだ。無論、真に経済合理性のある政策税制もあるだろうが、国民の目からすれば、利益誘導的な政策税制との区別が付きにくい。

そもそも、法人税制が さもなければ適切に機能しない市場メカニズムへの「処方箋」なのか、市場の健全な機能を損ないかねない「問題」なのかは見解の分かれるところだろう。前述のように政策税制は前者の視点による。他方、マーリース・レビューは明らか

に後者に立った提言である。

4. 税制改革の Scope

我が国の法人税改革論議は、「法人税収中立」の枠内で、国際的にみて高い水準に留まる法定税率を引き下げるべく、既存の租税特別措置の縮減に加え、減価償却率の切り下げ、支払い利子控除への制限を含めて課税ベースの拡大を図るか、さもなければ、対象を絞った政策減税に軸足を置くかのいずれかの選択に「矮小化」されてきた傾向がある。法人税制度の中での「自己完結」的な見直しを前提としてきたからだ。前述のドイツの税制改革に即していえば、付加価値税（消費税）や個人所得税の増税をパッケージとした「包括的」改革だったことを参照すべきだろう。

図表 4：ドイツの税制改革

- 2007 年 ・ 付加価値税率の引き上げ（16% → 19%）
・ 所得税の最高税率の引き上げ（42% → 45%）
- 2008 年 ・ 法人税率（国 + 地方）の引き下げ（約 39% → 30%）
・ 課税ベースの拡大（定率償却制度の廃止等）
- 2009 年 ・ 金融所得に対する源泉分離課税（税率 25%）の導入

税収中立は、法人税の枠内ではなく、税制全体で満たされるべき制約だろう。法人税の改革は単体としてではなく、タックス・ミックスの見直しとして位置付けられるべきである。我が国の法人所得課税の税収に占める割合は 28.1%（2008 年度）と米国の 15.1%、英国 11.5%、ドイツ 8.2%（いずれも 06 年の数値）など主要先進国に比べて高い水準になる（第 1 部参照）。現状は既に法人企業に偏った課税なのである。

仮に税制の再分配機能の観点から、金持ち優遇はすべきではないというならば、個人段階での課税、所得再分配の機能であれば法人課税ではなく、個人所得税の強化（具体的には控除の見直しなど）や相続税の拡充でもって対応すればよい。再分配といった所定の目的を充足するには、最も有効な政策手段の活用が望まれる。具体的には「人的控除等の課税ベースのあり方の議論を併せて」、現行（国と千穂を合わせて）50%の「最高税率について・・・所得再分配の観点から見直す」（政府税制調査会（2007 年 11 月））、あるいは「現在の最低税率のブラケットの幅を狭めていくこと」（政府税制調査会「個人所得税に関する論点整理」（2005 年 6 月））で、個人所得税の実効税率を高めるといった具合だ。個人レベルの課税強化については後述する。

法人税改革は国税に留まらない。我が国の地方税は諸外国と比べても法人課税（法人住民税、法人事業税）に著しく依存してきた。しかし、(1) 「法人住民税と法人事業税は地

方自治体の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすいという問題」を抱えている。

(2) 「地方税の税目の中で最も地域間格差が大きい税目」である。また、(3) 減価償却や納税単位（連結法人の場合）が国の法人税と乖離することが税制度を複雑にして納税する企業の負担を高めてきた。確かに「法人企業も地域社会の一員であり、受益に応じた負担をすべき」との向きもある。しかし、こうした美しい建前に反して、(4) 地方自治体の課税自主権の行使は投票権を有さない法人企業に偏ってきたのが実態である。超過課税からの税収に法人二税が占める割合は 93.4%（平成 18 年度決算）あまりに上る。本来、応益課税というならば、有権者である地域住民が支払う個人住民税や固定資産税で徹底するのが筋であろう。地方法人課税への過度な依存は地方税収の安定性や格差の是正、受益と負担の関係を明らかにし「住民と正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢」を求める地方部券の観点からも望ましくない。

5 . 改革の視点

5.1 マーリース・レビューの知見

マーリース・レビューは法人税を含む資本所得課税自体の廃止は求めている。また、「成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上」の観点から、法定税率の引き下げを主張しているわけでもない。むしろ、その焦点は 課税ベースと 課税地原則にある。また、企業の経済活動（投資、立地等）に対する法人税の中立性を重視する立場で、政策税制による誘導は強調されない。この背景には、英国では、既に法人税の「法定税率」は 28% と他の「先進諸国並み」の水準にあり、更なる切り下げの余地が限られてきたこと、よって、法人企業の負担軽減、投資・立地の促進には課税ベースの見直しによる「実効税率」の引き下げが求められていることがあるように思われる。

そもそも、同レビューの狙いはグローバル経済に対応する（かつ、「ミード報告」の延長に位置付けられる）税体系の再構築にある。「成長戦略」など特定の政策目的を念頭に置いたものではない。無論、経済に中立的な税制は（市場の健全な機能を前提にすれば、あるいはそれを補完する諸政策が適切に実施されていれば）「結果」として国内投資の喚起、成長の促進に繋がるだろう。ただし、政策税制のように「市場の失敗」を前提とした税制の積極的な関与を求める立場ではない。

マーリース・レビューの法人税改革は、ACE、及び VAT 型キャッシュフロー課税とも、法人段階の課税を超過利潤に限定する。正常利潤部分に対する課税は、その税率を含めて個人所得税に委ねている。従来、配当税額控除・インピュテーションでもって、配当への二重課税を調整してきたが、ここでは配当・キャピタルゲインのうち正常利潤相当分は法人段階での課税から除かれる形になる。他方、超過利潤は個人・企業の両段階で二重に課税される。この超過利潤はリスク・プレミアム、経営資源（例：技術力）投資先特有のレン

ト（例：市場へのアクセス）を含み、企業・投資家にとっては、いわば「ボーナス」といえる。正常利潤とは異なり、そのボーナスへの二重課税は原則、効率性には影響しない。

法人税に加えて、個人所得税も企業の投資コストに影響していた（第2部参照）。ただし、企業・投資家が国際資本市場で資金を取引するグローバル（開放）経済においては、両者の関係が弱まることになる。企業が資金調達する「限界的」投資家は国内投資家ではない、よって国内の（居住地主義）個人所得税の対象になっていないかもしれないからだ。ここでは国内貯蓄と国内投資のリンクが失われている。だから「二重課税」が問題視されないというわけではない。むしろ、国内投資家を対象とした配当税額控除やインピュテーションでもって法人税・個人所得税を通じて（特に正常利潤への）「二重課税」を排除する効果が乏しいということだ。（閉鎖経済とは違って）法人税と個人所得税の負担者が厳密に一致しない以上、この問題は法人・個人の各々の段階で対処されなければならない。ACEにおいて支払い利子控除に加え、株式調達の機会コスト（相当）を控除したり、あるいはキャッシュフロー課税のように投資を即時償却する一方、配当・利子とも控除したりしない措置はその一環である。

こうしたマーリース・レビューの「処方箋」の我が国の税制改革に対する妥当性には意見が分かれるところだろう。同レビューは英国を「小国開放経済」モデルで模している。特に開放経済の含意は、国内投資が海外からの資金でもって多く賄われており、国際的な資本移動に顕著に晒されているということだ。我が国の場合、個人金融資産は1400兆円に上り、国内投資は概ね国内資金で調達できる状況にある。特に投資家の「ホーム・バイアス」を勘案すれば、国境を越えた資本の移動の影響は重要視されないかもしれない。しかし、人口の高齢化に伴い我が国では一貫して貯蓄率が低下している。新規の資金供給が乏しくなっているのが現状だ。加えて、国・地方の債務は増加の一途を辿ってきた。いずれ、我が国の金融純資産の全てを公債が食いつぶす事態にもなりかねない。国内の資金需給がひっ迫すれば、いずれ、政府・民間とも海外市場での資金調達の必要に迫られる。このとき、小国開放モデルが仮定する資金の自由な移動が現実味を帯びてくるだろう。対内投資を促進するとなれば、こうした国際資本市場の規律から無縁ではいられない。

繰り返すが、企業の誘因は 財源調達、 事業形態、 投資規模の決定、 立地選択、 利益移転（タックス・プランニング）など多岐にわたる。このうち、資金調達は、税制上の株式調達と借入調達に関わる実効税率の差異に、事業体の組織形態の決定は個人所得税と法人税の違いにそれぞれ拠っていた。また、法人税の法定税率（の諸外国との違い）は利益移転に影響する一方、企業の投資選択は限界実効税率、立地は平均税率に依拠するという「理論的な整理」がなされてきた。海外ではこれを裏付ける実証研究もある。

図表5：法人税率の引き上げと経済効果

引き下げる法人税率	経済効果	マーリース・レビューの知見
法定税率	利益移転の抑制	
限界実効税率	設備投資の喚起	課税ベースのキャッシュフロー化 (税等価)
平均実効税率	立地競争力の向上	課税ベースのキャッシュフロー化 (税等価) + 法定税率の引き下げ

我が国では法人税改革を検討する上で、法人税のいずれの税率を重視すべきかで議論が分かれてきた。利益移転を是正する（国内資金を留保する）には法定税率を諸外国並みの水準に留めておく必要がある。また、外資系企業の対日投資においても、制度上明瞭な法定税率が重要視されるかもしれない。設備投資の比重が低い金融・サービス業にとっては法人税負担の多寡は概ね法定税率に拠る。他方、海外への拠点の移動も視野に入れる大企業（特に製造業）は、平均実効税率を勘案して、投資先（立地）を選択することになるだろう。拠点は国内にあり、かつ資金調達も国内市場（金融機関）に限られる中小企業にとっては、限界実効税率が事業展開（規模）を決定づける（図表5）。

平均であれ、限界であれ、実効税率は法定税率の他、投資減税等政策税制を反映する。従って実効税率を下げるには、法定税率に代えて、政策税制の活用もあり得ることになる。一方、課税の（経済的）「中立性」の観点から、マーリース・レビューは政策税制ではなく、ACEを含む課税ベースのキャッシュフロー化（と税等価）でもって、実効税率の軽減（限界税率であればゼロ）を図っていた。このうち平均実効税率は法定税率にも依拠する。⁴³よって、グローバル経済において立地競争力を確保するには合わせて法定税率の見直しが必要になってくる。

経済構造の異なる産業、企業の全てのニーズや誘因に応えるよう、きめ細かく法人税制を構築することは難しい。その試みは（政策減税が拡散して）制度自体を複雑・不透明にしかねない。「市場の失敗」が顕著な（よって政府の積極的な関与が要請される）分野を除けば、「王道」に即した税制改革は、法定税率の軽減で国際的租税競争や利益移転に対処する一方、税の歪み、経済活動への障害を除くよう課税ベースの一般的見直し（ACE等）を実施することだろう。

5.2 新しい資本と古い資本

⁴³ 平均実効税率は限界税率と法定税率の「加重平均」として与えられる。加重は投資の収益によって決まっている（Devereux M. and R. Griffith(2003)）。

法人税の引き下げは直接的には企業の手元キャッシュフローを高める。この増分の幾らが配当や賃金、あるいは設備投資に充てられるかが議論されてきた。労働者への利益還元を重んじる立場からは、賃金に充当される割合が高くなければならない。他方、経済成長を重視するならば、多くは新規の設備投資に充てられることが望ましい。経済産業省は企業のキャッシュフロー増加分（2004～06年）21兆円の内訳として、研究開発投資（約1.3兆円）設備投資（約8.7兆円）従業員給与等（2.1兆円）配当等（2.4兆円）を挙げている（図表5）。

もっとも、こうした議論は法人税軽減の「分配効果」に偏ってきた。法人税率の引き下げは手元のキャッシュフローを増やすだけではなく、将来の投資・企業立地からの収益を高めることになる。これは設備投資や企業の立地を「誘因付け」するだろう。投資や研究開発に充てる割合も（現在の法人税率を前提にした）現行水準より大きくなるはずだ。

図表6 法人税減税の分配効果

キャッシュフローの増加 +21兆円 (2004年～06年)	現金等として企業内で留保		+0.9兆円
	新規投資関係	設備投資	+8.7兆円
		研究開発	+1.3兆円
	労働者・株主へ還元	従業員給与等	+2.1兆円
		配当等	+2.4兆円
	法人税等		+2.9兆円
	債務返済・利払い		-3.5兆円
その他の支出(株式取得等)		+6.2兆円	

出所：経済産業省資料

そもそも法人税の経済効果は「古い資本」（既存の生産設備・事業）と「新しい資本」（新規の投資・事業）の間では異なる。前者は既に決定済みで変更は効かない（サンクした）選択であり、法人税の影響は分配効果に留まる。後者に及ぼすのが法人税の「誘因効果」であり、上で階層化されていた実効税率の効果も、新しい資本に関わるものである。

これに関連して、我が国では2009年度税制改正で外国子会社（持ち株比率25%以上）から受け取った配当の95%を益金不算入とする措置を講じた。（外国子会社の）国外所得を免除することで、課税地原則を「源泉地主義課税」に近づけた改革となっている。（ただし、海外支店からの利益には居住地主義が適用されるため、純粋な源泉主義課税とは一致しな

い。)結果、09年4月～12月の海外子会社からの配当が前年比で22%(4千億円)増えて2兆1011億円となったとされる(日本経済新聞社(2010年2月19日)。こうした利益の還流も既存の(古い)資本から生じたものに過ぎない。一方、還流する利益が、新たに「設備投資、研究開発、雇用等幅広く多様な分野で我が国経済の活力向上のために用いられる」(政府税制調査会)か否かは別途問われなければならない。また、源泉地主義課税(国外所得免除方式)は、新たな課税は生じない「古い資本」(既に海外に投下された資本)からの収益の国内への還流を促すかもしれないが、「新しい資本」(新規投資)を巡る国際租税競争の圧力を免れるものではない。

古い資本に関わる分配効果と新しい資本への誘因効果は税制改革の「短期的」効果と「長期」的效果の区別にあたる。実効税率が設備投資や企業の立地に及ぼす影響の云々は、新しい資本、つまり長期的効果に着目したものだ。政治的には分配効果が重視されるかもしれない。減税の目的が景気対策にあるならば、消費の喚起は労働者等への分配効果の大きさに拠る。一方、狙いが、税に起因する障害(歪み)を除くなどして我が国の潜在的成長を促進することにあるならば、重んじられるべきは長期的誘果となるはずだ。

6. 中小企業課税の再構築

6.1 中小企業は特別か？

約420万に上る「我が国の中小企業者は・全企業の99.7%を占め、雇用の7割以上を支えている」(経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」(平成20年8月))とされる。⁴⁴中小企業者のうち法人形態は約150万社、個人事業主は280万あまりで、税制上、前者の収益には法人税、配当・賃金については個人所得税、後者の事業所得には個人所得税がそれぞれ課されている。「我が国において地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている・・・中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つ」と位置づけられてきた。そのために「中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要」とされ、「課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討」することが求められている(政府税制調査会(2009年12月))。

軽減税率(現行22%)の引き下げは見送られたが、2010年度税制改正では「地域経済や雇用を支える中小企業の支援」として、中小企業投資促進税制の2年間延長、中小企業等基盤強化税制の拡充が図られている。加えて、「一人オーナー会社課税制度」(特殊支配同族会社の役員給与における業務主宰役員給与の損金不算入制度)は廃止された。ただし、このオーナー給与にかかる課税の在り方については、「二重控除」の問題を解消するよう給与

⁴⁴ 一口に中小企業といってもその属性は多様である。中小企業には新興企業・ベンチャー企業も含まれよう。経営規模は小さいが、特殊技能・技術を有し、高い競争力を誇る中小企業もある。衰退産業に属し、政府からの支援がなければ事業を続けられない「社会的弱者」としての中小企業も少なくはない。

所得控除を含めた所得税の在り方について抜本低に見直し中で 2011 年度税制改正において対策を講じるものとされる。

しかし、経済合理性（公平・効率）の観点から、中小企業を税制上優遇する根拠は乏しいように思われる。税制が中小企業の経営基盤の弱さを補てんするものならば、事実上の救済措置であり、かえって市場メカニズムの健全な機能を損ないかねない。淘汰されるべき非効率な企業・産業が温存され続けることになるからだ。新規参入・新興産業の勃興など経済の「新陳代謝」も進まない。低所得者対策と同一視することも誤りだ。中小企業の経営者や従業員がみな、低所得に甘んじているわけではない。例えば、「一人オーナー会社」（税法上の適用会社）のオーナー給与は平均 2 千万円に上る。真に所得水準が低い経営者・従業員に対しては、中小企業としてではなく低所得層として個人所得税や社会保障で配慮すればよい。

中小企業は資本調達に関わる市場の失敗に直面しているかもしれない。特に新興企業の事業リスクについて、投資家・金融機関が情報を有していない（「非対称情報」がある）ならば、彼等の要求するリスク・プレミアムは起業家にとって高過ぎることがあり得る。あるいは、「信用割当」（貸し渋り）から必要な資金が確保できない可能性もある。もっとも、こうした「市場の失敗」は税制の補填ありきではなく、資本市場の失敗を直接的に是正する措置を講じることが筋だろう。そもそも現行の法人税制は新興企業にとって不利に働いてきた（OECD(2007)）。同企業は資金調達として株式に拠ることが多いが、現行法人税の実効税率は株式調達に対して高くなっている。このとき、既存の税制を与件として、軽減課税のような措置を別途講じる（よって制度全体を複雑にする）よりも、マリーヌ・レビューの提言にあるような法人税本体のキャッシュフロー課税（その税等価）への転換が問題（高い実効税率）への根本的な対処になるはずだ。新興企業の競争力が税制で損なわれることもない。

雇用の確保や地域経済の活性化を重視するならば、中小企業（法人・個人）という特定の「事業体」を優遇する代わりに、雇用や設備投資・立地という「経済活動」の障害にならない税制を構築することが筋だろう。中小企業に限った優遇措置は事業規模の拡大、資本金の増強の誘因を歪めかねない。優遇措置から外れることが中小企業にとってはコストと認識されてしまうからだ。

6.2 代替的支援策

同じ中小企業支援であれば、法人税制以外の政策手段を講じることできるだろう。経済学的には、所定の政策目的（ここでは中小企業支援）に対して、最も有効・効果的な政策手段が用いられることが望ましい。（換言すれば、政策目的は現行の政策手段を正当化しない。他により望ましい手段があり得るからだ。）

「エンジェル税制」は「投資リスクの高い、創業期のベンチャー企業に対する個人投資

家による資金供給を支援する観点」から、ベンチャー企業（特定新規中小会社）に対する投資額について、1000万円を限度に総所得からの「寄付金控除」の適用を認め、上場前の損失（事業の失敗）に伴う損失は3年間、他の株式譲渡益から繰越控除できる制度である。ベンチャー企業への投資促進に繋がることが期待される。また、中小企業の事業の継続に向けては、相続税を軽減する「事業継承税制」がある。雇用の8割以上を維持して事業を最低5年間継続することなどを要件に、非上場株式等の事業用資産を相続した場合に、課税価格を80%以上軽減する措置である。⁴⁵

現在、政府は所得格差を「行き過ぎた市場原理」や規制緩和に起因するとし、労働市場を規制する方向に舵を取っている。金融危機以来、「雇用情勢が急激に悪化して、いわゆる「派遣切り」が多く発生する」事態を受け、新たな労働派遣法の改正法案では、登録型派遣、製造業務派遣、日雇派遣の原則禁止を掲げるのもその一例だ。しかし、中小企業は従来、非正規雇用に多く依存してきた面もある。中小企業への支援というならば、「柔軟な労働市場」の確保が必要だろう。中小企業の法人税を軽減させる一方、規制でもって労働コストを高めるのは、中小企業に対する政策体系としては一貫性に欠く。

6.3 中小企業税制改革

税制上、中小企業に特別に配慮する必要があるとすれば、課税所得の算出に要する帳簿の管理等、納税コスト、オーナー経営者等が受け取る所得形態への裁量（所得変換の誘因）が上げられよう。このうち、所得変換については、一般に累進課税の賃金所得から税率が一律な資本（配当）所得への転換が想定されることが多い。しかし、我が国の場合、給与所得控除が手厚いこともあって、事業所得を賃金（給与）所得として実現した方が、課税上有利になり得る。これが前述の「二重控除」（経費としての控除と給与所得控除による課税所得の圧縮）の問題である。もっとも、この問題は中小企業課税に留まらず、「給与所得控除を含めた所得税の在り方に」に関わる。

中小企業の（労働者一人当たり）生産性が、大企業と比較して相当程度低いという構造的な課題を踏まえれば、その生産性を引上げるという観点から、税制上の配慮があっても良いという向きもあろう。これは現行の税制の「歪み」ではなく、中小企業を取り巻く市場に何らかの不備（「市場の失敗」）があることを念頭においた政策税制への要請といえる。さもなければ、中小企業は自力で生産性の向上を図れるはずだからだ。具体的には、中小企業投資促進税制等の政策減税が、その一環と位置づけられよう。経済理論上、中小企業

⁴⁵ ただし、「事業承継税制については、雇用確保や経済活力の維持の観点から一層の配慮が必要との意見がある一方で、事業用資産を持たない者との課税の公平性や親族間の相続（世襲）による事業承継を支援することの必要性の観点から十分な吟味が必要であるといった指摘」もある（政府税制調査会（2008年11月））

が直面する「市場の失敗」としては、事業（投資）リスクに関わる「情報の非対称性」（投資家・金融機関が真のリスクを把握していない）による貸し渋り（信用割当）が挙げられよう。この場合、市場において、真に有望な企業は円滑な資金供給を得ることができなくなってしまう。もっとも、こうした企業に該当するのは、すべての中小企業というよりも、新規に参入してきた（投資家・金融機関との長期的信頼関係をまだ築いていない）企業や（リスク投資を行う）ベンチャー企業が該当しよう。

他方、納税コストは法人税制度の簡素性に関わる。これに関連して、米国は事業体課税として「パス・スルー課税」をS-法人、LLC（有限責任会社）等に適用している。事業体の損益を構成員（投資家）に直接的に割り当て、個人段階で課税する仕組みである。よって事業（法人）段階で課税は発生しない。しかし、損益の割り当てに投資家の裁量が働く効くため、租税回避を助長しかねない。この問題に対処すべく米国大統領諮問委員会(2005)は事業の法的形態（法人・個人）に拠らず、中小企業に愛するRベースのキャッシュフロー課税を提言している。キャッシュフロー税率は個人所得税の最高税率に合わせることで、所得転換の誘因を抑える。帳簿の管理を含めて事業者の納税コストは現行制度よりも大幅に軽減される。ただし、Rベースの場合、設備投資時に多額の還付金（あるいは（利付の）繰越金）が発生することになる。この税収減を避ける上で、キャッシュフロー課税をR+Fベースに拡張することも一案だろう。借入（プラスの課税ベース）が設備投資（マイナスの課税ベース）を相殺する役割を果たす。合わせて、返済時の利払い費の控除も継続される。

7. 個人所得税の再構築

7.1 二元所得税

戦後、わが国の所得税は全ての所得を合算して、累進的に課税する「包括的所得税」を原則としてきた。しかし、税制改革を重ねる中で、実質的に、現行の「分類型所得税」へ移行してきた経緯がある。賃金所得税には所得水準とともに「限界税率」が引き上げられる累進課税が適用される一方、利子、配当、キャピタルゲイン（株式譲渡益）など（資本所得に分類される）金融所得は一律税率20%（本則ベース）で分離課税されている。

北欧では、こうした分類課税を徹底した「二元的所得税」の制度を90年代以降、導入してきた。二元的所得税とは、「個人の所得を賃金・給与等の「勤労所得」と、利子・配当・キャピタルゲイン・不動産所得等の「金融・資本所得」（以下、資本所得）との2つに分けて、勤労所得にはこれまでどおりの累進税率を課すが、金融・資本所得は合算して分離し、比例税率を課すという税制」（森信（2010））として特徴づけられる。「勤労所得」のグループには年金や事業所得の一部（労働所得に相当）も入る。「資本所得」は配当・利子、キャピタルゲインといった金融所得に加え、地代、投資収益に当たる事業所得を含む。個人企業、

非公開企業の収益は資本所得と勤労所得に分かれる。資本所得分は、企業の資本価値に予想収益を適用して算出、残余が勤労所得とみなされる。

また、資本所得に対する比例税と勤労所得の最低税率は法人税率と同水準に設定される。法人段階と個人段階の配当に対する二重課税は完全インピュテーションにより排除する。他方、法人税が課せられた留保利益の分だけ株の簿価の引き上げる（ステップ・アップさせる）ことで、キャピタルゲイン課税との二重課税を回避することができる。これらの措置は、（個人段階で所得税が課される）利子所得、（さもないと個人、法人の二重課税となる）配当所得、（留保利益が売却時の株価に反映される）キャピタルゲインに対する課税の一律化を担保するものである。⁴⁶

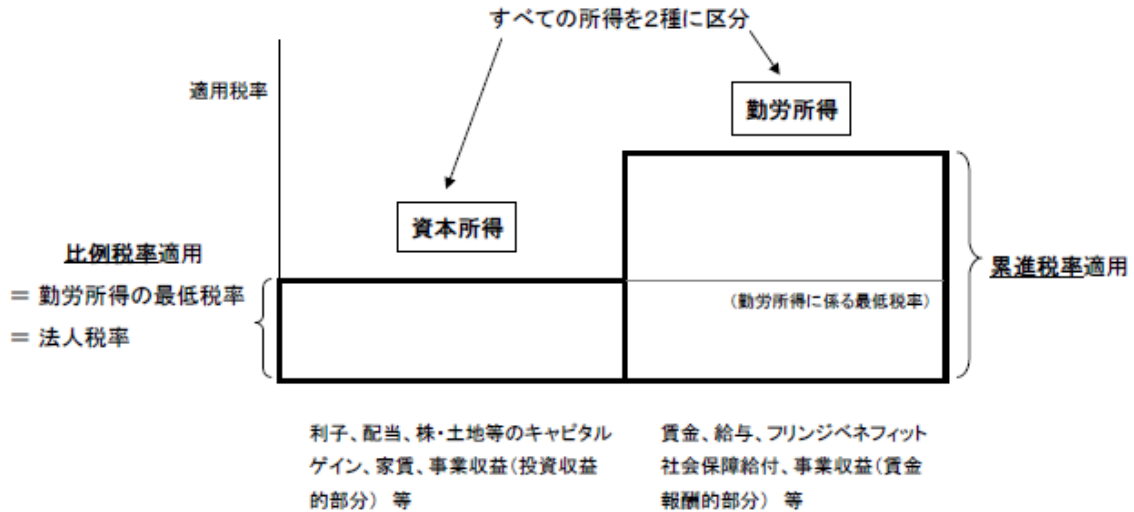
我が国では、この個人所得課税の二元化を金融所得課税の一体化として進めてきた。「その具体的内容としては、金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの2点」（政府税制調査会（2004年6月））とされる。「金融所得の間で損益通算の範囲を拡大し、損失の控除をより広く可能とすることにより、現行の取扱いよりも投資リスクを軽減することが期待されている。その結果、一般の個人投資家のリスク資産への投資促進に資する」ことに繋がる。

もっとも、金融所得課税の一体化はそのまま二元所得税へ進展を意味しない。新しい政府税制調査会（2009年12月）は「金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、・・・損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進め」としつつも、「本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想」と位置付けている。総合課税の原則から、金融所得課税の一体化を「中立性」の観点ではなく、「貯蓄から投資へ」の構造改革の中で、「より一層「投資」を行い得る環境を整備する政策的要請」（政府税制調査会（2004年6月））として政策税制の一環と位置付ける向きもある。

同じ所得であっても異なる課税を行う経済的合理性は、所得の種類によって税に対する反応（誘因効果）が異なるところにある。その誘因効果は税率に対する所得の弾力性（1%課税が強化されると、何%課税ベース＝所得が減じられるか）に織り込まれる。このとき、最適課税論流に言えば、弾力性が相対的に高い所得には相対的に低い税を課すことが効率に適うことになる。

⁴⁶ 法人税と同じ税率で利子所得税を企業から源泉徴収するならば、「二重課税」排除の措置と合わせて、納税者からみて二元的所得税はCBITに相当する。

図表7 二元的所得税



資本所得のような「足の速い所得」への課税強化は、その海外流出を助長しかねない。制度上、個人所得税は「居住地主義」(全世界所得)を制度上の課税地原則とするが、実態として、海外の資本所得を国内課税当局が捕捉することは容易ではない。その分、課税ベース(捕捉される資本所得)は税に対して弾力的となる。加えて、経済全体を見渡す「一般均衡」の視点に立てば、国内で供給される投資資金の減少は、国内の設備投資や技術開発を遅滞しかねない。結果、生産活動が縮小し、雇用が失われるならば、その税負担は(低所得層を含む)労働者の方に帰着してしまう。資本所得課税に当たっては、こうした経済コストが勘案されなければならない。

そもそも、資本所得は、勤労所得や親からの遺産など他の所得を投資(=貯蓄)に回すことで稼得される「派生所得」である。格差の根本的な原因が勤労所得や遺産の違いにあるならば、公平の観点からすると、これらへの課税を強化することが筋となろう。そうすれば、資本所得における格差も自ずと是正できる。

7.2 給付付き税額控除

「いわゆる格差問題への意識の高まり」を踏まえ、政府は「真に必要なセイフティー・ネットは社会保障によって担保されるべき」としつつも、「税制も・・・それ自体として再分配機能を適切に発揮していくべきである」と答申している。具体的には、「人的控除等の課税ベースのあり方の議論を併せて」、現行(国と地方を合わせて)50%の「最高税率について・・・所得再分配の観点から見直すべき」とする(政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(2007年11月))。もっとも、高所得者に増税すれば、格差が是

正されるわけではない。低所得層への所得移転がなければ税制の再分配機能は完結しないからだ。

「給付つき税額控除」は、課税最低所得以下の範囲で給付を行うことで、課税と移転の一元化を実現する。「税額控除」の性格上、(限界税率の高い層ほど減税額が大きい)所得控除よりも課税の累進性は高い。「給付付き」とすることで従来型のセイフティー・ネットでは対象にされてこなかった低所得の勤労世帯(ワーキング・プア)への所得移転ができるようになる。我が国でも「社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理」を行った上で、「課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組み」を通じて「若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応」が期待されている。「社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用」するという観点もある(政府税制調査会(2007年11月)。新しい政府税制調査会も「課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進め」とともに、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換」を図ることで「所得再分配機能を高めていく」としている(政府税制調査会(2009年12月))。

図表 8 給付付き税額控除(実例)

国	制度	機能
カナダ	GST税額控除(カナダ)	逆進性対策
英国	児童税額控除 勤労税額控除	就業・育児支援
米国	稼得所得税額控除 (EITC)	

ただし、給付つき税額控除には執行上の課題が少なくない。米国 EITC の過払いは 1999 年で 85 億ドルから 99 億ドルと推計される。これは EITC 請求総額の 27%から 31.7%を占める。一方、支給資格があるにも関わらず、請求しない「過少払い」も 2.3~2.4%と推計される。わが国でも「給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか」(政府税調(2007年11月))を問題視する向きもある。もっとも、クロヨンとして知られるように業種による所得捕捉の違いは現行の所得税の課題である。給付付き税額控除の実効性は乏しいと考えるよりは、所得捕捉を強化するのが筋だろう。さもなければ、納税者からの所得税制度に対する信認自体を得ることができない。現行制度の

(潜在的)欠陥をあたかも改革によって生じるかのように論じるのは詭弁に過ぎない。

そもそも、EITC の不正受給の最大要因は、所得の補足よりも、資格要件の確認にある。実際、金額ベースでいえば、子どもの居住・養育の有無、年齢等の適格性を満たしていないケースが最も多い(Holtzblatt, =Muucubbin(2004))。この背景には、住民登録のない米国では世帯人員・構成が実質的に非対称情報であること、にも関わらず資格要件に子女との(最低一定期間の)同居条件等が課されていることがある。

一方、カナダの GST 税額控除の場合、過誤支給・不正受給はさほど問題となっていない給付を行ったもののうち 98%は適正な給付であったと報告されている((政府税制調査会「海外調査報告(アメリカ、カナダ)」(2009年8月))。その理由としては、GST 税額控除が、低所得者について受給額が所得の多寡によらず原則、定額となる簡素な制度設計となっていることが挙げられる。我が国の給付付き税額控除の設計にも参考となるだろう。

7.3 法人税と所得課税

法人税改革が従来、同税の中で(税収中立を含めて)自己完結的であったのと同様、金融所得課税の一体化も「貯蓄から投資」に向けた「政策的要請」として個別に議論されてきた。給付付き税額控除についても、他の税制との関連で位置付けられていない。しかし、本来、これらは、「税収中立」の財政的制約を満たしつつ、税制の中立性(及び結果としての国際競争力の向上・経済成長の促進)を高め、かつ、税制としての所得再分配機能を発揮させる上で、「一体的」に捕えられるべき改革であろう。

以下では、マーリース・レビューに従い、法人税を源泉地主義ベースの ACE とする改革を考える。ACE は負債の利払い費に加えて株式調達の機会コストを課税ベースから控除する。この結果、法人段階では企業の「超過利潤」のみが課税対象となる。個人段階では金融所得課税が一体化、税率が(本則 20%で)均一化され、金融所得の枠内で損益通算が認められる。配当所得あるいは(実現した)キャピタルゲインとして、超過利潤、及び「正常利潤」が個人段階で課税される。配当課税であれ、キャピタルゲイン課税であれ、正常利潤に対する二重課税は回避され、最終税率は利子所得課税と同一となる。一方、超過利潤については企業・個人の両段階で二重に税が課されることになる。その合計が 勤労所得税の最高税率(現行 50%)と整合的になれば、ASE 同様、オーナー経営者・同族会社経営者等の「所得転換」の誘因は排除できるだろう。⁴⁷ また、超過利潤への高率の課税は再分配の要請にも適う(税制の公平性を確保する)上、投資家の観点からすれば、(完全な損益

⁴⁷ 厳密に言えば、

$$\text{所得税の最高税率} = 1 - (1 - \text{法人税率})(1 - \text{金融所得税率})$$

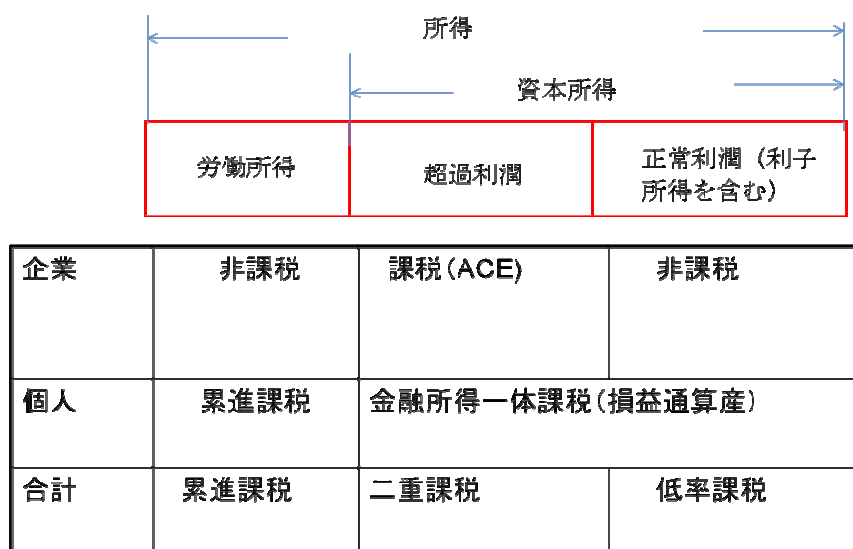
の関係で与えられる。なお、ASE の場合、正常利潤が法人段階で課される関係上、法人税率と(利子所得に課税する)資本所得税率が等しくなければならなかった。ACE であれば、法人段階では超過利潤課税に限定されるため、両者を一致させる必然性はない。

通算が認められるとして) 保険の機能を果たす。リスクを含む超過利潤部分で損失が出たとき、それを他の金融所得と通算して税負担を軽減できるからだ。ここで、政府は投資家と暗黙裡にリスクをシェアしていることになる。(政府は「サイレント・パートナー」にあたる。)

累進課税が適用される勤労所得課税と給付付き税額控除の組み合わせは、課税と給付を一体として、税制の再分配機能を強化する。給付付き税額控除は世帯単位の勤労所得(年金世帯の場合は年金収入)をベースにする。ただし、世帯主が既に就労しているとき、扶養者等が労働参加するときの実効税率が高くなりかねない。二次的所得稼得者の就労を損なわないよう彼等の勤労所得の一定額までは税額控除に反映させない(世帯所得から控除する)ことが望ましい。これはマーリース・レビューの提言(Brewer et al (2008))に従う。

また、金融所得は給付付き税額控除に織り込まない。金融所得の一体・分離課税と一体化(更に進めれば「二元的所得税」型課税体系)と整合的にする。

図表9 個人所得税と法人税



二元的所得税は仮に個人段階の資本所得税率をゼロとすれば、法人段階での「キャッシュフロー型課税」(上ではACE)と合わせて、「前納勘定方式」の支出税(消費課税)と「税等価」になる。その意味で、二元的所得税を消費課税と所得課税の「中間点」、あるいは現実的な妥協と位置付けることもできるだろう(森信(2010))。更に、勤労所得税をキャッシュフロー課税と同じ水準で一律化すれば、「フラット・タックス」になる。あるいは、勤労所得課税の累進構造は維持したのが、「X タックス」となる。ただし、資本所得税率を廃止すると、そのままでは超過利潤への課税が勤労所得よりも低率になる。「所得変換」を排除するには、(CBIT同様)キャッシュフロー課税の税率を累進的勤労所得税の最高税率に合

わせておく必要があるだろう。フラット・タックスを含め、「給付付き税額控除」として給付を組み込めば、一定程度の所得税の再分配機能は保たれる。

8 . 政策提言

8.1 「パッケージ」としての改革

新しい政府税制調査会は、政策減税等「租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、・・・課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していく」(政府税制調査会「平成 22 年度税制改正大綱」(2009 年 12 月))方針を打ち出している。これを狭義(法人税の枠内での)「税収中立」を制約とするならば、前述の通り、見直し法人税率には自ずと限界がある。行き過ぎた減価償却率の引き下げや(節税対策の枠を超えた)支払い利子控除に対する制限は、実効税率を高めて、(特に借入に多く依存する中小企業の)設備投資や企業立地を損ないかねない。政府内では 2011 年度に法人税の税率を 5%引き下げるべきとの主張が出ている(「産業ビジョン」(経済産業省))。もっとも、租税競争への対処よりも国際的租税協調を重視する向きもあり、先行きは定かではない。

本稿は税制改革を金融・資本所得税(法人税、金融所得課税、個人所得税)及び消費税を含む改革の「パッケージ」として捕える。こうした包括的なパッケージによるアプローチは付加価値税・個人所得税(最高税率)の引き上げと法人税の減税を(増税先行型で)一体としたドイツの 2007 年改革が参考に、なる。「税収中立」も税制全体を通じて満たすようにすれば良い。経済学でいえば、「全体最適」の視点となる。税制改革の理念をミード報告やマーリース・レビューに倣って所得課税から消費課税への転換と位置付けるならば、消費税比率の引き上げや 法人税のキャッシュフロー課税(その税等価)化が要請される。

8.2 改革のステップ

以下では法人税改革と、これを補完する個人所得税改革の在り方について述べたい。税制改革は次の 3 段階からなる。

短期的(改革の第 1 段階)には、日本のマザー工場や研究開発拠点(「古い資本」)の海外流出を食い止めると同時に、過度な利益移転(海外への資金流出)の抑制を重視する。そのために諸外国に比して高い、の法定税率を引き下げる。合わせて、法人税の租税特別措置の縮減や減価償却制度の見直しによる課税ベースの拡大及び金融所得課税の本則税率化を図るものとする。対象は国の法人税制度に限り、法人税率の引き下げ幅は最大で 5%程

度を目指す⁴⁸。この段階で、地方税を合わせた法人税の法定税率は 35.5%まで低下する。

中長期的（改革の第 2 段階）には、新しい資本（新規の投資・立地）を視野にいれば、実効税率（平均・限界）の減税に努める。国と地方を合わせた法人税率を「国際水準並み」の 30%に抑えるため、一層の法定税率の引き下げを図る。この際、地方法人課税（法人事業税、法人住民税）の見直しを図る。一案は法人二税を（法人住民税の均等割を除いて）国税に吸収することだ。地方税収の減収分は、消費税のうち現在、地方交付税の原資に充てている分（消費税の 29.5%）を地方に税源移譲するなどの措置を講じるものとする。こうした国税化でもって、法人税の実効税率の軽減の判断を中央レベルに一元化できる。

一旦、法定税率が 30%まで下がると、更なる実効税率の引き下げ（第 3 段階）には課税ベースの見直しが必要となる。マーリース・レビューは法人税改革として、源泉地主義 ACE、及び 仕向け地主義（VAT）型キャッシュフロー課税を上げる。我が国では、前者が抛り現実にそくした改革となりうる。「国外所得免除方式」（100%海外子会社からの配当非課税）への移行など、既に我が国の法人税の課税地原則は「源泉地主義」に近い。また、VAT タイプの法人課税であれば、消費税率の引き上げでもって同じ経済効果が達成可能だ。

⁴⁹ 他方、ACE であれば、R+F ベースのキャッシュフロー課税と税等価が実現する。限界実効税率はゼロであり、設備投資への阻害要因が除かれる。法定税率の減税分と合わせれば、平均実効税率も現行水準よりも低くなることが見込まれる。本提言は ACE の限定するものではないが、課税ベースの「消費課税化」（キャッシュフロー課税化）は中長期的に有望な選択肢だ。

図表 10：改革のステップ

既存の租税特別措置の縮減等による国の法人税率 5%の引き下げ（金融・資本所得課税改革）
地方法人課税の見直しを含む法定税率の更なる引き下げとタックス・ミックスの見直し
課税ベースの消費課税（キャッシュフロー）化による実効税率（平均・限界）の軽減

繰り返すが、税制改革はパッケージとして実施されなければならない。法人税改革による減収や再分配機能の低下は、個人所得税の改革で補完される。本稿は個人所得税の「二元化」を視野にいれつつ、金融所得（配当・利子、キャピタルゲイン）の正常利潤相当に

⁴⁸ 2008 年のドイツの法人税の抜本改革（実効税率：39%→30%）では、課税ベースを拡大しながら行われたが法人税ではネット減税となっている。

⁴⁹ ただし、消費税の増税が「政治的」に困難なとき、企業課税の名目で税等価な VAT 型キャッシュフロー課税を用いることは、政策的な判断になり得る。

対する課税を個人段階での一律税率でもって最終的に一元化することを目指す。現在、配当・キャピタルゲインに対しては（2011年までの措置として）10%の軽減税率が適用されている。これを本則の20%に戻せば、課税力も高まるだろう。「損益通算」を徹底すれば、投資家のリスク投資への誘因が大きく損なわれることもないはずだ。（損益通算は、税制の保険機能に当たる。）一方、超過利潤は、法人段階と個人段階で二重に課税される。加えて、税制の再分配機能は、勤労所得への累進課税と給付付き税額控除の組み合わせで強化される。

8.3 政策税制との棲み分け

法定税率の引き下げと課税ベースの見直し（ACE化）は、法人税制の「一般税制度」にあたる。対して、「政策税制」は、一般税制度が対応できない要請、例えば、研究開発に関わる「市場の失敗」の是正、あるいは中小・零細企業への分配上の配慮に依るものとして位置づけられるだろう。こうした一般税と政策税制の境は、一般的な「租税原則」の如何による。例えば、包括的所得課税（総合課税）が原則であれば、利子所得等の分離課税は政策税制とみなせよう。しかし、二元的所得税（分類所得税）を原則とするならば、金融所得の分離課税・損益通算は、一般税制度の一貫となる。換言すれば、課税原則が明らかでなければ、措置が特別か否かの峻別は付きにくい。

ここで政策税制に対する経済学的評価と法学的解釈の相違に言及しておきたい。後者に従えば、政策税制の多くは「租税特別措置」に分類されるが、そこで重視されるのは（「市場の失敗」の是正といった）経済効果ではなく、「時限措置」としての位置付けである。同じ政策税制であっても恒久的な措置とするならば、法律上は、一般法（法人税法）の枠内に規定することができるだろう。他方、「租税特別措置」に分類されるのは、原則、適用が一定期間に限定されなければならない。この租税特別措置について「適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする」（租特透明化法第1条）とされている。いずれにせよ、法律上の整理と経済効果としての整理は峻別するべきだろう。

繰り返すが、（経済効果に着目すれば）政策税制が前提とするのは「市場の失敗」であり、これを矯正するための市場経済への関与である。一方、一般税制度の（経済的）中立性の原則は、課税が経済活動に及ぼす歪みの是正を重視する。国際競争力の向上、経済成長の促進は、税制の弊害を除いた（市場の健全な機能による）結果に過ぎない。いずれにせよ、政策税制の導入・存続に関しては、その必要性（市場の失敗の必要性）の挙証、「合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められ」（租税特別措置の見直しに関する基本方針）なければならない。加えて、「政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本」することが求められる。他方、一般税制度は税率、課税ベースを含めて制度的に安定的でなければならない。実際、ACEの中立性も時間を通じた法人税率の安

定性が条件となっていた。

図表 11：一般税制度と租税特別措置の棲み分け

		原則	留意点
一般税制度		中立性	普遍性・一般性
政策税制	恒久措置	市場の失敗の矯正等	一般法の枠内にも既定可能
	時限措置		「租税特別措置」

〔参考文献〕

森信茂樹（2010）「二元的所得税再考 公平と効率の両立に向けて」

Auerbach, A.J, M. Devereux(2008) “ Taxing corporate income ”, Mirrlees Review, Institute for Fiscal Studies.

Brewer, M. E. Saez and A. Shephard(2008) ” Means –testing and Tax Rates on Earnings, ” Mirrlees Review, Institute for Fiscal Studies.

Devereux M. and R. Griffith(2003), “ Evaluating Tax Policy for Location Decisions, ” International Tax and Public Finance 10, 107-126

Holtzblatt, J. And J. Muucubbin(2004) ” Issues Affecting Low Income Filters, ” in Aaron H.J. and J. Slemrod ed ” The Crisis in Tax Administration ” Brrokings.

OECD(2007) Fundamental Reform of Corporate Income Tax, OECD Tax Policy Studies, OECD.

（佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授 著）

第2章 経済のグローバル化と国際課税

1. 問題の所在

本章においては、経済のグローバル化と規制緩和によって、国際的資本移動が容易かつ大規模になってきている今日、我が国として、いかなる所得課税制度をとるべきかという問題について、マーリーズ・レビューおよびアメリカの税制改革論議を参考にしながら、検討する。

ここで検討の対象とする、あるべき所得課税制度とは、資本の運用益（利子・配当等）および値上り益（キャピタル・ゲイン）について、他人から出資してもらった資本を運用する側（投資先である事業体）と、投資元となる個人（投資家）との、いずれにおいて、どのような租税により課税すべきか、具体的には、法人税や所得税といった、収入をベースにして課税標準金額を計算するいわゆる所得課税か、あるいは支出をベースにして課税標準金額を計算する消費課税かということを用いる。

所得課税改革案については、1990年代から、アメリカにおいて多くの様々な提案がなされてきた。それらの提案者の中には、マーリーズ・レビューの研究担当者となっているものが複数あることからして、アメリカにおける税制改革案とマーリーズ・レビューとの関係は相当に密接なものといえることができる。もちろん、アメリカにおける税制改革案はアメリカ固有の税・財政問題の解決を背景として考究されていたり、あるいは、全世界所得課税方式を採用する所得課税制度の下での改革案であるという点で個性を有しており、共同体市場の中立性を重視するEU構成国である英国において企図されたマーリーズ・レビューとは異なる条件にある。とはいえ、英国は、国外所得免除方式を採用している国が多いEU諸国の中で、例外的に、全世界所得課税方式を採用していることから、そのような英国において、国際的資本移動に対して中立的な所得課税制度として考案されたマーリーズ・レビューにおける提案は、非常に意義深いものと思われる。

そこで、以下においては、まず、国際的資本移動に与える税制の影響に関する近年のアメリカにおける研究成果、特にマーリーズ・レビューにおける〈International Capital Taxation〉の章の担当者であるJames Hinesの研究成果や、所得課税制度に関する税制改革案を検討する。次に、これらと対比したうえで、マーリーズ・レビューにおける〈International Capital Taxation〉に関する税制改革案を評価し、そして、英米と同様に、全世界所得課税方式を採用している我が国の所得課税制度の今後の改革のあり方を考えてみたいと思う。

2. 国際的資本移動に関連するアメリカにおける税制改革案

資本に関する所得税制、より具体的にいえば、金融資産の運用益（利子・配当等）と値上り益（キャピタル・ゲイン）に対する課税制度は、国際投資にどのような影響を与えるであろうか⁵⁰。

国際投資について、投資家の所在する国と投資先の国とで二重に所得課税が行われると、国際的資本移動や国際的経済活動が阻害されることから、現在では、二重課税を排除するための課税ルールがとられるのが一般的である。この二重課税排除のためのルールは、大別すれば、次の二つのパッケージで行われるのが普通であるが、それぞれは異なる理念に立っている⁵¹。

第1に、全世界所得課税主義・外国税額控除制度・資本輸出中立性の原則というパッケージがある。このパッケージの考え方は、国家の課税権を属人的にとらえて、ある人や法人が帰属するとみられる国がそのものの全所得につき課税権を有するというもので、これを全世界所得課税主義(world wide system)という。この原則のもとでは、外国税額を本国の税額から控除することにより、所得に対する二重課税を排除する（外国税額控除方式（foreign tax credit method））。このパッケージを支える理念は、投資や経済活動が本国において行われても、外国に対して行われても、租税負担は同じになるべきであるという考え方で、これを資本輸出中立性の原則(capital export neutrality)という。

これに対して、第2に、領土内所得課税主義・国外所得免除制度・資本輸入中立性の原則というパッケージがある。このパッケージの考え方は、国家の課税権を属地的にとらえて、国家は、自国領土内にいる人や法人の所得に対してのみ課税権を有するというもので、これを領土内所得課税主義（territorial system）という。この原則のもとでは、国外に源泉のある所得を課税対象から除外するという方法で二重課税を排除する（国外所得免除方式(exemption method)）。このパッケージの考え方は、投資や経済活動が行われた外国内において、同じ所得には同じ租税負担になるべきであるという考え方で、これを資本輸入中立性の原則(capital import neutrality)という。

実際の課税制度においては、外国税額控除に限度額を設けたり、国外所得免除方式をとりながら、所得の種類によっては国内所得と合算する制度を設けたりする国が多いのではあるが、理念型としては、上述の2つにパッケージに分類することができる。

英米および日本は、第1の全世界所得課税主義に基づくパッケージを採用しているが、これに対して、EU諸国やOECD諸国の大半は、第2の領土内所得課税主義に基づくパッケージを採用している。

そこで、これらの二重課税排除のためのパッケージは、資本の国際的移動について、ど

⁵⁰ 筆者は、かつて、この問題について、法と経済学の立場から分析を試みたことがある。岩崎政明「企業行動と租税」碓井光明＝来生新編『岩波講座・現代の法 8巻:政府と企業』（岩波書店、1997年）211頁以下。

⁵¹ 岩崎・前掲注(1)222頁。

のような影響を与えるかが問題となる。この点に関するアメリカの実証研究としては、次のようなものがある⁵²。

まず、投資家の所在する投資元の国が領土内所得課税主義（国外所得免除方式）を採用している場合、投資先の国の所得課税制度（たとえば、税率の高さや租税優遇措置の有無）だけが投資をするか否かの判断要素となるが、投資元の国が全世界所得課税主義（外国税額控除方式）を採用している場合には、投資家としては投資先の国よりも投資元の国の所得課税制度（たとえば、税率差や外国税額控除の限度額など）が投資の判断要素となる。それゆえ、直感的には、投資先の国の税率は、外国税額控除方式の国に所在する投資家よりも、国外所得免除方式の国に所在する投資家により多くの影響を与えるのではないかと仮定されるところ、Slemrod(1990)の実証研究によれば、この影響力はほとんどないことが示されている⁵³。

次に、全世界所得課税主義を採用する国のほとんどにおいては、国外所得については、本国に送金されるまでは課税が猶予され、送金された段階で、本国における所得と合算された全世界所得に対して本国の税率により計算される税額から、外国における納付税額の全部または一部につき外国税額控除の適用を受けることになっている。それゆえ、本国における税率が高いと国外所得の送金は阻害されるのではないかと仮定される。この仮定が正しいか否かについては、多くの実証研究が行われている(Hines and Hubbard(1990)、Alshuler and Newlon(1993)、Alshuler, Newlon and Randolph(1995)、Desai, Foley and Hines(2001)など)⁽⁵⁴⁾。このうち、マリーズ・レポートの研究メンバーとしても参画した

⁵² 税制の国際的資本移動に対する影響に関する実証研究に関するより詳しい紹介としては、布袋正樹「税制の直接投資・利益送金に及ぼす効果 - 研究展望 - 」田近栄治 = 渡辺智之編著『アジア投資からみた日本企業の課税』（中央経済社、2007年）89頁以下を参照。なお、同書は、田近栄治教授が研究代表となった科学研究費「アジアの税財政改革 - 少子高齢化とグローバル化への対応」の研究成果物である。この研究会には筆者も研究分担者として参加させていただいたが、本稿において紹介するアメリカの実証研究は布袋氏の報告の際にご教示を得たものである。

⁵³ Slemrod, J., "Tax Effects on Foreign Direct Investment in the US: Evidence from a Cross-Country Comparison", In A. Razin and J. Slemrod eds, *Taxation in the Global Economy*, University of Chicago Press, pp.79-117.および布袋・前掲注(3)96 - 97頁。

⁵⁴ Hines, J.R.Jr. and R.G.Hubbard, "Coming Home to America: Dividend Repatriation by U.S.Multinationals", In A. Razin and J.Slemrod eds, *Taxation in the Global Economy*, University of Chicago Press, 1990, pp.161-200.; Altshuler, R. and T.S. Newlon, "The Effect of U.S. Tax Policy on the Income Repatriation Patterns of U.S. Multinational Corporations", In A. Giovannini, G. Hubbard and J.Slemrod eds, *Studies in International Taxation*, University of Chicago Press, 1993, pp.77-115.; Altshuler, R. and T.S. Newlon and W.C.Randolph, "Do Repatriation Taxes Matter? Evidence from the Tax Returns of U.S. Multinationals", In M. Feldstein, J.R. Hines Jr. and G.Hubbard eds, *The Effect of Taxation on Mutinational Corporations*, University of Chicago Press, 1995, pp.253-272.; Desai, M.A., C.F.Foley and J.R. Hines Jr., "Repatriation Tax and Dividend Distortions", 54 *National*

J.R.Hines Jr.による過去の共同研究 Hines and Hubbard(1990)によれば、本国送金時に配当1ドル当たり課される租税の額(これを、「タックス・プライス」という)が増加すると、配当の本国送金が減少するという結果が示されている。また、1984年のアメリカ多国籍企業の子会社に関する税務データによれば、タックス・プライスが低い国に所在する子会社ほど、配当・資産比率が高くなり、タックス・プライス1%ポイントの低下に対して、配当・資産比率は約4%ポイント増加することも示されている。このことは、本国の法人税率を下げれば、本国送金が増えるが、本国と子会社所在国の税率差が大きければ大きいほど、本国への送金が減る傾向にあることを示している⁵⁵。

さらに、本国における税率が高く、かつ外国税額控除に限度額がある場合には、配当として本国に送金するのではなく、利子やロイヤリティの支払いといった手段により国外所得を移転されるのではないかと仮定される。Grubert(1998)によれば⁵⁶、配当のタックス・プライスの上昇は、支払配当を減少させる反面、支払利子を増加させることを示しており、上述の仮定が正であることを示している。

以上のような、1990年代から2000年初頭にかけてのアメリカにおける国際的資本移動に関連する実証研究とともに、様々な税制改革案が示されたが⁵⁷、それらは、George W. Bush 第43代大統領の任期中に示された2005年大統領諮問委員会の示した税制改革案へとつながっていく。

G.W.Bush 大統領は、2005年1月7日、大統領諮問委員会に対して、簡素・公正および成長志向の税制改革の勧告を求めた。これに対して、大統領諮問委員会が2005年11月1日に財務省に最終報告書を提出したが、そこには2つのプランが示されていた。第1が、「簡素な所得課税案(Simplified Income Tax Plan:SITP)」であり、第2が「成長・投資税制案

Tax Journal 829-851(2001).

⁵⁵ Hines, J.R.Jr. and R.G.Hubbard, "Coming Home to America: Dividend Repatriation by U.S.Multinationals", In A. Razin and J.Slemrod eds, Taxation in the Global Economy, University of Chicago Press, 1990, pp.161-200.; Altshuler, R. and T.S. Newlon, "The Effect of U.S. Tax Policy on the Income Repatriation Patterns of U.S. Multinational Corporations", In A. Giovannini, G. Hubbard and J.Slemrod eds, Studies in International Taxation, University of Chicago Press, 1993, pp.77-115.; Altshuler, R. and T.S. Newlon and W.C.Randolph, "Do Repatriation Taxes Matter? Evidence from the Tax Returns of U.S. Multinationals, In M. Feldstein, J.R. Hines Jr. and G.Hubbard eds, The Effect of Taxation on Mutinational Corporations, University of Chicago Press, 1995, pp.253-272.; Desai, M.A., C.F.Foley and J.R. Hines Jr., "Repatriation Tax and Dividend Distortions", 54 National Tax Journal 829-851(2001).

⁵⁶ Grubert, H., "Tax and the Division of Foreign Operating Income among Royalties, Interest, Dividends and Retained Earnings", 68 Journal of Public Economics 269-290(1998).

⁵⁷ 具体的な改革案については、Warren A.C., The Business Enterprise Income Tax: A First Appraisal, 118 Tax Notes 921(2008)、およびこの内容を分析・紹介した、岡村忠生「これからの法人課税と税法学の課題」税研146号(2009年)15頁以下を参照。

(Growth and Investment Tax Plan:GITP)」である⁵⁸。

国際的資本移動に関連する部分のSITPの提案は、所得を課税ベースとする原則は従来どおりとするが、所得の種類を事業所得ないしアクティブ・インカム (business income or active income)と可動所得ないしパッシブ・インカム (mobile income or passive income)とに区分したうえ、事業所得については、国外所得免除方式により、外国子会社および支店の本業による事業所得につきアメリカ国内では非課税とするが、外国子会社および支店の可動所得(サブ・パートF条項の適用対象となる利子、配当、地代、パッシブ資産(有価証券等のいわゆる金融資産)からのロイヤルティなどをいう)については、全世界所得課税主義に基づき、外国税額控除を適用するというものである。また、移転価格税制の厳正な適用を行うとともに、海外源泉所得からの国内配当については、総合課税を行うとしていることも特色である。

これに対して、国際的資本移動に関連する部分のGITPの提案は、税制改革の最終目標として、Hall and Rubushka(1985)が提案したFlat Tax⁵⁹ないしBradford(1986)が提案したX Tax⁶⁰の導入におきながらも⁶¹、当面の改革としては、個人課税段階では、利子、配当、パッシブ資産からのキャピタルゲインなどの金融資本所得に対しては低率の比例税率を適用し、事業体段階では、キャッシュ・フロー法人税を導入するというものである。

3. 国際的資本移動に関するアメリカ税制改革案とマーリーズ・レビューとの相関

本研究において検討の対象としたマーリーズ・レビューは、2008年3月にIFSのWEB-Pageに公表されたものであるため、アメリカ・オバマ大統領の租税政策との関連は不明である。しかし、G.W.Bush 大統領の時代に示された簡素・公正および成長志向の税制改革案、すなわち「簡素な所得課税案(Simplified Income Tax Plan:SITP)」および「成長・投資税制案(Growth and Investment Tax Plan:GITP)」と、マーリーズ・レビューにおける国際的資本移動に関する税制改革案(Rachel Griffith, James Hines and Peter Birch Sorensen 研究担当)とは、極めて類似した内容となっている。

第2部第3章において分析したように、マーリーズ・レビューでは、国際的資本移動に関する税制改革案として、事業体段階ではACE(Allowance for Corporate Equity)方式を導入し、かつ個人段階では二元的所得税制度を導入するという内容である。そして、共通す

⁵⁸ SITP および GITP の内容については、既に多くの論者によって紹介、研究がなされているが、本稿では、次の文献を参照した。田近栄治「経済の国際化と企業課税改革」田近栄治 = 渡辺智之の編著『アジア投資からみた日本企業の課税』(中央経済社、2007年)256頁以下、特に260頁以下および関口智「現代アメリカ租税論の展開 - グローバル経済下の企業課税論」『税制の新しい潮流と法人税』(法律文化社、2009年)3頁以下、特に28頁以下。

⁵⁹ Hall R.E. and A.Rabushka, The Flat Tax, 2 ed., 1995, Hoover Institution Press.

⁶⁰ Bradford, D.F., Untangling the Income Tax, 1986, Harvard University Press.

⁶¹ Flat Tax および X Tax の紹介として、岡村・前掲注(9)19-20頁。

るのは、いわゆる金融所得のうち、正常利益については非課税とする提案であった。

ACE 制度は、配当を法人の自己資本調達費用として考え、支払利子と同様に、所得から控除することを認めるもので、もともと 1991 年に英国 IFS の研究報告(代表は、Malcom Gammie)により提案されたものである⁶²。これによれば、自己資本に係る控除金額は、株主からの拠出資本、留保利益および過年度自己資本控除額の合計額から、支払税額、支払配当および他の法人への投資額を控除した金額に対して、政府が通常の商事利子率に基づき決定した比率を乗じて算出される。その結果、自己資本と他人資本とに関する課税取扱が同じになり、いずれの資本調達に基づく利益であれ、その正常利益に対しては法人税は課されないことになる。これは、事業体段階では消費課税が行われることになることを意味している⁶³。

しかしながら、そのための法制度は、支払配当損金算入方式を導入することになり、これは法人税と所得税との二重課税排除の方法として認識されてきたものであることから、法人所得課税制度を大幅に変更しなくともよい。すなわち、ACE 方式によれば、所得課税制度の外観を取りながらも、実質的には、法人税を消費課税に変換することが可能になり、租税法制や会計制度に混乱を引き起こさないで済む利点をもっていると評価することができるのである。

そして、さらに重要なのは、ACE 制度の内容は、アメリカにおける SITP ないし GITP の内容に近似することである(主な違いは、ACE が減価償却を残すのに対して、キャッシュ・フロー税である GITP では即時償却が認められることであろう)。

また、マーリーズ・レビューの国際的資本移動に関する税制改革案では、個人段階の所得課税方式として、二元的所得税税制度の導入が提案されている。これも、個人段階におけるアクティブ・インカム(事業所得や給与所得など)には累進税率を課し、パッシブ・インカム(金融所得)には低率の比例税率を課すべきであるとする GITP の内容と近似しているのである。

このように比較検討してみると、国際的資本移動に関するアメリカ税制改革案とマーリーズ・レビューとの間には極めて高い相関があるといえよう。

4. まとめ：マーリーズ・レビューの我が国への示唆

我が国の所得課税制度は、英米におけるそれと同じく、全世界所得課税主義・外国税額

⁶² Report of the Capital Taxes Group chaired by Malcom Gammie, Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s, 1991, IFS.なお、ACE 方式の検討としては、木村弘之亮「法人税体系と所得税体系の統合」武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』(木下和夫・金子宏監修『21 世紀を支える税制の論理 3』)(2 訂版、税務経理協会、2007 年)253 頁も参照。

⁶³ 岡村・前掲注(9)20 頁。

控除制度・資本輸出中立性の原則のパッケージをこれまで採用してきた。それゆえ、とりわけアメリカにおける税制改革の基因となった国際的資本移動に関する負の影響を内在しているといえる⁶⁴。

また、第2部第3章2において述べたように、Alan J. Auerbach、Michael Devereux および Helen Simpson の指摘するような⁶⁵、近年の経済・社会の変化は我が国にも同様にあてはまる。すなわち、経済先進諸国が法人税率の引き下げ競争をしている中、日本は取り残されて世界で最も高い法人税率を採用している国群の中に止まっている。そして、いわゆる金融ビッグバン以後の金融緩和政策により新しい金融商品が流通しているにもかかわらず、利子・配当・キャピタルゲインに係る所得税制度に違いが残されており、頻繁に制度が改変されることから、(最近の税制改革により、改善されてきてはいるが)所得区分による不公平が生じうる状況にある。加えて、国内経済の不況が長引いていることから、金融商品の保有についても、外国人(非居住者)投資家の保有割合が高くなっていることも指摘できる。

以上のことからして、我が国においても、マーリーズ・レビューにおける国際的資本移動に関する税制改革案やアメリカにおける「簡素な所得課税案(Simplified Income Tax Plan:SITP)」および「成長・投資税制案(Growth and Investment Tax Plan:GITP)」は、極めて魅力的な提案であるといえよう。ただし、それぞれの税制改革案は、それぞれの国が実現しようとする国家目的に沿う形で企画されている。マーリーズ・レビューは、やはりあるべき EU 共通税制を強く意識したうえでの提案となっていると評価すべきであるし、アメリカの SITP・GITP は、「国内貯蓄額の減少」と「経常収支の悪化(対外債務の増加)」を解消する手段としての提案という前提がある⁶⁶。それゆえ、わが国における税制改革案を考えるにあたっては、英米の税制改革案を鵜呑みにするのではなく、日本の経済・社会の状況にあった修正を加えるべきであろう。

(岩崎 政明 横浜国立大学大学院国際社会科学部教授 著)

⁶⁴ ただし、国外所得からの送金については、平成 21 年度税制改正により、外国子会社配当益金不算入制度が導入され(法人税法 23 条の 2)、ようやく課税除外とされた。

⁶⁵ Auerbach, A.J., M.P. Devereux and H. Simpson, Taxing Corporate Income, In the Mirrlees Review, IFS at <http://www.ifs.org.uk/mirrleesreview/index.php>.

⁶⁶ この指摘については、関口・前掲注(10)28 頁以下。

第3章 実効税率の引き下げに向けて

1. はじめに

マーリーズレビュー (Auerbach, Devereux and Simpson, 2007) では、伝統的な法人税改革案として、大きくキャッシュフロー法人税、ACE (Allowance for Corporate Equity)、CBIT (Comprehensive Business Income Tax)、二元的所得税の4つが取り上げられている。現行の法人税の問題点としては、投資に不利に働くこと (投資に対して非中立的)、負債調達を株式調達よりも優遇すること (資金調達に対して非中立的)、内部留保を新株発行よりも優遇すること (同)、非法人形態を法人形態よりも優遇すること (組織形態に対して非中立的) が指摘されている。伝統的な抜本的法人税改革案はこれら4つの問題の克服を目指すものである。

伝統的な法人税改革案を実効税率の観点からみると、キャッシュフロー法人税とACEは課税ベースが狭く、EMTR (Effective Marginal Tax Rate, 限界実効税率) がゼロという特徴がある。これに対して、CBITと二元的所得税は、逆に課税ベースが広く、税率を引き下げることが可能である。こうした抜本的な法人税は、北欧諸国の二元的所得税導入のように一気に実現に至ることもあるが、多くのケースでは税制の急激な変化を避けるために段階的な改革を経ることになる。まず目標とされる最終的な法人税の姿が定められ、それに向けて税率と課税ベースの部分的な修正が繰り返される。

そうした段階的な改革では、各段階でEMTRとEATR (Effective Average Tax Rate, 平均実効税率) が変化するため、それが当面の政策目的に合致するものであるかを確認しながら進む必要がある。EATRは企業の立地選択に影響を及ぼし、EMTRは投資規模に影響を及ぼすと考えられるため、EATRとEMTRをそれぞれの水準に設定するかは、企業立地と投資刺激のどちらを重視するかなどの判断に依存する。また、企業活動のグローバル化の進展度、政府間の租税競争の有無、産業政策的な判断などもEATRとEMTRをどのように変化させるかという判断に影響するであろう。

以下では、実効税率引き下げに向けた改革をマーリーズレビューの議論を踏まえて検討し、その上で法定税率引き下げと課税ベース縮小を行う場合のEATRとEMTRの変化を考えたい。マーリーズレビューの新提案の1つ (Griffith, Hines and Sorensen, 2008) は、北欧諸国の二元的所得税の法人課税部分をACEに変えた「ACE型法人税 + 二元的所得税」である。こうした提案が出てくる背景とその提案の特徴を捉えることが第1の目的である。現実には、こうした「課税ベース縮小」案とは逆に、CBITのような「税率引き下げ + 課税ベース拡大」案を採用する国が少なくない。日本が今後どちらの方向性を選択するかは、法人税の企業活動への影響に対する包括的な判断による。また、EATRを引き下げること为目标とする場合、具体的な政策オプションの選択によって業種による影響の違いが出るため、各改革後の実効税率の変化を業種別に把握する必要もある。様々な改革オプションを

実施した場合の実効税率を求めることが、本稿の第2の目的である。

2. 主要な法人税改革案

2.1 課税ベースからみた特徴

まず、伝統的な法人税改革案（キャッシュフロー法人税、ACE⁶⁷、CBIT、二元的所得税）の内容を中心に、その課税ベースに関する議論を整理し、マーリーズレビューの提案と比較してみよう。ここでは、各法人税改革案の課税ベースの特徴を、主に投資に対する中立性の観点から整理する。投資に対して中立的な法人税とは、企業の投資行動に影響を及ぼさない法人税である。投資に対して中立的な法人税の下では、課税前と課税後の資本コストが変化しない。株式投資の収益は、待ちの収益（return to waiting）である正常収益と突発的な利益など正常収益を超える収益（超過収益）に分けられるが、資本コストに影響を及ぼすのは正常収益に対する課税である。超過収益に対する課税は、企業の投資行動に影響しないと考えられる。

現行の法人税では、株式の収益全体（正常収益＋超過収益）が課税される。これに対して、キャッシュフロー法人税では設備投資が即時償却されるため、正常収益に対する課税が避けられる（投資に対して中立的）。これは、設備投資の即時償却が現在価値のみで将来発生する正常収益を相殺するからである。ACE型法人税では、キャッシュフロー法人税とは異なる方法で正常収益に対する課税が回避される。具体的には、支払利子控除に相当する株式控除が設けられることで正常収益に対する課税が避けられる。CBITと二元的所得税は、投資の正常収益に課税するという意味では、現行の法人税と変わらない。所得課税から消費課税への移行ではなく、それらはいくまで所得課税体系のなかでの改革にとどまるものである。CBITと二元的所得税は、資本所得に対する二重課税を廃して、ただ一度きりの課税を行うことを目指すものである。

閉鎖経済では、法人段階のみならず個人段階の課税も実効税率に影響を及ぼす⁶⁸ことから、法人課税と個人課税の統合的な視点で法人税（資本課税）を捉えることが大切である。現行の法人税と個人段階の配当・キャピタルゲイン税と組み合わせられれば、法人段階と個人段階の間で何ら調整がない場合（クラシカル方式の場合）には、正常収益が法人段階と個人段階で二重課税される（**図表1の**）。多くの国では、こうした二重課税を防ぐために、個人段階でインピュテーション法や配当控除などの措置がとられている。法人段階でキャ

⁶⁷ ACEは、広義では個人段階の資本所得税を含む。狭義のACEとして法人税部分だけを取り上げるときは、以下ではACE型法人税と呼ぶことにする。CBITも、同じように広義では法人段階と個人段階の統合として捉えられるが、狭義では支払利子の損金算入（支払利子控除）が認められない法人税を指す。以下では、これをCBIT型法人税と呼ぶ。

⁶⁸ 伝統的な見方（traditional view）に基づく。

キャッシュフロー法人税や ACE 型法人税が採用される場合には、正常収益は個人段階での課税のみとなり、クラシカル方式のままで二重課税を回避することができる（**図表 1 の**）。法人段階でキャッシュフロー法人税、個人段階で配当・キャピタルゲイン税が採用される例としては、米国の大統領税制改革諮問委員会（2005）の成長・投資税案（第 2 案）が挙げられる。

図表 1 株式投資収益に対する課税（法人段階 + 個人段階）

	法人段階で課税		個人段階で課税	
	正常収益	超過収益	正常収益	超過収益
現行の法人税 + 配当・キャピタルゲイン税（クラシカル方式）				
キャッシュフロー法人税 + 配当・キャピタルゲイン税	×			
CBIT			×	×
二元的所得税（Cnossen, 2000）			×	×
二元的所得税 + SIT（2006 年以降のノルウェー）			×	
ACE 型法人税 + 配当・キャピタルゲイン税（マーリーズレビュー「ACE + 二元的所得税」案）	×			
ACE 型法人税 + SIT（マーリーズレビュー「消費課税」案）	×		×	

（注） は課税、× は非課税。
（資料）みずほ総合研究所作成。

CBIT は、法人段階と個人段階で課税・非課税が入り乱れている状況を改め、資本課税を法人段階で漏れなく課税することを目指すものであり、正常収益・超過収益それぞれに対する課税が法人段階で 1 回だけ行われる（**図表 1 の**）。二元的所得税（Cnossen（2000）による「純粋な」二元的所得税）では、法人段階で現行の法人税が課せられ、個人段階の配当・キャピタルゲイン税では正常収益及び超過収益に対して完全な調整が行われる（**図表 1 の**）。例えば、ノルウェーでは 2005 年まで配当に対する二重課税は完全インピュテーション法によって調整され、キャピタルゲインに対する二重課税については個別株主に帰属する内部留保を算出し、その分だけ株主が保有する株式の評価額をその購入価格より引き上げる方法（RISK 法）で対応されてきた。個人段階で正常収益に課税しない他の方法としては、ノルウェーが 2006 年に採用した株主所得税（Shareholder Income Tax, SIT）がある。SIT は、RRA（Rate-of-Return Allowance）と呼ばれる株式投資の帰属収益（正常

収益)が課税ベースから引かれるため、二重課税が回避される⁶⁹(図表1の)。この課税方法では、超過収益が法人段階と個人段階で2回課税されるものの、それで企業の投資行動が歪められるわけではない。マーリーズレビューでは、Griffith, Hines and Sorensen (2008)が「ACE型法人税+二元的所得税」を提案している。そこでは、法人税段階でACE型法人税が、個人段階で資本所得税が採用されるため、正常収益に対する課税はただ一度きりとなる(図表1の)。「ACE型法人税+二元的所得税」案における二重課税の回避の仕方は、現行のノルウェーの税制(個人段階でSITを採用)とは対称的である。

このように、多くの税制改革案では、正常収益に対する課税を一度きりとして二重課税が回避される。しかし、法人段階でも個人段階でも正常収益に課税せずに、課税ベースを消費に設定する税制改革案もある。Hall and Rabushka (1983, 1995)のフラットタックスは、法人段階でキャッシュフロー法人税が課される一方で、個人段階で配当・キャピタルゲイン税は課されない。このため、法人段階と個人段階の統合でみて投資の正常収益が一度も課税されない。マーリーズレビューの提案は、基本的にはACE型法人税と個人段階の配当・キャピタルゲイン税の組み合わせによって、正常収益に対して個人段階で1度きり課税するものである。しかし、消費課税ベースを実現したい場合のために、マーリーズレビューでは個人段階でSITを導入する提案もなされている(図表1の)。

以上は、基本的には閉鎖経済の下での資本課税の考え方である。開放経済では、次のような理由で閉鎖経済とは事情が異なる。第1に、開放経済では個人段階の税率が低下しても投資資金を海外から調達する場合には企業の資本コストは変わらないことである。つまり、法人段階での課税と個人段階の課税が切り離される。開放経済の基本的な考え方は、法人段階の課税は企業の投資に影響を及ぼし、個人段階の課税は個人の貯蓄に影響を及ぼすことである(Sorensen, 2007等)。このため、企業の投資活動を刺激するには、個人段階の配当非課税ではなく、キャッシュフロー法人税やACEのような法人段階での正常収益の非課税化が必要になる。

第2に、閉鎖経済では正常収益に対する課税を避ければ超過収益に対する課税は問題にならなかったが、開放経済では超過収益に対する課税は国際的な企業立地に悪影響を及ぼすという問題が生じる。超過収益(レント)は、企業特長的(firm-specific)または移動可能な(mobile)レントと、立地特長的(location-specific)または移動不可能な(immobile)レントに分けられる。立地特長的レントとは、天然資源やインフラ、集積のメリット等であり、こうしたレントについては移動ができない。これに対して、企業特長的レントとは、特殊な技術や製品ブランド、経営ノウハウ等を指し、これらは税制に応じて移動が可能である。超過収益が全て立地特長的なレントでない限り、超過収益に対する課税によって資本が海外に流出する可能性がある。

このため、国際的な資本移動の可能性を考えると、ACE型法人税よりもCBIT型法人税の

⁶⁹ こうした制度は、ACEと対称的な課税方法として、ASE(Allowance for Shareholder Equity)と呼ばれる。

方が望ましいとの見方が出てくる (Bond, 2000)。ACE 型法人税と CBIT 型法人税は、いずれも投資資金の株式調達と負債調達の選択に関して中立的な法人税である。ACE 型法人税では支払利子控除に対応する株式控除が株式調達に認められることで、CBIT 型法人税では支払利子控除が認められないことで、それぞれ株式調達と負債調達の中立性が確保される。しかし、ACE 型法人税では課税ベースが縮小し、CBIT 型法人税では課税ベースが拡大する。税収中立を前提として改革を行えば、ACE 型法人税を導入する場合は税収を確保するために税率を引き上げなければならない。これが EATR の上昇をもたらし、資本の海外流出を招く可能性がある。一方で、CBIT 型法人税では課税ベースが拡大し、税率を大きく引き下げることができる。CBIT 型法人税は投資に対して中立的ではないものの、国外への資本流出への対応策になるため、開放経済下では有効な手段になり得る。

2.2 マーリーズレビュー提案におけるグローバル化への対応

マーリーズレビューにおける Griffith, Hines and Sorensen (2008) の「ACE 型法人税 + 二元的所得税」の提案は、グローバルな資本移動を十分に意識したものである。「ACE 型法人税 + 二元的所得税」案では、EATR を低く抑えるために、ACE 型法人税の導入にもかかわらず税率を上げることを想定していない。このため、Bond (2000) の懸念は生じない。Griffith, Hines and Sorensen (2008) は、その理由について次のように議論を展開する。開放経済では、移動性の高い企業への課税は、(それが超過収益への課税であるとしても) 資本移動を通じて労働や土地のような移動性の低い要素に転嫁されると考えられる。法人税による資本流出が国内生産の生産性を引き下げて、国内要素は実質的に法人税以上の負担を強いられることになる。このため、資本の海外流出がないだけ、国内要素の所有者に直接課税した方が負担は少ない。英国は小国開放経済であるため、法人段階での収益に対する課税は出来るだけ小さい方がよい。また、CBIT 型法人税のような利子所得に対する源泉段階での課税は、負債調達の対内直接投資を妨げる。

Griffith, Hines and Sorensen (2008) の提案に対する最大の反論は、低税率の ACE 型法人税導入による税収不足への懸念であろう。これに対して、彼らは法人段階で正常収益が課税されないことで国内投資や対内直接投資が刺激され、国内の非移動要素の税引き前収益率が高まり、それが ACE 導入による税収減を上回ると主張する。このため、ACE 導入による税収減を国内の非移動要素に対する増税で賄ったとしても、最終的にはそれら要素の所有者は以前よりも高い所得を得ることになるという。このような ACE 型法人税の動学的な効果が実際に現れるかについては不確定な部分があるが、ACE 型法人税率を引き上げないことと、それにもかかわらず税収が確保できるとの見方が「ACE 型法人税 + 二元的所得税」案の大きな特徴と考えられる。

もっとも、「ACE 型法人税 + 二元的所得税」案は、自国のみがそれを採用する状況を想定しており、近隣諸国が自国と同様に EATR を引き下げる状況は想定されていない。仮に、自

国のみならず近隣諸国が互いに影響しあって EATR を引き下げる行動をとる場合には、その行き着く先は *race to the bottom* と呼ばれる租税競争になるかもしれない。「ACE 型法人税 + 二元的所得税」案は、1 国の観点からグローバルな経済活動への対応を示したものであり、その意味では諸外国が自国と同じ政策を採る状況には対応できない。開放経済により根本的に対応するためには、マリーズレビューのもう 1 つの提案である Auerbach, Devereux and Simpson (2007) の VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税 (VAT-type destination-based cash flow tax) を採用する必要がある。

仕向地主義のキャッシュフロー法人税とは、VAT のように仕向地主義で法人税を課す方法である。キャッシュフロー法人税などの伝統的な法人税改革案は、全て実質的に源泉地主義の課税と考えられる。源泉地主義で課税される限り、根本的に企業の立地選択や多国籍企業グループ内の所得移転への影響を回避することはできない。そこで、Auerbach, Devereux and Simpson (2007) は仕向地主義のキャッシュフロー法人税を提案した⁷⁰。キャッシュフロー法人税の課税ベースは、VAT の課税ベースから賃金を除いたものに等しいため、原理的には仕向地主義の VAT の課税ベースから賃金を除いたものを課税ベースとすることで、仕向地主義のキャッシュフロー法人税を実現できる。

こうした VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税では、国内販売から国内生産者からの購入と賃金を除いたものが課税される。課税ベースから控除されるのは国内中間財のみで、輸入中間財は控除されない。一方で、輸出から得られる収益は非課税となる。VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税では、通常の VAT と同じように、輸出の際に中間財に支払った VAT が還付される。労働コストも還付される。それゆえ、全ての製品を輸出する企業は、労働コスト控除を反映して大きなマイナスの課税となる。そうでなくても、労働コストを含むコスト全体が国内売上を上回れば、法人税収はマイナスになる。これを相殺するのは輸入品への課税であり、その国の歳入全体はその年の貿易バランスに依存する。

VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税は、その生産場所がどこであれ、国内市場での売上から生じる収益に対して課税するため、国際的な企業立地に影響を及ぼさない。また、VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税の下では、移転価格問題が解消する。移転価格問題は、国内企業が税率の低い海外子会社から通常よりも高い価格で製品を輸入して損金算入を拡大したり、逆に通常よりも低い価格で製品を海外子会社に輸出して国内所得を本来よりも小さくみせることである。VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税の下では、輸入が一切控除されず、かつ海外売上から得られる利益が課税ベースに含まれないため、こうした問題が発生しない。

しかし、VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税は、WTO の輸出補助金と捉えられる恐れがあることや、超過収益が外国人消費者に帰属する場合は課税されないため、立地の特殊性から超過収益が発生しその製品の多くが輸出される場合に、税務当局が大きな税収

⁷⁰ 彼らは、(海外子会社の収益に対して自国政府が発生ベースで課税する)「純粋な」居住地主義の法人税も検討したが、実務的に困難と判断された。

源を失うなどの欠点がある。また、VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税の課税ベースは、VAT 増税と賃金減税の組み合わせによっても実現可能なことから、追加的な執行コストをかけて VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税を導入する必要はないとの見方もある。VAT 型の仕向地主義キャッシュフロー法人税は、法人税という枠組みを維持したままで、閉鎖経済のみならず開放経済の下でも様々な中立性が確保される究極的な法人税である。こうした法人税が、執行面まで考慮すれば、現行の VAT の拡大を示唆するところは興味深い。

いずれにせよ、マーリーズレビューの現実的な法人税改革案としては、Griffith, Hines and Sorensen (2008)の「ACE 型法人税 + 二元的所得税」ということになる⁷¹。彼らの提案の本質を実効税率の観点から捉えると、グローバル化への対応として EATR に着目し、EATR を課税ベースの縮小によって引き下げることにある。ACE 型法人税によって EMTR をゼロにしつつ、同時に EATR を引き下げる戦略である。法定税率引き下げによって EATR を引き下げる場合には投資に対する悪影響からは免れないが、マーリーズレビューの提案では EATR を引き下げつつ、投資に対する中立性も確保できる。逆に、課税ベースの縮小によって EATR を引き下げる方法の欠点は、(税収への影響を除けば) 法定税率が高い場合には課税ベースを縮小させてもなかなか EATR が低下しないことである。しかし、後述するように、英国の法定税率は 28% と低いため、課税ベースの縮小によって EATR を十分に引き下げることが可能である。

もっとも、実際に英国で行われている法人税改革は、マーリーズレビューの提案とは逆に法定税率引き下げと課税ベース拡大の組み合わせである。英国では、2008 年の税制改革において法定税率が 30% から 28% に引き下げられる一方で、機械設備の償却率が 25% から 20% に、建物の償却率が 4% から段階的にゼロにされることになった。こうした動きは、英国政府が (法定税率に反応する) 多国籍企業の所得移転に対する法人税の影響を重視しつつ、一定の税収を確保するという現実的な要請に対応しようという考えから発していると思われる。マーリーズ・レビューの提案と実際の英国の法人税改革の対立は、法人税改革の目的を課税ベースの縮小で実現すべきか、それとも課税ベースを拡大しつつ法定税率の引き下げで実現すべきかという法人税改革の根本的な問題を提示する。

幸か不幸か、日本では諸外国と比べて法定税率が高いことから、その引き下げが法人税改革の当面の課題とされることに異論は少ない。日本の EATR は英国と比べてはるかに高く、一方で EMTR は英国の水準に近い。マーリーズ・レビューの提案にしたがって課税ベースをさらに縮小させると EMTR が英国よりも低下する一方で EATR が高止まりすることにもなりかねない。国内の投資機会が限定され、かつ資本の海外流出が懸念される日本の現状を踏まえると、法定税率の引き下げによって EATR を効果的に引き下げていくことの必要性は高い。マーリーズレビューの日本への示唆の 1 つは、必ずしも法人段階で ACE 型法人税を導

⁷¹ 執筆時点では、マーリーズレビューの税制改革案(第一部“Tax by Design”)が未刊行であることから、マーリーズレビューが提案する法人税改革案の詳細は不明である。

入ることではなく、EATR を引き下げて国内への資本誘致を進めることにあると考えられる。この目的は、英国政府が現在進めている「税率引き下げ+課税ベース」拡大戦略でも実現可能である。マリーズレビューと英国政府の違いは、主に国内投資をどの程度優遇するかについての考え方の違いにある。

3. 日本における法人税改革のオプションと実効税率の変化

では、日本を対象に、課税ベースを縮小して EMTR をゼロに近づけていくケースと法定税率を引き下げて課税ベースを拡大するケースに関するシミュレーションを行ってみよう。具体的には、法定税率を維持したまま、特別償却の大きさを拡大していくこと（100%の場合はキャッシュフロー法人税）と、5%もしくは10%の法定税率引き下げとともに英国やドイツと同じような課税ベースの拡大を行うことを考える。各ケースについて、EATR と EMTR を計算し、それを主要国である米国、英国、ドイツ、そして低税率として有名な二元的所得税国であるスウェーデン、ノルウェー、フィンランドと比較する。実効税率の計算は、Devereux and Griffith (1998, 2003)を用いるが、ここでは仮定を単純化して保有資産は機械設備のみとし、資金調達方法は内部留保（または新株発行）に限定する⁷²。

2009年時点の EATR を比較すると、日本が 29%であるのに対して、ドイツが 26%、英国とノルウェーが 24%、フィンランドが 21%、スウェーデンが 20%となっている（**図表 2**、**図表 3**）。日本とドイツの法定税率の差は 10%であるが、EATR でみるとその差は 3%に過ぎない。日本とスウェーデンの法定税率の差は 14%であるが、EATR でみるとその差は 9%に縮小する。日本の減価償却制度は諸外国と比べて寛大であるため、日本と欧州諸国の EATR の差は法定税率ほど大きくない。EMTR については、2009年時点で日本（23%）は既にドイツ（24%）や英国・ノルウェー（22%）とほぼ同水準にある。フィンランドとスウェーデンは、法定税率が低いことに加えて日本と同様に減価償却率が大きいいため、EMTR はそれぞれ 17%、15%と低水準にある。以上より、日本の実効税率は EATR が欧州諸国よりも高く、EMTR が欧州諸国並みであることがわかる。

図表 2 税率と課税ベースの違いによる日本の EATR の変化

税率	26%	28%	30%	35%	40%
PDV					
60%（償却率 10%）	25%	26%	28%		
68%（償却率 20%）	22%	24% （英国、ノルウェー）	26% （ドイツ）		
73%（償却率 25%、06）	21%	22%	24%		

⁷² 計算の前提及び計算式については、本報告書第 1 部第 2 章及び鈴木 (2009)を参照されたい。

年度までの日本)	(フィンランド)				
78% (償却率 30%)	19% (スウェーデン)	21%	22%		
80% (償却率 31.3%)	19%	20%	22%	25%	29% (日本)
83% (30%特別償却)					28%
88% (50%特別償却)					25% (米国)
100% (キャッシュフロー法人税)		14%			20%

(注) 償却率は、DB 法の場合。超過収益が 10% の場合。

(資料) みずほ総合研究所作成。

図表 3 税率と課税ベースの違いによる EMTR の変化

税率	26%	28%	30%	35%	40%
PDV					
60% (償却率 10%)	24%	26%	28%		
68% (償却率 20%)	20%	22% (英国、ノルウェー)	23% (ドイツ)		
73% (償却率 25%、06 年度までの日本)	17% (フィンランド)	19%	20%		
78% (償却率 30%)	15% (スウェーデン)	16%	17%		
80% (償却率 31.3%)	14%	15%	16%	19%	23% (日本)
83% (30%特別償却)					20%
88% (50%特別償却)					15% (米国)
100% (キャッシュフロー法人税)		0%			0%

(注) 償却率は、DB 法の場合。

(資料) みずほ総合研究所作成。

3.1 課税ベース縮小

日本の法定税率を現在のまま 40% に維持しつつ、課税ベースを縮小させるケースを考えよう (図表 2、図表 3)。現在、課税ベースが上記の国のなかで最も課税ベースが小さいのは米国である。米国では現在 50% の特別償却が行われており、PDV (減価償却の割引現在価値) が 88% と高い。マーリーズレビューは、PDV を 100% にすることを提案している。日本が米国と同様に 50% の特別償却を導入するとき、(日本は税率が米国とほぼ同じなので) 米国と同じように EATR が 25%、EMTR が 15% に低下する。これは、日本の現状 (EATR29%、EMTR23%) からみれば企業立地インセンティブと投資インセンティブの双方が高められることになるので、税収は減少する可能性が高いものの、企業活動にとっては望ましい政策

と考えられる。

設備投資の即時償却が行われるとき、日本の法定税率が 40%のままなら EATR は 20%になる。設備投資の即時償却によって EMTR はゼロになるため、投資に対する中立性は確保されるものの、EATR は 20%への低下にとどまる。20%という EATR の水準は、フィンランドやスウェーデンの現在の水準と同じであり、国際的にみて低い水準である。日本の EATR が北欧諸国のそれと同じになることは、現状と比べれば国内への資本誘致に対する大きなインセンティブになると思われる。しかし、租税競争的な面を考慮すれば、その優位性がいつまで続くかは定かではなく、法定税率が 40%のままでは課税ベース縮小による EATR 引き下げの効果は限定的と言える。さらに、超過収益が大きくなればそれだけ EATR は法定税率に近づくという性質があるため、課税ベース縮小による EATR 引き下げのインパクトはより小さくなる。これに対して、英国の場合は法定税率が 28%であるため、設備投資の即時償却によって EATR は 14%に低下する。英国政府がマーズレビューの提案を受け入れれば、北欧諸国と比べても EATR は十分に低下する。

3.2 法定税率の引き下げ

法定税率を引き下げる場合はどうであろうか。他の主要国との比較から、現在 40%の日本の法定税率を 35%へ引き下げるケースと ドイツ並みの 30%へ引き下げるケースを考える。より野心的な目標としては、英国（28%）や二元的所得税を採用している北欧諸国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）の水準（26～28%）があるが、当面の政策としては想定しづらい。

日本が法定税率を引き下げる場合の EATR を計算すると、法定税率を 35%にすると EATR は 25%に低下し、法定税率を 30%にすると EATR は 22%に低下する。これは、日本が法定税率を 5%引き下げるだけで英国、ドイツ、ノルウェー並みの EATR を確保することができ、10%の引き下げでスウェーデンやフィンランドに近い EATR を確保することができることを意味する。つまり、欧州諸国との比較で言えば、高いと言われる日本の法人税率は少なくとも企業の立地インセンティブの観点からは、法定税率の 5%の引き下げで当面の問題は解消される。また、法定税率を引き下げる際の日本の EMTR を計算すると、法定税率を 5%引き下げる場合には EMTR が 19%に、法定税率を 10%引き下げる場合には EMTR が 16%になる。これは、法定税率を 5%引き下げる場合でさえ、日本の EMTR は英国、ドイツ、ノルウェーの水準を下回り、法定税率を 10%引き下げるとスウェーデンやフィンランドの水準に達することを意味する。つまり、日本の現状は償却率が諸外国と比べて高いため、EATR や EMTR を引き下げることのみが目的であれば、日本と欧州の差を埋めるために必要な法定税率の引き下げ幅は一般に考えられているよりも大きくない。5%の法定税率引き下げは、当面の法人税改革として非現実的とは言えない。

では、法定税率を 10%引き下げる一方、税収確保を目的として、償却率を英国やドイツ

並みに引き下げられる場合はどうであろうか。このケースでは税率、償却率ともに日本はドイツと同じになり、EATR が 29% から 26% に低下し、EMTR は 23% のまま変わらない。EATR の低下幅は 3% にとどまるため企業立地インセンティブを向上させる効果は限定されるものの、法定税率を 10% 引き下げるのであれば、その代償として英国やドイツ並みに償却率を引き下げたとしても投資インセンティブには悪影響が及ばない。こうした計算からは、(法定税率に反応する) 多国籍企業の所得移転への対応まで考慮に入れば、「法定税率 10% 引き下げ + 課税ベース拡大」も日本にとって悪くない選択肢と言えよう。

4. 業種別にみた「税率引き下げ + 課税ベース拡大」戦略の影響

以上は、機械設備を内部留保(または新株発行)で賄った場合の EATR 及び EMTR である。実際には、企業は機械設備のみならず建物、土地、無形固定資産を保有しており、各々の償却方法の変化によって EATR 及び EMTR は変化する。また、資金調達方法として負債を選択する場合には、支払利子が損金算入されるため、EATR や EMTR は内部留保(または新株発行)ケースよりも小さい(EMTR は負になる)。このため、企業の資金調達構造まで考慮に入れば、EATR や EMTR の水準は前節とは異なる結果になる。また、前節では課税ベースの拡大を償却率引き下げによって実現するケースを考えたが、負債調達ケースにおいて支払利子の損金算入に制限を設けるという課税ベースの拡大オプションも考えられる。以下では、EATR と EMTR に関するシミュレーションをより現実的なものにするために、保有資産構造や資金調達構造をも考慮に入れた上で、「法定税率引き下げ + 課税ベース拡大」の各業種への影響を考える。

4.1 業種別の資産構成、資金調達構造

まず、主要業種における保有資産と資金調達の構成比をみてみよう(図表 4)。ここでは、主要業種として、繊維、化学、鉄鋼、機械、電機機器、自動車、精密機器、建設、不動産、小売業、通信、電力の 12 業種を選択した。これら 12 業種の保有資産と資金調達のバランスは多岐にわたっており、これら業種の実効税率の変化に対する法人税改革の影響をみることで、他の業種に対する影響についても見当をつけることができる。機械設備の保有が多い業種は鉄鋼、自動車、電力であり、建物の保有が多い業種は繊維、電気機器、精密機器、小売業、通信、電力である。土地の保有が多い業種は不動産と建設で、無形固定資産の保有割合は全体的に低い。土地は減価償却されないため、土地の構成が大きい業種は減価償却制度変更の影響が小さい。負債比率が高い業種は、電力、不動産、鉄鋼である。これら業種は、現行の税制の下で支払利子控除の恩恵を大きく受けており、法人税改革として支払利子の損金算入が制限されると実効税率が高まりやすい。

図表 4 業種別の保有資産と負債比率

	保有資産				負債比率
	機械設備	建物	土地	無形固定資産	
製造業					
繊維	25	37	36	3	29
化学	32	31	31	6	23
鉄鋼	48	26	24	2	34
機械	28	36	32	4	22
電気機器	25	41	22	12	18
自動車	32	32	33	3	18
精密機器	17	38	29	16	29
非製造業					
建設	4	31	61	3	15
小売業	1	49	46	4	23
不動産	0	27	71	2	42
通信	10	43	44	3	11
電力	34	60	1	5	50

(注) 2008 年度ベース。

4.2 研究開発減税の影響

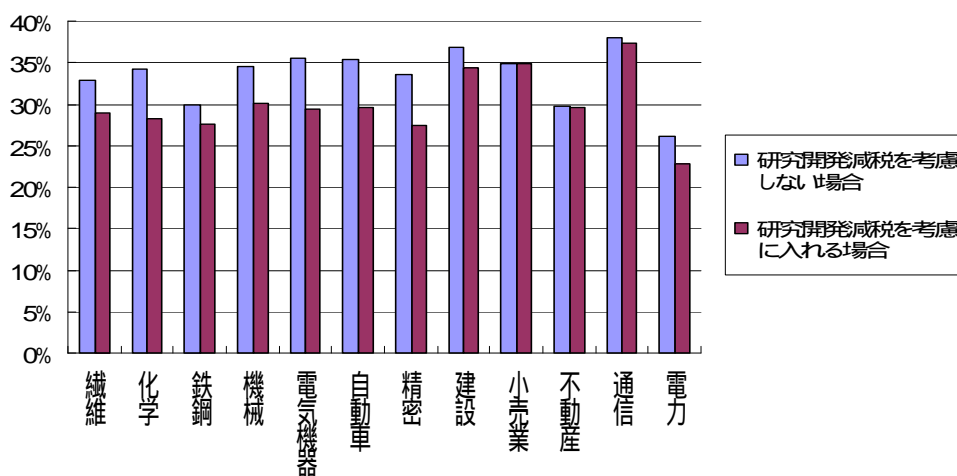
保有資産及び資金調達の構成以外に、業種間の実効税率の差を生むものとして、研究開発減税が挙げられる。研究開発減税は、1967 年度に創設されたもので、基本的な仕組みは研究開発費(試験研究費)の一部を税額控除として認めるものである。大きな変化としては、2002 年度まで基本的に研究開発費が前年や過去数年間の平均を超える部分が減税の対象とされていたのに対して、2003 年以降は当年の研究開発費の総額の 10～12%が税額控除として法人税額 20%を上限に認められるようになった(総額型)ことである。その後、研究開発費の増加分に対する減税が上乘せされる措置(増加型)が追加されるなどの制度変更が行われ、2009 年度には総額型の税額控除の上限が法人税額の 30%に拡大された。

2009 年に行われた経済産業省のアンケート調査によれば、研究開発費用の内訳は人件費が 34%、原材料費が 17%、その他経費が 49%となっている。研究開発費に対する税額控除はその分だけ法人税の実効税率を引き下げる効果があると考えられる。現在、研究開発費の税額控除の上限は法人税額の 30%とされているので、大雑把に言えば、恒常的に多額の研究開発を行い、研究開発減税をフルに利用している企業は法人税の実効税率が 3 割ほど引き下げられていると考えられる。

研究開発費が多い企業は、製造業に集中しており、研究開発減税の恩恵を多く受けている業種とほとんど受けていない業種に分かれる(図表 5)。製造業は全般的に研究開発費が大

きく、小売業や不動産は研究開発減税の恩恵をほとんど受けていない。日経財務データの個別企業データ（2008年度）によれば、自動車や電気機器の研究開発減税は平均して法人税額の17%に達するのに対して、建設のそれは7%に過ぎない。また、同じ業種であっても大企業ほど研究開発費が多い傾向があり、業種内でも企業間のばらつきが大きい。例えば、建設業における研究開発減税の法人税額に対する割合は全体として低いが、大手ゼネコンは大手自動車メーカーや大手家電メーカーと同様に研究開発投資減税の恩恵をフルに受けている。

図表5 研究開発減税によるEATRの低下



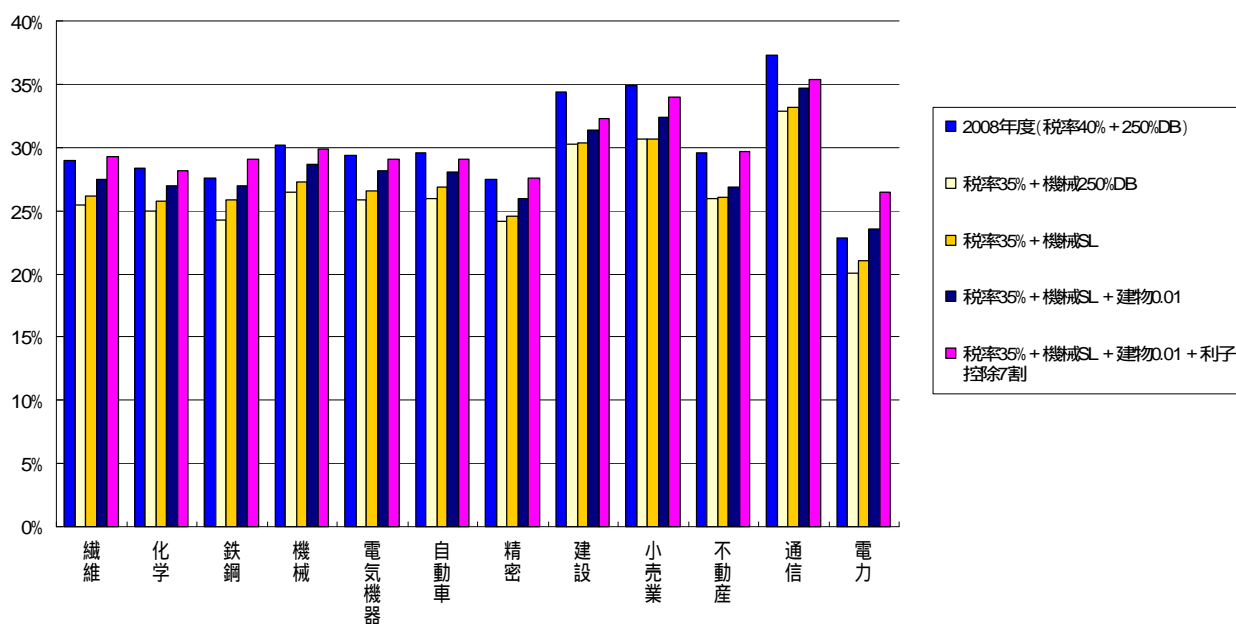
(注) 2008年度ベース。
 (資料) みずほ総合研究所作成

4.3 法人税改革による実効税率の変化

では、「税率引き下げ+課税ベース拡大」戦略をとった場合の業種別の実効税率の変化をみてみよう。

まず、現状（2008年度、税率40%、機械設備250%DB）のEATRをみると、電力の22.8%から通信の37.3%まで幅広い（図表6）。電力は、土地の保有比率が極端に低いことと負債比率が最も高いことから、EATRが最も低い。通信は、建物と土地の保有比率が高いことからEATRが最も高い。繊維、化学、鉄鋼のような素材産業と、機械、電気機器、自動車、精密機器のような機械産業のEATRは30%弱の水準に集中している。建設と小売業のEATRは、ともに約35%と高めである。この背景には、建設は負債比率が低いこと、小売業は建物が多いことがある。不動産は、償却対象にはならない土地の保有比率が高いものの、負債比率が高いことから両者が相殺し、EATRは30%弱となっている。

図表6 「税率引き下げ（35%）+課税ベース拡大」後のEATR

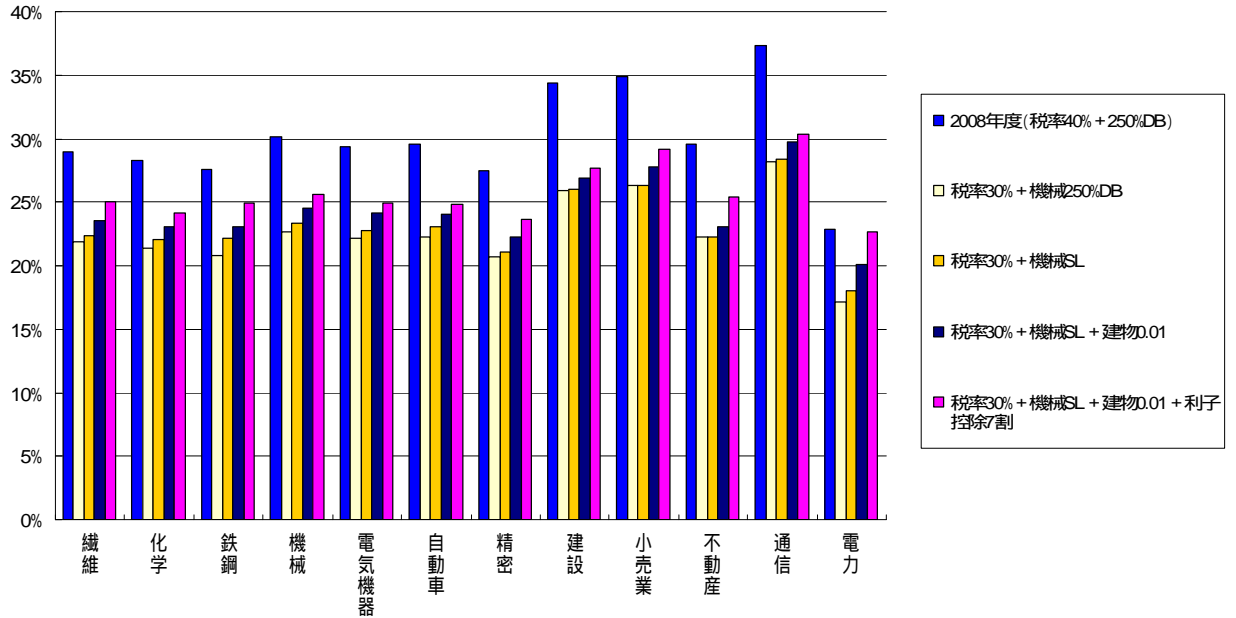


(資料)みずほ総合研究所作成。

次に、法定税率を 35%に引き下げるケースを考える。課税ベースをそのままに維持するとき、どの業種においても EATR が約 3~4%低下する。同時に、機械設備の償却方法を 250% DB 法から SL 法に切り替える場合には、課税ベースの拡大によって EATR の低下幅はその分小さくなるが、概ね 1%を下回る上昇にとどまる。機械設備の償却方法を SL 法にし、建物の償却率を 1%（現状は 3%）にするケースでは、電力の EATR が現在よりも高まる。課税ベースを最も広く設定するケース（機械設備は SL 法、建物の償却率は 1%、支払利子の損金算入は 7 割）では、繊維、化学、機械、電気機器、自動車、精密機器、不動産など多くの業種で税率引き下げの効果がほぼ完全に相殺され、繊維、鉄鋼、電力では EATR が上昇する。特に、電力の EATR の上昇幅は大きく、法定税率が 5%低下するにもかかわらず EATR が 4%近くも上昇する。

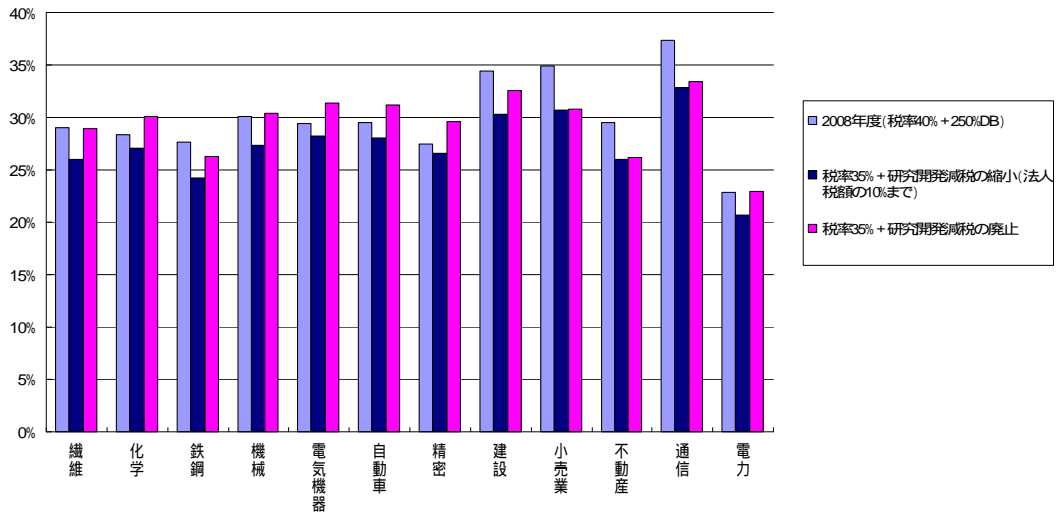
法定税率を 30%まで引き下げる場合には、電力を除けば、課税ベースを最も広く設定するケース（同）でも、EATR は現在の水準を下回る（図表 7）。電力の EATR は、課税ベースを最も広く設定するケースでは現在の水準とほぼ変わらないが、その他の課税ベース拡大オプションでは現在よりも低くなる。

図表7 「税率引き下げ（30%）+ 課税ベース拡大」後の EATR



(資料)みずほ総合研究所作成。

図表8 「税率引き下げ（35%）+ 研究開発減税の縮小または廃止」後の EATR



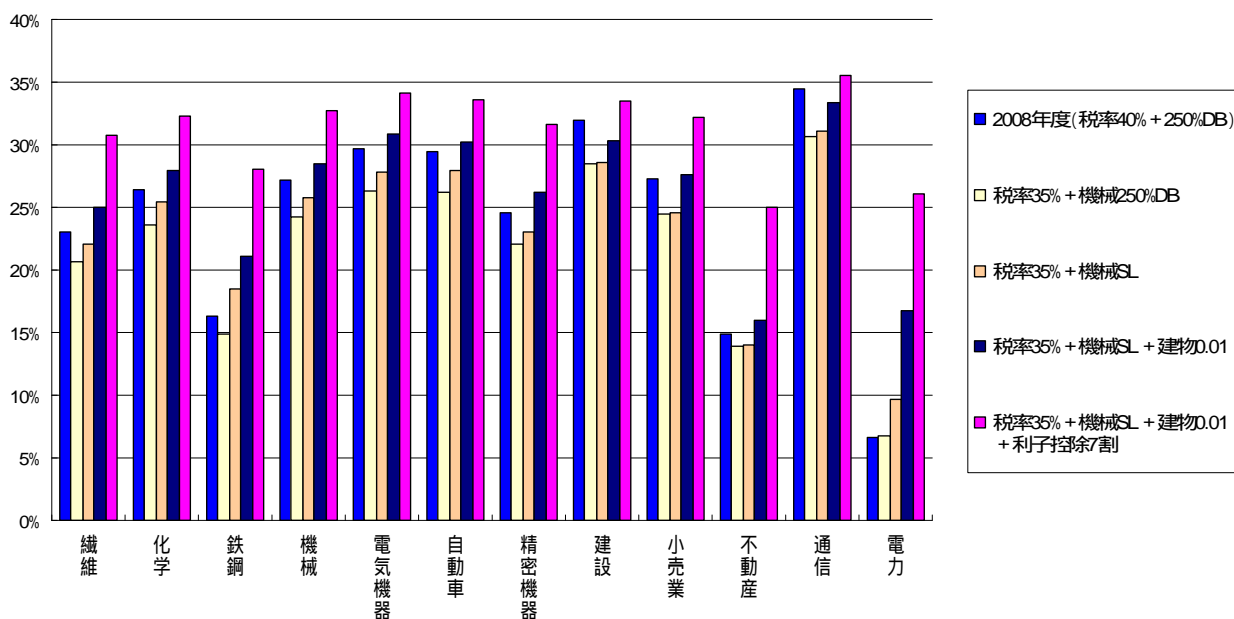
(資料)みずほ総合研究所作成

次に、研究開発減税を縮小または廃止した場合の EATR への影響を考えよう(図表8)。法定税率を5%引き下げ、研究開発減税の上限を法人税額の10%に縮小する場合には、建設、小売、不動産、通信のような研究開発減税をほとんど使っていない業種では EATR が3~4%低下するが、製造業では業種によっては税率引き下げの効果の多くが相殺される。特に、

化学、電気機器、自動車、精密機器において研究開発減税縮小の効果が税率引き下げの効果を減殺する程度が大きい。また、法定税率の5%引き下げるとともに研究開発減税を廃止するケースでは、小売、不動産、通信では3~4%のEATRの低下がみられるのに対して、化学、電気機器、自動車、精密機器のEATRが約2%上昇する。

では、同様の改革オプションを前提にしたとき、EMTRはどのように変化するであろうか（図表9）。課税ベースをそのままに維持するとき、法定税率を5%引き下げると多くの業種でEMTRが約2~3%低下する。しかし、負債比率の高い業種では税率引き下げによって負債調達のメリットが小さくなるため、その恩恵が少ない。機械設備の償却方法を250%DB法からSL法に切り替える場合には、鉄鋼と電力でEMTRが現在よりも上昇する。これに加えて、建物の償却率を1%に引き下げられる場合には、建設と通信を除いた全ての業種でEMTRが改革前よりも上昇する。支払利子の損金算入制限の影響も大きい。課税ベースを最も広く設定するケース（機械設備はSL法、建物の償却率は1%、支払利子の損金算入は7割）では、法定税率5%の引き下げにもかかわらず、EMTRは製造業では4~12%、非製造業では1~20%上昇する。

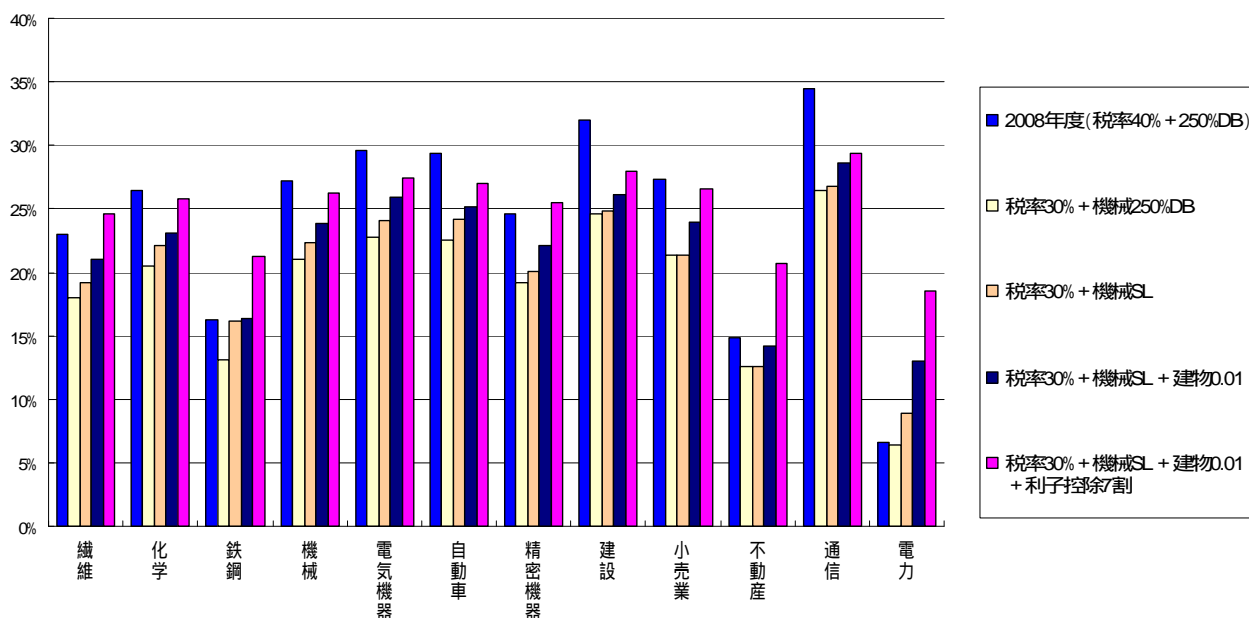
図表9 「税率引き下げ（35%）+課税ベース拡大」後のEMTR



法定税率を30%まで引き下げるケースでは、課税ベース拡大によるEMTRの上昇は抑制される（図表10）。化学、機械、電気機器、自動車、建設、小売業、通信では、課税ベースを最も広く設定するケース（機械設備はSL法、建物の償却率は1%、支払利子の損金算入は7割）でも、改革後のEMTRが現在の水準を下回る。繊維、鉄鋼、精密機器、不動産、電力では、課税ベースを最も広く設定するケース（同）ではEMTRがやはり上昇するものの、その

上昇幅は法定税率を 35%にするケースよりも 4~7%小さくなる。

図表 10 「税率引き下げ(30%) + 課税ベース拡大」後の EMTR



(資料) みずほ総合研究所作成

このように、法定税率をどの程度引き下げるか、そしてそれとともに課税ベースをどこまで拡大するかによる影響は、業種によって大きく異なると考えられる。このため、政策オプションの判断は企業の国内立地の促進を重視するか、それとも国内の投資刺激を重視するかという判断に加えて、業種別の影響の違いにどの程度配慮するかにも依存する。税率引き下げと課税ベース拡大を組み合わせる EATR を引き下げる方法は、英国やドイツで採用されており、今後日本でもこうした措置がとられる可能性が高いと思われる。その際には、業種による影響の違いをどこまで考慮するかという政治的に悩ましい問題を克服しなければならない。

5. おわりに

企業のグローバル化が進展するとともに、企業立地に影響を与える EATR の引き下げの重要性は高まっている。EATR の引き下げをどのような手段で実現するかについては、マリーズレビューの提案のように ACE 型法人税の導入によって EMTR をゼロにしつつ実現する方法と、近年英国やドイツで見られるように法定税率引き下げと課税ベース拡大を組み合わせる方法の 2 つがある。前者の方法では、国内投資が刺激されるが、それによって税収がどの程度賄われるかについては不透明感が残る。後者の方法では、確実に税収を確保しつ

つ EATR を引き下げることができるという利点がある一方で、EMTR が上昇する可能性がある。EMTR の上昇をどの程度許容できるかは、国内への資本誘致（または国外への資本流出）と現在国内で活動している企業の投資規模拡大のどちらを優先するかという判断にかかっている。また、多国籍企業グループの所得移転に対する影響を重視するのであれば、法定税率の引き下げが優先される。低税率によって所得移転のインセンティブそのものを除去することは国際的な所得移転に対する有効な手段と考えられるため、企業立地に加えて所得移転対策を重視するのであれば、税率引き下げオプションの優位性がその分だけ高まる。

日本の法人税改革では、まず諸外国と比べて高い EATR を約 5% 引き下げることが当面の目標となろう。その上で、税収確保の観点を変えて EATR 引き下げの手段を検討する必要がある。国際的に高すぎる法定税率、国内の投資機会の縮小、多国籍企業の租税回避防止等を考慮すれば、日本が採用すべきオプションは「法定税率引き下げ + 課税ベース拡大」になるであろう。これは、課税ベースの縮小を主張するマーリーズレビュー案と正反対の法人税改革を行うことを必ずしも意味しない。マーリーズレビュー案の日本に対する重要な示唆の 1 つは、EATR を低下させて企業立地場所としての国内の魅力を高めることである。それを当面の日本の文脈に合わせて実現することは、むしろマーリーズレビューの提案の一部を柔軟に受け入れることに相当しよう。

本稿の分析からは、「法定税率引き下げ + 課税ベース拡大」戦略が採用された後に、そこから具体的にどのような手段によって課税ベースを広げるかという点で業種間で大きな意見の食い違いが生じる可能性が示唆された。課税ベースを拡大するオプションの決定には、産業政策的な判断も必要になるかもしれない、その具体的な改革プランを決めることは容易ではない。出来るだけ長期的な法人税改革の方向性を明確にし、経済成長を促す法人税改革に対するコンセンサスを形成していくことが大切である。

〔参考文献〕

- 鈴木将覚 (2009) 『主要国における法人税改革の効果 実効税率の変化に着目して』(みずほ総合研究所「みずほレポート」)
- Auerbach, Alan, Michael Devereux, and Helen Simpson (2007), "Taxing Corporate Income," Paper Prepared for The Mirrlees Review, Reforming the Tax System for the 21st Century
- Bond, Stephen (2000), "Levelling up or Levelling down? Some Reflections on the ACE and CBIT Proposals, and the Future of the Corporate Tax Base," in S. Cnossen (ed.), *Taxing Capital Income in the European Union – Issues and Options for Reform*, Oxford University Press, Oxford, 2000
- Cnossen, Sijbren (2000), "Taxing Capital Income in the Nordic Countries: A Model for the European Union?" in S. Cnossen (ed.), *Taxing Capital Income in the*

- European Union – Issues and Options for Reform*, Oxford University Press, Oxford
- Devereux, Michael and Rachel Griffith (1998), “ The Taxation of Discrete Investment Choices,” Working Paper 98/16, Institute for Fiscal Studies
- Devereux, Michael and Rachel Griffith (2003), “ Evaluating Tax Policy for Location Decisions,” *International Tax and Public Finance*, 10, pp. 107-26
- Griffith, Rachel, James Hines and Peter Birch Sorensen (2008), “ International Capital Taxation,” forthcoming in *The Mirrlees Review, Reforming the Tax System for the 21st Century*, to be published by the Institute of Fiscal Studies, London
- Hall, Robert and Alvin Rabushka, *Low Tax, Simple Tax, Flat Tax*, New York, McGraw-Hill, 1983
- Hall, Robert and Alvin Rabushka, *The Flat Tax*, Stanford, Hoover Institution Press, 1995
- OECD (2007), “ Fundamental Reform of Corporate Income Tax,” *OECD Tax Policy Studies*, 16
- Sorensen, Peter Birch (2007), “ Can Capital Income Taxes Survive? And Should They? ” *CESifo Economic Studies*, 53 (2), pp.172-228

(鈴木 将覚 みずほ総合研究所政策調査部 主任研究員 著)

第4章 法人税改革試算

本章では、第1部、第2部で考察されてきた新たな法人課税の制度の中から実現可能性を考え、C B I T、A C EおよびB A Tについて、現実のわが国の企業の財務データ等をあてはめた場合の税負担について試算した上で、法人税改革の議論の端緒となり得るものは何かを考察する。

1. 個別財務諸表による試算（マイクロ・ベース）

それぞれの試算は個別企業の財務データとして広く公開されており入手可能なものとして、有価証券報告書の個別財務諸表の計数によって行う。もとより、個別財務諸表の計数は実際の法人税の課税所得、課税額等とは異なるので、あくまでも近似値としての意味でしかないが、全体の傾向を概観するためには十分と思われる。

なお、直近の平成22年度、その前期の21年度、前々期の20年度は、世界的な金融危機の影響を受け、ほぼ全業種にわたり企業収益が悪化し欠損企業が多数現れた、いわば異常時であるため、比較的、企業収益が安定していた平成18年度(2006年度)、平成19年度(2007年度)の計数を用いる。

対象企業は、経団連主要企業のうちから、平成18、19両年度にわたり税引前当期利益が赤字である会社を除くこととし(例外：日立製作所)また、有価証券報告書提出会社の個別財務諸表から有意な財務データが見い出せない純粋持株会社を除き、以下の製造業14社、非製造業10社を選択した。

製造業	自動車	トヨタ自動車、本田技研
	電機・精密	日立製作所、東芝、ソニー、キヤノン
	造船・機械	三菱重工業、小松製作所
	鉄鋼	新日本製鐵、住友金属工業
	化学・薬品	住友化学工業、武田薬品工業、東レ、旭化成
非製造業	建設・不動産	鹿島建設、大成建設、三菱地所、三井不動産
	小売・卸	イオン、ダイエー、三菱商事、三井物産
	その他	N T Tドコモ、東日本旅客鉄道

1.1 現行法人税

現行法人税の課税ベースとして、損益計算書上の税引前当期純利益額から受取配当金額を控除したものを「課税ベース」とし、その40%相当額を「現行法人税額A」とした。

なお、「現行法人税額B」は、個別財務諸表における「法人税、住民税及び事業税」の額であるが、外国税額控除、繰越欠損金等の影響を大きく受ける場合があり、参考までに示すものでしかない。

試算の前提

現行法人税の課税ベース = 税引前当期純利益額 - 受取配当金額

現行法人税額A = 課税ベース × 40%

現行法人税額B = 法人税、住民税及び事業税

1.2 C B I T (Comprehensive Business Income Tax)

企業の資金調達における株式調達（直接金融）と負債調達（間接金融）の中立性を確保するため、負債に係るネットの支払利子を損金不算入とする。「ネット支払利子」として損益計算書上の支払利息額に社債利息額及びCP利息額を合算したのから受取利息額を控除した額とする。

なお、ネット支払利子がマイナスとなる場合であっても、そのまま使用した。

試算の前提

C B I Tの課税ベース = 現行法人税の課税ベース + ネット支払利子

* ネット支払利子 = (支払利息額 + 社債利息額 + CP利息額) - 受取利息額

1.3 A C E (Allowance for Corporate Equity)

企業の資金調達における株式調達（直接金融）と負債調達（間接金融）の中立性を確保するため、新株発行に対して支払利子控除に相当する「株式控除 = 株主基金 × 帰属利子率」を損金算入とする。

「株主基金」は、本来は以下の算式に依るべきであるが、簡便のため、貸借対照表上の当期末株主資本合計額を用い、「帰属利子率」は、中期国債（10年）金利として1.5%と仮置きする。

本来の「株主基金」

= [前期末株式基金 + 前期課税収益（株式控除含む） + 受取配当 + 純新株発行額]

- [税額 + 支払配当 + 他社の純新株取得]

試算の前提

A C E の課税ベース

= 現行法人税の課税ベース - 株式控除

* 株式控除 = 株主基金 × 帰属利率

株主基金 = 当期末株主資本合計額 (B/S)

帰属利率 = 中期国債 (10年) 金利 1.5% と仮置き

1.4 B A T (Business Activities Tax) 仕入高控除方式消費型付加価値税

仕入高控除により課税の累積を排除する付加価値税であり、本来の課税ベースは「売上 - 仕入」、あるいは「企業収益 + 賃金 - 投資 - 金融収益」であるが、ここでは、財務諸表から直接得られる計数として以下を用いる。

試算の前提

B A T の課税ベース

= 当期営業損益 (売上高 - 「売上原価 + 販売費及び一般管理費」)

+ 人件費 - 投資 - 金融収益

* 金融収益 = 受取利息 - (支払利息 + 社債利息 + C P 利息)

* 人件費 = 損益計算書中の該当費目の合計額

* 投資 = 当期末有形固定資産合計 (B/S) - 前期末有形固定資産合計 (B/S)

+ 当期減価償却額

1.5 試算結果の概要

以上の前提により、各企業の個別財務諸表の計数をあてはめ、「現行法人税額 A」と同額の税収を得るために必要な税率は以下のようになる。

【C B I T、A C E、B A Tにより現行税制と同じ税額を得るための税率】

	C B I T		A C E		B A T	
	2006年度	2007年度	2006年度	2007年度	2006年度	2007年度
トヨタ自動車	41.13	41.85	43.46	43.81	30.90	31.89
本田技研	42.67	41.84	52.86	47.79	8.25	17.33
日立製作所	-	-	-	-	-	-
東 芝	35.77	-	52.91	-	-	-
ソニー	38.14	39.57	52.44	42.99	18.08	52.03
キヤノン	40.18	40.25	42.73	42.25	42.17	44.13
三菱重工業	32.31	30.76	68.86	66.04	5.25	3.82
小松製作所	39.95	39.92	43.05	43.02	36.08	30.99
新日本製鐵	38.91	32.87	41.65	36.16	36.81	37.55
住友金属工業	38.72	38.02	41.72	42.30	37.19	35.15
住友化学工業	36.97	-	43.01	-	63.28	-
武田薬品工業	40.22	42.66	42.57	43.52	40.27	36.94
東 レ	34.39	32.50	69.54	80.05	10.60	11.21
旭化成	40.57	40.29	50.09	47.93	29.27	33.66
鹿島建設	36.40	15.83	42.62	231.95	8.84	0.71
大成建設	32.48	30.67	48.98	53.12	4.61	4.08
三菱地所	34.50	34.61	44.21	43.66	53.36	93.76
三井不動産	31.95	28.68	47.30	49.73	47.48	-
イオン	36.12	1.55	58.32	-	4.93	0.07
ダイエー	34.71	38.29	42.73	43.61	12.16	11.80
三菱商事	35.88	-	55.31	-	22.05	-
三井物産	5.11	-	-	-	0.86	-
NTTドコモ	39.53	39.54	44.33	44.60	69.08	43.42
JR東日本	38.34	27.40	43.20	50.56	13.86	13.75

1.6 各方式に対する実現可能性からの評価

すべての業種に同一の制度（課税ベースの算定方式及び税率）を適用することを前提とするならば、一見して、C B I TあるいはA C Eは、いずれも現行法人税に代わるものとして考慮する可能性があるが、B A Tを法人課税の仕組みとして考えることは困難であることが明白である。

C B I T

C B I Tではネット支払利子を課税ベースに加えることにより、一般に現行法人税より課税ベースが拡大するため、現行法人税と同程度の税収を得るためには表面税率を引き下げることができることから、「課税ベースが拡大できるのであれば税率を引き下げる」とする政府税制調査会の基本的な考え方にも沿う面がある。

試算からは、法人税全体で税収中立とするのであれば、5～7%ポイント程度の引き下げが可能となる。

また、トヨタ自動車、本田技研、キヤノン、武田薬品など、ネット支払利子がマイナスである（すなわち受取利子が支払利子を超える）財務体質が強力な会社も少なからず存在しており、このような会社は税率引き下げのメリットをフルに受けることになる。

A C E

一方、A C Eでは課税ベースから株式控除を行うために、例外なく現行法人税より課税ベースが縮小する。

このため、現行法人税と同程度の税収を得るためには表面税率を引き上げることが必要となり、試算からは税収中立とするのであれば、3～十数%ポイント程度の引き上げが必要となる。ただし、株主資本の比率は業種・企業により大きく異なっており、帰属利子率も本来ならば絶えず変動もする。すなわち、業種や課税年度により株式控除額は大きく異なるはずであり、決して安定的な制度とはならない。

また、課税ベースがマイナスとなる「欠損法人」も当然に増加するため、法人税全体では、さらなる税率の引き上げを要することが予期される。加えて、自己資本比率が低いすなわち財務体質が脆弱な企業ほど大きな増税になりかねず、中小企業には税率などで現行税制以上の配慮が必要となる可能性が高い。

B A T

B A Tは、本質的に付加価値税であるが、業種によって企業収益と付加価値は大きな隔

たりがある。とりわけ、営業損益の多寡にかかわらず多額の人件費を要する、すなわち労働集約型産業である、建設業、小売業、サービス業等に対してB A Tを適用するならば極めて低い税率によることが必要になる。

また、非金融業でない限り、一般に支払利子が受取利子を超えており、通常は金融収益はマイナスである場合が多いと考えられるが、実際には、製造業、非製造業を問わず、同じ業種によっても大きく異なる。

これらのことから、B A Tでは一律の税率を設定することが困難となるが、業種・業態ごとに複数の税率を適用する野得あれば法人税は著しく複雑となり、現実的ではない。

加えて、既に加算法所得型付加価値税として、既に大法人については法人事業税に外形標準課税が一部導入されており、同じ付加価値を課税ベースとする税を導入する意義に乏しい。また、外形標準課税に対する批判が、ほぼそのまま当てはまる。(後掲 補論参照)

【法人事業税導入時の主な反対論】

1. 付加価値割部分(単年度損益+報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)の7割以上が報酬給与額であり、事実上の賃金課税となる。
2. 資本割部分への課税は自己資本の充実を妨げる。
3. 報酬給与額や資本等に対して複雑な調整を行う必要があること自体が、欠陥税制であることを示している。
4. 海外の外形標準課税の例として引用されるドイツ、フランス、ミシガン州の外形標準課税はいずれも産業競争力や雇用に悪影響を及ぼすとして廃止されている。
 - ・ドイツ営業税 賃金課税部分 1980年廃止、資本金課税部分 1998年廃止
 - ・フランス職業税 賃金課税部分 2003年廃止)
 - ・ミシガン州単一事業税 1999年廃止決定(2.1%の税率を毎年0.1%引下げ)

2. 法人企業統計による試算（マクロ・ベース）

次に、C B I TおよびA C Eについて、わが国の法人企業全体、また業種ごとの試算を、もっとも網羅性のあるものとして「法人企業統計調査(財務総合政策研究所)」の「業種別、規模別資産・負債・資本及び損益表」の計数によって行う。もとより、実際の法人税の課税所得、課税額等とは異なるので、あくまでも近似値としての意味でしかないことは、個別財務諸表による試算と同様である。

なお、直近の平成 20 年度分までが公表されているが、比較的、企業収益が安定していた平成 18 年度（2006 年度）の計数を用いる。

2.1 現行法人税

「業種別、規模別資産・負債・資本及び損益表」の「法人税、住民税及び事業税」の数値は、回答企業における、中間納付額、追徴税額、還付税額を加減した「当該事業年度において納付すべき税額」であることから、これをそのまま現行法人税額とした。

なお、「税引前当期純利益」を課税ベースとして実効税率を算出するならば、全体では以下のような数値となり、概算としての基礎とするには十分であると考ええる。

全産業	38.96%
製造業	36.44%
非製造業	40.99%

試算の前提

現行法人税の課税ベース = 税引前当期純利益

現行法人税額 = 法人税、住民税及び事業税

2.2 C B I T (Comprehensive Business Income Tax)

企業の資金調達における株式調達（直接金融）と負債調達（間接金融）の中立性を確保するため、負債に係る支払利子を損金不算入とする。

本来、ネットの支払利子とすべきであるが、法人企業統計調査では、企業の受取利子については得られないため、「業種別、規模別資産・負債・資本及び損益表」の「支払利息等」の数値を用いる。回答企業の「社債・借入金に対する支払利息、社債発行差金償却、コマースシャル・ペーパーの利息等総額」である。

試算の前提

C B I T の課税ベース = 税引前当期純利益 + 支払利息等

2.3 ACE (Allowance for Corporate Equity)

企業の資金調達における株式調達（直接金融）と負債調達（間接金融）の中立性を確保するため、実際に企業が支払った配当額を損金に算入する。

本来、ネットの支払配当とすべきであるが、法人企業統計調査では、企業の受取配当については得られないため、支払配当のみとし、「業種別、規模別資産・負債・資本及び損益表」の「中間配当額」と「配当金」の合計額を用いる。回答企業が当該事業年度分の配当として支払うべき金額である。

試算の前提

ACEの課税ベース

= 税引前当期純利益 - 支払配当

2.4 試算結果の概要

以上の前提により、「法人企業統計調査」の計数をあてはめ、各業種ごとに「現行法人税額」と同額の税収を得るために必要な税率は以下ようになる。

【C B I T、ACEにより現行税制と同じ税額を得るための税率】

業 種	現行法人税率	C B I T	A C E
全産業	38.96%	32.55%	58.25%
製造業	36.44%	33.50%	59.51%
食料品製造業	44.89%	37.32%	55.71%
繊維工業	26.36%	19.88%	33.33%
衣服・その他の繊維製品製造業	28.63%	24.92%	32.89%
木材・木製品製造業	48.15%	29.21%	63.41%
パルプ・紙・紙加工品製造業	50.00%	33.66%	87.18%
印刷・同関連業	54.55%	44.91%	65.22%
化学工業	33.76%	32.48%	46.34%
石油製品・石炭製品製造業	30.58%	23.42%	36.95%
窯業・土石製品製造業	41.74%	35.37%	115.88%
鉄鋼業	36.34%	34.59%	52.45%
非鉄金属製造業	23.93%	20.69%	29.18%
金属製品製造業	40.71%	34.42%	57.00%

一般機械器具製造業	38.54%	36.25%	116.73%
電気機械器具製造業	31.41%	29.35%	90.10%
情報通信機械器具製造業	55.96%	49.95%	91.13%
輸送用機械器具製造業	32.99%	31.60%	70.41%
自動車・同附属品製造業	32.66%	31.51%	72.93%
その他の輸送用機械器具製造業	38.31%	34.07%	46.67%
精密機械器具製造業	40.54%	39.24%	48.24%
その他の製造業	35.79%	32.01%	48.95%
非製造業	40.99%	31.90%	57.39%
農林水産業	66.67%	38.55%	74.42%
鉱業	68.58%	66.07%	73.79%
建設業	59.93%	44.24%	73.71%
電気業	39.58%	27.35%	54.57%
ガス・熱供給・水道業	31.03%	27.78%	37.19%
情報通信業	8.63%	8.03%	13.24%
運輸業	34.33%	25.30%	42.22%
卸売・小売業	44.07%	33.73%	62.93%
卸売業	40.21%	32.78%	50.47%
小売業	53.93%	35.72%	118.84%
不動産業	35.12%	25.81%	65.43%
飲食店			
宿泊業	56.78%	20.14%	61.54%
サービス業	54.18%	42.64%	55.07%
生活関連サービス業	36.99%	28.42%	48.25%
娯楽業		65.90%	
物品賃貸業	40.53%	23.55%	45.09%
リース業	40.00%	28.36%	44.33%
その他物品賃貸業	50.00%	29.69%	59.38%
広告・その他の事業サービス業	45.35%	42.09%	53.09%
医療、福祉			
教育、学習支援	61.25%	51.04%	84.48%
その他のサービス業	53.57%	44.70%	68.08%

なお、製造業・非製造業ごとに企業規模別にみれば、「現行法人税額」と同額の税収を得

るために必要な税率は以下のようになる。

製造業

資本金額	現行法人税率	C B I T	A C E
全 体	36.44%	33.50%	59.51%
200 万円未満	59.71%	42.95%	60.89%
200 万円～300 万円未満	219.72%	2.20%	272.09%
300 万円～500 万円未満	40.05%	24.56%	40.42%
500 万円～1,000 万円未満	40.96%	31.98%	42.50%
1,000 万円～2,000 万円未満	63.01%	43.33%	74.27%
2,000 万円～5,000 万円未満	41.44%	33.88%	44.60%
5,000 万円～1 億円未満	45.51%	38.85%	75.85%
1 億円～10 億円未満	42.22%	38.37%	56.71%
10 億円超	33.48%	31.91%	59.93%

非製造業

資本金額	現行法人税率	C B I T	A C E
全 体	40.99%	31.90%	57.39%
200 万円未満		58.77%	
200 万円～300 万円未満		68.97%	
300 万円～500 万円未満	112.44%	45.65%	117.99%
500 万円～1,000 万円未満	105.10%	46.17%	107.90%
1,000 万円～2,000 万円未満	68.66%	44.37%	107.77%
2,000 万円～5,000 万円未満	50.57%	37.97%	55.54%
5,000 万円～1 億円未満	44.39%	35.37%	52.54%
1 億円～10 億円未満	46.57%	35.57%	73.36%
10 億円超	29.89%	25.12%	44.52%

2.5 各方式に対する実現可能性からの評価

すべての業種に同一の制度（課税ベースの算定方式及び税率）を適用することを前提とするならば、個別財務諸表による試算の結果と同様に、C B I Tが最も現実性がある。

C B I T

C B I Tによるならば、現行法人税率（「法人税、住民税及び事業税」÷税引前当期純利益）と同額の税収を得るために必要なC B I T税率の現行税率との差異は、全産業で6.41%ポイント（製造業 2.94%ポイント、非製造業 9.09%ポイント）であり、支払利子の損金不算入による課税ベース拡大で、実効税率を30%台前半にまで引き下げることができる。

また、支払利子の損金不算入により税務上の欠損企業が減少する部分を合わせて考えれば、さらなる引き下げも可能となる。

ただし、業種の違い、企業規模の違いによって、資金調達における負債へ依存度は大きく異なることから、C B I Tによる一律の課税を行うならば、全体を税収中立としても、その影響は大きく異なる。

たとえば、以下の業種では、現行法人税収と同額を得るために必要となるC B I Tの税率が現行法人税率を10%ポイント以上下回っており、実効税率を30%まで引き下げたとしても、増税となることが見込まれる。

業 種	現行法人税率	C B I T
木材・木製品製造業	48.15%	29.21%
パルプ・紙・紙加工品製造業	50.00%	33.66%
印刷・同関連業	54.55%	44.91%
農林水産業	66.67%	38.55%
建設業	59.93%	44.24%
電気業	39.58%	27.35%
小売業	53.93%	35.72%
不動産業	35.12%	25.81%
宿泊業	56.78%	20.14%
サービス業	54.18%	42.64%
物品賃貸業	40.53%	23.55%
リース業	40.00%	28.36%
その他物品賃貸業	50.00%	29.69%
教育、学習支援	61.25%	51.04%

企業規模の違いによる影響は、さらに大きい。製造業では資本金 2,000 万円未満、非製造業では 5,000 万円未満の企業では、現行法人税と同額の税収を得るために必要となる C B I T の税率が現行法税率を 10%ポイント以上下回っており、中小法人に対しては、現行制度以上の軽減税率を用意する必要があるものと思われる。

製造業

資本金額	現行法人税率	C B I T
全 体	36.44%	33.50%
200 万円未満	59.71%	42.95%
200 万円～300 万円未満	219.72%	2.20%
300 万円～500 万円未満	40.05%	24.56%
500 万円～1,000 万円未満	40.96%	31.98%
1,000 万円～2,000 万円未満	63.01%	43.33%

非製造業

資本金額	現行法人税率	C B I T
全 体	40.99%	31.90%
200 万円未満		58.77%
200 万円～300 万円未満		68.97%
300 万円～500 万円未満	112.44%	45.65%
500 万円～1,000 万円未満	105.10%	46.17%
1,000 万円～2,000 万円未満	68.66%	44.37%
2,000 万円～5,000 万円未満	50.57%	37.97%

ちなみに、ドイツでは法人税改革の中で、課税ベース拡大の一環として支払利息の損金算入を一部制限する制度を導入したが、経済界とくに中小企業からの強い批判を受け、見直しを余儀なくされている。

【ドイツ 2008 年法人税改正による利息控除制限規定の創設】

債務の種類を問わず、受取利息を超える支払利息、すなわちネット支払利息が、E B I T D A (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation & Amortisation = 利息、租税、減価償却費控除前の利益) の 30%を超える額は損金算入できない。

当年度に控除できなかった利息は、翌年以降に繰越される。

ただし、以下の場合には、利息控除制限は適用されない

1. ネット利息費用が 100 万ユーロ未満の場合

2. 納税者がグループ企業の一部ではない場合 = 重要な出資者、その近親者または求償権を有する第三者に対する利息が、ネット利息費用の10%を超えない場合

ただし、国際的金融危機に対応した2009年7月の市民負担軽減法で2年間の時限措置として、非適用限度額の300万ユーロ未満への引き上げ、グループ企業内の基準の緩和がなされ、さらに2010年改正では、これらの措置が恒久化されたほか、E B I T D A 枠の繰越控除制度が設けられるなど、利息控除制限制度は大幅に緩和されている。

A C E

現行法人税率（「法人税、住民税及び事業税」÷税引前当期純利益）と同額の税金を得るために必要なACE税率の現行税率との差異は、全産業でプラス19.29%ポイント（製造業プラス23.07%ポイント、非製造業プラス16.40%ポイント）であり、支払配当を損金算入するならば、実効税率を20%ポイント程度引き上げる必要がある。

ただし、もともと支払配当各企業の配当性向はまちまちであり、C B I T 以上に業種の違い、企業規模による違いも大きい

たとえば、以下の業種では、現行法人税金と同額を得るために必要となるACEの税率が現行税率からプラス10%ポイント以内であり、実効税率の引き上げを50%までに止めた場合にも増税となることが見込まれる。

業 種	現行法人税率	A C E
繊維工業	26.36%	33.33%
衣服・その他の繊維製品製造業	28.63%	32.89%
石油製品・石炭製品製造業	30.58%	36.95%
非鉄金属製造業	23.93%	29.18%
その他の輸送用機械器具製造業	38.31%	46.67%
精密機械器具製造業	40.54%	48.24%
農林水産業	66.67%	74.42%
鉱業	68.58%	73.79%
ガス・熱供給・水道業	31.03%	37.19%
情報通信業	8.63%	13.24%
運輸業	34.33%	42.22%
サービス業	54.18%	55.07%
生活関連サービス業	36.99%	48.25%
物品賃貸業	40.53%	45.09%
リース業	40.00%	44.33%

その他物品賃貸業	50.00%	59.38%
広告・その他の事業サービス業	45.35%	53.09%

企業規模の違いによる影響も、C B I T以上に大きい。製造業では資本金 5,000 万円未満、非製造業では億円未満の企業では、現行法人税と同額の税収を得るために必要となる C B I Tの税率が現行法税率を 10%ポイント以内であり、中小法人に対しては、現行制度以上の軽減税率が必要となることはC B I T以上である。

製造業

資本金額	現行法人税率	A C E
200 万円未満	59.71%	60.89%
300 万円～500 万円未満	40.05%	40.42%
500 万円～1,000 万円未満	40.96%	42.50%
2,000 万円～5,000 万円未満	41.44%	44.60%

非製造業

資本金額	現行法人税率	A C E
300 万円～500 万円未満	112.44%	117.99%
500 万円～1,000 万円未満	105.10%	107.90%
2,000 万円～5,000 万円未満	50.57%	55.54%
5,000 万円～1 億円未満	44.39%	52.54%

4. 総括

以上、限られた試算結果を前提とするものではあるが、現行法人税に代わり得る選択肢としては以下のように考える。

B A Tは問題が多いうえに、メリットとして見いだせる点が乏しく不適格である。加えて、税制改革全体で消費税の拡充が不可避である中で、付加価値を課税標準とする別途の税の導入は非現実的である。

A C Eは、課税ベースの縮小・表面税率の引き上げという組み合わせが、従来、税制調査会等が主張してきた法人税改革の考え方と反し、諸外国における法人税改正の方向とも逆行することから問題が多い。また、業種・企業による負担の増減が大きく、一律の制度として構築するには無理がある。

さらに、支払配当を損金算入とした場合、受取段階での配当への課税について見直す必要がある。現行税制では、個人が受け取る配当については、上場株式等の配当等の場合は10%（国税7%＋地方税3%）の軽減税率が適用されているが、これを少なくとも20%程度には引き上げることになる。なお、平成24年1月1日以後は20%（国税15%＋地方税5%）が適用の予定である。上場株式等以外の配当等の場合は20%（地方税なし）の税率により源泉徴収されるが、そもそも源泉分離課税の是非から見直すことになり得よう。また、配当所得控除についても根拠がなくなるため廃止すべきとなろう。法人が受け取る配当については原則、益金不算入（関係法人以外から受取配当については50%益金算入）であるが、これについても見直しの対象となる可能性がある。

仮に、個人が受け取る配当について増税分を法人税率引下げ財源に充てるならば、4～5%ポイント程度の引下げが可能となろう（平成18年分の所得税の配当課税による税収額1兆9,578億円、うち軽減税率適用分1兆2,143億円）。

C B I Tは、他の方式との比較の上では最も現実的であり、また、課税ベース拡大と税率引下げをセットとしようとする法人税改革の考え方にも合致する。

ただし実際にC B I Tを導入する際には、資金調達において借入れへの依存が大きい中小企業に対する十分な配慮が必要であり、具体的には、以下のような仕組みが考えられる。

ア 中小法人に対する軽減税率の設定を現行以上に大幅かつ多段階で行う。

イ 中小法人に対しては支払利子額の一定割合部分のみを損金不算入とする。

また、支払利子について損金不算入とするのであれば、受取利子については課税すべきではないとする議論も十分に考えられよう。とくに個人が社債等の利子、償還差益として受け取る額について課税するならば明らかな二重課税となる。また、預貯金利子についても、支払側での損金不算入に対応して税率を引き下げることが必要になる。ただし、近年、低金利のもとで利子課税の水準は低迷しており、仮に、個人が受け取る利子についてすべて非課税とし減収分を法人税で補うとしても、法人税率換算では1.2%程度

ではない(平成18年分の所得税の利子課税による税収額4,838億円、うち社債利子分779億円)。

補論 - 法人事業税の外形標準課税について

法人事業税の外形標準課税は、景気後退の中で事業税収の著しく減少する中で、安定的な地方税収の確保を求める都道府県の強い要望により、平成 15 年度税制改正において導入された。資本金 1 億円超の法人を対象に、当時の法人事業税収の 3/4 を所得課税、1/4 を外形標準課税となるよう設計され、外形標準課税部分はさらに付加価値割：資本割 = 2 : 1 とされた。

付加価値割の課税標準は、収益配分額（＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）± 単年度損益（繰越欠損金額控除前の税法上の所得）であり、シャウプ勧告で地方税として導入が求められながら実現に至らなかった付加価値税（加算法所得型付加価値税）である。収益配分額の大部分は報酬給与額であることから、報酬給与額に対する課税が雇用を圧迫することへの配慮として、報酬給与額が収益配分額の 70% を超える場合には、当該超える額を雇用安定控除額として課税標準から控除することとされた。

資本割の課税標準は、法人税法上の資本金等の額又は連結個別資本金等の額である。ただし、一定の持株会社に対しては資本等の金額から、当該資本等の金額に総資産のうちに占める子会社株式の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を控除する。また、資本金額 1000 億円を超える部分については、課税標準を 5000 億円までは 50%、5000 億円超 1 兆円までは 25% とし、1 兆円を超える額は課税標準に算入されない。

さらに、事業税の応益課税としての性格から、国外事業を行う法人については、国外における事業規模等を勘案して国内事業相当額のみ課税する。また、赤字法人課税の性格を薄めるため、赤字が 3 年以上継続する法人や創業 5 年以内の赤字ベンチャー企業を対象として最長 6 年間徴収を猶予する制度が創設されている。

【現行法人事業税（資本金 1 億円超の大法人）のイメージ】

地方法人 特別税 (所得割 × 1.48 = 4.3%)	所得割 2.9%	付加価値 割 0.48%	} 2
		資本割 0.2%	
3		:	1

付加価値割 = 付加価値額 × 0.48%

付加価値額 = 収益配分額 ± 単年度損益

収益配分額 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料

資本割 = 資本等の金額 (資本の金額又は出資金額 + 資本積立金額) × 0.2%

* 資本割の特例

- (1) 一定の持株会社については、資本等の金額から、当該資本等の金額に総資産のうち
に占める子会社株式の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を控除
- (2) 資本等の金額のうち 1,000 億円を超える部分を段階的に圧縮、1 兆円を超える部分
は課税標準に算入しない

(阿部 泰久 日本経済団体連合会 経済基盤本部長 著)

試算集計表 - 個別財務諸表による試算（マイクロ・ベース）

製造業 1 2007年度

企業名	トヨタ自動車	本田技研		日立製作所	東 芝	ソニー	キヤノン		三菱重工業	小松製作所
現行法人税課税 ^レ -ス(百万円)	1205072	166901		152671	47167	419197	532557		41193	126729
現行法人税額A(百万円)	482029	66760		61068	18867	167679	213023		16477	50692
現行法人税額B(百万円)	399300	61033		21642	15632	107798	202198		33484	40718
CBIT										
ネット支払利子	53297	7330		5286	12282	4540	3339		12376	261
課税ベース = + ネット支払利子	1151775	159571		147385	34885	423737	529218		53569	126990
Aに見合う税率(%)	41.85	41.84		(41.43)	(54.08)	39.57	40.25		30.76	39.92
Bに見合う税率(%)	34.67	38.25		(14.68)	(44.81)	25.44	38.21		62.51	32.06
ACE										
株式控除	104801	27532		14537	11849	38076	28302		16244	8910
課税ベース = - 株式控除	1100271	13969		167208	59016	390021	504255		24949	117819
Aに見合う税率(%)	43.81	47.79		(36.52)	(31.97)	42.99	42.25		66.04	43.02
Bに見合う税率(%)	36.29	43.69		(12.94)	(26.48)	27.63	40.10		142.28	34.56
BAT										
課税ベース =	1511531	385211		232729	114692	322301	482712		431324	163577
企業収益(営業利益)	1108600	140490		74116	36264	140209	533941		94919	127143
+ 賃金	839151	325289		357537	316465	197610	194940		336700	82706
- 投資	382924	73239		55978	250319	20058	242830		12671	46533
- 金融収益	53297	7330		5286	12282	4540	3339		12376	261
Aに見合う税率(%)	31.89	17.33		-	-	52.03	44.13		3.82	30.99
Bに見合う税率(%)	26.41	15.84		-	-	33.45	41.89		8.23	24.89

製造業 1 2006年度

企業名	トヨタ自動車	本田技研		日立製作所	東 芝	ソニー	キヤノン		三菱重工業	小松製作所
現行法人税課税 [△] -ス(百万円)	1 2 4 3 3 6 2	1 0 6 2 8 8		2 3 8 0 5 4	4 6 0 5 0	1 3 6 2 5 6	4 9 4 9 5 9		3 8 2 4 6	1 1 2 9 8 8
現行法人税額A(百万円)	4 9 7 3 4 5	4 2 5 1 5		9 5 2 2 2	1 8 4 2 0	5 4 5 0 2	1 9 7 9 8 4		1 5 2 9 8	4 5 1 9 5
現行法人税額B(百万円)	4 7 4 6 0 0	7 7 5 6 4		1 4 3 7 5	1 3 4 8 0	1 6 5 2 5	1 7 5 4 6 4		1 3 8 4 9	3 9 4 6 1
CBIT										
ネット支払利子	2 2 8 8 6	6 6 8 9		1 2 8 8 9	5 4 4 2	6 6 5 4	2 2 1 3		9 1 0 6	1 3 9
課税ベース= + ネット支払利子	1 2 0 9 3 1 7	9 9 5 9 9		2 2 5 1 6 5	5 7 8 3 9	1 4 2 9 1 0	4 9 2 7 4 6		4 7 3 5 2	1 1 3 1 2 7
Aに見合う税率(%)	4 1 . 1 3	4 2 . 6 7		(4 2 . 2 9)	3 5 . 7 7	3 8 . 1 4	4 0 . 1 8		3 2 . 3 1	3 9 . 9 5
Bに見合う税率(%)	3 9 . 2 5	7 7 . 8 8		(6 . 3 8)	2 6 . 1 8	1 1 . 5 6	3 5 . 6 1		2 9 . 2 5	3 4 . 8 8
ACE										
株式控除	9 8 9 0 6	2 5 8 5 4		1 6 7 6 5	1 1 2 3 3	3 2 3 2 9	3 1 5 2 3		1 6 0 2 9	8 0 0 8
課税ベース= - 株式控除	1 1 4 4 4 5 6	8 0 4 3 4		2 5 4 8 1 9	3 4 8 1 7	1 0 3 9 2 7	4 6 3 4 3 6		2 2 2 1 7	1 0 4 9 8 0
Aに見合う税率(%)	4 3 . 4 6	5 2 . 8 6		(3 7 . 3 7)	5 2 . 9 1	5 2 . 4 4	4 2 . 7 3		6 8 . 8 6	4 3 . 0 5
Bに見合う税率(%)	4 1 . 4 7	9 6 . 4 3		(5 . 6 4)	3 8 . 7 1	1 5 . 9 0	3 7 . 8 6		6 0 . 7 2	3 7 . 5 9
BAT										
課税ベース=	1 6 0 9 7 3 9	5 1 5 0 4 3		2 3 0 9 1 6	2 2 1 7 1 0	3 0 1 5 1 3	4 6 9 5 0 6		2 9 1 6 2 0	1 2 5 2 8 0
企業収益(営業利益)	1 1 5 0 9 2 1	2 0 1 7 1 9		6 6 2 8 5	7 2 1 4 1	1 4 1 9 7 1	5 1 1 1 5 7		7 1 6 3 3	9 0 4 7 5
+ 賃金	8 3 9 4 6 5	3 2 5 2 9 1		3 6 4 8 4 6	3 1 0 6 9 1	1 8 2 8 1 8	1 9 2 4 1 6		3 2 0 3 2 2	7 6 2 3 4
- 投資	3 5 7 7 6 3	5 2 7 8		8 0 5 3 4	1 6 6 5 6 4	2 9 9 3 0	2 3 1 8 5 4		1 0 9 4 4 1	4 1 5 6 8
- 金融収益	2 2 8 8 6	6 6 8 9		1 2 8 8 9	5 4 4 2	6 6 5 4	2 2 1 3		9 1 0 6	1 3 9
Aに見合う税率(%)	3 0 . 9 0	8 . 2 5		-	8 . 3 1	1 8 . 0 8	4 2 . 1 7		5 . 2 5	3 6 . 0 8
Bに見合う税率(%)	2 9 . 4 8	1 5 . 0 6		-	6 . 0 8	4 . 4 9	3 7 . 3 7		4 . 7 5	3 1 . 5 0

製造業 2 2007年度

企業名	新日本製鐵	住友金属工業		住友化学	武田薬品工業	東レ	旭化成			
現行法人税課税ベース(百万円)	357141	177474		1932	267436	12901	33493			
現行法人税額A(百万円)	122856	70990		773	106974	5160	13397			
現行法人税額B(百万円)	128100	63000		1260	137558	667	2672			
CBIT										
ネット支払利子	16604	9256		8152	4343	2977	245			
課税ベース = + ネット支払利子	373745	189156		6221	263093	15878	33248			
Aに見合う税率(%)	32.87	38.02		-	40.66	32.50	40.29			
Bに見合う税率(%)	34.27	33.74		20.25	52.28	4.20	-			
ACE										
株式控除	17404	9642		5687	21630	6455	5540			
課税ベース = - 株式控除	339737	167832		7619	245806	6456	27953			
Aに見合う税率(%)	36.16	42.30		(10.15)	43.52	80.05	47.93			
Bに見合う税率(%)	37.71	37.54		-	55.96	10.35	-			
BAT										
課税ベース =	327180	201958		18615	289620	46027	39804			
企業収益(営業利益)	376128	204531		14292	267935	33121	33801			
+ 賃金	170613	80247		48755	41569	61293	10308			
- 投資	236165	92076		52583	15541	51364	2253			
- 金融収益	16604	9256		8152	4343	2977	245			
Aに見合う税率(%)	37.55	35.15		-	36.94	11.21	33.66			

Bに見合う税率(%)	39.15	31.19		6.77	47.50	1.14	-			
------------	-------	-------	--	------	-------	------	---	--	--	--

製造業 2 2006年度

企業名	新日本製鐵	住友金属工業		住友化学	武田薬品工業	東レ	旭化成			
現行法人税課税ベース(百万円)	382728	209937		81049	378688	14923	26060			
現行法人税額A(百万円)	153091	83975		32420	151475	5969	10424			
現行法人税額B(百万円)	145900	85700		22000	142583	13985	3104			
CBIT										
ネット支払利子	10693	6907		6642	2047	2433	363			
課税ベース = + 支払利子	393421	216844		87691	376641	17356	25697			
Aに見合う税率(%)	38.91	38.72		36.97	40.22	34.39	40.57			
Bに見合う税率(%)	37.08	39.52		25.09	37.86	80.58	-			
ACE										
株式控除	16221	8671		5663	22880	6339	5248			
課税ベース = - 株式控除	367507	201266		75386	355808	8584	20812			
Aに見合う税率(%)	41.65	41.72		43.01	42.57	69.54	50.09			
Bに見合う税率(%)	39.70	42.58		29.18	40.01	162.92	-			
BAT										
課税ベース =	415942	225812		51231	376137	56327	35608			
企業収益(営業利益)	402277	238544		45928	347652	42845	28216			
+ 賃金	179184	78732		45031	43044	58826	10299			
- 投資	176212	38371		46370	12512	47777	2544			
- 金融収益	10693	6907		6642	2047	2433	363			

Aに見合う税率(%)	36.81	37.19		63.28	40.27	10.60	29.27			
Bに見合う税率(%)	35.08	37.95		42.94	37.91	24.83	-			

非製造業 2007年度

企業名	鹿島建設	大成建設	三菱地所	三井不動産	イオン	ダイエー	三菱商事	三井物産	NTTドコモ	JR東日本
現行法人税課税 [△] -ス(百万円)	3456	15912	101682	39415	134	30914	6231	21249	367784	270022
現行法人税額A(百万円)	1382	6365	40673	15766	54	12366	2492	8500	147114	108009
現行法人税額B(百万円)	4732	2572	38482	15940	11322	283	53265	63765	158400	100934
CBIT										
ネット支払利子	5274	4843	15850	15552	3550	1380	17803	24698	4234	124220
課税ベース= + ネット支払利子	8730	20755	117532	54967	3484	32294	11572	3449	372018	394242
Aに見合う税率(%)	15.83	30.67	34.61	28.68	1.55	38.29	-	-	39.54	27.40
Bに見合う税率(%)	54.20	12.18	32.74	29.00	324.97	0.88	460.29	1848.80	42.58	25.60
ACE										
株式控除	2860	3931	8535	7714	8094	2559	17199	17031	37956	21245
課税ベース= - 株式控除	596	11981	93147	31701	7960	28355	23430	38280	329828	248777
Aに見合う税率(%)	231.95	53.12	43.66	49.73	-	43.61	(10.64)	(22.20)	44.60	43.42
Bに見合う税率(%)	793.96	21.47	41.31	50.28	-	1.00	-	-	48.03	40.57
BAT										
課税ベース=	194913	155897	43377	25413	194354	104788	130264	138768	290972	785708
				2						
企業収益(営業利益)	4642	33090	124642	82599	31718	1410	12678	10370	392338	372613
+ 賃金	189850	111298	17580	21567	248928	87819	100882	100956	61213	545719
- 投資	4860	6666	114659	373850	89842	14179	1094	2744	169985	256844

- 金融収益	5 2 7 4	4 8 4 3	1 5 8 5 0	1 5 5 5 2	3 5 5 0	1 3 8 0	1 7 8 0 3	2 4 6 9 8	4 2 3 4	1 2 4 2 2 0
Aに見合う税率 (%)	0 . 7 1	4 . 0 8	9 3 . 7 6	-	0 . 0 7	1 1 . 8 0	-	-	5 0 . 5 6	1 3 . 7 5
Bに見合う税率 (%)	2 . 4 3	1 . 6 5	8 8 . 7 2	-	5 . 8 3	0 . 2 7	4 0 . 8 9	4 5 . 9 5	5 4 . 4 3	1 2 . 8 5

非製造業 2006年度

企業名	鹿島建設	大成建設	三菱地所	三井不動産	イオン	ダイエー	三菱商事	三井物産	NTTドコモ	JR東日本
現行法人税課税 [△] - _△ (百万円)	5 0 0 7 2	2 0 7 2 9	8 4 1 7 0	4 9 0 4 8	2 9 0 8 1	3 2 0 3 8	6 2 1 1 8	2 9 7 4	3 8 1 1 6 6	2 6 1 1 5 3
現行法人税額A (百万円)	2 0 0 2 9	8 2 9 2	3 3 6 6 8	1 9 6 6 9	1 1 6 3 2	1 2 8 1 5	2 4 8 4 7	1 1 9 0	1 5 2 4 6 6	1 0 4 4 6 1
現行法人税額B (百万円)	9 8 8 3	6 9 7 1	2 0 1 1 4	1 1 5 0	2 0 9 2 2	1 3 6 1	8 1 8 7 2	1 8 3 0 6	6 9 8 0 0	1 1 5 6 4 4
CBIT										
ネット支払利子	4 9 5 8	4 8 0 2	1 3 4 1 7	1 2 3 4 9	3 1 2 5	4 8 8 3	7 1 3 6	2 0 3 1 5	4 4 5 5	1 1 3 4 0
課税ベース = + ネット支払利子	5 5 0 3 0	2 5 5 3 1	9 7 5 8 7	6 1 3 9 7	3 2 2 0 6	3 6 9 2 1	8 9 2 5 4	2 3 2 8 9	3 8 5 6 2 1	2 7 2 4 4 3
Aに見合う税率 (%)	3 6 . 4 0	3 2 . 4 8	3 4 . 5 0	3 1 . 9 5	3 6 . 1 2	3 4 . 7 1	3 5 . 8 8	5 . 1 1	3 9 . 5 3	3 8 . 3 4
Bに見合う税率 (%)	1 7 . 9 6	2 7 . 3 0	2 0 . 6 1	1 . 8 7	6 4 . 9 6	-	1 1 8 . 2 2	7 8 . 6 0	1 8 . 1 0	4 2 . 4 5
ACE										
株式控除	3 0 7 7	3 7 9 9	8 0 1 3	7 5 6 7	9 1 3 4	2 0 4 5	1 7 1 9 4	1 5 3 3 8	3 7 2 5 2	1 9 3 6 8
課税ベース = - 株式控除	4 6 9 9 5	1 6 9 3 0	7 6 1 5 7	4 1 4 8 1	1 9 9 4 7	2 9 9 9 3	4 4 9 2 4	1 2 3 6 4	3 4 3 9 1 4	2 4 1 7 8 5
Aに見合う税率 (%)	4 2 . 6 2	4 8 . 9 8	4 4 . 2 1	4 7 . 3 0	5 8 . 3 2	4 2 . 7 3	5 5 . 3 1	-	4 4 . 3 3	4 3 . 2 0
Bに見合う税率 (%)	2 1 . 0 3	4 1 . 1 7	2 6 . 4 1	2 . 7 7	1 0 4 . 8 9	-	1 8 2 . 2 5	-	2 0 . 3 0	4 7 . 8 3
BAT										
課税ベース =	2 2 6 4 6 0	1 7 9 8 5 5	6 3 0 9 5	4 1 3 1 7	2 3 5 7 2 9	1 0 5 4 2 3	1 1 2 7 1 1	1 3 7 6 6 6	2 2 0 7 0 9	7 5 3 5 7 4
企業収益 (営業利益)	5 1 0 6 5	4 2 3 1 2	1 2 1 1 9 3	7 4 3 0 8	3 3 5 7 6	4 1 3 2	1 3 9 4 1	1 5 0 7 4	3 9 0 9 8 8	3 6 2 7 1 5
+ 賃金	1 8 9 4 8 6	1 1 9 2 1 4	1 6 0 1 2	2 4 3 4 7	2 4 3 8 1 3	8 8 9 6 9	9 9 0 4 2	1 0 3 3 0 2	5 4 4 1	5 5 7 7 8 0
- 投資	1 9 0 4 9	1 3 5 2 7	8 7 5 2 7	6 9 6 8 7	4 4 7 8 5	7 4 3 9	7 4 0 8	1 0 2 5	2 2 9 1 7 5	2 7 8 2 6 1

- 金融収益	4 9 5 8	4 8 0 2	1 3 4 1 7	1 2 3 4 9	3 1 2 5	4 8 8 3	7 1 3 6	2 0 3 1 5	4 4 5 5	1 1 3 4 0
Aに見合う税率(%)	8 . 8 4	4 . 6 1	5 3 . 3 6	4 7 . 4 8	4 . 9 3	1 2 . 1 6	2 2 . 0 5	0 . 8 6	6 9 . 0 8	1 3 . 8 6
Bに見合う税率(%)	4 . 3 6	3 . 8 8	3 1 . 8 9	2 . 7 8	8 . 8 8	-	7 2 . 6 4	1 3 . 3 0	3 1 . 6 3	1 5 . 3 5

第4部 消費課税のあり方

1. マーリーズ・レビューの概要

マーリーズ・レビューにおける Value-Added Tax and Excises の部分は、Ian Crawford, Micheal Keen, Stephen Smith の3人（以下 CKS）の学者が書いた“Value-Added Tax and Excises”というメインレポート（以下、マーリーズ・レビュー）に対して、Richard Birds 氏と Ian Dickson, David White の3人の学者がそれぞれコメント（レポートは2本）するという体裁をとっている。

中でも注目すべき点は、英国 VAT について、広範囲にわたる非課税措置の導入による課税ベースの縮小と、ゼロ税率・軽減税率等の優遇税率に伴う税制の複雑性・コンプライアンスコストの上昇に焦点を当て、それら優遇税制の政策効果という観点も加えて、批判を行うとともに、具体的な政策提言を行っている点である。

以下、CKS のレポートを中心にしつつ、3人の学者のコメントも適宜引用する形で、優遇税率の取り扱いに的を絞って見ていきたい。なお、Excises の部分は概要を記すだけにとどめ、VAT の EU 域内取引にかかる部分については省略する。

マーリーズ・レビューは、「ミード報告から30年たって、英国の税体系は VAT に大きく依存することとなり、今や歳入の16%（ネットベース）を占めている。他方で個別間接税の比重は一貫して下がってきた。このような状況下で、改めて VAT と個別間接税の役割を考え直す時期に来ている」というものである。内容は、（1）間接税の論理、役割、最適課税構造、（2）VAT、（3）酒税とたばこ税、（4）国際的側面の4部からなっている。

（1）では、直接税と間接税の最適比率（わが国でいうところの直間比率）について次のような議論をしている。「最適比率の問題は、古くから言われてきたが、いまだ完全には解明されていない問題である。しかし、2つの税は、われわれが考えるほどはっきりした相違があるものではない。とりわけ、VAT と、賃金・利潤に対する包括的な所得税制とを比べると、労働市場に与える影響は似ているところが多くある。したがって、所得税から VAT へのシフトは、それほど労働市場、雇用に大きな影響を与えるものではない。実際、両税の比率の問題は、むしろ税務執行やコンプライアンスの問題としてとらえることが重要である。所得課税と消費課税については、片方の税だけ導入されるより、適切に組み合わせで導入される方が、歳入口スリスクを軽減させ、相互連携しつつ執行されている（税務当局の）資源を広く活用できるので望ましい」としている。

その上で、個別間接税について、「所得税と異なり、個別に異なる税率で課税することを可能とする。汚染とか経済外務コストを扱うという理由で、酒、たばこは重く課税されているが、当局は、それらの経済外部性について説明する必要がある。また、現実には高税率になっているのは、酒とたばこだけである。むしろ他の財については、（標準より）低い税率が必要かどうか議論する必要がある。たとえば、子育てに必要なコストとなる財、労働

節約的な食品への低率課税が必要かもしれない。一方で、レジャー時の消費、DIYのインプットなどへの高率課税は、(レジャーへのディスインセンティブとなるので)、労働へのディスインセンティブを軽減させることになるかもしれない。しかし、その差がどの程度なのか、科学的には計測しがたいし、仮に計測できたとしても、「導入すれば複雑な税になる」と述べている。

(2) VAT (. The Value Added Tax) については、「VAT は今や 130 カ国を超える国々で採用されている税である。英国では EU への加盟の際の条件 (域内競争条件の中立化) であったことから採用された。(全段階)税額控除と還付を組み込んだ途切れないChain(取引の連鎖)のシステムは、理論的にも優れたものである。」と評価している。

その上で、「VAT のメリットは第 1 に、輸出免税システムをとるので、EU 域内の貿易が大いに促進されることとなったこと、第 2 に、前段階控除というシステムをとるので、self enforcing で、執行の正確性・簡索性に優れており、また免税業者も、税額控除を受けたいがために、Chain に入らざるをえないというメカニズムが働くことである」としている。その上で、「このメリットは、いい方向にだけ働くのではなく、悪い方向にも働く。つまり、還付の場合きちんと税金を支払ったという証拠を税務当局に送るインセンティブをもたないような場合には、メカニズムが機能せず、不正取引の連鎖となってしまう。実際このような事例(筆者注 回転木馬と呼ばれている)が域内取引について生じている。」としたうえで、「このような問題はあつたものの、VAT は極めて効果的な税制であるということが出来る」と総括している。

2 . 英国 VAT とその問題点

2.1 英国 VAT の問題点

議論の中心は、英国の VAT 制度の問題点を洗い出し、マーリーズ・レビューとしての提言を行っていることである。

最大の問題点としてあげられているのは、非課税の範囲が広く、また免税点も高く設定されているので、課税ベースの浸食が進み大幅な減収となっていること、加えて、そのことにより価格がゆがみ経済的非効率をもたらしていることと、低所得者対策として導入されているゼロ税率・軽減税率が広範囲で適用される結果、税制が複雑で事業者と税務当局双方にとってのコンプライアンスコストが高いことである。(図表 1)

当局は、2008 年の税収減(減収額)を、ゼロ税率に伴うもの 280 億ポンド(このうち食料品 120 億ポンド、居住用住宅の建築 56 億ポンド)、軽減税率によるものは 37 億ポンド(家庭用燃料・電力等)、非課税によるもの 120 億ポンド(このうち金融・保険サービスに伴うもの 44 億ポンド)、合計で 427 億ポンドと試算している(図表 2)。英国の VAT 税収(2008 年)は 784 億ポンドであるので、減収額がいかに大きな水準かわかる。

図表 1 英国 VAT の概要

イギリスにおける非課税・ゼロ税率・軽減税率の適用品目

非課税	土地・建物の譲渡・賃貸(非居住用新築物件の譲渡は除く)。保険。郵便サービス。賭け事・博戯・富くじ。金融。教育。医療及び福祉。埋葬・火葬。労働組合・専門職業協会等の非営利組織の会員向けサービス(会費以外の対価を徴収しないもの)。スポーツ又は身体レクリエーションの競技会への参加料(非営利のもの)。芸術作品。慈善団体による募金活動(同一地域での開催が年15回以下のもの)に付随する財・サービスの提供。公的団体等の美術館、動物園、文化的施設への入場料。仕入税額が回復できない財。投資目的の金。
ゼロ税率	食料品(ケータリング、レストランでの飲食、温かい食べ物のテイクアウトは除く。菓子、酒、飲料(水を含む。ただし茶、ココア、コーヒー、牛乳はゼロ税率)、ジャガイモ製品、自家用酒製造用パックは標準税率。原則はゼロ税率で、適用除外品目を限定列挙。ただし、適用除外品目にも例外がある)。下水サービス、水。書籍、新聞、雑誌、絵本、楽譜、地図。王立盲人援護協会又は類似の慈善団体のための録音図書、無線受信機、再生機の提供。住宅の建築。保護建築物の譲渡(再建後1回目のみ)、改変。国際サービス。船舶・飛行機の供給・修理・メンテナンス、旅客輸送、国際貨物輸送。キャラバン、居住用ボート。金取引(中央銀行・ロンドン金市場との国内保有の取引)。銀行小切手。処方薬、医療用品、障害者のための補助具・自動車とそれに付随するサービス。一定の輸出入。慈善団体による被寄附物の売却及び賃貸、慈善団体への寄附。大人の着用には適さない幼児用の衣料・靴(毛皮を使用しているものは除く)、産業用の防護靴・ヘルメット、バイク・自転車用ヘルメット
5%	家庭用の燃料又は電力の供給。居住用又は適格慈善団体の敷地への省エネルギー器具の設置サービス(及び器具の供給)。低所得者、高齢者(60歳以上)を対象とした暖房設備又は防犯用品の設置。女性用の衛生用品。避妊具。チャイルドシート。住宅の適格な転換(住居の数を变える、世帯数を増やす、非居住用から居住用住宅への転換)。空屋期間3年超の住宅の改築。輸入美術品、収集品、アンティークの一部。等

(出典) IBFD, *Value Added Taxation for Europe*. 等。

図表 2 英国 VAT の減収額

イギリス付加価値税：非課税、軽減税率等の税収に与える影響（2008 年度）

		減収額(推計)	
標準税率(17.5%)		——	
軽減税率(5%)	家庭用燃料・電力 等	37.0億ポンド	(5,476億円)
ゼロ税率	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築 等	269.5億ポンド (3兆9,889億円)	
		(主なもの) ・食料品 20.0億ポンド (1兆7,760億円) ・居住用建物の建築 56.0億ポンド (8,286億円) ・国内旅客運送 25.5億ポンド (3,774億円) ・書籍、新聞及び雑誌 15.0億ポンド (2,220億円) ・上下水道サービス 13.5億ポンド (1,998億円) ・子供服 12.0億ポンド (1,776億円)	
非課税	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉 等	120.0億ポンド (1兆7,760億円)	
		(主なもの) ・金融及び保険 43.5億ポンド (6,436億円) ・居住用建物の賃貸 36.0億ポンド (5,328億円) ・賭博、遊技及び宝くじ 11.0億ポンド (1,628億円)	
計		426.5億ポンド	(6兆3,122億円)

(注1) 付加価値税収(2008年度)は、784億ポンド(11兆6,090億円)である。

(注2) 邦貨換算レートは、1ポンド=149円(鑑定外国為替相場:平成21年11月中における実勢相場の平均値)。

(出所) HMRC“National Statistics”

图表3 C 效率性

Table 2. VAT Rates, Revenues and C-Efficiency in the OECD/1

	Standard Rate (percent)	Reduced Rates /2 (percent)	Threshold /3 (in USD)	C-Efficiency /4 (percent, 2005)
Australia	10	Zero	35,500	57
Austria	20	10, 12	34,40	60
Belgium	21	Zero, 6, 12	6,400	50
Canada	6	Zero	25,000	52
Czech Republic	19	Zero, 5	70,000	59
Denmark	25	Zero	5,800	62
Finland	22	Zero, 8, 17	9,700	61
France	19.6	2.1, 5.5	87,500	51
Germany	19	7	20,000	54
Greece	19	4.5, 9.0	11,500	46
Hungary	20	5	30,800	49
Iceland	24.5	Zero, 7	4,800	62
Ireland	21	Zero, 4.8, 13.5	63,000	68
Italy	20	Zero, 4, 10	8,000	41
Japan	5	-	80,600	72
Korea	10	Zero	None	71
Luxembourg	15	3, 6, 12	11,500	81
Mexico	15	Zero	None	33
Netherlands	19	6	2,200	61
New Zealand	12	Zero	26,300	105
Norway	25	Zero, 8, 14	5,600	58
Poland	22	Zero, 7	20,900	48
Portugal	21	5, 12	11,500	48
Slovak Republic	19	-	86,700	53
Spain	16	4, 7	None	56
Sweden	25	Zero, 6, 12	None	55
Switzerland	7.6	Zero, 2.4, 3.6	44,100	76
Turkey	18	1,8	None 4/	53
United Kingdom	17.5	Zero, 5	93,600	49
Unweighted average	17.7			58

Source: OECD (2008). Rates applying only in particular regions—such as the reduced rate applied in border regions by Mexico, and to overseas departments by France—are excluded.

2.3 効率性の比較

このような消費税(制度)の効率性を国際比較する指標として、C 効率性(C-Efficiency)が用いられる(図表3)。

これは、消費税収をその課税対象となる消費支出額で割って法定税率と比べたもの、具体的には、最終消費支出からそこに含まれている消費税収を引き標準税率を乗じて計算した消費税収と実際の消費税収との比率である。これで見ると、英国の消費税制度の効率性は、OECD 諸国の中で極めて低い部類(30 か国中下から 6 番目)に属していることがわかる。ゼロ税率・軽減税率や非課税品目が多いことにより税収が大きく失われていることを示しているのだが、あわせて、税務当局の執行コストや納税者のコンプライアンスコストの問題も生じていることを示している。ちなみに単一税率をとるわが国の消費税の効率性は、ニュージーランド、ルクセンブルク、スイスについて世界で4番目に高くなっている。

非課税範囲を拡大すると、消費税の仕入れ税額控除の Chain が断ち切られるので、税の累積を招き価格体系にゆがみを生じさせる。つまり、仕入れ税額控除できない消費税分が価格の中に入り込み、そこにまた消費税がかかることにより税の累積が生じるのである。また、公益活動を行う団体のサービスを非課税とすることは、競合する民間事業者の競争を阻害することになるという公平性の問題も生じる。

複数税率を設けると、国庫の歳入の減少を生じさせるだけでなく、対象品目を選定する段階で議論が錯綜したり、業者間の確執が生じたりするという問題も生じる。また、たとえば労働集約的な事業を行う零細事業者には軽減税率を適用すべきではないかといった、本来の趣旨からはずれた項目への拡大という問題も指摘している。さらに、住居(住宅建設)へのゼロ税率がさまざまな問題を引き起こしていることも指摘している。

いずれにしても、消費者の嗜好が多様化している中で、優遇税率の範囲を合理的・具体的に定めることは困難で、膨大なレギュレーションの山と格闘することになり、税務執行コストも納税者のコンプライアンスコストが増加する。

2.4 政策効果の問題

マーリーズ・レビューは、このような非課税や優遇税率の執行面での問題点を指摘するだけでなく、優遇税率制定の政策意義・効果についても疑問を投げかけている。

「優遇税率等の趣旨は、逆進性への対策だということだが、逆進性の議論は、一時点の消費だけをとらえて問題にするのではなく、生涯所得で考えることが必要だ。若年層や老年層は所得が低く消費税負担が高いが、勤労世代の時は消費税負担は低いはずだ」として、逆進性議論そのものに疑問を投げかけている。

次に政策の有効性について、「逆進性の問題は、所得に対する消費税負担の比率でとらえられ議論されているが、消費税負担の絶対額で考えることも重要だ。優遇税率を適用され

ている食料支出は、高所得者層の方が多いため、優遇を受ける金額の多寡で比較すると、金持ちの方が受益が多いことになる」としている。

さらに、「優遇税率は、低所得者の負担に配慮するという目的のために導入されているが、同じ目的を持つ他の政策手段に比べて、効率が悪く効果が小さいという問題がある。現行税制では、100ポンドの税収を上げると11.5ポンドの税収を失っている（筆者注、この数字の根拠は不明）。一方英国には、所得税、（給付付き）税額控除、社会保障給付といった、低所得者への所得移転のツールをいろいろ持っており、それを活用の方が効果的・直接的である。ゼロ税率で失われている税収を低所得者にまわせば、より公平の目的が達成できる上に、所得税の標準税率を引き下げたり、課税最低限を引き上げ（減税する）たりすることが可能となる」としている。

3. 英国 VAT 制度見直しの提言 単一税率と給付付き税額控除

上記のような分析を経てマーリーズ・レビューは、優遇税率の廃止の代わりに以下の提言を行っている。

「低所得層の支援のために導入されている VAT の優遇税率の生活支援効果は弱い。そこで、ゼロ税率と軽減税率を廃止して単一税率に統一する。その財源を活用して、ミーンズテスト付の社会保障給付と税額控除を15%増加させる。このような改革により、30%の低所得者の生活水準を向上させることができる。さらに、110億ポンドの低所得者対策に活用できる財政収入をもたらす」としている。

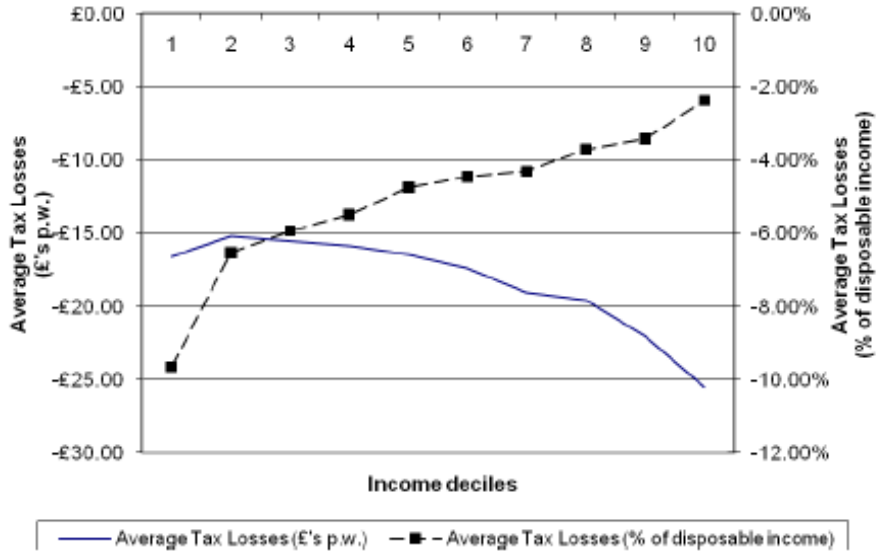
その上で、「このような結論は何も新しいものではない。現在のアンフェアな税率構造を認識し、このような変化を行おうとする政治的意思があれば実行可能だ」としている。

図表4は、VATを17.5%の単一税率に統一した場合の所得分位別の税収口スをみたものである。減税額を可処分所得に対する比率で見ると、低所得者層ほど割合が高くなっているが、減税額の水準で見ると、高所得者層の方が多くなっており、優遇税率が（金額ベースで）高所得者層により多くの恩恵を与えていることを示している。

図表5は、マーリーズ・レビューの提言する改革案を実行した場合の所得分配に与える影響を示しているが、金額ベースでも割合で見ても、低所得者層ほど受益が大きく、高所得者層ほど負担が大きいかを示している。とりわけ、第3分位の所得階層までは、ネットの受益超過になることを示している。

図表4 収VATを単一税率にした場合の減税額

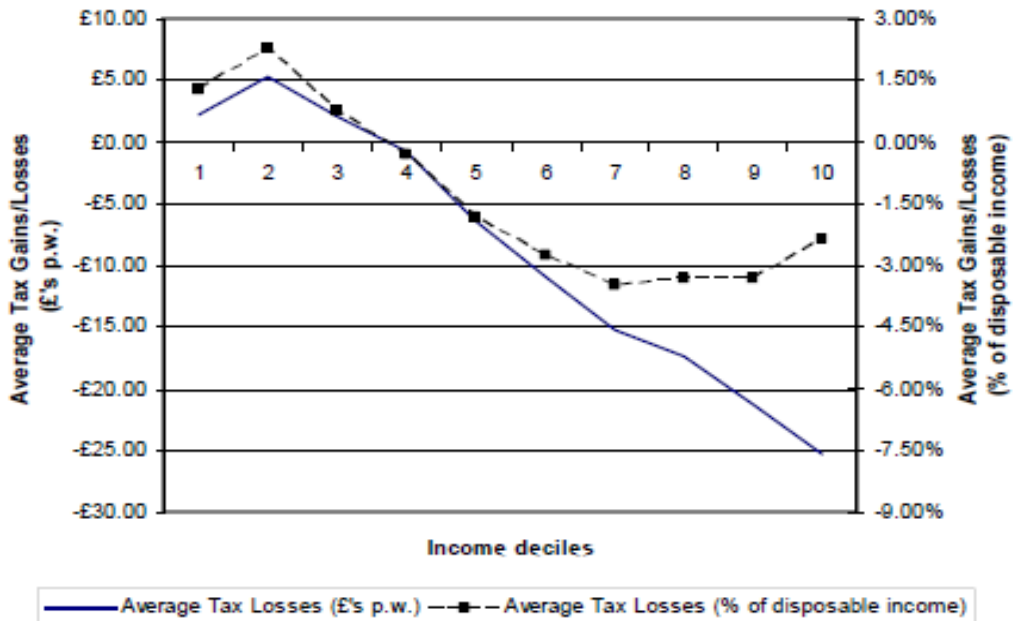
Figure 1: Tax losses from unifying VAT rates at 17.5 percent



Note: Income decile groups (1=poorest, 10=richest) are derived by dividing all households into 10 equal-sized groups according to disposable income adjusted for household size and composition using the McClements equivalence scale.
 Source: IFS calculations using the IFS tax and benefit microsimulation model, TAXBEN, run on updated data from the 2005-06 Expenditure and Food Survey.

図表5 改革案の所得再分配効果

Figure 2: Distributional impact of the reform package



4 . VAT と GST

4.1 VAT と GST

マーリーズ・レビューが英国の VAT の課題を論じているのに対して、マーリーズ・レビューに対するコメント報告書の中で Bird は、「包括的な課税ベースと単一税率である NZ 等の GST は、『第 2 世代』の VAT である」と位置付けている。また Dickson と White (以下、D&W) は、「英国型 VAT は、第 1 ステージの VAT ものである」、あるいは「オーストラリアとニュージーランドの導入している GST (goods and service tax) は、あらゆる税・サービスを対象とし、例外なく課税する一方、低所得者対策として効果の高い給付付き税額控除等で行っているが、このような税制は、欧州型 VAT を進化させ改善したものである」「ミード報告時にはいまだ英国にとって目新しかった VAT は、最近導入された税制である GST に比べると、税率構造と基本的なデザインという 2 つの面において時代遅れになっている。」という認識を示し、今後他国も参考にすべきことを述べている。以下では、C&W のコメントをベースに論じる。

C&W は、英国型 VAT の問題点として、以下の 2 つを挙げている。

「第 1 に、例外の拡大である。英国 VAT の下では、公益法人、健康、教育、医療サービス、金融サービス等が非課税となっているが、これらは VAT のインプット・アウトプットのチェーンを断ち切り、底知れない程度の非効率性をもたらしている。ニュージーランドに始まる最近の国際的な経験によると、これらの例外は不要で、かつ、消費課税の課税ベースを拡大できる可能性について示唆をしている。

金融サービスに関して、課税の例外に対する取り扱いのオールタナティブを考えることは、問題の完全な解決は無理としても、メリットが大きい。金融サービスのキャッシュフローの取り扱いに留意し、これらのサービスを提供する人のキャッシュインフローを VAT の課税対象とするサービスにすることが可能となる。これは、登録事業者についてはゼロ税率とする、という方法によって可能になる。これにより、ネットの税収を大幅に増加させることができる。」

「2 番目は、EU メンバー間の取引の問題である。仕向け地課税ベースが最終目標であるが、それまでの間の暫定的な現行の課税方法には問題が多く、再考する必要がある。域内取引について、輸出免税 (ゼロ税率) とする取り扱いは、不正と租税回避を生んでおり、問題である」としている。

4.2 ニュージーランドの GST の概要と導入の経緯

ニュージーランド GST の概要を D&W のコメントペーパーと鎌倉 (2008) を参考にしながら記述してみたい。

ニュージーランドの GST は、労働党ロンギ政権下の 1986 年 10 月に導入された。従前から、中道右派の国民党と中道左派の労働党の 2 大政党が主に政権を担ってきたが、1984 年に中道左派の労働党が 8 年 7 か月ぶりに政権に就くと、長期的な景気低迷で閉塞的状况に陥っていた経済状況を打破するために、前政権までの介入主義的・保護主義的経済政策から自由主義的な経済政策へと、大きな政策転換がなされた。これが、いわゆるロジャーノミクスによる抜本的な産業構造改革・財政構造改革であり、GST 導入を含む税制改革もその一環として行われた。D&W は、「最大の契機は 84 年の経済危機で、国民が改革の必要性を認識したことである」と指摘している。

GST の導入の狙いは、従来の卸売売上税の歪み(免税範囲が広い、7 つの従価税率と 12 の特別税率があり税率構造が複雑、製造業者から直接購入できる大規模小売業者に有利に働く、サービスが非課税)を是正すること、個人所得税に極端に依存した税体系を是正すること、社会保障給付の増加と保護主義的な経済政策で拡大した財政赤字を削減することであった。GST 導入に際しては、卸売売上税が廃止されるとともに、所得税のフラット化・税率引下げも行われた。

標準税率は、導入時は 10% であった。1989 年 7 月に標準税率が 12.5% に引き上げられたが、このときも、その前年に所得税フラット化、法人税率大幅引下げが組み合わされた。付加価値税収の総税収に占める割合は、24.4% (2006 年) である。

最大の特色は、金融サービス(仲介及び手数料)、住居、免税点、公的機関のサービス(医療及び教育を含む)、海外旅行に対しても消費税が課せられる課税ベースの包括性と単一税率であり、「ニュージーランドの GST は、世界で最も課税ベースが広く、経済に対して最も中立的な付加価値税である。」とされている。

4.3 ニュージーランド GST 導入時の課題と低所得者対策

単一税率・包括的課税ベースの VAT (GST) を政権が導入する際の最大の問題は、年金受給者、低所得者、社会保障受給者の 3 者へどのように対応するかという点であった。これに対して政権は、年金は税引き後の賃金にリンクさせること、低所得者向けには給付付き税額控除で対応すること(ただし単身者は税額控除の対象外)で国民を説得した。また、「80年代の NZ では、垂直的公平性より水平的公平性の方が重視されていた」という事情もあった(D&W)。

国民の間にも、複数税率を設けたり非課税品目を増やすことによる制度の複雑化への懸念が強かったことから、低所得者への対応は社会保障給付の制度全体の調整によるべきであるとの政府の説得を、国民は受け入れたのである(D&W)。

その後、1999 年に行ったレビューにおいて、「最小のコストで税収を得るためには、課税ベースの拡大と単一かつ定率の GST が望ましい」との基本方針を確認することとなった。この方針に沿って、2005 年 1 月からは、従来非課税であった金融仲介取引を課税ベースに

取りこむために、対課税事業者向けの一定の取引に限って（登録制を導入することにより）ゼロ税率が適用されている。

次に、ニュージーランドの低所得者対策について概要を見てみよう。NZ の所得税には、基礎控除や配偶者控除は無く、税率 12.5% から 38% の 4 段階で所得課税される。これに対して、ワーキング・フォア・ファミリー・タックス・クレジット（WFTC）を中心とする多様な給付付き税額控除があり、税負担を調整しながら所得再分配機能を発揮させている。WFTC は、家族の年収、児童の数、年齢により異なるようにきめ細かく設計されており、18 歳未満の扶養児童を有する家族に対する支援である Family Tax Credit、勤労家族に対する支援である In-work tax Credit、低所得の勤労家族に対する最低所得保障である Minimum Family Tax Credit がある。また、中間所得層の個人の負担軽減を目的とする Independent Earner 's Tax Credit（源泉徴収制度を通じた税額控除で、WFTC との併用は不可、還付はなし）と併存している。このような税額控除が多重・多様に張り巡らされ、税制と社会保障が一体的に設計され全体として所得再分配が行われているのである。

この結果、包括的な課税ベースと単一税率の VAT の導入が可能となり、「税務執行コストの軽減と納税者のタックスコンプライアンスコストの大幅な軽減につながっている」（C&W）としている。

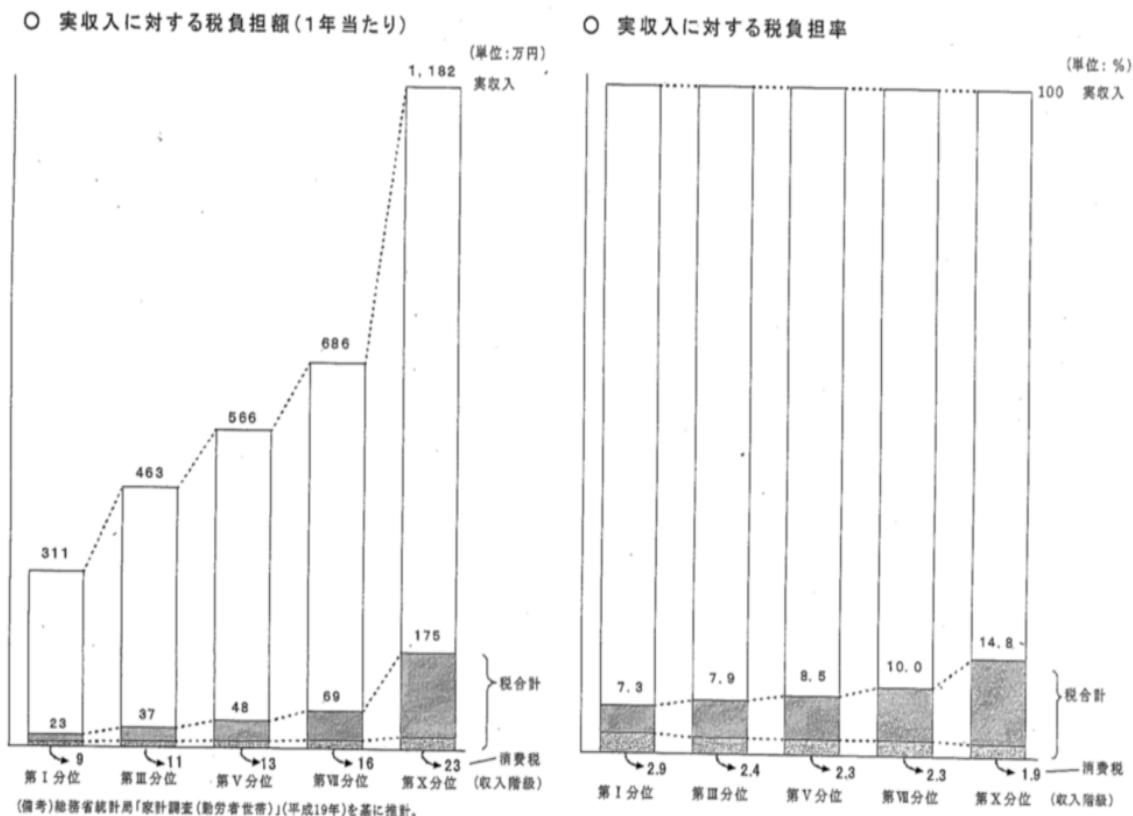
5 . 我が国へのインプリケーション

5.1 消費税の「逆進性」と軽減税率

消費課税は、所得が多い家計ほど消費に回す平均的な割合が低下するので、所得に対する消費税の負担割合は低く、逆に所得の少ない家計ほど消費税の負担割合は高くなる。これが、税制の最も重要な原則である、税負担の公平性、とりわけ垂直的公平性の観点から、問題視される。実際わが国の家計がどの程度の消費税を負担しているのかについては、政府税制調査会に、毎年の家計調査から試算した結果が報告されている。

図表 6

収入階級別の実収入に対する税負担(平成19年分)



これに対し旧政府税制調査会は、「・・・長寿化、経済のストック化、働き方の多様化といった経済・社会の構造変化の中、『一時点の所得』の水準という一つの尺度からのみ担税力を評価することは必ずしも適当でなくなっている。例えば、かつての所得で蓄積したストックを取り崩して豊かな生活を享受している者と、現在は一定の所得があるものの将来の不確実性や老後生活に備えて質素に生活している者がいたとする。この場合、前者について、現時点の所得に対する消費税負担率が後者より高いからといって、経済力が乏しい者により重い負担を求めているという『逆進性』の弊があるとは必ずしも言えない。一方では、稼得された所得はいつかは消費されとの考えに立てば、消費は『一時点の所得』よりも生涯を通じた経済力をより正確に反映していると考えられる。これに比例的に負担を求める消費税は、むしろ負担の公平に資するとの見方も可能である。消費税を含む税体系の抜本的改革に際しては、このような観点を踏まえた上で、所得分配に与える影響に留意すべきである。所得再分配については、国民が広く公平に負担を分かち合うとの基本的考え方に立って、安易な歳出等を避けつつ、真に支援が必要な者にきめ細やかに社会政策的

な配慮を行うこととすべきである。」(政府税制調査会平成19年度答申)と反論を述べている。「人の生涯所得は生涯消費に等しい」ということからもうかがわれる議論で、先述のようにマリーズ・レビューの認識とも相通じるものである。

しかし、政治的には逆進性の問題は大きな課題となる。

そこでEU諸国では、基礎的食料品等に優遇税率(軽減税率・ゼロ税率)を導入して対処しているが、これに対して様々な問題が報じていることについては、すでに述べたところである。優遇税率に対する反論を改めて整理すると、次のようになる。

第1に、優遇税率の適用範囲を合理的に設定することの困難性である。食料品といってもぜいたく品から基礎的な食料品まで幅広く、消費者の嗜好が多様化している中で、その範囲を合理的・具体的に定めることは困難である。とりわけわが国のように、政治が業界の個別利益を代表しがちな国では、何が食料品かをめぐって業界を上げての議論となり、收拾がつかなくなる可能性がある。

第2に、軽減税率に伴う事業者(納税義務者)の事務負担の増加である。この問題は、単に流通機構の問題だけではない。食料品に軽減税率を適用すると、農家は、売り上げである食料品は軽減税率である一方、仕入れ(食料生産をするための、石油、ガス、農機具、輸送機器等)は標準税率なので、税率いかににより還付が生じうる。その場合、還付を受けるための納税者の記帳事務コスト、それを調べる税務当局のコストは大幅に増加する。事業者の事務負担増加コストは価格におりこまれ、消費者に転嫁されることになる。

第3に、優遇税率の趣旨である低所得者対策の効果が疑問であることである。生活必需品に対する税率を低くしても、高所得者も同じように生活必需品を購入して生活するので、低所得者と高所得者の格差是正効果は弱いばかりか、絶対額で見れば高所得者の恩恵の方が高くなる。つまり、複数税率がもたらす格差是正効果・再分配効果は極めて限定的である。この点は、マリーズ・レビューでも繰り返し指摘された点である。

最後に、軽減税率の減収分を補うために、標準税率の引き上げ幅を大きくしなければならぬという問題がある。我が国で現行消費税率(5%)を3%引き上げ8%になるというケースで軽減税率を5%と想定すると、軽減税率で失う税収を稼ごうとすれば、標準税率は10%程度にならざるを得ない。

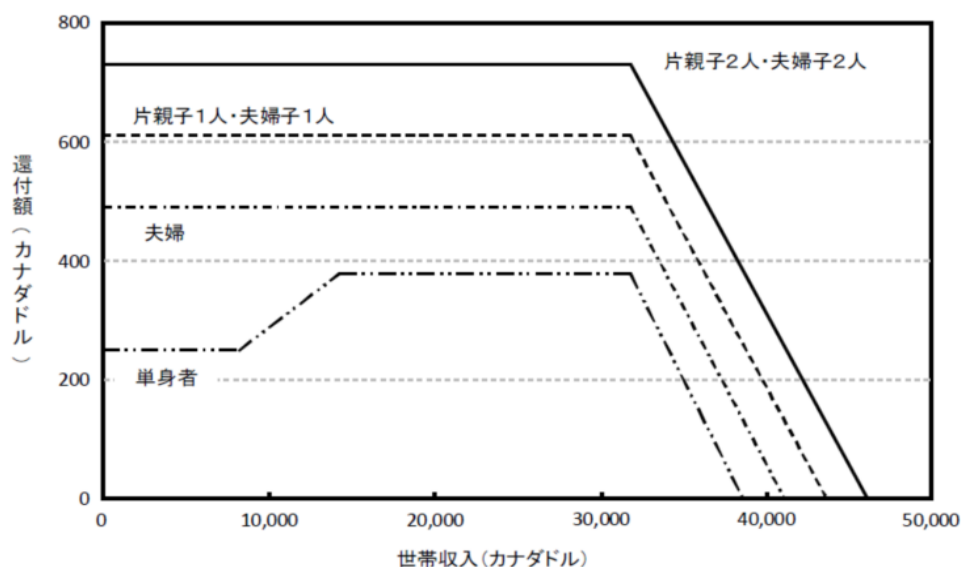
5.2 「逆進性」対策としての給付付き税額控除 GST 控除

このように軽減税率についてはいろいろな問題があることが指摘されており、民主党政権は、カナダやシンガポールで導入している税額控除による対応を検討することとしている。民主党政権は、09年の選挙マニフェスト並びに平成21年12月22日に閣議決定された平成22年度税制改正大綱において、「『給付付き税額控除』の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。」と記述している。そのためには、税制と社会保障に共通の番号制度の導入が前提とされており、すでに検討が始まっている。

カナダでは、このような制度を、GST 控除 (GST Credit) として導入しているが、その概要は次の通りである。家計調査から低所得者の基礎的生活費を計算し、その7% (消費税率、導入当時) 分を家族構成に応じて、所得税額から税額控除する、控除し切れない分については還付 (給付) する、というのが基本的な設計である。

GST 控除は、原則として19歳以上の者が申請できる。GST 控除の額は、家族の人員構成と家族の所得によって決まる。具体的には、本人分248カナダドル、配偶者分248カナダドル、18歳以下の子1人あたり130カナダドルが与えられる。一人親の場合は配偶者みなし加算(248カナダドル)が、単身者の場合は最高で130カナダドルが、それぞれ加算される。夫婦2人の場合は、最大756カナダドルとなる。家族の実所得が3万2,312カナダドルを超えると減額され、最終的にはゼロとなる。(以上、2010年1月現在)

図表7 カナダの GST 税額控除の概要



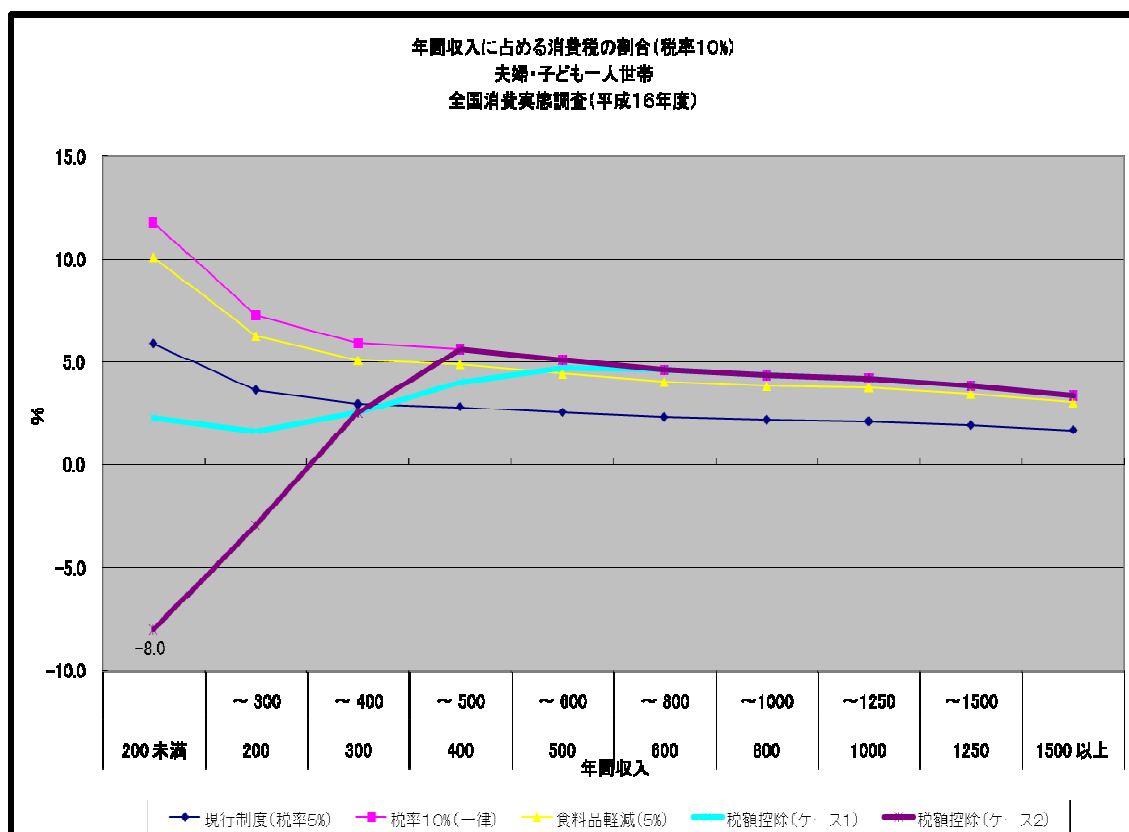
(出典) Canada Revenue Agency, Goods and Services Tax/Harmonized Sales Tax (GST/HST) credit.
<http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/gsthst/menu-eng.html>

また、シンガポールでは GST の税率が2007年に7%に引き上げられた際、GST 相殺政策 (GST Offset Package) として、GST 税額控除を含む歳出対策が行われた。納税者の住宅資産額と年間所得に応じて、4年間で100 - 1000シンガポール・ドルの範囲で税額控除される。その他に、高齢者層への現金給付、低家賃住宅居住者に対する教育費補助、低所得者層の公共料金等の補助を含む9種類の施策を組み合わせた合計10種類の政策パッケージが実施に移された。

5.3 わが国への導入と試算

我が国で、消費税率引き上げに伴う逆進性の影響を試算してみると、見事に逆進性がなくなるが見て取れる。図表8は、全国消費実態調査をもとに、年間収入に占める消費税の割合を佐藤主光一橋大学教授が図表化したものである。消費税率5%のもとでは、紫色のラインのように、消費性向の高い低所得者層の方が所得に占める消費税負担が高い、いわゆる逆進性が見て取れる。税率を10%に引き上げるとその逆進性は2倍になる（赤紫のライン）。そこで、「定額（10万円）+所得300万円以上で削減率5%（年収500万円までゼロ）」という給付付き税額控除を導入すると、濃い紫のラインのように、所得500万円以下で逆進性がなくなり、累進性が確保されることが見て取れる。

図表8



5.2 金融取引と消費税

わが国の消費税法において、金融取引は、次のように主に技術的な問題点から非課税とされている。

第1に、取引の基本的な性格から見て、通常の財貨・サービスの流れに課税する消費税

の課税対象としてはなじみにくいこと。

第 2 に、金融取引においては、金融機関の受け取る貸付金利子が売上となるが、これに課税しようとする、それに対応する仕入れとして、預金利子の仕入れ税額控除を認めることが必要になる。その場合、預金者には、家計と事業者があるが、家計はそもそも納税義務者にはならないので仕入れ税額控除の対象にはならず、事業者の預金にかかる預金利子だけを控除することになる。しかし、一般的に、預金者の属性、すなわち、家計か事業者かの区分は、技術的に困難であること。

さらに、付加価値（売上、仕入）の定義が難しいこと、利子の内訳としては、純粋利子、リスクプレミアム、金融機関の付加価値が入っており、VAT の趣旨からは、金融機関の付加価値にのみ課税すべきであるが、その部分の切り分けが困難であることが理由とされてきた。

EU 等においても、金融仲介サービスは、VAT にはなじまないとして非課税とされてきた。

しかし、金融機関が預金活動により資金を調達し、貸付を行う事によって利鞘を稼ぐ行為に付加価値が生じていることは明らかで、金融取引が非課税であることは、課税の公平や中立性の観点（経済活動に与える歪み）から問題が指摘されてきた。非課税取引が流過程に入りこむと、課税の累積が起き、取引をゆがめる（その分消費者に転嫁するか、みずからの収益を減らすことになったり、自家調達の助長につながる）ことになる。

そこで、金融取引を何らかの方法によって分解、分析する事により、解決の糸口を見出す試みや、課税の可能性を模索するさまざまな研究が行われてきた。EU を中心に、キャッシュフロー税や修正リバースチャージ法等の方式が議論されてきたが、執行の困難性から実現には至っていない。

莫大な IT 投資が行われている今日、金融機関にとっても、それらにかかる消費税が仕入れ税額控除できることは、決してマイナスというわけではない。課税になれば、消費者に対してはその分コストが上昇するが、対企業では、仕入れ税額控除ができることになり、税収は、対消費者分で増加し、対事業者分で減少する（トータルでは増収になる）。

ニュージーランドでは、我が国では非課税となっている金融仲介 サービスについて、2005 年 1 月から、企業向け金融サービスに対して、ゼロ税率を適用する方法によって課税している。ゼロ税率適用対象企業は、GST 登録を行う必要があり、総売上の 75% が課税売上である企業がその対象となる。なお一般消費者等に対する金融サービスは非課税である。

現実的な解決策としてニュージーランドの方式が有効かどうか、今後更なる検討が必要であり、D&W のペーパーは、この点の評価は留保している。

5.3 最後に

NZ の経験は、VAT は「包括的な課税ベース」と「単一税率」を保つことの重要性（税務執行コスト、納税者コンプライアンスコストの観点から）と、逆進性対策は給付付き税額

控除を中心とした社会保障政策で行うことの有効性を実証したともいえる。我が国でも消費税引き上げ議論が不可避であるが、このようなNZの経験がわが国に与える示唆として何より重要な点は、「包括的な課税ベース」と「単一税率」を保つことの重要性を政府が認識し、その方向で国民を説得した、ということである。

〔参考文献〕

- 森信茂樹（2000）『日本の消費税』納税協会連合会 2000 年
森信茂樹（2007）『抜本的税制改革と消費税』大蔵財務協会 2007 年
鎌倉治子（2008）『諸外国の付加価値税』国会図書館調査及び立法調査局
西山由美（2010）「EU 付加価値税の現状と課題 マーリーズ・レビューを踏まえて」（フィナンシャルレビュー最新号）
国枝繁樹（2008）「金融サービスに対する消費課税のありかたについて」（『金融所得課税の基本問題』日本証券経済研究所）
OECD（2008）『Consumption Tax Trends, 2008 Edition』
Commission of the European Communities (1987), “Commission Communication on completion of the internal market: Approximation of indirect tax rates and harmonization of indirect tax structures “
Commission of the European Communities (2003), “Evaluation report on the experimental evaluation of a reduced rate of VAT to certain labor-intensive services,” Working Paper SEC(2003) 622.

（森信 茂樹 中央大学法科大学院教授 著）

第5部 今後の展望

1. 我が国税制を取り巻く状況

冷戦終了後の世界は、東欧諸国や BRICS 諸国の台頭や、EU 域内のヒト・モノ・カネの移動の自由化が進み、一気にグローバル経済に突入した。そしてそのことが先進諸国の租税政策に大きく2つの変化を引き起こした。

ひとつは、BRICS 等からの低価格商品が流入する結果、低スキル労働の代替による労働者の賃下げや非正規雇用化、格差・貧困問題が社会問題となったことである。これへの対応として、税制の所得再分配機能の強化の必要性が認識され、多くの国で給付付き税額控除の導入にみられるような、税制と社会保障制度を一体化する政策で対応が進んできた。

もうひとつは、各国とも法人税・所得税の税率を引き下げ自国に工場や資本を引き入れるという「税の引き下げ競争」が激化したことである。その結果、高税率国では工場移転やそれに伴う失業者の増大が進み、それを防止するために自国の法人税率を引き下げざるを得ない状況が生じた。このような競争は、法人税の分野だけでなく、所得税の世界でも進んだ。その結果、OECD 諸国の法人税率や所得税最高税率を見ると、この10年で法人税では約10%（2000年34.07% 2009年25.85%）所得税最高税率では、約5%（2000年39.99% 2008年34.89%）引き下がっている。

ただし、法人税の世界では、「税率は引き下がったが税収は返って増加する」という現象が生じた。それは、法人税率引き下げを基本的には課税ベースの拡大による、税収中立型で行ったことと、税率の低下が、新規企業開設の増加につながったことによる。

このように、グローバル経済の中で税負担の引き上げが難しい中で、先進諸国は、共通の課題である高齢化に伴う社会保障費の確保をしていくという命題を背負っている。さらにはリーマンショック対策に伴う財政赤字拡大やギリシャ財政赤字問題に見られる、市場の財政規律への関心の高まりの中で、各国とも、所得・消費・資産に対する課税という3本の柱を軸に、各税目にどの程度の財源調達能力を見込んで最適なタックス・ミックスを構築し、ともすればトレードオフになりがちな「公平」と「効率」をいかに両立させた税制・財政政策を行っていくかという点が、重要な視点となっている。

とりわけ法人税制（さらには資本に対する税制）のあり方を検討する際には、マリーズ・レビューでも指摘されているとおり、グローバル経済・世界的競争の中で、「何を課税ベースとして」「どこで課税するのか」が改めて重要な問題となってきた。

2. 我が国の法人税を取り巻く状況

我が国の法人税負担の状況は、別添のようになっている。国・地方を合計した法人税率

(表面税率)は40%と、米国と並んで世界最高水準にあり、30%前後となって欧州諸国と比べて10ポイント以上、20%台のアジア諸国とはそれ以上の大きな差が付いている。他方で、実際に法人が負担した実効税率ベース(税負担ベース)で比較すると、欧米ともに30%台となっている中、我が国だけが40%近い水準となっている。注目すべきは米国で、表面税率はわが国と同様の40%であったのが、実効税率では30%と、10%も低くなっていることである。これは、政策減税等により米国の法人所得税の課税ベースが日本と比較して狭いと考えられる⁷³ことに加えて、米国多国籍企業が低税率国への所得シフトをタックスプランニングとして進めた結果であると考えられる。ヒト・モノ・カネ、さらには知的財産権が国境を越えて自由に動き回るグローバル経済の下で、低税率国にこれらを集中させ、企業グループ全体の税負担をミニマイズするタックスプランニングは、極めて一般的な企業行動としてとらえられ導入されている。外国人株主比率の上昇の続く我が国企業でも、このような米国流タックスプランニングは普及しつつある。

このような状況の下で、我が国が、面税率、実効税率ともに世界最高水準にあるという現状を放置しておくことは、我が国企業の生み出す付加価値の海外への流出をもたらすだけでなく、我が国の立地の競争力を低下させ、海外からの企業の流入機会を逃すことになり、我が国の雇用を減少させ、ひいては高齢化に必要な財源を失っていくということに他ならない。また、高い税負担が、我が国企業の競争力に大きなハンディキャップとなっていることはいうまでもない。

人口減少経済の下で、自国の経済を活性化しつつ、高齢化や財政赤字への対応としての財源を確保していくには、積極的に海外市場の成長の果実を獲得し、海外からの投資資金を国内に呼び込むことによって、国内の経済成長につなげていくことが残された少ない選択肢である。そこで、成長により果実を大きくするとともに、その果実を所得再分配や社会保障の安定財源につなげていくような税制改革・財政改革が極めて重要となる。

これが今日我が国最大の政策課題である。

3. 我が国を取り巻く投資の状況

このような認識に立ち、我が国法人税を取り巻く環境を見ると、税制が内外資金フローに大きな影響を及ぼしているという事実が判明する。

わが国がどの国に直接投資をし、どの国から投資資金を受け入れているのか、日本銀行の「国際収支統計」(2007年)を見ると、わが国に直接投資を行っている国の第1位は米国であるが、第2位はオランダ、第4位はケイマン諸島、第8位はシンガポールとなっており、他方で、わが国が対外直接投資を行っている国をみると、第1位は米国であるが、第2位はオランダ、第4位はケイマン、第6位はシンガポールと、同じ様な国が入っているこ

⁷³ 第2部第2章でも指摘したとおり米国では、50%特別償却制度が2003年-04年、2008年-09年において適用可能であり、平均実効税率(EATR)を引き下げていると考えられる。

とが分かる。オランダ・シンガポールでは、他国から資本を呼び込むための優遇税制をもっており、これを活用しようと先進諸国の企業が、オランダ・シンガポール経由で投資を行っていることを示している。ケイマンはいうまでもなく有名なタックスヘイブン国である。

これらのことは、すでにわが国の対内・対外直接投資が、タックスヘイブン・低税率国経由で、租税を節約・(合法的に)回避しようとする意図のもとに行われていること、つまりタックスプランニングの真ただ中にあることを示している。その結果、我が国で稼いだ企業利益が、我が国に十分な税金を払わずに海外に移転している、あるいは我が国に来るべき欧米企業が、シンガポールなどの低税率国経由で我が国に必要最小限の事業展開をしているのである。

一方、我が国企業の対応を見ると、我が国グローバル企業の資金管理等本社機能が、オランダ等の低税率国にシフトするなど、税負担の軽減を目的とした事業再編が活発化し始めていることがわかる。たとえば、グローバルに事業展開しているA社は、オランダに金融の統括会社を設立し、グループ会社約600社の資金を一括管理するシステムを導入した。またB社は、小型車の生産拠点をタイなど新興国に全面移管した。

もちろん、これら企業行動の最大の要因の一つが、先進諸国より10%、アジア諸国より10数%も高い我が国の法人税率にあることは言うまでもない。

我が国と同様の事態に直面したのがドイツである。周辺に、オランダやアイルランドといった低税率国が存在し、旧東欧圏の法人税率引き下げ競争に縄増されてきたドイツは、メルケル大連立政権の下で、10%もの法人税率(実効税率)の引き下げを行った。その法律には、税制改革の目的として、「ドイツの企業立地の国際的競争力の向上。ドイツ国内への投資及びドイツ国内で申告される利益の増加。」と記されている。そして注目すべきは、このような大幅な税率引き下げが、課税ベースの大幅な拡大による財源のねん出に加えて、移転価格税制の執行強化、企業の国外流出防止による国内課税基礎の強化等による増収を考慮しながら、ほぼ収支中立で行われたことである。

4.2 段階に分けた法人税改革を

このようにグローバルな経済下で抜本的税制改革を行うには、格差・貧困問題に対処するため所得再分配機能を強化する「公平」な税制改革と、法人税引き下げを含む「効率的な税制改革をパッケージで行いつつ、財源調達機能を拡充していくという、狭い道を目指すタックス・ミックスが必要となる。

公平な税制改革・所得再分配機能の強化の具体的内容としては、欧米諸国が広く導入している、税制と社会保障の一体改革(給付付き税額控除の導入等)によって低所得者層の勤労意欲を引き出しつつ経済支援を行うという方法が考えられる。所得税最高税率の引き上げも考えられるが、高度に国際的な資金移動が可能な今日、資本の国外流出や貯蓄の誘

因低下を招き、さらには勤労意欲の低下などを引き起こすという問題も指摘されており、慎重に検討する必要がある。まずは、「所得控除から税額控除へ、そして給付付き税額控除へ」という、民主党マニフェストや平成 22 年度税制改正大綱に記された方向を着実に遂行することが求められる。

一方、効率的な税制としては、自国の貯蓄を国内で効率活用して経済成長につなげるため、貯蓄・資本に対する税負担を軽減していくことが必要である。具体的には、法人税改革や金融所得の一体課税化（利子所得の損益通算等）を進めることである。また、所得税体系を消費税体系に変えていくことも効率税制へ転換であることも忘れてはならない。

法人税率を議論する際には、「表面税率」と実際に企業が負担する「実効税率⁷⁴」という 2 つの概念の区別が必要である。企業行動の研究成果では、「表面税率」は、企業が稼いだ利益をどこの国につけるかというプランニングの際重要なメルクマールとなる。他方「実効税率」は、企業がどの国にどの程度の投資を行うかという際の重要なメルクマールである。また、企業のキャッシュフローを増加させ国際競争力をイコールフットイングにするには、実効税率の引き下げが不可避である。

我が国の状況を見ると、法人実効税率を 10% 軽減させ先進諸国並みにするには、ここ数年の実績ベースで 4 ~ 5 兆円の財源が必要になると見込まれる。しかし、戦後始まって以来の危機的な財政状況の下、4 年間消費税率を引き上げないとの政権公約のある中で、一気に法人実効税率を他の先進諸国並みに引き下げる改革は当面考えられない状況にある。他方で、前述した企業利益の我が国からの流出を止め、流入を促進し、雇用を確保していくことが緊急に必要な対策として求められている。

そこで、第 1 段階の法人税改革として、課税ベースを広げ、その財源をもとにして「表面税率」を引き下げる、という法人税改革を先行させてはどうだろうか。我が国からの付加価値や雇用の一方的な流出を止めるための法人税改革である。課税ベースの拡大による「表面税率」の引き下げは、国内企業の投資水準に影響を及ぼす限界実効税率を(多少)押し上げることになるかもしれないが、企業の立地選択に大きな影響を及ぼす平均実効税率の引き下げにつながることになる。特に、リーマンショック以降、国内企業のコアな製造拠点や研究開発拠点の海外流出が進展しつつあることを踏まえれば、我が国の成長戦略と整合性のとれた平均実効税率の引下げを実現することは喫緊の課題であろう。

課税ベースの見直しとしては、租税特別措置や減価償却制度の見直し、移転価格税制の改正、証券優遇税制の見直し等が考えられ、5% 程度の「表面税率」の引き下げとパッケージで行う収支中立型の改革である。

最近の法人企業統計を見ると、企業の年間減価償却額が設備投資額より大きくなっている。また、長引く不況下で、「減価償却が早過ぎて収益が出ない、もう少し償却のスピードが遅くてもよいが、損金経理要件が付いているので償却せざるを得ない」という企業の声も出始めている。デフレ経済下の減価償却の在り方として、現行のような加速度償却がよ

⁷⁴ 第 3 章でも見たとおり、実効税率には、平均実効税率、限界実効税率がある。

いのかどうかも改めて議論をし直す必要がある。法人税率引き下げとセットでの減価償却の見直しは、今がチャンスではないかともいえよう。

第2段階目の法人税改革は、「実効税率」の先進諸国並みの水準への引き下げ（法人実効税率 25%～30%程度への引き下げ）である。これを行うことによって、我が国の立地の競争力を高めるとともに、企業のキャッシュフローの改善を通じた投資の活発化や雇用の拡大が可能となる。それには、消費税・所得税・資産税を根本から見直す抜本的税制改革が必要となるので、国民的な議論が必要である。地方法人税の見直しも課題となる。

消費税率引き上げ等を含む税制抜本改革時にセットで行われる第2段階の法人税改革については、国民から、個人の負担で企業の負担を軽減する者との反論が予想される。しかし、企業と個人は、相対立する関係にあるのではない。いわば同じ船に乗った相互依存の関係にある。個人は企業から、雇用者、債権者、株主という立場で、賃金・利子・配当・キャピタルゲインの形で企業付加価値の分け前を得、それが企業の生む付加価値の源泉となっているのである。このように、法人税改革は、日本企業のためというより、我が国の「立地競争力」の確保、さらには企業の国際競争力の向上を通じて、高齢化に必要な税源・付加価値を生み出す企業を日本に残し、我が国経済を活性化するためである。

EU 諸国では、一貫して法人税率を引き下げてきたにもかかわらず法人税収の対 GDP 比は上昇している。このことが、当局者や研究者から「法人税パラドックス」として興味を引き、様々な実証分析が行われてきた結果、その理由として、以下の3点が判明した。

第1は、法人税率の引き下げは、租税特別措置の見直しなど課税ベースの拡大とセットでなされてきたということである。ドイツや英国の税制改革がその代表例である。

第2は、個人企業から法人企業へのシフトが進んだことである。

第3に、法人税率の引き下げ競争が顕著な2000年代に、「起業」が増えたことである。

とりわけ注目すべきは3番目の事実である。法人税率（表面税率）を引き下げた結果、人々のアントレプレナーシップ（起業家精神）が刺激され、経済活性化につながったことが実証的にも裏付けられた。このことは我が国で法人税減税の必要性を考えていく上での大きな示唆を与えてくれる。

5. 中長期の検討課題

グローバル化の進展に伴い、「税制の国際競争中立性⁷⁵」が問われている。特に、国際競争に直結する法人所得課税・金融所得課税については、こうした要請が強いものと考えられよう。第2部及び第3部で詳細に見てきたとおり、マーリーズ・レビューでは法人税が企業行動に与える歪みをいかに中立化していくかが議論され、様々な改革試案が検討されている。実際に改革試案で検討されている、ACEタイプの法人税改革案を採用しているベルギーなどの例もある。

⁷⁵ 「所得税・法人税の理論と課題（金子宏(2010)）」

他方、日本の産業構造や財政状況を踏まえれば、マーリーズ・レビューで検討されている改革試案を直ちに日本の法人税制体系に採用することは困難であるが、「何を課税ベースとして」「どこで課税するのか」というマーリーズ・レビューが投げかけている根源的な視点は、税制のあり方を検証していく上で極めて重要なものである。

本報告書が、政府関係当局を始め、我が国の税制のあり方を検討する際の一つの検討材料となることを期待する。

(森信 茂樹 中央大学法科大学院教授 著)

おわりに

昨年2009年は、所得から貯蓄を控除する形で消費を求めて直接税として課税するという支出税 (expenditure tax) を世の中 (直接的には英国政府) に提言したミード委員会報告から30年という節目にあたる。そこで、ミード報告を作成した英国シンクタンクのIFS (Institute for Fiscal Studies) は、ノーベル経済学者マーリーズ (Mirrlees) 卿をヘッドに、米欧の財政研究者を集め、グローバル時代にふさわしい税制提言として、「Reforming the Tax System for the 21st Century The Mirrlees Review」(以下、マーリーズ・レビュー) をとりまとめた。直接的には英国税制へのアドバイスという形をとるが、世界のトップレベル財政学者を結集して最先端の税制改革議論を内容としているだけに、今後世界の税制議論に大きな影響を与えることが予想される。

そこで、われわれ有志は、(財)企業活力研究所の支援を受けて、「マーリーズ・レビュー研究会」を設置、1年間ほぼ毎月1回集まり、分担を分けて報告会を開催し議論を行ってきた。本報告書は、マーリーズ・レビューの概要の紹介、研究会の議論を踏まえてのわれわれの問題意識、そして今後我が国の抜本的税制改革議論への示唆を集約したものである。

なお、マーリーズ・レビューは、総論ともいべき「Tax by Design」と、13項目にわたる主要税目に対する分析を深めた「Dimensions of Tax Design」の総体であるが、「Tax by Design」の部分は公表が遅れている。そこで、本報告書は、「Dimensions of Tax Design」のうち、法人税 (Taxing corporate income, International capital taxation) と消費税 (Value added tax and taxes) に焦点を当てて、担当を決めて執筆している。

今後我が国の税制改革議論に役立つことを期待する。

最後に、機会を与えていただいた(財)企業活力研究所、ならびに研究会の場で議論に参加して頂いた全ての皆さんに感謝したい。

2010年6月

マーリーズ・レビュー研究会 座長 森信茂樹

研究会メンバー

(委員)

阿部 泰久 日本経済団体連合会 経済基盤本部長
岩崎 政明 横浜国立大学大学院国際社会科学部教授
佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院准教授
鈴木 将覚 みずほ総合研究所政策調査部 主任研究員
森信 茂樹 中央大学法科大学院教授

(アドバイザー)

田近 栄治 一橋大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院教授
土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

(オブザーバー)

経済産業省 企業行動課

(事務局)

沖 茂 (財)企業活力研究所 専務理事
小藤 雅俊 (財)企業活力研究所 事務局長

< マーリーズ・レビュー研究会開催実績 >

第1回 平成21年5月22日

- ・議題：「法人税の分類と二元的所得税の特徴」
- ・プレゼンター：鈴木委員

第2回 平成21年6月12日

- ・議題：「法人課税改革案の整理と検討」
- ・プレゼンター：経済産業省企業行動課

第3回 平成21年6月25日

- ・議題：「消費課税についての議論」
- ・プレゼンター：森信委員

第4回 平成21年7月17日

- ・議題：「マーリーズ・レビューの意義及び金融サービスへの課税について」
- ・プレゼンター：一橋大学 國枝准教授

第5回 平成21年7月30日

- ・議題：「Passive Income に対する国際課税について（概要）」
- ・プレゼンター：岩崎委員

第6回 平成21年9月17日

- ・議題：「新たな法人税の課税方式と日本経済への影響（試算）」
- ・プレゼンター：阿部委員

第7回 平成21年10月22日

- ・議題：「実効税率の変化に着目した主要国における法人税改革の効果」
- ・プレゼンター：鈴木委員

第8回 平成21年12月2日

- ・議題：「スウェーデン・パラドックス～競争・活力重視の福祉国家モデル～」
- ・プレゼンター：株式会社 日本総合研究所 湯元理事

第9回 平成22年1月22日

- ・議題：報告書の取りまとめに向けて（意見交換）

上記開催を踏まえ、平成22年4月及び5月に研究会報告書取りまとめに向けた編集会議を実施。平成22年6月に最終取りまとめ。